

公立大学法人
山口県立大学

2026入学生用
履修の手引



はじめに

この履修の手引は、本学に入学したみなさんがこれから4年間で学修する科目の履修方法、成績評価などについて記載したものです。よく読んで履修して下さい。

この中には、山口県立大学の目的と教育理念、入学から卒業までの仕組みなどについて詳しい説明があります。卒業まで大切に保管してください。

大学での学修の特色は、全学部共通の基盤教育科目群と各学部・学科の専門教育科目群で構成されるカリキュラムから、学生が自らの問題意識や卒業後の進路を考えて、自身の履修する授業科目を選択することにあります。

なお、「取得できる資格」などは、学科により異なりますので、第3章から第5章の自身の該当学科で確認してください。学科のカリキュラム表では、各科目の科目区分、必修・選択・自由科目の別、単位数などが確認できます。

本学での授業科目の単位修得の流れは、学期ごとに以下のとおりとなります。

1 学修計画 → 2 履修登録 → 3 受講 → 4 期末試験 → 5 成績評価

大学から提供される情報に基づき、4年間の大学生活を見通した学修計画を立てることが必要です。これからの4年間に有意義な学生生活になるよう期待しています。

適切な学修計画を立てるための情報を次の方法で提供していますので、利用してください。

①履修の手引（本資料）

各学部・学科のカリキュラムや資格取得等に関する情報を確認することができます。

②YPUポータル

成績、休講情報等の教務に関する情報をはじめ、各種イベント、就職に関する情報など、学生生活を送る上で重要な情報が得られる Web 上のシステムです。重要な事項のお知らせを見落とすと、卒業できなくなる場合もあります。授業がない日でも YPU ポータルを確認する習慣をつけてください。
※YPUポータルのID・パスワードは、他人に知られないように、取扱いに十分注意してください。

③シラバス

1年間に開講される授業の内容や学修目標、成績評価方法・基準、履修条件、使用テキストなどについて詳しく記載されたものです。

YPUポータル内で確認できます。学修計画を立てるに当たり必ず確認し、授業科目の選択及び学修の指針としてください。

④時間割

毎年4月に前・後期分をYPUポータルで配布します。なお、変更が生じた場合はYPUポータル等でお知らせします。

⑤掲示板

授業に関する情報（時間割の変更・各種オリエンテーションのお知らせ・試験日程等）は、YPUポータルのほか、掲示によりお知らせします。

掲示板は、2号館1階及びキャンパスモールに設置されています。

その他、学部や学科ごとの掲示板もあります。それぞれの位置をよく確認してください。

⑥各種オリエンテーション（説明会）

学期の始めに学部・学科ごとに開催されますが、その他にも、演習の配属、実習の準備など授業に関するものや資格取得・単位互換制度・留学生募集など必要に応じて開催されます。

具体的な情報が得られますので、必ず参加してください。

⑦ Web ページ

本学ホームページからも、情報を得ることができます。

山口県立大学ホームページ

<https://www.yamaguchi-pu.ac.jp/>

第1章 大学での学びについて

1-1 山口県立大学の目的と教育理念

(1)目的	1
(2)4つの理念	1

1-2 入学から卒業までの仕組み

(1)修業年限	1
(2)在学期間	1
(3)単位制	1
(4)単位について	1

1-3 学修計画・授業

(1)学期（セメスター制）と授業	2
(2)履修の年次・学期	2
(3)授業時間	2
(4)授業科目の区分	2
(5)科目ナンバリング	3
(6)授業のクラス	4

1-4 履修登録

(1)授業科目の履修登録	4
(2)履修中止	4
(3)履修科目の登録の上限	4
(4)他学部・他学科の授業科目の履修	5
(5)他の大学等の授業科目の履修	5
(6)単位互換科目の履修	5

1-5 受講

(1)出欠確認	5
(2)公認欠席	5
(3)休講・補講	8
(4)緊急時における休講措置	8
(5)学外で実施される授業に参加する学部生の移動手段	9
(6)学期末授業評価	9

1-6 試験

(1)定期試験	10
(2)追試験	10
(3)再試験	10

1-7 成績評価

(1)学業成績の区分	11
(2)グレードポイントアベレージ（略「GPA」）制度	11
(3)成績の通知	12
(4)進級基準、学習支援及び退学勧告	12

1-8 特別な単位認定

(1)入学前に修得した単位の認定	13
(2)入学後に修得した単位の認定	13

1-9 単位互換制度	
(1)他大学との単位互換	14
(2)修得単位	14
(3)受入学生数及び履修方法等	14
(4)ガイダンスの実施及び履修の手続	14
(5)検定料、入学料及び授業料	14
1-10 修学支援	
(1)修学に関する相談、学習室等	15
(2)障害等のある学生への修学支援	15
1-11 学 籍	
(1)休 学	15
(2)退 学	15
(3)復 学	16
(4)除 籍	16
(5)再入学	16

第2章 全学共通教育

2-1 基盤教育	
(1)養成する人材像	17
(2)人材育成目標	17
(3)カリキュラムポリシー	18
(4)教育課程	19
2-2 キャリア教育	
(1)インターンシップについて	22
(2)「YFL キャリア」について	23
(3)YFL 人材の認定要件及び認定証等の発行	23
2-3 国際教育交流・海外研修・留学	
(1)交換留学	27
(2)海外語学・文化研修	27
(3)海外スタディーツアー	27
(4)海外フィールドワーク・海外実習	27
(5)海外渡航における危機管理	27
2-4 SPARC 教育プログラム	
(1)SPARC 教育プログラムに関する科目について	28
(2)SPARC 教育プログラムで身に付ける資質・能力	29
(3)SPARC 教育プログラムの支援	29

第3章 専門教育（国際文化学部）

国際文化学部

学部の教育目的	30
3-1 国際文化学科	
(1)学科の教育方針	30
(2)教育課程	33
(3)免許・資格等	43

3-2 文化創造学科	
(1)学科の教育方針	50
(2)教育課程	53
(3)免許・資格等	63

3-3 情報社会学科	
(1)学科の教育方針	70
(2)教育課程	73
(3)免許・資格	81

第4章 専門教育（社会福祉学部）

社会福祉学部

学部の教育目的	84
---------	----

4-1 社会福祉学科	
(1)学科の教育方針	84
(2)教育課程	87
(3)免許・資格	97

第5章 専門教育（看護栄養学部）

看護栄養学部

学部の教育目的	105
---------	-----

5-1 看護学科	
(1)学科の教育方針	105
(2)教育課程	108
(3)免許・資格	116

5-2 栄養学科	
(1)学科の教育方針	122
(2)教育課程	125
(3)免許・資格	135

第6章 学則・規程関係

6-1 山口県立大学学則	145
---------------------	-----

6-2 教務に関する諸規程	
(1)山口県立大学授業科目履修規程	156
(2)山口県立大学試験実施要綱	201
(3)山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程	202
(4)山口県立大学入学前既修得単位認定規程	204
(5)大学以外の教育施設等における学修のうち 文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程	205
(6)山口県立大学他の大学等の授業科目の履修等に関する規程	207
(7)山口県立大学他大学等修得単位認定規程	208

6-3 山口県立大学学生懲戒規程	209
-------------------------	-----

第1章

大学での学びについて

- 1 山口県立大学の目的と教育理念
- 2 入学から卒業までの仕組み
- 3 学 修 計 画 ・ 授 業
- 4 履 修 登 録
- 5 受 講
- 6 試 験
- 7 成 績 評 価
- 8 特 別 な 単 位 認 定
- 9 単 位 互 換 制 度
- 10 修 学 支 援
- 11 学 籍

1-1 山口県立大学の目的と教育理念

(1)目的

山口県立大学は、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元による地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成することを目的とする。(山口県立大学学則第1条)

(2)4つの理念

- ①「人間性の尊重」
- ②「生活者の視点の重視」
- ③「地域社会との共生」
- ④「国際化への対応」

1-2 入学から卒業までの仕組み

(1)修業年限

学部の修業年限は4年とします。学生は、原則として修業年限として定められている期間と同じ期間以上を在学しないと卒業することができません。ただし、休学中、停学中（3月以上）の「在学」は、修業年限には通算されません。

(2)在学期間

学生は8年を超えて在学することができません。なお、休学中は、その休学期間は在学期間には算入されませんが、停学中はその停学期間は在学期間に算入されます。

(3)単位制

単位制とは、授業科目を履修することで定められた単位数を修得し、卒業・資格取得ができる制度のことです。

(参考) 卒業要件

学 部	学 科	卒業に必要な単位数
国際文化学部	国際文化学科	124 単位以上
	文化創造学科	124 単位以上
	情報社会学科	124 単位以上
社会福祉学部	社会福祉学科	124 単位以上
看護栄養学部	看護学科	124 単位以上
	栄養学科	124 単位以上

(4)単位について

1単位を修得するには、「授業」と「授業以外の学習」（自主学習）の時間を合計した45時間の学修が必要です。

予習・復習など、授業以外の自主学習時間を前提として単位が認められていることに留意してください。

なお、授業形態により1単位当たりの学修時間（45時間）の内訳が異なります。

- ①講義・演習………15時間の授業（看護栄養学部は、15～30時間の範囲）と30時間の自主学習時間
- ②実験・実習・実技…30時間の授業（看護栄養学部は、30時間～45時間までの範囲）と15時間の

自主学習時間

※単位計算上は、実際の授業時間1コマ90分を2時間とみなして計算します。

1-3 学修計画・授業

(1)学期（セメスター制）と授業

本学では、1年間を前期・後期の2つの学期に分け、各学期に授業を完結し、単位を修得していくセメスター制を採用しています。

授業の実施方法は、時間割により毎週開講される「通常授業」と、時間割によらず、休業期間などを利用して特定の期間に集中して開講される「集中講義」に区分されます。

前 期	後 期
4月1日～9月30日	10月1日～3月31日

(2)履修の年次・学期

本学のカリキュラムでは、各科目の履修年次・学期が示されており、授業科目一覧表の「開講期」に記載されています。できるだけ示された学年・学期での履修に努めてください。

ただし、都合により開講期が変更される場合があります。各科目の開講については、毎年示される「時間割」で確認してください。

(3)授業時間

授業時間は以下の校時表のとおりです。

時 限	授 業 時 間
1 時 限	8：50～10：20
2 時 限	10：30～12：00
3 時 限	13：00～14：30
4 時 限	14：40～16：10
5 時 限	16：20～17：50
6 時 限	18：00～19：30

(4)授業科目の区分

①基盤教育科目群（全学部共通科目）

基盤教育は、高校の学びから大学の学びへの接続を行い、すべての学部学科の専門教育課程を履修するために必要となる学びの土壌づくりを行うための教育課程です。基盤教育科目群は以下の科目群で構成されています。

[I 群 生命・生活・人生を探究する科目]

[II 群 言語コミュニケーション科目]

[III 群 数理・データサイエンス科目]

[IV 群 実践的統合教育科目]

②専門教育科目群（学部・学科の専門科目）

各学部・学科の教育目標に基づいて、専攻分野に関わる専門的資質・能力の修得を目標とする科目群です。

③卒業要件との関連による分類

[必修科目] 卒業のために単位修得が必須の科目

〔選択科目〕 定められた単位数を下まわらない範囲で選択して修得する科目

〔自由科目〕 学部・学科の教育内容を豊かにし、学修の広がりや深化をはかるための科目。単位は認定されますが、卒業要件には入りません。

*必修・選択の用語は、免許・資格取得との関連でも用いられますが、その場合は所属学科の卒業要件との位置づけとは異なりますので、注意してください。

④免許・資格科目

全学部共通科目である「免許・資格科目」の中から、各学科で定められた科目を「基盤教育科目群」「専門教育科目群」とは別に履修することで取得できる免許・資格があります。取得できる免許や資格については、第3章から第5章を参照してください。

(5)科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、授業科目に学修の段階や順序等を示す番号を付して分類することで、教育課程（カリキュラム）の体系性や科目間の関連性を明示する仕組みです。各学科の授業科目一覧表に記載していますので、履修計画の作成に活用してください。

なお、本学の科目ナンバリングのルールは以下のとおりです。

科目ナンバリングの例

AA101aJ 「ライフデザイン」

A 基盤教育 A 基盤教育 1 基盤教育科目群の科目 01 基盤教育科目群の一番目の科目 a 講義 J 日本語

【科目ナンバリング】

区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6
例	A	A	1	01	a	J
内容	【学部コード】 A: 基盤教育 B: 国際文化学部 C: 社会福祉学部 D: 看護栄養学部	【学科コード】 A: 基盤教育 B: 国際文化学科 C: 文化創造学科 G: 情報社会学科 D: 社会福祉学科 E: 看護学科 F: 栄養学科 J: その他（教職科目など）	【レベルコード】 1: 基盤教育科目群の科目 2: 専門教育科目群のうち基礎的・基幹的な内容の科目 3: 専門教育科目群のうち応用的な内容の科目 4: 卒業論文・卒業制作に相当する科目	【識別コード】 授業科目の識別番号 (科目の並び順に 01 から 99 まで番号を付す)	【授業形態コード】 a: 講義 b: 演習 c: 実験 d: 実習 e: 実技	【主たる使用言語】 J: 日本語 E: 英語 C: 中国語 K: 韓国語

(6)授業のクラス

学修効果を向上させるために同一科目を複数のクラスで開講する場合があります。

授業科目一覧表の名称で同一の科目名がついているものは、クラスごとに内容が異なっていますが、同じ授業科目として単位を修得します。また、時間割等では、識別するために科目名の末尾に、アルファベットの小文字を付けています。

(例：「日本国憲法 a」「日本国憲法 b」)

授業科目が、前期と後期に分かれて2クラスで開講されていても、前期に単位を修得できなかった場合を除き、受講は前期又は後期のどちらか1回のみとなります。また、受講者数が教室の許容範囲を超えた科目又は受講者数に制限がある科目については、選考又は無作為抽出等により受講者を決定することがあります。

1-4 履修登録

(1)授業科目の履修登録

各学期開始後のオリエンテーションや掲示等で、YPU ポータルでの履修登録についてお知らせします。

前期の指定された期間に、集中講義も含めて1年間に履修したい全ての履修科目を Web 上で履修登録してください。後期の開講科目については、後期の指定された期間に登録の変更が可能です。

※履修登録は、学生の自己責任で行うものです。

入力ミスや履修登録漏れ等があった場合は、その学期での履修ができず、単位の修得も認められません。

入力の際に確認するとともに、確定させた学生時間割表を必ず手元に保存し、十分に確認を行ってください。(保存した時間割は、成績評価が確定するまで保管してください。)

※4年次前期において、予め卒業に必要な単位数を履修登録していない場合、証明書発行機で「卒業見込証明書」が発行できなくなりますので注意してください。

(2)履修中止

授業科目の履修を取り止める場合は、各学期の授業開始後4週間以内に、チューター教員又は指導教員の確認を受け、教育研究支援部教務部門に履修中止届を提出してください。

(3)履修科目の登録の上限

学生が十分な学修効果をあげる自主学習時間を確保するために、各学期に履修登録できる授業科目の単位数の上限を下表のとおり定めています。

履修登録をする際には、所属する学科の履修上限の単位数を超えないよう、注意してください。

なお、自由科目の単位及び国際文化学部の認定科目（実践日本語Ⅰ、Ⅱ）の単位は、上限単位数に算入されません。

また、休学者、その他やむを得ない事由がある学生には適用されません。

学 部	学 科	上限単位数
国際文化学部	国際文化学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
	文化創造学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
	情報社会学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
社会福祉学部	社会福祉学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
看護栄養学部	看護学 科	26 単位
	栄 養 学 科	25 単位

(4)他学部・他学科の授業科目の履修

所属する学部・学科以外の学部・学科で開設されている授業科目でも、学修の幅を広げるために、所属学科の教育に支障をきたさない範囲で履修できます。他学部・他学科の授業科目の履修を希望する学生は、履修登録期間内に「他学部（学科）授業科目受講願」を教育研究支援部教務部門に提出してください。

なお、他学部・他学科の授業科目の単位は自由科目として取り扱います。

(5)他の大学等の授業科目の履修

交換留学生として海外の大学に派遣されることが決まった学生は、所定の期日までに「他の大学等の授業科目履修願」を教育研究支援部教務部門に提出してください。

休学して海外の大学に留学する場合も、他の大学等の授業科目の履修として認められることがありますので、教育研究支援部教務部門に相談してください。

(6)単位互換科目の履修

単位互換科目を履修する学生は、所定の期日までに、「他の大学等の授業科目履修願」を教育研究支援部教務部門に提出してください。

1-5 受 講

(1)出欠確認

出欠確認は、授業担当教員が授業ごとに定めた方法により行います。授業担当教員の指示に従ってください。出席管理システムを使用する場合は、学生証が必要になります。必ず携帯するようにしてください。

出席管理システムを使用した場合でも、点呼や小テストなど、他の方法と組み合わせて出欠確認を行うことがあります。最終的には授業担当教員の判断で出欠が確定します。授業開始前に出席管理システムに学生証をかざすだけで授業を受けずに退出する（いわゆる「ピ逃げ」）などの不正行為があった場合は、単位の修得や成績に影響するだけでなく懲戒処分の対象になることがあります。絶対に不正行為は行わないでください。

所定の授業時間数の3分の2以上出席していない科目については、定期試験を受験することができません。また、定期試験の有無や授業中に行われた試験等の成績に関わらず、単位修得は認められません。

(2)公認欠席

公認欠席とは、次表のやむを得ない事由により授業を欠席する場合に、所定の手続によって出席扱いとすることです。（「公認欠席に関する取扱内規」）

原則としてその事由が判明した日から1週間以内に、公認欠席願及びそれを証明する添付書類を教育研究支援部教務部門に事前に提出してください。忌引き、法定感染症、公共交通機関の途絶又は遅延についての願い出は、欠席事由の消滅後1週間以内に提出してください。

集中講義の公認欠席は、原則として所定の授業時間数の3分の1までしか認められません。

なお、公認欠席は出席扱いとはなりませんが、その日の平常点を保証するものではありません。

【公認欠席の事由と欠席が認められる日数】

No.	欠席事由	日 数	添付書類
1	三親等以内の親族の忌引き ○父母・配偶者・子 ○祖父母・兄弟姉妹 ○三親等までの親族	7日以内 3日以内 1日 (土日祝日・休業日 も含めた日数)	会葬礼状等
2	学校保健安全法による感染症	別表1 参照	登校許可証明書又は出席停止期間の記載のある医師の診断書
3	公共交通機関の途絶・遅延	随時対応	JR・バス会社等の証明書または遅延等の情報が記された書類・画像等(証明書のみでは遅延等の状況を説明できない場合は、別途状況説明資料を求める場合がある。)
4	通学経路において休講を措置する基準(8ページ参照)と同程度の気象状況等が発生	発生期間及び 通学経路を勘案して 随時対応	警報発令等の状況を示す書類・画像等
5	裁判員による裁判所の出廷	随時対応	
6	学長が認めた大学行事	開催期間のみ	
7	○ 教育実習(小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律第2条第1項の規定に基づく介護等の体験を含む。) ○ 本学が実習先と契約を締結した学外実習	実習日のみ	学部・学科等の実習担当教員が予め届け出たもの
8	全国大会・中国地区大会等に学術・文化・体育活動において県の代表として参加する場合	大会期間のみ	大学宛の選手出場依頼文、大会開催案内等
9	骨髄移植に係る骨髄液又は末梢血幹細胞の提供を行う場合	随時対応	財団法人骨髄移植推進財団の発行する証明書等
10	その他学長が特別に認めたもの	随時対応	

(別表1) 学校保健安全法に基づく学校感染症の種類と出席停止期間(施行規則第18条及び第19条の規定)

	種 類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 ^{※1} 、中東呼吸器症候群 ^{※2} 、特定鳥インフルエンザ ^{※3} 、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
第2種	インフルエンザ ^{※5}	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(水ぼうそう)	全ての発しんが痂皮化するまで
	※4 新型コロナウイルス感染症 ^{※6}	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症(別表2)	医師が感染のおそれがないと認めるまで

※1 病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。

※2 病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。

※3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(第6条第3項第6号)に規定する特定鳥インフルエンザをいう。

※4 第2種の感染症は、医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

※5 特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。

※6 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。

(別表2) その他の感染症(第3種の感染症として扱う場合もある)

種 類	出席停止期間の基準
溶連菌感染症(A群溶血性レンサ球菌咽頭炎)	医師が感染のおそれがないと認めるまで
マイコプラズマ感染症(マイコプラズマ肺炎)	
アデノウイルス感染症(アデノウイルス急性咽頭炎・扁桃炎)	
その他医師が感染すると認めたもの	

(3)休講・補講

①休 講

授業担当教員が、やむを得ない事由のため授業を実施できない場合、休講となります。

休講情報は YPU ポータルで確認できます。

なお、授業開始時刻から 30 分を経過しても授業担当教員から連絡がない場合は、教育研究支援部教務部門に確認してください。

②補 講

休講により予定どおり授業が行われなかった場合、学年暦で指定された土曜補講日、学期末の定期試験・補講期間又は担当教員が別に指定する日程で補講を行います。

(4)緊急時における休講措置

台風その他の気象状況によって、キャンパスでの災害が想定される等の緊急時には、授業の休講を措置し、YPU ポータルでお知らせします。また、授業再開のタイミングについても、YPU ポータルでお知らせしますので、気象状況の悪化が予報された場合は、YPU ポータルの情報によく注意してください。

【休講を措置する気象状況等の基準】

災害の種類	防災気象情報等	対象エリア	休講措置のタイミング
①暴風 ※ 1	暴風特別警報・暴風雪特別警報発令	山口市（陸上のみ）	発令後直ちに
	暴風警報・暴風雪警報発令	山口市（陸上のみ）	次の授業から
②大雨	大雨特別警報発令	山口市	発令後直ちに
③土砂	避難指示発令	山口市宮野 (土砂災害警戒区域)	発令後直ちに
④地震	震度5強以上発生	山口市	発令後直ちに
⑤その他	授業の実施に支障がある事象 (学長が都度決定)	(学長が都度決定)	(学長が都度決定)

※ 1 気象庁の発表において、山口市の陸上部で警報級の可能性が示された場合に限り休講を措置します。

【授業再開の基準】

災害の種類	防災気象情報等	授業再開のタイミング
①暴風 ②大雨 ③土砂	警報等が、 午前7時までに解除された場合	通常通り開講する
	午前7時～10時までに解除された場合	その日の3時限目から開講する
	午前10時～正午までに解除された場合	その日の4時限目から開講する
	正午以降に解除された場合	翌日から開講する（その日は休講）
④地震 ※2	震度5強以上の地震が、 午前0時～正午までに発生した場合	その日は休講し翌日から開講する
	正午～午前0時までに発生した場合	翌日は休講し翌々日から開講する
⑤その他	授業の実施に支障がある事象	(学長が都度決定)

※2 余震や被害状況等も勘案して判断しますので、基準とは別のタイミングで授業を再開することがあります。

(5)学外で実施される授業に参加する学部生の移動手段

学外で実施される授業に参加する学部生の移動手段は、原則として、徒歩、自転車、公共の交通機関（タクシーを含む）、公用車（公用車登録済みの教員の自家用車を含む）とします。

やむを得ず学部生が自動車等を運転して移動する場合は、以下の点について留意してください。

- ①交通法規を遵守すること
- ②交通事故が発生した場合は、学生個人の責任となること
- ③学生が交通事故の加害者となり莫大な損害賠償責任を負うリスクを避けるため、使用する車は自動車賠償責任保険及び任意保険に加入していること
- ④他の学生を同乗させての移動を回避すること
- ⑤目的地に応じて、道路、気象等に関する情報を確認すること

(6)学期末授業評価

各学期末に、学外で集中的に実施される実習科目及び集中講義以外の授業科目について、履修した学生による授業評価を実施します。学生が授業の評価を行うことを通して、より良い授業を創りあげようという取り組みです。評価は匿名で扱われます。学生の皆さんは、必ず回答してください。

①授業評価の手順

各学期の指定された期間に、YPU ポータルで履修した授業科目の授業評価を行ってください。

②授業評価の活用

授業評価の結果は、科目毎に集計され、その結果を参考にして、その授業を担当した教員は授業の改善と向上に努めます。

また、全ての授業評価の結果は、大学の点検評価報告書の資料の一部として、第三者の評価を受けるために大学認証評価機関に提出されます。

1-6 試 験

(1)定期試験

試験には、授業の中で実施される試験と、各学期の終わりに期間を定めて行う定期試験の2種類があります。（「山口県立大学試験実施要綱」、「山口県立大学授業科目履修規程」）

定期試験を受験するためには、「授業科目を履修登録していること」、「授業科目の所定授業時間数の3分の2以上授業に出席していること」が必須です。

また、定期試験は、原則として試験期間内の当該授業を行った同じ曜日・時限・教室で行われます。

なお、試験で不正行為をした場合は、学則第61条に定める懲戒処分のほか、山口県立大学授業科目履修規程第9条の定めるところに則り、当該学期に履修した授業科目のすべてについて単位の修得が認められません。

第2条 定期試験の受験者は、次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 授業科目の履修登録をしていること。

(2) 授業科目の所定授業時間数の3分の2以上授業に出席していること。

第3条 定期試験は、原則として当該授業を行った同じ曜日の同じ時限に同じ教室で行うものとする。

第5条 試験の受験者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 学生証を携行し、机上に提示すること。ただし、学生証を携行していない者は、教育研究支援部において所定の手続きを行った上、仮学生証の発行を受けること。

(2) 試験に必要な筆記用具及び許可されたもの以外の所持品を机上に置かないこと。

(3) 試験開始後30分以上遅刻した場合は、試験を受験することができないこと。

(4) 試験開始後30分を経過するまでは、試験室から退室することはできないこと。

(5) 答案用紙は必ず提出することとし、これを持ち帰ることはできないこと。

（「山口県立大学試験実施要綱」）

(2)追試験

病気・その他やむを得ない事由により定期試験を受験できない学生に対し、追試験願を提出することにより追試験が行われ、その成績は、定期試験に準じます。

《追試験の手続》

①当該科目の定期試験開始時刻までに、その事由を教育研究支援部教務部門に申し出ること。

②試験終了後、所定の期日までに欠席事由を証明する書類を添付し、追試験願を提出すること。

※病欠の場合は当日受診し、診断書をもらうこと。

(3)再試験

再試験を実施する授業科目の定期試験又は追試験を受験し、成績が不可となった場合は、再試験願の提出により再試験を受けることができます。再試験に基づく成績は「可」又は「不可」のいずれかになります。

《再試験の手続》

所定の期限内に教育研究支援部教務部門に再試験願を提出すること。

1-7 成績評価

(1) 学業成績の区分

学業成績は次の5区分で判定され、一度「可」以上の成績評価を受けた授業科目については、その成績評価及び修得した単位を、原則として放棄することができません。

また、「合格」、「不合格」で評価される授業科目は表1（12ページ）のとおりです。

合格	秀（100～90点）	科目の到達目標は、十分に達成されており、他の学生の模範となる。
	優（89～80点）	科目の到達目標は、十分に達成されている。
	良（79～70点）	科目の到達目標は、達成されているが、改善の余地がある。
	可（69～60点）	科目の到達目標は、達成されているが、さらに学習する必要がある。
不合格	不可（59～0点）	科目の到達目標は、達成されていない。

(2) グレードポイントアベレージ（略「GPA」）制度

本学では、学業成績をはかる基準として、GPA制度を採用しています。（「山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程」）

GPAは、履修した科目の成績を、「秀」=4.00点、「優」=3.00点、「良」=2.00点、「可」=1.00点、「不可」=0.00点に換算して計算され、「1単位当たりの平均の成績」といえます。

計算例：2単位の必修科目が「秀」、3単位の選択科目が「良」、2単位の選択科目が「不可」の場合、「秀」は4.00点、「良」は2.00点、「不可」は0.00点となるので、GPAは $(4.00 \times 2 + 2.00 \times 3 + 0.00 \times 2) \div (2 + 3 + 2) = 2.00$ となります。

この制度では、学期ごとの「学期GPA」と、入学してから当該学期までを通算した「累積GPA」を計算します。

それぞれの学期の学業成績がどの程度であるかを把握し、学期ごとの成績の変化を分析することによって、次学期以降の学修への取組みの参考にしてください。

$$\text{学期GPA} = \frac{[(\text{履修した授業科目の単位数}) \times (\text{その科目で得たポイント})] \text{の合計}}{(\text{履修登録した授業科目の単位数}) \text{の合計}}$$

*計算に含めない科目：

可否で評価する科目（表1）、自由科目、履修を中止した科目、転入学・再入学における単位認定科目、入学前に修得した単位認定科目、他の大学等で修得した単位認定科目

*途中放棄された科目は、計算に含め、「不可」扱いとする。

$$\text{累積GPA} = \frac{(\text{各学期で履修した授業科目の取得ポイントの合計}) \text{の総和}}{(\text{各学期で履修登録した授業科目の単位数の合計}) \text{の総和}}$$

*再履修により修得された科目が含まれる場合は、当初の履修登録による修得単位数及び取得ポイントを計算から除外する。

GPAは、学生表彰等に活用されます。（表2）

GPAが1点台の場合、ほとんどの科目が「可」であるか、あるいは「秀」や「優」がある一方で「不可」の科目も多いなどの状況が想定されます。日頃の授業への取組み方に問題があったり、学修計画に無理があったり、学修の目標を失ったりするなど何らかの原因があると思われます。一人で悩まず、授業担当教員やチューターに相談し、不得意科目を克服してください。

なお、この制度は、授業担当教員がシラバスに明記した方法・基準に基づいて成績評価を適切に行ったことを前提としています。成績評価に疑問がある場合は、予め指定された期間に疑義を申し立てることができます。

(表1) 合格・不合格で成績を表示する科目 (GPAの計算に含まれない)

学部・学科	開設科目	区分	開講期
全学科	就業体験・インターンシップ	I群 生命・生活・人生を探究する科目	1・2・3前期
社会福祉学部 社会福祉学科	社会福祉研究Ⅰ	実践的統合教育科目Ⅱ	3前期
	社会福祉研究Ⅱ	実践的統合教育科目Ⅱ	3後期
	社会福祉研究Ⅲ	実践的統合教育科目Ⅱ	4前期
	社会福祉研究Ⅳ	実践的統合教育科目Ⅱ	4後期
看護栄養学部 看護学科	看護総合演習Ⅰ	補習科目	4後期
	看護総合演習Ⅱ	補習科目	4後期

(表2)

学生表彰	①学部にて4年以上在学し、所定の単位を修得した者で累積GPA 3.75以上の者 ②学部にて4年以上在学し、所定の単位を修得した者で累積GPA 3.50以上3.75未満であって、該当学部長が特に高い人格識見及び社会貢献等の評価を添えて推薦された者（①に該当する者がいない場合）
------	--

(3)成績の通知

授業科目ごとの成績評価は、YPUポータル内で確認できます。

また、学生本人及び保護者等の同意を得て、保護者等へ成績を通知します。

(4)進級基準、学習支援及び退学勧告

各学年に設けられた次表の進級基準単位数に達していない学生は、原則として進級が認められません。

学生の学びと成長を促すために、学科のチューター教員を中心として、学期ごとに学習支援の必要と思われる学生に対して学習方法などをアドバイスする学習支援体制をとります。

また、学習支援を行ったにもかかわらず、正当な理由がなく、成業の見込みがない場合には、学長は本人及び保護者に対して退学を勧告することがあります。

時期	進級基準単位数 (卒業に必要な単位として計算されない科目(自由科目)を除く。)
1年次終了時	25単位以上
2年次終了時	55単位以上
3年次終了時	85単位以上

1-8 特別な単位認定

(1)入学前に修得した単位の認定

①新入生

本学に入学する前に本学の科目等履修又は他の大学等において修得した単位を、申請に基づいて、60単位を超えない範囲で、本学で修得したものとして認定します。入学後、所定の期日までに下記書類を提出してください。

申請	①提出書類 入学前既修得単位認定申請書、成績証明書、シラバス又は授業の内容を記載した資料 ②提出先 所属学部長
審査	教員が、申請書の内容や面談等による聞き取り、シラバス等の内容を確認し、基盤教育科目群及び免許・資格科目群、専門教育科目群について審査し、教授会の議を経て認定されます。

(「入学前既修得単位認定規程」)

②検定試験で認定基準を満たした新入生

本学に入学する前に、本学が指定する検定試験で認定基準を満たした者については、入学後、申請により、別表に定める単位が認定されます。認定を受けようとする者は、該当する書類を所定の期日までに提出しなければなりません。

申請	①提出書類 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書、認定証又は得点証明書等の原本 ②提出期限 資格取得後2年以内で各学期の指定する期間 ③提出先 教育研究支援部教務部門
----	---

(「大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程」)

(2)入学後に修得した単位の認定

①検定試験で認定基準を満たした学生

入学後、本学が指定する検定試験で認定基準を満たした者は、申請により、別に定める単位が認定されます。認定を受けようとする者は、該当する書類を定められた期日までに提出しなければなりません。

申請	①提出書類 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書、認定証又は得点証明書等の原本 ②提出期限 資格取得後2年以内で各学期の指定する期間 ③提出先 教育研究支援部教務部門
----	---

(「大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程」)

②他大学等で単位を修得した学生

本学では、海外の大学と学術交流協定等を結んでおり、これらの大学に交換留学生として留学した学生は、留学期間中に修得した単位について、帰国後、所定の手続きにより、単位が認定されます。

また、事前に履修許可を受けて休学して海外の大学に留学した場合は、留学期間中に修得した単位について、単位の認定が可能ですので、教育研究支援部教務部門に相談してください。

申請	①提出書類 他大学等修得単位認定申請書、成績証明書、シラバス又は授業の内容を記載した書類 ②提出先 教育研究支援部教務部門 ※成績証明書等が届き次第、早急に提出すること。 ※シラバス又は授業の内容を記載した書類は、日本語に訳したものを添付すること。
----	---

(「他大学等修得単位認定規程」)

③単位互換制度により、他大学で単位互換科目を修得した学生

単位互換により修得した単位は、本学での履修単位として認定した後、学生本人に通知します。なお、当該授業科目の成績証明書は、本学が発行します。

また、他大学で修得した授業科目を本学開講授業科目として認定を受けたい場合には、申請の手続が必要です。

申 請	①提出書類 他大学等修得単位認定申請書 ②提出先 教育研究支援部教務部門
-----	---

(「他大学等修得単位認定規程」)

1-9 単位互換制度

(1)他大学との単位互換

本学では平成 11 年度から山口大学と、平成 16 年度から宇部フロンティア大学と、平成 22 年度から山陽小野田市立山口東京理科大学、山口学芸大学・山口芸術短期大学と大学間の相互交流と協力を促進し、教育内容の充実を図る目的で、相互の大学が開設している授業科目の一部を各大学の特別聴講学生として履修し、単位を修得することができるものとして、単位互換制度を実施しています。

学生は、履修期間を原則 1 年以内として、学年又は学期の始めに各大学から提供される授業科目を履修できます。

(2)修得単位

単位互換により修得した単位は、本学での履修単位として認定した後、学生本人に通知します。なお、当該授業科目の成績証明書は、本学が発行します。

(3)受入学生数及び履修方法等

受入学生数は、授業を開設している大学の授業の実施に支障のない範囲で、受入大学において決定され、履修方法及び試験実施方法については、受入大学の定めるところによります。

また、授業科目の履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与されます。

受入大学で履修した授業科目の成績と単位は、受入大学から本学に通知されます。

(4)ガイダンスの実施及び履修の手続

単位互換制度については、YPU ポータルで案内します。

履修を希望する学生は、YPU ポータルの案内をよく読んで、所定の期日までに、「他の大学等の授業科目履修願」、その他の指定する書類を添えて教育研究支援部教務部門に提出してください。

(5)検定料、入学料及び授業料

単位互換制度を利用して、他大学の授業を履修する際には、検定料、入学料及び授業料は徴収されません。

1-10 修学支援

(1) 修学に関する相談、学習室等

本学では、担当教員が修学等の相談を受けるチューター制度を設けている他、教育研究支援部教務部門職員も、随時、学生の皆さんの相談にのっています。

また、皆さんの自主的な学習をサポートするため、次のような施設を整備しています。(2026年4月現在)

・ 図書館（3号館） ・ ラーニングcommons（2号館4F） ・ 自習室（3号館3F） など

※施設の詳細については、「CAMPUS LIFE 2026」を参照ください。

(2) 障害等のある学生への修学支援

障害等のある学生へは、各学部、学生部において、対象となる学生の状況を把握し、チューター教員を中心として教職員の共通認識のもと、状況に応じた支援ができるよう、体制を整えています。但し、単位の修得を保証するものではありません。

修学にあたり何か心配なことがありましたら、教育研究支援部教務部門までご連絡ください。

1-11 学 籍

(1) 休 学

病気その他やむを得ない理由で引き続き3月以上修学することができないため休学を希望する場合や、留学する場合（交換留学を除く）は、休学願にチューター及び学科長等の署名・押印を得た上で、教育研究支援部教務部門に提出してください。

(2) 退 学

病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願にチューター及び学科長等の署名・押印を得た上で、教育研究支援部教務部門に提出してください。

注 学期開始前に休学が許可され、かつ休学期間が全1学期にわたるときは、その学期の授業料は徴収されません。

しかし、学期開始後（下記受理期限後）に休学・退学を願い出た場合は、その学期の授業料が発生しますので、休学・退学を考えている場合は、早めにチューター等に相談の上、学期開始3週間前までに教育研究支援部教務部門で手続きしてください。

	10月1日からの休学又は9月末の退学を希望する場合	4月1日からの休学又は3月末の退学を希望する場合
チューター等に相談	前期中 (できるだけ授業期間中が望ましい)	後期中 (できるだけ授業期間中が望ましい)
休学・退学願の受理期限(※1)	9月30日17時10分(※2)で できるだけ9月10日頃までに提出 すること	3月31日17時10分(※2)で できるだけ3月10日頃までに提出 すること

(※1) 郵送の場合、必着となります。書類に不備がある場合（保証人やチューター等の署名・押印漏れなど）受理されません。

(※2) 9月30日又は3月31日が土日等の休業日に当たる場合は、直前の平日が受理期限になります。

(3)復学

休学期間が満了し復学を希望するときは復学予定日の3週間前を目途に、また、休学期間中にその理由が消滅し復学を希望するときは随時、復学願にチューター及び学科長等の署名・押印を得た上で、教育研究支援部教務部門に提出してください。

(4)除籍

次のいずれかに該当する学生は、除籍対象になります。

- ア 復学の手続きを行わずに所定の休学期間を経過したとき
- イ 所定の在学期間を経過したとき
- ウ 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき
- エ 死亡又は行方不明になったとき

(5)再入学

次のいずれかに該当する場合は、退学又は除籍の日から起算して3年以内に限り、退学又は除籍前と同一学部同一学科に再入学の出願をすることができます。

- ア 退学した者
- イ (4)のアに該当して除籍された者
- ウ (4)のウに該当して除籍された者で、除籍の日から起算して2年以内に未納の授業料を納入した者

第2章

全学共通教育

- 1 基 盤 教 育
- 2 キ ャ リ ア 教 育
- 3 国際教育交流・海外研修・留学
- 4 SPARC 教育プログラム

2-1 基盤教育

(1)養成する人材像

すべての学部学科の専門教育課程を履修するために必要となる学びの土壌づくりを行う。

4つの科目群によって構成される分野横断型カリキュラムを履修することによって、現代社会で汎用的に求められる「自ら考え主体的に行動してより良い社会や人生を実現するために、生涯を通じて学び続ける力」の基盤を形成する。

(2)人材育成目標

【知識・技能】(DP1)

多様化する地域社会の複合的な諸課題を理解し、それらを解決するために必要な基礎的な知識、基礎的な言語運用能力、基礎的な数理・データサイエンスの能力を身に付けている。

▽学修目標 1-1

地域社会の諸課題や人々の健康問題について理解し、説明することができる。

▽学修目標 1-2

基礎的な言語運用能力を身に付けている。

▽学修目標 1-3

基礎的な数理・データサイエンスの能力を身に付けている。

【思考力・判断力・表現力】(DP 2)

社会の様々な対立する価値や相反する課題を発見し、多様な知識を集約して批判的に検討することで、根拠に基づく解決策を論理的に分かりやすく伝えることができる。

▽学修目標 2-1

社会の課題について解決するための批判的思考力を身に付けている。

▽学修目標 2-2

社会の様々な対立する価値や相反する課題を発見し、評価することができる。

▽学修目標 2-3

自己の主張について、根拠に基づいて、論理的に分かりやすく伝えることができる。

【主体性・多様性・協働性】(DP3)

異なる文化や考えを持つ人々とともに、多様な経験を積み重ねることによって、不確実な社会に対しての柔軟な対応力を有し、自ら考え主体的に行動してより良い社会や人生を実現するために、生涯を通じて学び続ける力の基盤を形成している。

▽学修目標 3-1

自ら考え主体的に行動して、責任を持って行動しようとする意欲や態度を身に付けている。

▽学修目標 3-2

不確実な社会に対しての柔軟な対応力を発揮することができる。

▽学修目標 3-3

異なる文化や考えを持つ人々とともに、多様な経験を積み重ねることができる。

(3)カリキュラムポリシー

【教育課程の体系】

基盤教育は、高校の学びから大学の学びへの接続を行い、すべての学部学科の専門教育課程を履修するために必要となる学びの土壌づくりを行うための教育課程です。

基盤教育の教育課程は、その人材育成目標に掲げた資質・能力をバランスよく身に付け、多面的・総合的な視点を獲得することができるように、4つの科目群によって構成されています。それらの分野横断型カリキュラムを履修することによって、現代社会で汎用的に求められる「みずから考え主体的に行動してより良い社会や人生を実現するために、生涯を通じて学び続ける力」の基盤を形成します。

各科目群に配置した科目を履修することによって、基盤教育の人材育成目標をどのくらいの割合で身に付けることができるかについての関係を、カリキュラムマップで示します。それぞれの科目群には、講義・演習・実技科目を配置し、その順序性と体系性については、カリキュラムツリーで示します。履修モデルは、各学科の履修モデルのなかで示します。

【教育課程の体系】

(Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目)

生命・生活・人生を探究する科目(Ⅰ群)は、地域社会に存在する多様で複雑に絡み合った課題を生活者の視点から理解し、解決に導くために必要な基礎的な知識を身に付けるための科目群です。自身の大学生活やその後の人生を豊かにデザインするための科目も含まれます。

(Ⅱ群 言語コミュニケーション科目)

言語コミュニケーション科目(Ⅱ群)は、地域の国際化に対応するために、英語や日本語によるコミュニケーションの技能を身に付けるための科目群です。学部学科別に、外部検定試験によってレベル別のクラス編成を行います。

(Ⅲ群 数理・データサイエンス科目)

数理・データサイエンス科目(Ⅲ群)は、身の回りのデータが持っている価値を見極めて、地域の課題解決のために効果的に役立てるにはどうすべきかを学ぶ科目群です。客観的なデータに基づいて、科学的で合理的な分析や判断ができるようになることを目指します。

(Ⅳ群 実践的統合教育科目)

実践的統合教育科目(Ⅳ群)は、Ⅰ～Ⅲ群で身に付けた知識・技能を分野横断的に集約して、新しいアイデアを創出するために、他者とともに学び合う科目群です。自ら考え主体的に行動し、多様な社会に対しての柔軟な対応力や、生涯を通じて学び続ける力を身に付けることができるよう、学部学科混成の全学プロジェクトを実践します。

(4)教育課程

①基盤教育授業科目一覧表

学部・学科によって、それぞれの科目の位置づけ（必修科目、選択科目）は多少異なっていますので、履修にあたっては各学部・学科の授業科目一覧表を参照してください。

		授業科目名	科目 ナンバリング	開講期
基盤教育科目群	Ⅰ群 生命・生活・人生 を探究する科目	ライフデザイン	AA101aJ	1前
		就業体験・インターンシップ	AA102bJ	1・2・3前
		キャリアデザイン	AA103aJ	3前
		日本国憲法	AA104aJ	1・2・3・4前・後
		科学と社会	AA105aJ	1・2・3・4前
		こころの科学	AA106aJ	1・2・3・4後
		生命と倫理	AA107aJ	1・2・3・4後
		地域共生論	AA108aJ	1・2・3・4後
		地域環境論	AA109aJ	1・2・3・4前
		社会生活論	AA110aJ	1・2・3・4前
		生涯学習論	AA111aJ	1・2・3・4後
		知的財産入門	AA112aJ	1前
		健康スポーツ理論	AA113aJ	1・2・3・4前・後
		スポーツ実技Ⅰ	AA114eJ	1・2・3・4前
		スポーツ実技Ⅱ	AA115eJ	1・2・3・4後
		日本の芸術と文化Ⅰ	AA116eJ	1・2・3・4前・後
		日本の芸術と文化Ⅱ	AA117eJ	1・2・3・4前・後
		山口の芸術と文化	AA118eJ	1・2・3・4前・後
		国際交流Ⅰ	AA119bJ	1・2・3・4前・後
		国際交流Ⅱ	AA120bJ	1・2・3・4後
	海外語学・文化演習	AA121bJ	1・2・3・4後	
	Ⅱ群 言語コミュニ ケーション科目	アドバンス英語Ⅰ	AA122aJ	1前
		アドバンス英語Ⅱ	AA123aJ	1後
		英語Ⅰ	AA124aJ	1前
		英語Ⅱ	AA125aJ	1後
		英語Ⅲ	AA126aJ	1前
		英語Ⅳ	AA127aJ	1後
		日本語Ⅰ	AA128aJ	1前
	日本語Ⅱ	AA129aJ	1後	
	Ⅲ群 数理・データ サイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	AA130aJ	1前
		データ科学と社会Ⅱ	AA131bJ	1前
		データサイエンス概論	AA132aJ	1前
		データサイエンス演習	AA133bJ	1後
	Ⅳ群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	AA134aJ	1前
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	AA135bJ	1後

③教育の特徴、履修上の注意

<教育の特徴>

基盤教育では、すべての学部学科の専門教育を履修するために必要となる学びの土壌づくりを行います。

4つの科目群によって構成される分野横断型カリキュラムを履修することによって、現代社会で汎用的に求められる「自ら考え主体的に行動してより良い社会や人生を実現するために、生涯を通じて学び続ける力」の基盤を形成します。

ア.「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ」について

前半は、全学科合同で学びます。地域の現状と課題について、多様な視点から理解し、解決するために必要な知識や考え方を学ぶために、7つの講演を聴講します。

後半は、学科別に学びます。各学科固有の知識やものの見方・考え方を身に付け、地域社会の諸課題についてグループでの対話を通じて理解を深めます。

イ.「やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ」について

地域の課題を解決するために、前期に身に付けた各学科固有の知識やものの考え方・見方を、分野横断的に集約します。学科混成チームでテーマを設定して、地域社会を変革するためのアイデアを創出します。その後、アイデアを当事者の立場になって評価し、調整する疑似体験を持ちます。最後にアイデアを集団プレゼンテーションによって表現します。

どちらも、全1年生必修の科目です。

<履修上の注意>

ア.「日本の芸術と文化Ⅰ」「日本の芸術と文化Ⅱ」「山口の芸術と文化」「スポーツ実技Ⅰ」「スポーツ実技Ⅱ」

教室の収容人数等の関係上、履修者数を制限する場合があります。第1回の授業で抽選等を行いますので、履修を希望する人は必ず出席してください。

イ.「国際交流Ⅰ」

授業内容や履修登録の手続について、第1回の授業で説明を行いますので、履修を希望する人は必ず出席してください。

ウ.「国際交流Ⅱ」「海外語学・文化演習」

海外スタディーツアー（「国際交流Ⅱ」）又は、海外語学・文化研修（「海外語学・文化演習」）への参加と事前事後の学習により単位を修得する科目です。学生部国際交流部門が参加者を募集しますので、掲示等を確認してください。参加者に対して、履修登録の手続及び事前学習の日程を、別途説明します。

エ.「アドバンス英語Ⅰ」「アドバンス英語Ⅱ」

国際文化学科の学生向けの科目です。クラス分けについては、オリエンテーション等で説明します。

オ.「英語Ⅰ」「英語Ⅱ」「英語Ⅲ」「英語Ⅳ」

文化創造学科・情報社会学科・社会福祉学科・看護学科・栄養学科の学生向けの科目です。クラス分けについては、オリエンテーション等で説明します。

カ.「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」

日本語を母語としない学生のみが選択できます。

キ.「データ科学と社会Ⅰ」「データ科学と社会Ⅱ」「データサイエンス演習」

クラス分けについては、オリエンテーション等で説明します。

ク.「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ」「やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ」

クラス分けについては、オリエンテーション等で説明します。

2-2 キャリア教育

本学では、キャリア教育に関する様々な科目を開講しています。

基盤教育科目「Ⅰ群 生命・生活・人生を探求する科目」のなかに、「ライフデザイン」（1年前期）、「キャリアデザイン」（3年前期）、「就業体験・インターンシップ」（1～3年前期）を開講し、社会人として必要な基礎力を知り、卒業後の社会的・職業的自立に向けて大学生活の過ごし方を考え行動していくための学びを用意しています。

これらの「ライフデザイン」、「キャリアデザイン」、「就業体験・インターンシップ」といった科目を核として、大学で身に付けた知識・技能を地域社会で活用・展開していけるような人材認定プログラムも、「YFL キャリア」として学科ごとに用意しています。

また、本学では、将来の進路を確かなものにし、また進路の可能性を広げていくために、教育職員免許状や各種資格取得のための科目も開講しています。教育職員免許状の取得を目指す学生については、全学対象に開講される教職に関する科目、加えて各学部学科で開講される教科に関する専門科目を履修する必要があります。

各種資格（司書、司書教諭、学校司書、学芸員、登録日本語教員、社会福祉士、精神保健福祉士、看護師、保健師、管理栄養士等）取得を希望する学生も、基盤教育及び各学部学科でそれぞれ必要な科目を履修する必要があります。

このように学生のみなさんのキャリア形成に資する科目が、みなさんの学びの必要に応じて開講されています。またこうした正課のほかには正課外での各種就職対策講座がキャリアサポートセンターから提供されています。正課と正課外講座を効果的に併用しながら、みなさんが望むライフコースを歩んでいって下さい。

(1)インターンシップについて

「インターンシップ」の定義については、令和4年6月、文部科学省・厚生労働省・経済産業省の合意による「インターンシップの推進に当たっての基本的考え方」（3省合意）の改正により以下の4類型に整理され、一定の基準を満たしたインターンシップで企業が得た学生情報を、広報活動や採用選考活動に使用できるよう見直されました。

タイプ1：「オープン・カンパニー」業界・企業による説明会・イベント
タイプ2：「キャリア教育」大学等の授業（講義）や企業によるプログラム
タイプ3：「汎用的能力・専門活用型インターンシップ」職場における実務体験
タイプ4：「高度専門型インターンシップ」特に高度な専門性を要求される実務を職場で体験
※タイプ3及びタイプ4については、企業が得た学生情報を広報活動や採用選考活動に使用できる

本学では、学部1年生から3年生を対象として、企業・業界を知ると共に働くことへの理解を深め、自らのキャリアを考えるためのものであるタイプ1及びタイプ2を「就業体験」と説明しています。また、学部3・4年生ないしは修士1・2年生を対象として、自身のキャリアプランに照らし、就業体験を通じて自らの能力を見極めるものであるタイプ3のうち、5日間以上の短期で実施される汎用的能力

活用型を「インターンシップ」、2週間以上の長期で実施される専門活用型を「専門インターンシップ」として授業科目等を設定しています。

(2) 「YFL キャリア」について

平成 27 年度からの文部科学省「COC+ 事業」採択を受けて、山口県内の 12 の大学・短大・高専が協働して YFL (Yamaguchi Frontier Leader: やまぐち未来創成リーダー) を養成することとなり、YFL 人材認定プログラムが創設されました。YFL 人材認定プログラムでは、山口県における様々な地域課題を解決するために、課題に積極的に取り組み、将来のやまぐちを切り拓くための 6 つの力 (やまぐちスピリット、グローバルマインド、イノベーション創出力、協働力、課題発見・解決力、挑戦・実践力) を身に付けた人材を育成してきました。

その後、「COC+ 事業」が終了した令和 2 年度からは事業を継承し、大学独自の人材認定を行っています。本学では、令和 7 年度から新たに「YFL キャリア」として、YFL 人材認定を「大地共創」の一環として位置づけ、地域の人材、地域の文化、地域の生活において新たな価値を創造する人材であると共に、地域との連携により「社会人基礎力」を身に付けた人材であることを認定するプログラムとして展開しています。

(3) YFL 人材の認定要件及び認定証等の発行

① YFL 人材認定要件

「YFL キャリア科目」に沿って各学科別に定められた本学開講科目から 20 単位以上を修得することが必要です。「YFL キャリア科目」が本学のどの科目に相当するのかは、それぞれの学科カリキュラムによって異なりますので、以降の学科別「山口県立大学 YFL キャリア科目一覧」に従って履修してください。

<山口県立大学 YFL キャリア科目一覧>

【やまぐち地域を創成する6つの力】

1. やまぐちスピリット：地域行政・経済・歴史を理解し活用できる力
2. グローカルマインド：グローバルな視点で何事にも誠実に取り組む力
3. イノベーション総出力：各種情報を活用してイノベーションを起こす力
4. 協働力：コミュニケーションを保ちながら協働できる力
5. 課題発見・解決力：自ら率先して課題を発見し、解決できる力
6. 挑戦・実践力：専門知識を活かしてチャレンジできる力

【国際文化学科】

YFL キャリア 修得条件	科目群	対象科目	単 位	開講期	やまぐち地域を創成する6つの力					
					1	2	3	4	5	6
8 単位 以上	基礎的 科目群	ライフデザイン	2	1 前				○	○	
		キャリアデザイン	1	3 前				○	○	
		社会生活論	2	1～4 前		○				
		生涯学習論	2	1～4 後		○				
		地域共生論	2	1～4 後	○	○				
		地域環境論	2	1～4 前	○	○				
		知的財産入門	1	1 前		○				
		データサイエンス演習	2	1 後		○	○			
		地域文化論	2	1 後	○	○				
12 単位 以上	実践的 科目群	就業体験・インターンシップ	2	1～3 前				○	○	○
		専門インターンシップ	2	3 後				○	○	○
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2	1 前	○	○	○	○	○	
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2	1 後	○	○	○	○	○	
		国際文化演習	2	1 後	○	○		○		
		専門演習Ⅰ	2	3 前				○	○	○
		専門演習Ⅱ	2	3 後				○	○	○

【文化創造学科】

YFL キャリア 修得条件	科目群	対象科目	単 位	開講期	やまぐち地域を創成する6つの力					
					1	2	3	4	5	6
8 単位 以上	基礎的 科目群	ライフデザイン	2	1 前				○	○	
		キャリアデザイン	1	3 前				○	○	
		社会生活論	2	1～4 前		○				
		生涯学習論	2	1～4 後		○				
		地域共生論	2	1～4 後	○	○				
		地域環境論	2	1～4 前	○	○				
		知的財産入門	1	1 前		○				
		データサイエンス演習	2	1 後		○	○			
		地域文化論	2	1 後	○	○				
12 単位 以上	実践的 科目群	就業体験・インターンシップ	2	1～3 前				○	○	○
		専門インターンシップ	2	3 後				○	○	○
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2	1 前	○	○	○	○	○	
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2	1 後	○	○	○	○	○	
		文化創造演習	2	1 後	○	○		○		
		専門演習Ⅰ	2	3 前				○	○	○
		専門演習Ⅱ	2	3 後				○	○	○

【情報社会学科】

YFL キャリア 修得条件	科目群	対象科目	単位	開講期	やまぐち地域を創成する6つの力					
					1	2	3	4	5	6
8 単位 以上	基礎的 科目群	ライフデザイン	2	1 前				○	○	
		キャリアデザイン	1	3 前				○	○	
		社会生活論	2	1～4 前		○				
		生涯学習論	2	1～4 後		○				
		地域共生論	2	1～4 後	○	○				
		地域環境論	2	1～4 前	○	○				
		知的財産入門	1	1 前		○				
		データサイエンス演習	2	1 後		○	○			
		地域文化論	2	1 後	○	○				
12 単位 以上	実践的 科目群	就業体験・インターンシップ	2	1～3 前				○	○	○
		専門インターンシップ	2	3 後				○	○	○
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2	1 前	○	○	○	○	○	
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2	1 後	○	○	○	○	○	
		情報社会演習	2	1 後	○	○		○		
		専門演習Ⅰ	2	3 前				○	○	○
		専門演習Ⅱ	2	3 後				○	○	○

【社会福祉学科】

YFL キャリア 修得条件	科目群	対象科目	単位	開講期	やまぐち地域を創成する6つの力					
					1	2	3	4	5	6
8 単位 以上	基礎的 科目群	ライフデザイン	2	1 前				○	○	
		キャリアデザイン	1	3 前				○	○	
		社会生活論	2	1～4 前		○				
		生涯学習論	2	1～4 後		○				
		地域共生論	2	1～4 後	○	○				
		地域環境論	2	1～4 前	○	○				
		知的財産入門	1	1 前		○				
		データサイエンス演習	2	1 後		○	○			
		福祉文化論	2	1 前		○		○	○	
12 単位 以上	実践的 科目群	就業体験・インターンシップ	2	1～3 前				○	○	○
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2	1 前	○	○	○	○	○	
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2	1 後	○	○	○	○	○	
		地域社会論	2	2・3 後	○	○			○	
		ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	2 前				○		○
		ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	2 前	○	○	○	○	○	○
		ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	2 後		○		○	○	○
		ヒューマンケアチームアプローチ演習	2	4 後	○			○	○	○

【看護学科】

YFL キャリア 修得条件	科目群	対象科目	単 位	開講期	やまぐち地域を創成する6つの力					
					1	2	3	4	5	6
8 単位 以上	基礎的 科目群	ライフデザイン	2	1 前				○	○	
		キャリアデザイン	1	3 前				○	○	
		社会生活論	2	1～4 前		○				
		生涯学習論	2	1～4 後		○				
		地域共生論	2	1～4 後	○	○				
		地域環境論	2	1～4 前	○	○				
		知的財産入門	1	1 前		○				
		データサイエンス演習	2	1 後		○	○			
12 単位 以上	実践的 科目群	就業体験・インターンシップ	2	1～3 前				○	○	○
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2	1 前	○	○	○	○	○	
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2	1 後	○	○	○	○	○	
		地域・在宅看護論Ⅰ	2	2 後	○			○	○	
		看護学実践実習	2	3 後	○			○	○	○
		地域・在宅看護論実習	2	4 前	○			○	○	○
		ヒューマンケアチームアプローチ演習	2	4 後	○			○	○	○

【栄養学科】

YFL キャリア 修得条件	科目群	対象科目	単 位	開講期	やまぐち地域を創成する6つの力					
					1	2	3	4	5	6
8 単位 以上	基礎的 科目群	ライフデザイン	2	1 前				○	○	
		キャリアデザイン	1	3 前				○	○	
		社会生活論	2	1～4 前		○				
		生涯学習論	2	1～4 後		○				
		地域共生論	2	1～4 後	○	○				
		地域環境論	2	1～4 前	○	○				
		知的財産入門	1	1 前		○				
		データサイエンス演習	2	1 後		○	○			
12 単位 以上	実践的 科目群	就業体験・インターンシップ	2	1～3 前				○	○	○
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ	2	1 前	○	○	○	○	○	
		やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ	2	1 後	○	○	○	○	○	
		管理栄養士基礎演習	1	2 前				○	○	○
		公衆栄養学Ⅱ	2	3 前	○				○	
		公衆栄養学臨地実習	2	3 前				○	○	○
		臨床栄養学臨地実習	2	3 後				○	○	○
		臨床栄養実践実習	1	4 前		○	○	○	○	○
		食環境マネジメント実践実習	1	4 前		○	○	○	○	○
		食育実践実習	1	4 前		○	○	○	○	○
ヒューマンケアチームアプローチ演習	2	4 後	○			○	○	○		

② YFL 認定証

YFL 人材認定要件を満たした学生全員に「YFL 認定証」が発行され、卒業時に配布します。ただし、3年次に YFL 人材認定要件を満たした学生については、4年次4月1日以降にキャリアサポートセンターで発行可能です。

③ YFL 認定見込証明書

学科別対応表に沿って、YFL キャリア科目群 20 単位以上を全て修得または履修している学生が対象です。3年次4月1日以降にキャリアサポートセンターで発行可能です。

2-3 国際教育プログラム(留学・海外研修)

本学では教育理念の一つに「国際化への対応」を掲げ、キャンパスの国際化を進めるとともに、学生が海外の大学などへ留学するための様々な制度を設けています。これらの留学制度を利用するに当たっては、各学部学科の卒業要件や必修科目の配置、免許・資格取得との関係を十分に考慮した上で利用してください。

(1)交換留学

交換留学とは、学術交流協定を締結している海外の大学へ8ヵ月から1年間派遣する制度です。留学期間中も授業料を本学へ納付し、派遣大学における授業料は免除されます。募集概要及び派遣日程等は掲示やパンフレット等で確認してください。交換留学生の留学期間は修業年限に含まれますので、その他の卒業要件を満たせば、4年間の在学で卒業できます。

(2)海外語学・文化研修

海外語学・文化研修とは、長期休業期間中に、学術交流協定や覚書を締結している海外の大学で実施される研修制度です。生きた言語や文化を現地で体験する機会でもあり、また自分の実力を試す良い機会にもなります。海外語学・文化研修は、「海外語学・文化演習」という授業科目として実施します。なお、募集概要及び派遣日程等については、毎年別途説明会を実施しています。説明会の案内は、YPUポータルに掲示等で確認してください。

(3)海外スタディーツアー

海外スタディーツアーとは、長期休業期間中に、海外で基礎教育を行い、学生が海外での経験を積むことを目的としており、「国際交流Ⅱ」という授業科目として実施します。なお、募集概要及び派遣日程等については、毎年別途説明会を実施しています。説明会の案内は、YPUポータルに掲示等で確認してください。

(4)海外フィールドワーク・海外実習

学部・学科のカリキュラムの性質から海外での実習やフィールドワークを行う場合があります。これらについては、ガイダンスに従ってください。

(5)海外渡航における危機管理

本学が実施する国際教育プログラムで海外渡航をする場合は、「海外渡航セーフティーガイド」を読み、保護者の同意書を必ず提出しなければなりません。詳細は各種ガイダンスに従ってください。また、学生が在籍期間中に海外へ行く場合（留学以外の自主的活動や、私的な海外旅行、留学生の一時帰国等すべてを含む）は、出国届を学生支援部門に提出しなければなりません。

※留学の詳細については、冊子「国際交流&海外留学のススメ」を参照してください。

2-4 SPARC 教育プログラム（地域活性化人材育成事業）

高度情報化が急速に進む現在、日常生活において文理融合型の知識や経験をもつことが求められています。本学ではこうした社会に対応するため、基盤教育において全学部の1年生を対象に文部科学省認定の「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度 リテラシー入門レベル」の科目を用意しています。

「文系DX人材」を育成する国際文化学部の3学科ではさらに、文部科学省の「地域活性化人材育成事業～ SPARC ～」の採択を受け、2022年度から山口大学、山口学芸大学との3大学連携により「ひとや地域（まち・文化・教育）の well-being に貢献する文系 DX 人材育成事業」に取り組んでいます。

※ SPARC: Supereminent Program for Activating Regional Collaboration

3大学で進める「SPARC 教育プログラム」は、国際文化学科、文化創造学科、情報社会学科の共通する科目としてそれぞれのカリキュラムに入っています。1年生から3年生まで配置されたこれらの科目を履修することにより、3年終了時に SPARC 教育プログラムを履修したことを示す認定証を発行します。この認定証を自らのキャリア育成や就職活動等に活用してください。

(1)SPARC 教育プログラムに関する科目について

国際文化学部の学生が学ぶ SPARC 教育プログラムの科目は一覧表のとおりです。1年次から積み上げた力を、3年次の「DX による地域課題解決（PBL）Ⅰ、Ⅱ」という科目で発揮し、国内外の企業や団体等の地域社会と連携しながらの学びを展開します。授業終了後に、3大学の合同発表会を行い、学外者に向けて学びの成果を発信します。

SPARC 教育プログラム科目一覧

区分	授業科目	連携開設科目	開講期
DX による地域課題解決 PBL 系列	DX による地域課題解決 (PBL) Ⅰ		3年前期
	DX による地域課題解決 (PBL) Ⅱ		3年後期
	DX 概論	※ 2	2年前期
	地域学	※ 1	2年前期
STEAM 人材育成系列	データ科学と社会Ⅰ		1年前期
	データ科学と社会Ⅱ	※ 2	1年前期
	データ科学のための数学入門		1年前期
	データ科学のための基礎数学	※ 2	1年後期
	データサイエンス概論		1年前期
	データサイエンス演習		1年後期
	統計学概論	※ 2	2年前期
	人工知能概論	※ 2	2年後期
	知的財産入門	※ 2	1年前期
	地域文化論	※ 1	1年後期
	デザイン思考論	※ 1	2年前期
	コミュニティデザイン論	※ 1	2年後期
	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ		1年前期
	やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ		1年後期

連携開設科目とは、本学と他大学が連携して開講する授業科目のことです。

連携開設科目は大学設置基準第 19 条の 2 及び第 27 条の 3 に基づき、本学と山口大学及び山口学芸大学による大学等連携推進法人の制度を活用して実施しています。

※ 1 山口県立大学の教員が担当し、本学から山口大学や山口学芸大学に提供する授業

※ 2 山口大学の教員が担当し、山口大学から本学や山口学芸大学に提供する授業

※DX : Digital Transformation

※PBL : Project Based Learning, Problem Based Learning

※STEAM : Science, Technology, Engineering, Mathematics

(2)SPARC 教育プログラムで身に付ける資質・能力

SPARC 教育プログラムを通じて身に付けるのは、文系 DX 人材に必要な 6 つの力です。学生の皆さんは、各学年において該当する科目を受講する前と受講した後に、どの程度力が身に付いたかを自己評価します。

- ①物事を俯瞰（メタ）的に捉え思考する力
 - a 幅広い基礎教養と思考法
 - b 地域課題解決に資する基礎的専門知識（分野横断的に学習）
- ②知的財産に関する知識
- ③データサイエンスに関する知識・技能
- ④地域の特性や特色を理解し、自ら課題を抽出できる力
- ⑤課題解決において DX を実践できる知識・態度
- ⑥課題に対して、身に付けた知識や技能を活用して解決に向けた企画・立案ができ、他者と協働して解決を図ることができる力

(3)SPARC 教育プログラムの支援

SPARC 教育プログラムの各科目は、科目担当者のほか、SPARC 推進室が支援します。SPARC 推進室は 2 号館 4 階にあり、教員や助手、職員等がみなさんの学びのお手伝いをします。科目で使うソフト機器に関する質問への対応や、機器類の貸し出しなども行っています。不明な点があれば SPARC 推進室に来てください。

第3章

専門教育

(国際文化学部)

- 1 国際文化学科
- 2 文化創造学科
- 3 情報社会学科

国際文化学部

学部の教育目的

国際的視点を持ち、地域の諸課題に対応できる教養及び技能を備え、地域の国際化と情報化、個性豊かな地域文化の振興と創造、人々の暮らしの質向上に資する人材の育成を目的とする。(山口県立大学学則第4条第2項(1))

3-1 国際文化学科

(1) 学科の教育方針

① 養成する人材像

グローバルな視点を備え、英語を中心に中国語・韓国語の多言語コミュニケーション力、外国語としての日本語教育力、情報活用能力をもって、地域の国際化や多文化共生社会の実現に貢献できる人材

② 卒業認定・学位授与の方針と学修目標

【知識・技能】(DP1)

文理融合の実践的総合知をもとに、地域課題解決に資する技能や豊かな語学力を活用したコミュニケーション能力、データサイエンス等の知識や基礎的技能を身に付け、活用することができる。

▽学修目標 1-1

国内外の文化や、多言語によるコミュニケーションに関して、実践的な活動を通じて、総合的に理解し説明することができる。

▽学修目標 1-2

日本語や外国語による豊かで高度な多言語運用能力を身に付け、活用することができる。

▽学修目標 1-3

地域社会の諸課題について解決策を提案するための AI・データサイエンスの技能を身に付け、活用することができる。

【思考力・判断力・表現力】(DP2)

地域社会の複合的な諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考やデザイン思考を駆使して検討し、その解決策を多様なツールを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。

▽学修目標 2-1

地域社会の諸課題を俯瞰的に捉え、科学的根拠に基づいた批判的・論理的思考力を駆使して課題を検討することができる。

▽学修目標 2-2

地域社会の諸課題を俯瞰的に捉え、データを活用し、デザイン思考のプロセスを踏まえて解決策を導き出すことができる。

▽学修目標 2-3

自他の知見について検討し、多言語を用いて、多様な他者に対して論理的にわかりやすく表現することができる。

【主体性・多様性・協働性】(DP3)

地域社会の国際化や多文化共生、人々の暮らしの質向上に向けたデジタル化の推進に向けて、自ら考え主体的に行動しようとする姿勢を身に付け、文化や価値観の異なる多様な他者との対話を通して、イノベーションを創発するために協働し、学び続けることができる。

▽学修目標 3-1

地域社会のデジタル化推進や新たな地域づくりに向けて、国際文化の視点から自ら考え、主体的に行動することができる。

▽学修目標 3-2

地域社会のなかで、文化や価値観の異なる多様な他者を受容し、対話を通して合意形成を図ろうとすることができる。

▽学修目標 3-3

豊かな地域社会の未来を創造し、人々の暮らしの質向上のために、文化や価値観の異なる多様な他者と協働し、学び続けることができる。

③コースの概要

国際文化学科では、2つの学修コースを設けています。コースの概要は以下のとおりです。

それぞれの学修コースに履修モデルを提示していますので、自らの学び、希望する資格や進路に応じて履修モデルを参考にしながら学修計画を立ててください。

コース名称	概要
英語	地域の国際化と多文化共生社会の実現のために必要となる高度な英語運用力と国際的な行動力を身に付けます。英語に関しては、TOEIC®等で測定可能な弁別的言語能力の習得にとどまらず、思考力を伴う教科学習言語能力の習得を目指します。希望する学生は中・高等学校教員免許状（外国語：英語科）を取得することができます。
多文化共生 (中国語・韓国語)	地域の国際化と多文化共生社会の実現のために必要となる多言語運用力と国際的な行動力を身に付けます。英語だけでなく中国語または韓国語の履修を通して複眼的な視点を養い、地域課題解決のために主体的に行動しようとする姿勢を身に付けます。希望する学生は、日本語教員試験の受験資格を取得することができます。

④教育課程編成・実施の方針

国際文化学科の教育目標ならびに卒業認定・学位授与の方針を達成するために、専門教育の教育課程は以下の方針により編成されています。

【教育課程の体系】

国際文化学科の教育課程は、卒業認定・学位授与方針に基づき、それぞれの資質・能力がバランスよく身に付けられるように「専門基礎科目(DX推進)」、「学部基幹科目」、「学科基礎科目」、「展開科目」、「実践的統合教育科目」、「関連科目」、「免許・資格に関する専門科目」という7つの科目群から構成されています。また、学生が将来の進路を明確にし、主体的に学ぶことができるように、展開科目は「英語」、「多文化共生」、「共通」という3つの科目群で構成されています。3・4年時に提供される「実践的統合教育科目」は、国際文化学科の教育課程で学んだ内容を有機的に統合することを目的としています。

履修モデルは、卒業認定・学位授与方針で示している資質・能力をバランスよく修得できるように、順序性と体系性に配慮されています。順序性と体系性については、カリキュラムツリーで示しています。

希望する学生は、中学校・高等学校の英語科教員の免許、司書教諭資格及び司書資格、日本語教員試験の受験資格、学芸員資格を取得、学校司書のモデルカリキュラムの修了をすることができます。

【教育課程の編成】

(専門基礎科目 (DX 推進))

国際文化学部において文理融合・データサイエンス・DX 推進に向けた基礎的な知識・技能を身に付ける科目群です。

(学部基幹科目)

国際関係、日本文化、地域文化、デザイン文化、デザイン思考、コミュニティデザイン、地域学という7つの着眼点を総合していくことで、国際文化学部における専門科目の学修に必要な基礎を築くことができます。

(学科基礎科目)

国際文化学科で求められる基礎的な知識と言語スキルを習得する科目です。地域が抱える課題を理解し、多文化が共存する現代社会で暮らすために必要な基礎的な知識を修得するための科目と、グローバルな視点と言語運用能力を養い、学科の学びの基礎となる領域についての能力を養成していく科目からなっています。初歩的な外国語運用能力（中国語・韓国語）を育成する科目も含まれます。

(展開科目)

国際文化学科で求められる専門的な知識や技能、更に思考力・判断力・表現力を高めていく科目です。英語・多文化共生・共通の3つの科目群があります。

英語科目群は、専門的な知識や技能、思考力・判断力・表現力を高めていく科目からなっています。英語で読む・書く・話す・聞くの4技能を修得し、高い言語運用能力を修得します。教授言語を英語とした科目も含まれます。教授言語を英語とした科目は英語で深いレベルの思考に従事し、自分の考えを英語で発信する技術を修得することを目的としています。

多文化共生の科目群は、異文化を尊重できる柔軟な思考力、異なる文化圏の人と対話するための論理的な表現力を身に付けるための科目、価値観の異なる他者を尊重できる柔軟な思考力と対話力を身に付けるための科目からなっています。

共通の科目群は、海外研修や海外の大学等で修得した科目を読み替える科目となります。

(実践的統合教育科目)

本学での学びを集大成させていく科目です。「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」で学びの端緒に触れ、「DX による地域課題解決 (PBL) Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」を受講することによって、それぞれの学科で学んできた専門的な知識や技能、思考力・判断力・表現力を用いて主体性を持って多様な他者と協働して学ぶ態度、地域社会の未来を創造する際に求められる協調性を育みます。

(関連科目)

学科での学びをより充実させるために、それぞれの興味や学習目標にしたがって、幅広い視野に立って知識や技能を養成していく科目です。語学に関する科目に加え、文化理解に関する科目を配置しています。また、学科で取得できる資格の基礎となる科目も含まれます。

(免許・資格に関する専門科目)

免許・資格に関する専門科目は、教職免許や日本語教員試験受験資格・司書など資格取得のために必要となる専門的な知識や技能を学ぶ科目です。修得した単位は認定されますが、卒業要件には入らない科目です。

【教育内容・方法】

- ①外国語や国際文化に関する専門的な知識や技術を深め、多様な価値を発見し、未来に資する価値を打ちづくるために、専門性を備えた講義を行います。
- ②高度な英語運用能力とプレゼンテーション能力を身に付けるため、主体的・対話的で深い学びの要素を組み入れています。
- ③柔軟な発想力と知的好奇心を養い、自らの言語や文化を適切に表現する力を養成するために、言語と思考を同時に育む科目を設置しています。
- ④主体的な学びを促し、資質・能力を深化させ、基盤教育科目の「やまぐち未来デザインプロジェクト I・II」を発展的に学び、地域の国際化に貢献する力を養うために、課題解決型学習の方法を取り入れています。
- ⑤国際文化学科での学びの集大成として、多様な文化現象の意義を評価し、判断できる力を養うため、少人数教育による演習を行います。

【学修成果の評価】

- ①成績評価は、各科目の到達目標に基づいて、厳格に行います。成績評価の到達目標項目とその基準を、ルーブリック等で提示する場合があります。
- ②各科目の具体的学習目標に沿って成績の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載します。評価項目の対象は、授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、学期末筆記試験、その他（実技、論文や制作物等の成果物等）となります。
- ③科目によっては、実習先等の評価を参考に成績評価を行うことがあります。

(2)教育課程

①授業科目一覧表及び履修モデル

卒業に必要な科目や単位等を示しています。卒業要件をよく確認の上、授業を履修してください。なお、資格取得や進路希望を念頭に置いた計画づくりの参考として、履修モデルを用意しています。学修計画を立てる際の参考にしてください。

表1 国際文化学科授業科目一覧表及び履修モデル

下記注意事項を参照のこと。

授業科目	科目ナンバリング	開講期	単位数			備考	履修モデル				YFL		
			必修	選択	自由		卒業要件等	英語		多文化共生			
								教員免許希望者	中国語	韓国語			
(1) 基盤教育科目群													
基盤教育科目群	I群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	AA101aJ	1前	2			○	○	○	○	*	
		就業体験・インターンシップ	AA102bJ	1・2・3前		2		○※1	○※1	○※1	○※1	*	
		キャリアデザイン	AA103aJ	3前	1			○	○	○	○	*	
		日本国憲法	AA104aJ	1・2・3・4前・後		2		○※1	○	○※1	○※1		
		科学と社会	AA105aJ	1・2・3・4前		2							
		こころの科学	AA106aJ	1・2・3・4後		2		○※1	○※1	○※1	○※1		
		生命と倫理	AA107aJ	1・2・3・4後		2							
		地域共生論	AA108aJ	1・2・3・4後		2						*	
		地域環境論	AA109aJ	1・2・3・4前		2						*	
		社会生活論	AA110aJ	1・2・3・4前		2						*	
		生涯学習論	AA111aJ	1・2・3・4後		2		○※1	○※1	○※1	○※1	*	
		知的財産入門	AA112aJ	1前	1			○	○	○	○	*	
		健康スポーツ理論	AA113aJ	1・2・3・4前・後		2			○※2				
		スポーツ実技 I	AA114eJ	1・2・3・4前		1			○※2				
		スポーツ実技 II	AA115eJ	1・2・3・4後		1			○※2				
		日本の芸術と文化 I	AA116eJ	1・2・3・4前・後		1							
	日本の芸術と文化 II	AA117eJ	1・2・3・4前・後		1								
	山口の芸術と文化	AA118eJ	1・2・3・4前・後		1								
	国際交流 I	AA119bJ	1・2・3・4前・後		2		○※3	○※3	○※3	○※3			
	国際交流 II	AA120bJ	1・2・3・4後		2		○※3	○※3	○※3	○※3			
	海外語学・文化演習	AA121bJ	1・2・3・4後		2		○※3	○※3	○※3	○※3			
	II群 言語コミュニケーション科目	アドバンス英語 I	AA122aJ	1前		4	英語8単位以上修得 ただし、外国人留学生 にあつては、英語に代 えて「日本語 I」「日 本語 II」を修得するこ と。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履 修は外国人留学生に限 る。	○	○	○	○		
		アドバンス英語 II	AA123aJ	1後		4		○	○	○	○		
		日本語 I	AA128aJ	1前		4		○※4	○※4	○※4	○※4		
		日本語 II	AA129aJ	1後		4		○※4	○※4	○※4	○※4		
	III群 数理・データサイエ ンス科目	データ科学と社会 I	AA130aJ	1前	1			○	○	○	○		
		データ科学と社会 II	AA131bJ	1前	1			○	○	○	○		
		データサイエンス概論	AA132aJ	1前	2			○	○	○	○		
データサイエンス演習		AA133bJ	1後	2			○	○	○	○	*		
IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクト I	AA134aJ	1前	2			○	○	○	○	*		
	やまぐち未来デザインプロジェクト II	AA135bJ	1後	2			○	○	○	○	*		
(2) 専門教育科目群													
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX推進)	データ科学のための数学入門	BJ201aJ	1前	2			○	○	○	○		
		データ科学のための基礎数学	BJ202aJ	1後	2			○	○	○	○		
		DX概論	BJ203aJ	2前	2			○	○	○	○		
		統計学概論	BJ204aJ	2前	2			○	○	○	○		
		人工知能概論	BJ205aJ	2後	2			○	○	○	○		
		プログラミング思考 I	BJ206aJ	2前		2		○	○	○	○		
		プログラミング思考 II	BJ207aJ	2後		2		○	○	○	○		
		A1活用演習	BJ208bJ	2前		2		○	○	○	○		
		経営情報マネジメント概論 (実習を 含む)	BJ209bJ	3後		2		○	○	○	○		
		マルチメディア概論 (実習を含む)	BJ210bJ	2後		2		○	○	○	○		
	学部基幹科目	国際関係論	BJ211aJ	1前	2			○	○	○	○		
		日本文化論	BJ212aJ	1前	2			○	○	○	○		
		地域文化論	BJ213aJ	1後	2			○	○	○	○	*	
		デザイン文化論	BJ214aJ	1後	2			○	○	○	○		
		デザイン思考論	BJ215aJ	2前	2			○	○	○	○		
		コミュニティデザイン論	BJ216aJ	2後	2			○	○	○	○		
		地域学	BJ217aJ	2前	2			○	○	○	○		
	学科基礎 科目	基礎	国際文化演習	BB201bJ	1後	2			○	○	○	○	*
			コミュニケーション論	BJ218aJ	2前	2			○	○	○	○	
			社会調査法入門	BJ219aJ	2後	2			○	○	○	○	
			英語学概論 I	BB202aJ	2前		2		○	○	○	○	
			異文化交流論	BB203aJ	1後		2		○	○	○	○	
		欧米社会・文化論	BB204aJ	1・2後		2		○	○※8	○	○		
		アジア社会・文化論	BB205aJ	2・3前		2		○	○	○	○		
		グローバル英語 I	BB206aJ	2前		2		○	○	○	○		
		グローバル英語 II	BB207aJ	2後		2		○	○	○	○		
		初修言語	中国言語文化 I	BB208aJ	1前		2		○※5	○※5	○	○	
	中国言語文化 II		BB209aJ	1後		2		○※5	○※5	○	○		
中国言語文化 III	BB210aJ		2前		2		○※5	○※5	○	○			
中国言語文化 IV	BB211aJ		2後		2		○※5	○※5	○	○			
韓国言語文化 I	BB212aJ		1前		2		○※5	○※5		○			
韓国言語文化 II	BB213aJ	1後		2		○※5	○※5		○				
韓国言語文化 III	BB214aJ	2前		2		○※5	○※5		○				
韓国言語文化 IV	BB215aJ	2後		2		○※5	○※5		○				
日本語	実践日本語 I			1・2・3・4前・後	2								

学科基礎 科目	日本語	実践日本語 II		1・2・3・4前・後	2								
		英語学概論 II	BB301aJ	2後	2								
展開科目	英語	アカデミック英語I	BB302aJ	2前	4								
		アカデミック英語 II	BB303aJ	2後	4								
		アカデミック英語 III	BB304aJ	3前	4								
		アカデミック英語IV	BB305aJ	3後	4								
		ディベート	BB306aJ	3前	2								
		Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	BB307aE	3後	2								
		英米文学	BB308aJ	3・4前	2								
		英米文学史	BB309aJ	3・4後	2								
		英語音声学	BB310aJ	2・3後	2								
		英語史	BB311aJ	2・3前	2								
		The Influence of Zen on Japanese Culture	BB312aE	2・3前	2								
		The Foundations of Japanese Society and Pop Culture	BB313aE	2・3後	2								
		Introduction to Buddhism	BJ301aE	2後	2								
		Politics of Japan	BJ302aE	2後	2								
		Japanese Economy and Globalization	BJ303aE	2前	2								
		Introduction to Comparative Education	BB314aE	3・4後	2								
		Introduction to Linguistics	BB315aE	2・3後	2								
	Yamaguchi History and Culture	BB316aE	2・3前	2									
	Issues in Japan and South East Asia	BB317aE	3・4後	2									
	多文化共生	中国言語文化V	BB318aJ	3・4前	2								
		中国言語文化VI	BB319aJ	3・4後	2								
		韓国言語文化V	BB320aJ	3・4前	2								
		韓国言語文化VI	BB321aJ	3・4後	2								
		異文化コミュニケーション論	BB322aJ	3前	2								
		多文化社会と言語政策	BB323aJ	2・3後	2								
		多言語文化論	BB324aJ	3・4後	2								
		日本語教育入門	BJ304aJ	2・3前	2								
		社会言語学	BJ305aJ	2・3後	2								
		言語学概論	BB325aJ	2・3前	2								
		第二言語習得論	BJ306aJ	2・3前	2								
		日本語学概論	BJ307aJ	2前	2								
		日本語音声学	BJ308aJ	2後	2								
	共通	グローバル言語研修 I			1・2・3・4前・後	2							
		グローバル言語研修 II			1・2・3・4前・後	2							
		グローバル言語研修 III			1・2・3・4前・後	2							
		グローバル言語研修 IV			1・2・3・4前・後	2							
		グローバル言語研修 V			1・2・3・4前・後	2							
		グローバル言語研修 VI			1・2・3・4前・後	2							
		グローバル文化研修 I			1・2・3・4前・後	2							
		グローバル文化研修 II			1・2・3・4前・後	2							
グローバル文化研修 III				1・2・3・4前・後	2								
グローバル文化研修 IV				1・2・3・4前・後	2								
グローバル文化研修 V				1・2・3・4前・後	2								
グローバル文化研修 VI				1・2・3・4前・後	2								
グローバル交流研修 I				1・2・3・4前・後	2								
グローバル交流研修 II				1・2・3・4前・後	2								
グローバル交流研修 III			1・2・3・4前・後	2									
グローバル交流研修 IV			1・2・3・4前・後	2									
実践的統合教育科目	DXによる地域課題解決 (PBL) I	BJ309dJ	3前	2									
	DXによる地域課題解決 (PBL) II	BJ310dJ	3後	2									
	専門演習 I	BJ401bJ	3前	2									
	専門演習 II	BJ402bJ	3後	2									
	卒業演習 I	BJ403bJ	4前	2									
	卒業演習 II	BJ404bJ	4後	2									
関連科目	イギリス文学講読 I	BB326aJ	3・4前	2									
	イギリス文学講読 II	BB327aJ	3・4後	2									
	アメリカ文学講読 I	BB328aJ	3・4前	2									
	アメリカ文学講読 II	BB329aJ	3・4後	2									
	C-カルチャー論 I	BB330aJ	3・4前	2									
	C-カルチャー論 II	BB331aJ	3・4後	2									
	K-カルチャー論 I	BB332aJ	3・4前	2									
	K-カルチャー論 II	BB333aJ	3・4後	2									
	ビジネスプランニング論	BJ311aJ	2・3後	2									
	専門インターンシップ	BJ312bJ	3後	2									
	日本語教授法	BJ313aJ	2・3後	2									
	日本語教育実践演習	BJ314bJ	3・4後	2									
	図書館概論	AJ136aJ	1・2前	2									
	図書館情報資源概論	AJ144aJ	1・2後	2									
	現代日本語文法	BJ315aJ	2前	2									
	日本語史	BJ316aJ	3後	2									
	スペイン語I	BB334aJ	2・3・4前	2									
	スペイン語 II	BB335aJ	2・3・4後	2									

卒業所要単位 計 1 2 4 単位 (※自由単位は卒業所要単位に含まれない。)

②卒業要件

学則第 56 条の規定による卒業に必要な単位は 124 単位です。その内訳は以下のとおりです。

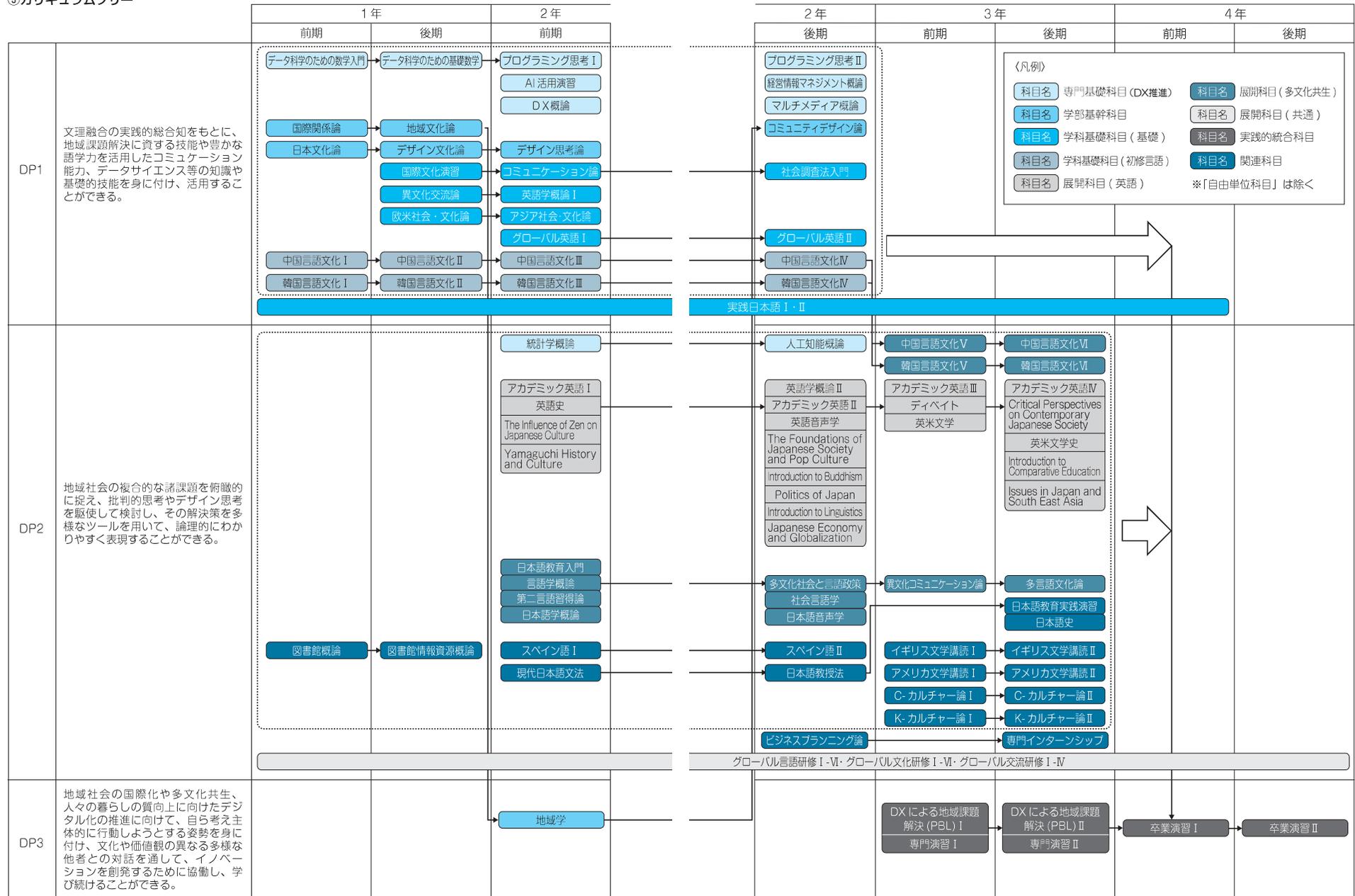
<基盤教育科目群>

区分	卒業単位	備考
I 群 生命・生活・人生を探究する科目	12 単位以上 (必修 4 単位)	
II 群 言語コミュニケーション科目	英語 8 単位	ただし、外国人留学生にあつては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。
III 群 数理・データサイエンス科目	6 単位 (必修 6 単位)	
IV 群 実践的統合教育科目	4 単位 (必修 4 単位)	
計	30 単位以上	

<専門教育科目群>

区分	卒業単位	備考	
専門基礎科目 (DX 推進)	14 単位以上 (必修 10 単位)		
学部基幹科目	14 単位 (必修 14 単位)		
学科基礎科目	基礎	10 単位以上 (必修 6 単位)	
	初修言語	8 単位以上	母語は履修できない。
	日本語		「実践日本語 I」「実践日本語 II」の単位認定は外国人留学生に限る。
展開科目	英語	28 単位以上	
	多文化共生		
	共通		
実践的統合教育科目	12 単位 (必修 12 単位)		
関連科目	8 単位以上		
計	94 単位以上		
合計	124 単位以上		

③カリキュラムツリー



⑤教育の特徴、履修上の注意

<教育の特徴>

国際文化学科の教育は、グローバル（世界）とローカル（地域）をつなげるようにカリキュラムが構成されています。

国際的行動力と専門的外国語運用能力の両面を育成するため、学外に出て学ぶ実習科目と外国語の専門科目を重点的に配置し、比較教育学、言語学、東南アジア事情などの専門的内容を英語で学ぶ Content and Language Integrated Learning（内容言語統合型学習、略称 CLIL）の科目や交換留学等、海外で学んだ授業の単位を認定できる単位認定科目も充実しています。

また、本学科は言語教育職の養成も重視しており、指定した授業科目を修得すると中学校・高等学校教諭一種免許状（英語）及び日本語教員試験受験資格を取得することができます。

さらに、行動力と語学力に ICT 機器を活用したデータサイエンスの知見を加え、協調性や表現力とともに分析的な思考力の育成にも注力しています。

<履修上の注意>

ア. 実践的統合教育科目「DX による地域課題解決 (PBL) I・II」「専門演習 I・II」「卒業演習 I・II」

履修方法などについては、オリエンテーション等で説明します。学期初めのオリエンテーションに必ず参加するようにしてください。

イ. 展開科目「グローバル言語研修 I～VI」「グローバル文化研修 I～VI」「グローバル交流研修 I～IV」

これらの科目は、本学の学術交流協定校での交換留学で修得した単位を読み替えるものです。原則として、留学から帰国後、すぐに単位読み替えの認定申請をしてください。

ウ. 学科基礎科目「実践日本語 I・II」

これらの科目は、下記の検定試験で認定基準を満たしたものについて、申請により、別表に定める単位が認定されます。認定を受ける学生は、該当する書類を所定の期日までに提出しなければなりません。

なお、語学検定については母語は認定できません。

- 1) 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験
- 2) 公益財団法人日本漢字能力検定協会が主催する BJT ビジネス日本語能力テスト

(別表・国際文化学科対象科目を抜粋)

検 定 試 験	認定基準	認定授業科目	認位数	評価
日本語能力試験	N1	実践日本語 I	2	秀
ビジネス 日本語能力テスト	J1+	実践日本語 I 実践日本語 II	4	秀

※認定授業科目は履修上限に含まれませんが、GPA 計算には含まれます。

申 請	①提出書類 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書、認定証又は得点証明書等の原本 ②提出期限 資格取得後 2 年以内で各学期の指定する期間 ③提出先 教育研究支援部教務部門
-----	---

(「大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程」)

工. 自由科目

自由科目は、資格取得などに必要な科目です。これらの科目を卒業に必要な単位に含めることはできませんので、注意してください。

(3)免許・資格等

国際文化学科では、卒業に必要な単位 124 単位を修得し、さらに免許・資格等取得に必要な要件を満たした場合、以下のような免許・資格等を取得することができます。

ア. 一つの免許・資格等を取得する場合

①中・高等学校教諭一種免許状（英語）
②司書
③学芸員
④日本語教員試験受験資格
⑤学校司書

イ. 複数の免許・資格等を取得する場合

①中・高等学校教諭一種免許状（英語）＋司書教諭
②中・高等学校教諭一種免許状（英語）＋日本語教員試験受験資格

上記イの①・②以外の組み合わせの場合は、4年間で取得できない場合があります。

免許・資格等の種類及び最低修得単位数

教育職員免許	中学校教諭一種免許状（英語）※	
	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（別表 1） 教科及び教科の指導法に関する科目（別表 2） 教育の基礎的理解に関する科目等（別表 3） 大学が独自に設定する科目（別表 4）	8 単位 28 単位 27 単位 4 単位 } 59 単位
教育職員免許	高等学校教諭一種免許状（英語）※	
	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（別表 1） 教科及び教科の指導法に関する科目（別表 2） 教育の基礎的理解に関する科目等（別表 3） 大学が独自に設定する科目（別表 5）	8 単位 24 単位 23 単位 12 単位 } 59 単位
資格	司書	司書に関する専門科目 28 単位（別表 6）
	司書教諭	司書教諭に関する専門科目 10 単位（別表 7） （この他に教育職員免許状取得に必要な単位）
	学芸員	学芸員に関する専門科目 19 単位（別表 8）
	日本語教員	登録日本語教員養成課程に関する専門科目 26 単位（別表 9）
その他	学校司書	学校司書に関する専門科目 32 単位（別表 10）

※教育職員免許状取得に係る注意事項

(1)中学校教諭一種免許状（英語）の資格取得を希望する者は、別表3の科目区分「教育実践に関する科目」に含まれる授業科目を履修する方法として、別表3のうち、必修16単位以上を修得済であるとともに、別表2のうち、「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」の単位を修得済である必要があります。高等学校教諭一種免許状（英語）の資格取得を希望する者は、別表3のうち、必修14単位以上を修得済であるとともに、別表2のうち、「英語科教育法Ⅰ」の単位を修得済である必要があります。

(2)中学校教諭一種免許状（英語）の資格取得を希望する者は、「介護等体験」7日間が必要です。詳細は別途オリエンテーション等でアナウンスします。

また以下の①・②の条件を満たさない場合には、関係教職員が面談の上、「教育実習」に行くことの可否を判断します。

①実習前年度（3年生）の4月に実習校に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習年度（4年生）後期終了時に教育職員免許状取得に係るすべての必要単位が修得できる見込であること。

②実習前年度（3年生）後期終了時点で累積 GPA が 2.0 以上であること。

別表1から別表10に示す必修・選択の分類は各資格取得のためのものであり、卒業要件の必修・選択とは異なります。

別表1 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（中・高等学校教諭一種（英語））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4前後	
体育	2	健康スポーツ理論		2	1・2・3・4前後	2単位以上 選択必修
		スポーツ実技Ⅰ		1	1・2・3・4前	
		スポーツ実技Ⅱ		1	1・2・3・4後	
外国語 コミュニケーション	2	アドバンス英語Ⅰ		4	1前	2単位以上 選択必修
		アドバンス英語Ⅱ		4	1後	
		英語Ⅰ（他学科授業科目）		2	1前	
		英語Ⅱ（他学科授業科目）		2	1後	
		英語Ⅲ（他学科授業科目）		2	1前	
英語Ⅳ（他学科授業科目）		2	1後			
数理、データ活用 及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス演習	2		1後	

別表2 教科及び教科の指導法に関する科目（中・高等学校教諭一種（英語））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
		科目	授業科目	単位数		開講期
必修	選択					
教科に関する専門的事項	英語学	英語学概論Ⅰ	2		2前	
		英語学概論Ⅱ	2		2後	
		英語史		2	2・3前	
		英語音声学	2		2・3後	
	英語文学	英米文学	2		3・4前	
		英米文学史	2		3・4後	
		イギリス文学講読Ⅰ		2	3・4前	
		イギリス文学講読Ⅱ		2	3・4後	
		アメリカ文学講読Ⅰ		2	3・4前	
		アメリカ文学講読Ⅱ		2	3・4後	
	英語コミュニケーション	アカデミック英語Ⅰ		4	2前	
		アカデミック英語Ⅱ		4	2後	
		アカデミック英語Ⅲ	4		3前	
		アカデミック英語Ⅳ	4		3後	
		ディベート	2		3前	
		Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society		2	3後	
	異文化理解	欧米社会・文化論		2	1・2後	
		異文化交流論	2		1後	
	各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	英語科教育法Ⅰ	2		2後	
		英語科教育法Ⅱ	2		3前	
英語科教育法Ⅲ		2※		3後	※中免のみ	
英語科教育法Ⅳ		2※		3後	※中免のみ	

別表3 教育の基礎的理解に関する科目等（中・高等学校教諭一種（英語））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2		1前	
		教職論	2		1前	
		教育社会学	2		1後	
		教育心理学	2		1前	
		特別支援教育	2		1・2後	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中10 高8	道徳教育の指導法		2※	2・3後	※中免のみ必修
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2・3後	
		教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2		1後	
		生徒指導論	1		2・3前	
		教育相談	2		2・3前	
		進路指導論	1		2・3前	
教育実践に関する科目	中5 高3	教育実習事前事後指導	1		4前	
		教育実習Ⅰ	2		4前	
		教育実習Ⅱ		2※	4前	※中免のみ必修
	2	教職実践演習（中・高）	2		4後	

別表4 大学が独自に設定する科目（中学校教諭一種（英語））

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	—	—	—	最低修得単位を超えて履修した別表2又は別表3について、併せて4単位以上を修得

別表5 大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種（英語））

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		開講期	備考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法		2	2・3後	「道徳教育の指導法」又は最低修得単位を超えて履修した別表2又は別表3について、併せて12単位以上を修得

※下記のとおり、別表2、3、4、5から59単位以上の修得が必要です。

・中学校教諭一種（英語）

別表2 - 30単位（必修）（このうち2単位は別表4へ加算される。）

別表3 - 27単位（必修）

別表4 - 別表2における選択単位2単位以上

・高等学校教諭一種（英語）

別表2 - 26単位（必修）（このうち2単位は別表5へ加算される。）

別表3 - 23単位（必修）

別表5 - 「道徳教育の指導法」、別表2又は別表3における選択単位10単位以上【「英語科教育法Ⅲ」「英語科教育法Ⅳ」を除く】

別表6 司書に関する専門科目

科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考	
			必修	選択			
甲群	生涯学習概論	2	生涯学習論	2		必修 26 単位を含め 28 単位以上を修得すること。	
	図書館概論	2	図書館概論	2			1・2前
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2			2・3・4後
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2			2・3・4後
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2			2・3・4前
	情報サービス論	2	情報サービス論	2			2・3・4前
	児童サービス論	2	児童サービス論	2			2・3・4前
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	2			2・3・4前
			情報サービス演習Ⅱ	2			2・3・4後
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2			1・2後
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2			2・3・4前
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	2			2・3・4前
情報資源組織演習Ⅱ			2		2・3・4後		
乙群	図書館サービス特論	1	図書館サービス特論		1	2科目以上を修得すること。	
	図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論		1		2・3・4前
	図書・図書館史	1	図書・図書館史		1		2・3・4後
	図書館実習	1	図書館実習		1		3前
	図書館基礎特論	1					
	図書館施設論	1					
	図書館総合演習	1					

別表7 司書教諭に関する専門科目

科目	単位数 必修	授業科目	単位数 必修	開講期
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	1・2前
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2・3・4後
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2・3・4前
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2・3・4前
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	2・3・4後

別表8 学芸員に関する専門科目

科目	単位数 必修	授業科目	単位数 必修	開講期
生涯学習概論	2	生涯学習論	2	1・2・3・4後
博物館概論	2	博物館概論	2	1・2前
博物館経営論	2	博物館経営論	2	1・2・3・4後
博物館資料論	2	博物館資料論	2	2・3前
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	2・3前
博物館展示論	2	博物館展示論	2	2・3後
博物館教育論	2	博物館教育論	2	1・2・3・4後
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2・3後
博物館実習	3	博物館学内実習Ⅰ	1	2後
		博物館学内実習Ⅱ	1	3・4前
		博物館実習	1	3・4前

別表9 登録日本語教員養成課程に関する専門科目（国際文化学科）

授業科目	単位数		開講期	履修方法
	必修	選択		
社会・文化・地域に関わる科目 2単位以上	異文化交流論	2	1後	1. 必修26単位を め26単位以上を 修得すること。
	国際関係論		2	
	日本文化論		2	
	多文化社会と言語政策		2	
言語と社会に関わる科目 2単位以上	社会言語学	2	2・3後	
	多言語文化論		2	
言語と心理に関わる科目 4単位	第二言語習得論	2	2・3前	
	異文化コミュニケーション論	2	3前	
言語と教育に関わる科目 12単位	日本語教育入門	2	2・3前	
	日本語教授法	2	2・3後	
	日本語教材・教具論	2	3・4前	
	日本語教育実習	2	3・4前	
	日本語教育実践演習	2	3・4後	
言語に関わる科目 6単位以上	日本語教育評価法	2	2・3後	
	現代日本語文法	2	2前	
	日本語学概論	2	2前	
	日本語音声学	2	2後	
	言語学概論		2	2・3前
コミュニケーション論		2	2前	

- ① 「日本語教育実習」を希望する学生は、「日本語教育実習」を行うまでに「異文化交流論」「社会言語学」「第二言語習得論」「異文化コミュニケーション論」「日本語教育入門」「日本語教授法」「日本語教材・教具論」「日本語教育評価法」「現代日本語文法」「日本語学概論」「日本語音声学」の単位を修得済みまたは履修中であること。
 - ② 実習前年度に学内選考を通過し、かつ後期終了時点で累積 GPA が 2.3 以上であること。
 - ③ 実習校（実習受入団体を含む）に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習後に履修する「日本語教育実践演習」を除き、卒業時に日本語教員試験受験資格取得に関わる全ての必修単位が修得できる見込みであること。
 - ④ 学部で実施される「登録日本語教員養成課程対象ガイダンス」に出席し、必要に応じて個別指導を受けること。
- なお、上記の①～④の条件を満たさない場合には、日本語教育委員会の委員が面談の上、「日本語教育実習」に行くことの可否を判断します。

別表 10 学校司書に関する専門科目

科 目		単位数 必修	授 業 科 目	単位数 必修	開講期
学校図書館の運営・管理・サービス	学校図書館概論	2	学校経営と学校図書館	2	1・2前
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	2・3・4後
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	1・2後
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	2・3・4前
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	2	2・3・4前
			情報資源組織演習Ⅱ	2	2・3・4後
	学校図書館サービス論	2	学校図書館サービス論	2	2・3・4前
	学校図書館情報サービス論	2	情報サービス論	2	2・3・4前
情報サービス演習Ⅰ			2	2・3・4前	
情報サービス演習Ⅱ			2	2・3・4後	
児童生徒に対する教育支援	学校教育概論	2	教育原理	2	1前
			教育心理学	2	1前
			教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2	1後
			特別支援教育	2	1・2後
	学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2・3・4前
	読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2・3・4前

3-2 文化創造学科

(1) 学科の教育方針

① 養成する人材像

日本文化や地域文化への深い理解を持ち、地域社会のデジタル化推進や、新たな地域をデザインする力をもって、地域文化の活性化に貢献できる人材

② 卒業認定・学位授与の方針と学修目標

【知識・技能】(DP1)

文理融合の実践的総合知をもとに、地域課題解決に資する技能や豊かな語学力を活用したコミュニケーション能力、データサイエンス等の知識や基礎的スキルを身に付け、活用することができる。

▽学修目標 1-1

日本文化や地域文化、デザインに関して、実践的な活動を通じて、総合的に理解し説明することができる。

▽学修目標 1-2

日本語や基礎的な英語、非言語による豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。

▽学修目標 1-3

地域社会の諸課題について解決策を提案するための AI・データサイエンスのスキルを身に付けている。

【思考力・判断力・表現力】(DP2)

地域社会の複合的な諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考やデザイン思考を駆使して検討し、その解決策を多様なツールを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。

▽学修目標 2-1

地域社会の諸課題について捉え、科学的根拠に基づいた批判的思考力を駆使して課題を発見し検討することができる。

▽学修目標 2-2

地域社会の諸課題について捉え、データを活用し、デザイン思考のプロセスを踏まえて解決策を導き出すことができる。

▽学修目標 2-3

自他の知見について検討し、言語又は表現メディアを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。

【主体性・多様性・協働性】(DP3)

地域社会の国際化や多文化共生、人々の暮らしの質向上に向けたデジタル化の推進に向けて、自ら考え主体的に行動しようとする姿勢を身に付け、文化や価値観の異なる多様な他者との対話を通して、イノベーションを創発するために協働し、学び続けることができる。

▽学修目標 3-1

地域社会のデジタル化推進や新たな地域づくりに向けて、文化創造の視点から自ら考え主体的に行動することができる。

▽学修目標 3-2

地域社会のなかで、文化や価値観の異なる多様な他者を受容し、対話を通して合意形成を図ろうとすることができる。

▽学修目標 3-3

豊かな地域社会の未来を創造し、人々の暮らしの質向上を行うために、文化や価値観の異なる多様な他者とともに協働し、学び続けることができる。

③コースの概要

文化創造学科では、2つの学修コースを設けています。コースの概要は以下のとおりです。

それぞれのコースに履修モデルを提示していますので、自らの学び、希望する資格や進路に応じて履修モデルを参考にしながら学修計画を立ててください。

コース名称	概要
デザイン創造	グラフィック、メディア、プロダクト、デザイン思考などデザイン領域の学びを通して、デジタルクリエイションやビジネスプランニングの視点も使い、地域の新しい魅力を創造的に発信していくために必要な、高度な企画力と発想力を身に付けます。
日本・地域文化	歴史、ことば、文学等の日本や地域の文化に関する学びを通して、デジタル環境を活用しながら日本文化や地域文化を再発見し、地域の新しい魅力を創造的に発信していくために必要な、高度な理解力と分析力を身に付けます。

④教育課程編成・実施の方針

文化創造学科の教育目標ならびに卒業認定・学位授与の方針を達成するために、専門教育の教育課程は以下の方針により編成されています。

【教育課程の体系】

文化創造学科の教育課程は、卒業認定・学位授与方針に基づき、それぞれの資質・能力がバランスよく身に付けられるように「専門基礎科目(DX推進)」、「学部基幹科目」、「学科基礎科目」、「展開科目」、「実践的統合教育科目」、「関連科目」、「免許・資格に関する専門科目」という7つの科目群から構成されています。また、学生が将来の進路を明確にし、主体的に学ぶことができるように、「デザイン創造」と「日本・地域文化」という2つの履修モデルを示しています。「デザイン創造」は、デザインの技術を身に付け、地域文化を創造し発信する力を身に付ける教育内容となっています。「日本・地域文化」は、日本文化を深く理解し、地域の文化を再発見し創造する能力を身に付ける教育内容となっています。3・4年時に提供される「実践的統合教育科目」は、文化創造学科の教育課程で学んだ内容を有機的に統合することを目的としています。

教育課程は、卒業認定・学位授与方針で示している資質・能力をバランスよく修得できるように、順序性と体系性に配慮されています。順序性と体系性については、カリキュラムツリーで示しています。また、卒業時に身に付ける力と科目との関係については、カリキュラムマップに示しています。

希望する学生は、中学校・高等学校の国語科教員の免許、司書教諭資格及び司書資格、学芸員資格、日本語教員試験の受験資格を取得、学校司書のモデルカリキュラムの修了をすることができます。

【教育課程の編成】

(専門基礎科目 (DX 推進))

国際文化学部において文理融合・データサイエンス・DX 推進に向けた基礎的な知識・技能を身に付ける科目群です。

(学部基幹科目)

国際関係、日本文化、地域文化、デザイン文化、デザイン思考、コミュニティデザイン、地域学という7つの着眼点を総合していくことで、国際文化学部における専門科目の学修に必要な基礎を築くことができます。

(学科基礎科目)

文化創造学科で求められる基礎的な知識を修得する科目です。地域文化の創造と発信に携わるために欠かせないコミュニケーション力を養うとともに、学科の学びの核となる領域についての思考力・判断力・表現力を養成する科目からなっています。

(展開科目)

文化創造学科で求められる専門的な知識や技能、更に思考力・判断力・表現力を高めていく科目です。文化創造、デザイン、日本文化の3つの科目群があります。

文化創造科目群では、地域を題材とした学びとともに、デジタル技術を活用したプレゼンテーションやプランニング、図書館を中心とした情報の管理や活用についての科目を配置しています。

デザイン科目群では、デジタルデザインやデザイン思考、そしてグラフィック、メディア、プロダクトなどの学びを通して、地域の特性に根ざした新しい魅力を創造的に発信していくために必要な、デザインを中心とした知識と技能に基づく思考力・判断力・表現力を身に付ける科目を配置しています。

日本文化科目群では歴史、ことば、文学等の日本文化についての学び、多様な文化や社会についての知見を深める学びを通して、日本文化や地域文化を再発見し、新しい魅力を創造的に発信していくために必要な高度な知識と技能に基づく思考力・判断力・表現力を身に付ける科目を配置しています。

(実践的統合教育科目)

本学での学びを集大成させていく科目です。「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」で学びの端緒に触れ、「DX による地域課題解決 (PBL) Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」を受講することによって、それぞれの学科で学んできた専門的な知識や技能、思考力・判断力・表現力を用いて主体性を持って多様な他者と協働して学ぶ態度、地域社会の未来を創造する際に求められる協調性を育みます。

(関連科目)

学科での学びをより充実させるために、それぞれの興味や学習目標にしたがって、幅広い視野に立つて知識や技能を養成していく科目です。文化や表現に関する能力を養うため、芸術に関する科目、文化・語学に関する科目を配置しています。また、学科で取得できる免許・資格の基礎となる科目も含まれます。

(免許・資格に関する専門科目)

免許・資格に関する専門科目は、教職免許や司書、司書教諭、学芸員資格、日本語教員試験受験資格の取得、学校司書のモデルカリキュラムの修了のために必要となる専門的な知識や技能を学ぶ科目で、修得した単位は認定されますが、卒業要件には入らない科目です。

【教育内容・方法】

- ①デザイン創造や日本・地域文化に関する専門的な知識や技術を深め、伝統的な価値を再発見し、未来に資する価値をかたちづくるために、専門性を備えた講義を行います。
- ②高度な日本語リテラシーとプレゼンテーション能力を身に付けるため、アクティブ・ラーニングの要素を組み入れています。
- ③柔軟な発想力と知的好奇心を養い、自らのアイデアを適切に表現する力を養成するために実習科目を設置しています。
- ④基盤教育科目の「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」から継続して、主体的な学びを促し、資質・能力を深化させて、地域文化の発展と創造に貢献する力を養うために、課題解決型学習の方法を取り入れています。
- ⑤文化創造学科での学びの集大成として、文化的な営みを価値づけ、判断する力を養うため、少人数教育による演習を行います。

【学修成果の評価】

- ①成績評価は、各科目の到達目標に基づいて、厳格に行います。成績評価の到達目標項目とその基準を、ルーブリック等で提示する場合があります。
- ②各科目の具体的学習目標に沿って成績の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載します。評価項目の対象は、授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、学期末筆記試験、その他（実技、論文や制作物等の成果物等）となります。
- ③科目によっては、配属実習施設等の評価を参考に成績評価を行うことがあります。

(2)教育課程

①授業科目一覧表及び履修モデル

卒業に必要な科目や単位等を示しています。卒業要件をよく確認の上、授業を履修してください。

なお、資格取得や進路希望を念頭に置いた計画づくりの参考として、履修モデルを用意しています。学修計画を立てる際の参考にしてください。

表1 文化創造学科授業科目一覧表及び履修モデル

下記注意事項を参照のこと。

授業科目		科目ナンバリング	開講期	単位数			備考	履修モデル			YFL
				必修	選択	自由		卒業要件等	デザイン創造	日本・地域文化	
(1) 基盤教育科目群											
基盤教育科目群	I群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	AA101aJ	1前	2			◎	◎	*	
		就業体験・インターンシップ	AA102bJ	1・2・3前		2		○	○	*	
		キャリアデザイン	AA103aJ	3前	1			◎	◎	*	
		日本国憲法	AA104aJ	1・2・3・4前・後		2		○	○		
		科学と社会	AA105aJ	1・2・3・4前		2					
		こころの科学	AA106aJ	1・2・3・4後		2		○	○		
		生命と倫理	AA107aJ	1・2・3・4後		2					
		地域共生論	AA108aJ	1・2・3・4後		2				*	
		地域環境論	AA109aJ	1・2・3・4前		2				*	
		社会生活論	AA110aJ	1・2・3・4前		2				*	
		生涯学習論	AA111aJ	1・2・3・4後		2		○	○	*	
		知的財産入門	AA112aJ	1前	1			◎	◎	*	
		健康スポーツ理論	AA113aJ	1・2・3・4前・後		2					
		スポーツ実技 I	AA114eJ	1・2・3・4前		1					
		スポーツ実技 II	AA115eJ	1・2・3・4後		1					
		日本の芸術と文化 I	AA116eJ	1・2・3・4前・後		1					
		日本の芸術と文化 II	AA117eJ	1・2・3・4前・後		1					
	山口の芸術と文化	AA118eJ	1・2・3・4前・後		1						
	国際交流 I	AA119bJ	1・2・3・4前・後		2						
	国際交流 II	AA120bJ	1・2・3・4後		2						
	海外語学・文化演習	AA121bJ	1・2・3・4後		2						
	II群 言語コミュニケーション科目	英語 I	AA124aJ	1前	2		英語8単位以上修得 ※ただし、外国人留学生にあつては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を習得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。	◎	◎		
		英語 II	AA125aJ	1後	2			◎	◎		
		英語 III	AA126aJ	1前	2			◎	◎		
		英語 IV	AA127aJ	1後	2			◎	◎		
		日本語 I	AA128aJ	1前	4						
		日本語 II	AA129aJ	1後	4						
	III群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会 I	AA130aJ	1前	1		必修6単位修得	◎	◎		
		データ科学と社会 II	AA131bJ	1前	1			◎	◎		
		データサイエンス概論	AA132aJ	1前	2			◎	◎		
		データサイエンス演習	AA133bJ	1後	2			◎	◎	*	
	IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクト I	AA134aJ	1前	2		必修4単位修得	◎	◎	*	
		やまぐち未来デザインプロジェクト II	AA135bJ	1後	2			◎	◎	*	
(2) 専門教育科目群											
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX推進)	データ科学のための数学入門	BJ201aJ	1前	2		14単位以上修得 (必修10単位)	◎	◎		
		データ科学のための基礎数学	BJ202aJ	1後	2			◎	◎		
		DX概論	BJ203aJ	2前	2			◎	◎		
		統計学概論	BJ204aJ	2前	2			◎	◎		
		人工知能概論	BJ205aJ	2後	2			◎	◎		
		プログラミング思考 I	BJ206aJ	2前	2			○	○		
		プログラミング思考 II	BJ207aJ	2後	2						
		AI活用演習	BJ208bJ	2前	2			○	○		
		経営情報マネジメント概論 (実習を含む)	BJ209bJ	3後	2						
		マルチメディア概論 (実習を含む)	BJ210bJ	2後	2						
	学部基幹科目	国際関係論	BJ211aJ	1前	2		必修14単位修得	◎	◎		
		日本文化論	BJ212aJ	1前	2			◎	◎		
		地域文化論	BJ213aJ	1後	2			◎	◎	*	
		デザイン文化論	BJ214aJ	1後	2			◎	◎		
		デザイン思考論	BJ215aJ	2前	2			◎	◎		
		コミュニティデザイン論	BJ216aJ	2後	2			◎	◎		
		地域学	BJ217aJ	2前	2			◎	◎		
	学科基礎科目	文化創造論	BC201aJ	1前	2		14単位以上修得 (必修6単位)	◎	◎		
		文化創造演習	BC202bJ	1後	2			◎	◎	*	
		文化創造ワークショップ	BC203bJ	2前	2			◎	◎		
		デザイン概論	BC204aJ	2前	2			○	○		
		美術史概論	BC205aJ	2前	2			○	○		
		デザイン史概論	BC206aJ	2後	2			○	○		
	日本史学概論	BC207aJ	2後	2			○				

専門 教育 科目 群	学科基礎科目	日本語学概論	BJ307aJ	2前	2				○		
		日本文学概論	BC208aJ	2前	2				○		
		図書館概論	AJ136aJ	1・2前	2				○	○	
	展開科目	文化創造	やまぐちの歴史	BC301aJ	1・2・3前	1				○	○
			やまぐちの文学	BC302aJ	1・2・3前	1				○	○
			図書館情報資源概論	AJ144aJ	1・2後	2				○	○
			図書館情報技術論	AJ138aJ	2・3・4後	2					
			デジタルクリエイション基礎	BC303bJ	2前	2				◎	◎
			デジタルクリエイションⅠ (CG)	BC304dJ	2後	2				○	
			デジタルクリエイションⅡ (メディア)	BC305bJ	3前	2				○	
			ビジネスプランニング論	BJ311aJ	2・3後	2				○	○
			ビジネスプランニング演習	BC306bJ	3前	2				○	
			地域デザイン論	BJ320aJ	3前	2				○	
			地域デザイン実習	BC307dJ	3後	2				○	
		デザイン	デザイン基礎	BC308bJ	2前	2				○	
			デザイン文化演習	BC309bJ	2後	2				○	
			デザインⅠ (グラフィック)	BC310bJ	2前	2				○	
			デザインⅡ (メディア)	BC311bJ	2後	2				○	
			デザインⅢ (プロダクト)	BC312bJ	2前	2				○	
			デザインⅣ (ファッション)	BC313bJ	2後	2				○	
			色彩表現論	BC314aJ	2後	2				○	
			メディア表現論	BC315aJ	2後	2					
			服飾文化論	BC316aJ	2前	2					
			日本文化	日本文化実習	BC317dJ	2前	2				○
		日本史概説	BC318aJ	3前	2					○	
		日本語表現学	BC319aJ	2前	2					○	
		日本語音声学	BJ308aJ	2後	2					○	
		日本文学講読Ⅰ	BC320aJ	2前	2					○	
		日本文学講読Ⅱ	BC321aJ	2後	2					○	
		日本文学講読Ⅲ	BC322aJ	2前	2					○	
	日本文学講読Ⅳ	BC323aJ	2後	2					○		
	古典芸論	BC324aJ	2後	2					○		
	歴史資料論	BC325aJ	3前	2					○		
	古典資料論	BC326aJ	3前	2					○		
	近代文学資料論	BC327aJ	3後	2					○		
	実践的統合教育科目	DXによる地域課題解決 (PBL) Ⅰ	BJ309dJ	3前	2				◎	◎	
		DXによる地域課題解決 (PBL) Ⅱ	BJ310dJ	3後	2				◎	◎	
		専門演習Ⅰ	BJ401bJ	3前	2				◎	◎	
		専門演習Ⅱ	BJ402bJ	3後	2				◎	◎	
		卒業演習Ⅰ	BJ403bJ	4前	2				◎	◎	
		卒業演習Ⅱ	BJ404bJ	4後	2				◎	◎	
	関連科目	写真概論	BC328aJ	2前	2				○		
		コミュニケーション論	BJ218aJ	2前	2				○		
		社会調査法入門	BJ219aJ	2後	2				○		
		観光まちづくり論	BJ321aJ	2後	2				○		
		観光まちづくり演習	BJ322bJ	3前	2						
		書道	BC329bJ	1・2・3後	2						
現代日本語文法		BJ315aJ	2前	2							
日本語史		BJ316aJ	3後	2					○		
日本文学史Ⅰ		BC330aJ	2・3前	2					○		
日本文学史Ⅱ		BC331aJ	2・3前	2					○		
日本文学史Ⅲ		BC332aJ	2・3前	2					○		
中国文学		BC333aJ	2・3前	2							
中国文学史		BC334aJ	2・3後	2							
博物館概論		AJ158aJ	1・2前	2							
社会言語学		BJ305aJ	2・3後	2							
専門インターンシップ	BJ312bJ	3後	2								
卒業所要単位 計 124単位 (※自由単位は卒業所要単位に含まれない。)											
(3) 免許・資格に関する専門科目											
免許・資格に関する専門科目	日本語教員に関する専門科目	日本語教育入門	BJ304aJ	2・3前	2						
		第二言語習得論	BJ306aJ	2・3前	2						
		日本語教授法	BJ313aJ	2・3後	2						
		日本語教材・教具論	BJ317aJ	3・4前	2						
		日本語教育実習	BJ318dJ	3・4前	2						
		日本語教育実践演習	BJ314bJ	3・4後	2						
	日本語教育評価法	BJ319aJ	2・3後	2							
	教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	AJ101aJ	1前	2						
		教職論	AJ102aJ	1前	2						
		教育社会学	AJ103aJ	1後	2						

免許・資格に関する専門科目	教育心理学	AJ104aJ	1前		2	卒業要件に含まれない。 (1) 中学校教諭一種免許状(国語)若しくは高等学校一種免許状(国語)を受ける資格又は司書、司書教諭若しくは学芸員の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (3) 学校司書モデルカリキュラムを修了しようとする者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。				
	特別支援教育	AJ105aJ	1・2後		2					
	道徳教育の指導法	AJ106aJ	2・3後		2					
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	AJ107aJ	2・3後		2					
	教育の基礎的理解に関する科目等	教育方法・教育課程論(情報通信技術の活用含む)	AJ108aJ	1後			2			
		生徒指導論	AJ109aJ	2・3前			1			
		進路指導論	AJ110aJ	2・3前			1			
		教育相談	AJ111aJ	2・3前			2			
		教育実習事前事後指導	AJ112aJ	4前			1			
		教育実習Ⅰ	AJ113dJ	4前			2			
		教育実習Ⅱ	AJ114dJ	4前			2			
		教職実践演習(中・高)	AJ115bJ	4後			2			
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	国語科教育法Ⅰ	AJ126aJ	2後			2			
		国語科教育法Ⅱ	AJ127aJ	3前			2			
		国語科教育法Ⅲ	AJ128aJ	3後			2			
		国語科教育法Ⅳ	AJ129aJ	3後			2			
	司書に関する専門科目	図書館制度・経営論	AJ137aJ	2・3・4後			2			
		図書館情報技術論	AJ138aJ	2・3・4後			2			
		図書館サービス概論	AJ139aJ	2・3・4前			2			
		情報サービス論	AJ140aJ	2・3・4前			2			
		児童サービス論	AJ141aJ	2・3・4前			2			
		情報サービス演習Ⅰ	AJ142bJ	2・3・4前			2			
		情報サービス演習Ⅱ	AJ143bJ	2・3・4後			2			
		情報資源組織論	AJ145aJ	2・3・4前			2			
		情報資源組織演習Ⅰ	AJ146bJ	2・3・4前			2			
		情報資源組織演習Ⅱ	AJ147bJ	2・3・4後			2			
		図書館サービス特論	AJ148aJ	2・3・4後			1			
		図書館情報資源特論	AJ149aJ	2・3・4前			1			
		図書・図書館史	AJ150aJ	2・3・4後			1			
	図書館実習	AJ151dJ	3前		1					
	司書教諭に関する専門科目	学校経営と学校図書館	AJ152aJ	1・2前			2			
		学校図書館メディアの構成	AJ153aJ	2・3・4後			2			
		学習指導と学校図書館	AJ154aJ	2・3・4前			2			
		読書と豊かな人間性	AJ1555aJ	2・3・4前			2			
		情報メディアの活用	AJ156aJ	2・3・4後			2			
	学校司書に関する専門科目	学校図書館サービス論	AJ157aJ	2・3・4前			2			
	学芸員に関する専門科目	博物館経営論	AJ159aJ	1・2・3・4後			2			
		博物館資料論	AJ160aJ	2・3前			2			
		博物館資料保存論	AJ161aJ	2・3前			2			
		博物館展示論	AJ162aJ	2・3後			2			
		博物館教育論	AJ163aJ	1・2・3・4後			2			
		博物館情報・メディア論	AJ164aJ	2・3後			2			
博物館学内実習Ⅰ		AJ165dJ	2後		1					
博物館学内実習Ⅱ		AJ166dJ	3・4前		1					
	博物館実習	AJ167dJ	3・4前		1					

【注意事項】

- ・履修モデルの◎印は履修を強く推奨する科目、○印は履修を推奨する科目です。卒業要件とは異なりますので注意してください。
- ・履修モデル上では卒業要件以上に○が付いている場合があります。自らの学びに合わせて必要な単位を満たすように履修してください。
- ・YFLについては、第2章2-2キャリア教育(2)「Yamaguchi Frontier Leader(やまぐち未来創生リーダー)」プログラムのページを参照してください。

②卒業要件

学則第 56 条の規定による卒業に必要な単位は 124 単位です。その内訳は以下のとおりです。

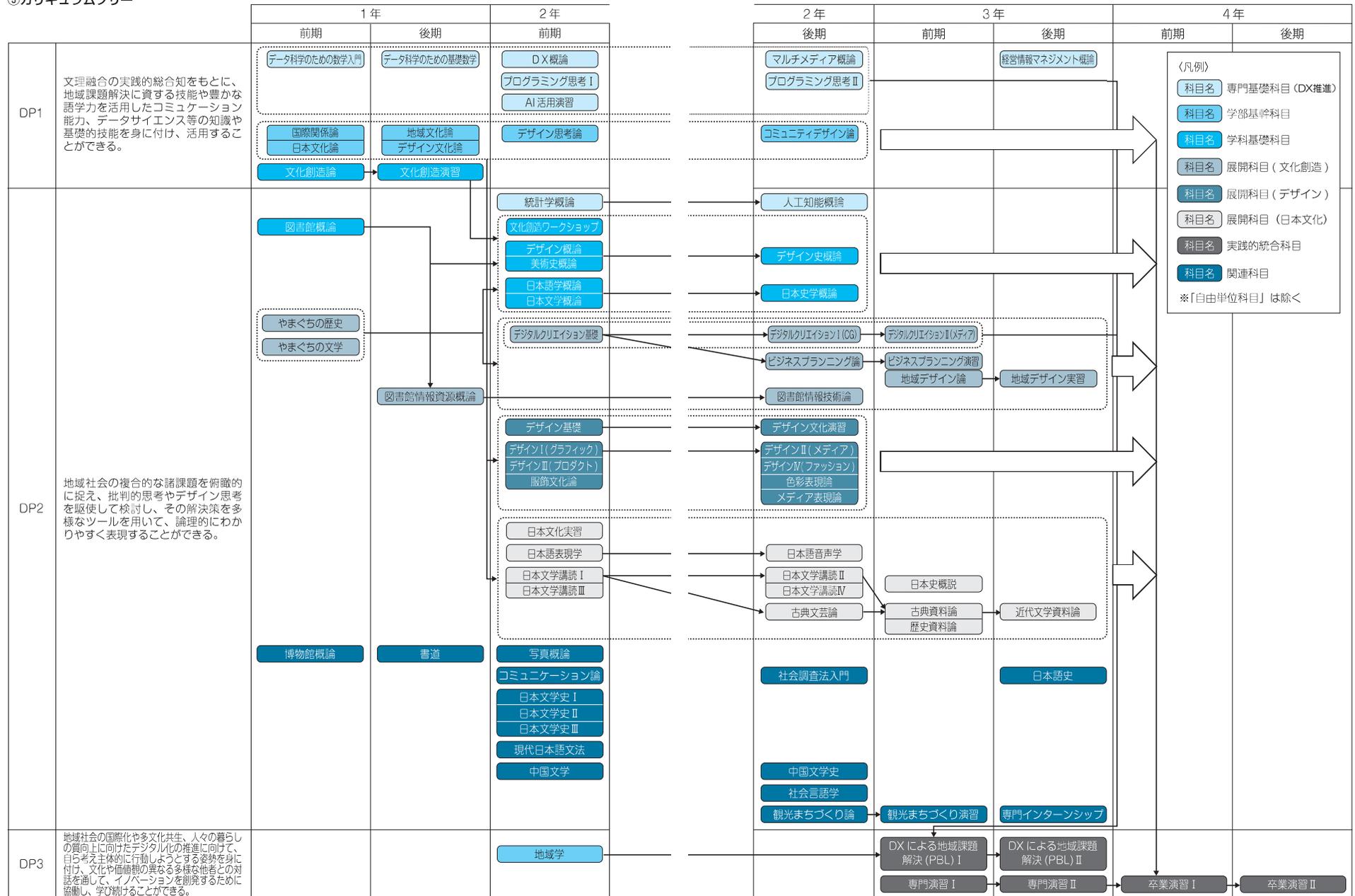
<基盤教育科目群>

区分	卒業単位	備考
I 群 生命・生活・人生を探究する科目	12 単位以上 (必修 4 単位)	
II 群 言語コミュニケーション科目	英語 8 単位	ただし、外国人留学生にあつては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。
III 群 数理・データサイエンス科目	6 単位 (必修 6 単位)	
IV 群 実践的統合教育科目	4 単位 (必修 4 単位)	
計	30 単位以上	

<専門教育科目群>

区分	卒業単位	備考
専門基礎科目 (DX 推進)	14 単位以上 (必修 10 単位)	
学部基幹科目	14 単位 (必修 14 単位)	
学科基礎科目	14 単位 (必修 6 単位)	
展開科目	32 単位以上 (必修 2 単位)	
実践的統合教育科目	12 単位 (必修 12 単位)	
関連科目	8 単位以上	
計	94 単位以上	
合計	124 単位以上	

③カリキュラムツリー



科目区分		科目名	DP1【知識・技能】		
			1-1	1-2	1-3
			文理融合の実践的総合知をもとに、地域課題解決に資する技能や豊かな語学力を活用したコミュニケーション能力、データサイエンス等の知識や基礎的技能を身に付け、活用することができる。		
			日本文化や地域文化、デザインに関して、実践的な活動を通じて、総合的に理解し説明することができる。	日本語や基礎的な英語、非言語による豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。	地域社会の諸課題について解決策を提案するためのAI・データサイエンスの技能を身に付けている。
専門教育科目群	展開科目	デザイン基礎			
		デザイン文化演習			
		デザインⅠ（グラフィック）			
		デザインⅡ（メディア）			
		デザインⅢ（プロダクト）			
		デザインⅣ（ファッション）			
		色彩表現論			
		メディア表現論			
		服飾文化論			
		日本文化実習			
	日本史概説				
	日本語表現学				
	日本語音声学				
	日本文学講読Ⅰ				
	日本文学講読Ⅱ				
	日本文学講読Ⅲ				
	日本文学講読Ⅳ				
	古典文芸論				
	歴史資料論				
	古典資料論				
近代文学資料論					
実践的統合教育科目	DXによる地域課題解決（PBL）Ⅰ				
	DXによる地域課題解決（PBL）Ⅱ				
	専門演習Ⅰ				
	専門演習Ⅱ				
	卒業演習Ⅰ				
卒業演習Ⅱ					

DP2【思考力・判断力・表現力】			DP3【主体性・多様性・協働性】		
2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3
地域社会の複合的な諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考やデザイン思考を駆使して検討し、その解決策を多様なツールを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。			地域社会の国際化や多文化共生、人々の暮らしの質向上に向けたデジタル化の推進に向けて、自ら考え主体的に行動しようとする姿勢を身に付け、文化や価値観の異なる多様な他者との対話を通して、イノベーションを創発するために協働し、学び続けることができる。		
地域社会の諸課題について捉え、科学的根拠に基づいた批判的思考を駆使して課題を発見し検討することができる。	地域社会の諸課題について捉え、データを活用し、デザイン思考のプロセスを踏まえて解決策を導き出すことができる。	自他の知見について検討し、言語又は表現メディアを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。	地域社会のデジタル化推進や新たな地域づくりに向けて、文化創造の視点から自ら考え主体的に行動することができる。	地域社会のなかで、文化や価値観の異なる多様な他者を受容し、対話を通して合意形成を図ろうとすることができる。	豊かな地域社会の未来を創造し、人々の暮らしの質向上を行うために、文化や価値観の異なる多様な他者とともに協働し、学び続けることができる。
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○

科目区分		DP1【知識・技能】	
		1-1	1-2
		文理融合の実践的総合知をもとに、地域課題解決に資する技能や豊かな語学力を活用したコミュニケーション能力、データサイエンス等の知識や基礎的スキルを身に付け、活用することができる。	
		日本文化や地域文化、デザインに関して、実践的な活動を通じて、総合的に理解し説明することができる。	日本語や基礎的な英語、非言語による豊かなコミュニケーション能力を身に付けている。
		地域社会の諸課題について解決策を提案するためのAI・データサイエンスのスキルを身に付けている。	
専門教育科目群	関連科目	写真概論	
		コミュニケーション論	
		社会調査法入門	
		観光まちづくり論	
		観光まちづくり演習	
		書道	
		現代日本語文法	
		日本語史	
		日本文学史Ⅰ	
		日本文学史Ⅱ	
		日本文学史Ⅲ	
		中国文学	
		中国文学史	
		博物館概論	
		社会言語学	
専門インターンシップ			

DP2【思考力・判断力・表現力】			DP3【主体性・多様性・協働性】		
2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3
地域社会の複合的な諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考やデザイン思考を駆使して検討し、その解決策を多様なツールを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。			地域社会の国際化や多文化共生、人々の暮らしの質向上に向けたデジタル化の推進に向けて、自ら考え主体的に行動しようとする姿勢を身に付け、文化や価値観の異なる多様な他者との対話を通して、イノベーションを創発するために協働し、学び続けることができる。		
地域社会の諸課題について捉え、科学的根拠に基づいた批判的思考力を駆使して課題を発見し検討することができる。	地域社会の諸課題について捉え、データを活用し、デザイン思考のプロセスを踏まえて解決策を導き出すことができる。	自他の知見について検討し、言語又は表現メディアを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。	地域社会のデジタル化推進や新たな地域づくりに向けて、文化創造の視点から自ら考え主体的に行動することができる。	地域社会のなかで、文化や価値観の異なる多様な他者を受容し、対話を通して合意形成を図ろうとすることができる。	豊かな地域社会の未来を創造し、人々の暮らしの質向上を行うために、文化や価値観の異なる多様な他者とともに協働し、学び続けることができる。
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			

⑤教育の特徴、履修上の注意

<教育の特徴>

ア.「実践的統合教育科目」について

実践的統合教育科目は、基盤教育にある「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」やそれぞれの履修モデルで学んできた専門的な知識や技能、思考力・判断力・表現力、更に主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のすべてを統合し、学部学科での学びのまとめとなる科目です。

「DXによる地域課題解決(PBL)Ⅰ・Ⅱ」では、「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」の成果を受けて、個性豊かな地域文化の振興と創造についての知識と理解を実践的に深めることを目的として、地域または専門領域におけるプロジェクトを行い、地域文化の創造と発信に携わるための知識や技能を身に付けます。

「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業演習Ⅰ」「卒業演習Ⅱ」は、地域文化の価値を再発見し、多様な他者と協働して、文化の振興と創造に主体的に取り組む力を養います。

イ.「実習科目」について

文化創造学科では、日本文化やデザインに関する専門的な技術を深め、実践的な行動力を養うために展開科目において実習科目を開設しています。

●「日本文化実習」

日本の歴史、ことば、文学などを学ぶうえで前提となる、さまざまな文献資料の読み方や扱い方、その歴史的・文化的背景の調査方法、フィールドワークの手法、データの分析方法等を実践的に身に付ける実習です。具体的には文献資料(古代から近代まで)を読むための基礎知識、古典籍や歴史史料に触れる作法とその書誌、さまざまな辞典・事典を用いたリファレンススキル、電子文献を含む文献探索スキル、社会調査に関するスキルなどについて、それぞれレクチャーと実習を行います。また、実習課題についての成果発表や、学外の文化施設を見学するエクスカージョンが行われることがあります。日本・地域文化コースの展開科目や専門演習・卒業演習は、この実習で習得した知識や技術を前提として行われますので、日本・地域文化コースを選択する学生は履修する必要があります。

●「地域デザイン実習」

地域に存在する課題を見出し、解決するための提案を行い、地域の文化や生活を個性豊かにするためのデザインについて、実践的に学修することを目的とした実習です。地域を題材としたデザインにおける意味・オリジナリティーを再発見し、それらを具体的なかたちとして地域に発信する体験を通じて、みずからが主体となってデザインプロセス(テーマの抽出、現状リサーチ、企画、開発、試作、販促、プレゼンテーションなど)に関わって行ける創造力・行動力を養います。最終的には、課題の解決策を一つの提案としてまとめ上げ、企画提案ボードや模型により、市民、行政、企業など社会に向けて発表・提案を行います。デザイン創造コースを選択する学生は履修する必要があります。

<履修上の注意>

ア.「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業演習Ⅰ」「卒業演習Ⅱ」

演習科目の履修については、オリエンテーション等で説明します。

イ.「日本文化実習」

日本・地域文化コースの展開科目や専門演習・卒業演習は、この実習で習得した知識や技術を前提として行われますので、日本・地域文化コースを選択する学生は履修する必要があります。

ウ. 「地域デザイン実習」

デザイン創造コースを選択する学生は履修する必要があります。

(3) 免許・資格等

文化創造学科では、卒業に必要な単位 124 単位を修得し、さらに免許・資格等取得に必要な要件を満たした場合、以下のような免許・資格等を取得することができます。

①中・高等学校教諭一種免許状（国語）
②司書
③学芸員
④日本語教員試験受験資格
⑤学校司書
⑥司書教諭

※上記の免許・資格等のうち、③学芸員および④日本語教員試験受験資格を除く①中・高等学校教諭一種免許状（国語）、②司書、⑤学校司書、⑥司書教諭については、いずれか2種類から4種類の組み合わせでも取得できます。ただし、司書教諭は、必ず教育職員免許状と組み合わせなければいけません。その他の組み合わせの場合は、単位の履修状況により4年間で取得できない場合があります。

免許・資格等の種類及び最低修得単位数

教育職員免許	中学校教諭一種免許状（国語）※	
	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（別表 11） 8 単位 教科及び教科の指導法に関する科目（別表 12） 28 単位 教育の基礎的理解に関する科目等（別表 13） 27 単位 大学が独自に設定する科目（別表 14） 4 単位	59 単位
教育職員免許	高等学校教諭一種免許状（国語）※	
	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（別表 11） 8 単位 教科及び教科の指導法に関する科目（別表 12） 24 単位 教育の基礎的理解に関する科目等（別表 13） 23 単位 大学が独自に設定する科目（別表 15） 12 単位	59 単位
資格	司書	司書に関する専門科目 28 単位（別表 16）
	司書教諭	司書教諭に関する専門科目 10 単位（別表 17） （この他に教育職員免許状取得に必要な単位）
	学芸員	学芸員に関する専門科目 19 単位（別表 18）
	日本語教員	登録日本語教員養成課程に関する専門科目 26 単位（別表 19）
その他	学校司書	学校司書に関する専門科目 32 単位（別表 20）

※教育職員免許状取得に係る注意事項

- (1)中学校教諭一種免許状（国語）の資格取得を希望する者は、別表 13 の科目区分「教育実践に関する科目」に含まれる授業科目を履修する方法として、別表 13 のうち、必修 16 単位以上を修得済であるとともに、別表 12 のうち、「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」の単位を修得済である必要があります。高等学校教諭一種免許状（国語）の資格取得を希望する者は、別表 13 のうち、必修 14 単位以上を修得済であるとともに、別表 12 のうち、「国語科教育法Ⅰ」の単位を修得済である必要があります。
- (2)中学校教諭一種免許状（国語）の資格取得を希望する者は、「介護等体験」7 日間が必要です。詳細は、別途オリエンテーション等でアナウンスします。
- また以下の①・②の条件を満たさない場合には、関係教職員が面談の上、「教育実習」に行くことの可否を判断します。

- ①実習前年度（3 年生）の 4 月に実習校に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習年度（4 年生）後期終了時に教育職員免許状取得に係るすべての必要単位が修得できる見込であること。
- ②実習前年度（3 年生）後期終了時点で累積 GPA が 2.0 以上であること。

別表 11 から別表 20 に示す必修・選択の分類は、各資格取得のためのものであり、卒業要件の必修・選択とは異なります。

別表 11 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（中・高等学校教諭一種（国語））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4 前後	
体育	2	健康スポーツ理論		2	1・2・3・4 前後	2 単位以上 選択必修
		スポーツ実技Ⅰ		1	1・2・3・4 前	
		スポーツ実技Ⅱ		1	1・2・3・4 後	
外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	1 前	2 単位以上 選択必修
		英語Ⅱ		2	1 後	
		英語Ⅲ		2	1 前	
		英語Ⅳ		2	1 後	
		アドバンス英語Ⅰ（他学科授業科目）		4	1 前	
アドバンス英語Ⅱ（他学科授業科目）		4	1 後			
数理、データ活用 及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス演習	2		1 後	

別表 12 教科及び教科の指導法に関する科目（中・高等学校教諭一種（国語））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
		科目	授業科目	単位数		開講期
必修	選択					
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2		2前	
		日本語表現学	2		2前	
		日本語音声学	2		2後	
		日本語史		2	3後	
		現代日本語文法		2	2前	
	国文学（国文学史を含む。）	日本文学史Ⅰ	2		2・3前	
		日本文学史Ⅱ	2		2・3前	
		日本文学史Ⅲ	2		2・3前	
		日本文学概論		2	2前	
		日本文学講読Ⅰ		2	2前	
		日本文学講読Ⅱ		2	2後	
		日本文学講読Ⅲ		2	2前	
		日本文学講読Ⅳ		2	2後	
古典資料論			2	3前		
近代文学資料論			2	3後		
古典文芸論		2	2後			
漢文学	中国文学	2		2・3前		
	中国文学史	2		2・3後		
書道（書写を中心とする。）	書道	2※		1・2・3後	※中免のみ	
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法Ⅰ	2		2後		
	国語科教育法Ⅱ	2		3前		
	国語科教育法Ⅲ	2※		3後	※中免のみ	
	国語科教育法Ⅳ	2※		3後	※中免のみ	

別表 13 教育の基礎的理解に関する科目等（中・高等学校教諭一種（国語））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2		1 前	
		教職論	2		1 前	
		教育社会学	2		1 後	
		教育心理学	2		1 前	
		特別支援教育	2		1・2 後	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	中10 高8	道徳教育の指導法		2※	2・3 後	※中免のみ必修
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2・3 後	
		教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2		1 後	
		生徒指導論	1		2・3 前	
		教育相談	2		2・3 前	
		進路指導論	1		2・3 前	
教育実践に関する科目	中5 高3	教育実習事前事後指導	1		4 前	
		教育実習Ⅰ	2		4 前	
		教育実習Ⅱ		2※	4 前	※中免のみ必修
	2	教職実践演習（中・高）	2		4 後	

別表 14 大学が独自に設定する科目（中学校教諭一種（国語））

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	—	—	—	最低修得単位を超えて履修した別表 11 又は別表 12 について、併せて 4 単位以上を修得

別表 15 大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種（国語））

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		開講期	備考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法		2	2・3 後	「道徳教育の指導法」又は最低修得単位を超えて履修した別表 11 又は別表 12 については、併せて 12 単位以上を修得

* 下記のとおり、別表 12、13、14、15 から 59 単位以上の修得が必要です。

- ・ 中学校教諭一種（国語）
 - 別表 12 - 28 単位（必修 26 単位＋選択 2 単位）
 - 別表 13 - 27 単位（必修）
 - 別表 14 - 最低修得単位を超えて修得した別表 12 又は別表 13 における選択単位 4 単位以上
- ・ 高等学校教諭一種（国語）
 - 別表 12 - 24 単位（必修 20 単位＋「書道」を除いた選択 4 単位）
 - 別表 13 - 23 単位（必修）
 - 別表 15 - 「道徳教育の指導法」、最低修得単位を超えて修得した別表 12 又は別表 13 における選択単位 12 単位以上【「書道」「国語科教育法Ⅲ」「国語科教育法Ⅳ」を除く】

別表 16 司書に関する専門科目

科 目	単位数	授 業 科 目	単位数		開講期	備 考	
			必修	選択			
甲 群	生涯学習概論	2	生涯学習論	2		必修 26 単位を含め 28 単位以上を修得すること。	
	図書館概論	2	図書館概論	2			
	図書館制度・経営論	2	図書館制度・経営論	2			
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2			
	図書館サービス概論	2	図書館サービス概論	2			
	情報サービス論	2	情報サービス論	2			
	児童サービス論	2	児童サービス論	2			
	情報サービス演習	2	情報サービス演習Ⅰ	2			2・3・4前
			情報サービス演習Ⅱ	2			2・3・4後
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2			1・2後
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2			2・3・4前
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	2			2・3・4前
情報資源組織演習Ⅱ			2		2・3・4後		
乙 群	図書館サービス特論	1	図書館サービス特論		1	2 科目以上を修得すること。	
	図書館情報資源特論	1	図書館情報資源特論		1		
	図書・図書館史	1	図書・図書館史		1		
	図書館実習	1	図書館実習		1		
	図書館基礎特論	1					
	図書館施設論	1					
	図書館総合演習	1					

別表 17 司書教諭に関する専門科目

科 目	単位数 必修	授 業 科 目	単位数 必修	開講期
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	1・2前
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	2・3・4後
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2・3・4前
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2・3・4前
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	2・3・4後

別表 18 学芸員に関する専門科目

科目	単位数 必修	授業科目	単位数 必修	開講期
生涯学習概論	2	生涯学習論	2	1・2・3・4後
博物館概論	2	博物館概論	2	1・2前
博物館経営論	2	博物館経営論	2	1・2・3・4後
博物館資料論	2	博物館資料論	2	2・3前
博物館資料保存論	2	博物館資料保存論	2	2・3前
博物館展示論	2	博物館展示論	2	2・3後
博物館教育論	2	博物館教育論	2	1・2・3・4後
博物館情報・メディア論	2	博物館情報・メディア論	2	2・3後
博物館実習	3	博物館学内実習Ⅰ	1	2後
		博物館学内実習Ⅱ	1	3・4前
		博物館実習	1	3・4前

別表 19 登録日本語教員養成課程に関する専門科目（文化創造学科）

授業科目	単位数		開講期	履修方法	
	必修	選択			
社会・文化・地域に関わる科目 2単位以上	異文化交流論 ※1	2	1後	必修26単位を含め26単位以上を修得すること。 ※1 国際文化学科の科目となるため、「他学部（他学科）授業科目受講願」を提出すること。	
	国際関係論		2		1前
	日本文化論		2		1前
	多文化社会と言語政策 ※1		2		2・3後
言語と社会に関わる科目 2単位以上	社会言語学	2			2・3後
	多言語文化論 ※1		2		3・4後
言語と心理に関わる科目 4単位	第二言語習得論	2			2・3前
	異文化コミュニケーション論 ※1	2			3前
言語と教育に関わる科目 12単位	日本語教育入門	2			2・3前
	日本語教授法	2			2・3後
	日本語教材・教具論	2		3・4前	
	日本語教育実習	2		3・4前	
	日本語教育実践演習	2		3・4後	
言語に関わる科目 6単位以上	日本語教育評価法	2		2・3後	
	現代日本語文法	2		2前	
	日本語学概論	2		2前	
	日本語音声学	2		2後	
	言語学概論 ※1		2	2・3前	
コミュニケーション論		2	2前		

- ① 「日本語教育実習」を希望する学生は、「日本語教育実習」を行うまでに「異文化交流論」「社会言語学」「第二言語習得論」「異文化コミュニケーション論」「日本語教育入門」「日本語教授法」「日本語教材・教具論」「日本語教育評価法」「現代日本語文法」「日本語学概論」「日本語音声学」の単位を修得済みまたは履修中であること。
 - ② 実習前年度に学内選考を通過し、かつ後期終了時点で累積 GPA が 2.3 以上であること。
 - ③ 実習校（実習受入団体を含む）に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習後に履修する「日本語教育実践演習」を除き、卒業時に日本語教員試験受験資格取得に関わる全ての必修単位が修得できる見込みであること。
 - ④ 学部で実施される「登録日本語教師養成課程対象ガイダンス」に出席し、必要に応じて個別指導を受けること。
- なお、上記の①～④の条件を満たさない場合には、日本語教育委員会の委員が面談の上、「日本語教育実習」に行くことの可否を判断します。

別表 20 学校司書に関する専門科目

科 目		単位数 必修	授 業 科 目	単位数 必修	開講期
学校図書館の運営・管理・サービス	学校図書館概論	2	学校経営と学校図書館	2	1・2前
	図書館情報技術論	2	図書館情報技術論	2	2・3・4後
	図書館情報資源概論	2	図書館情報資源概論	2	1・2後
	情報資源組織論	2	情報資源組織論	2	2・3・4前
	情報資源組織演習	2	情報資源組織演習Ⅰ	2	2・3・4前
			情報資源組織演習Ⅱ	2	2・3・4後
	学校図書館サービス論	2	学校図書館サービス論	2	2・3・4前
	学校図書館情報サービス論	2	情報サービス論	2	2・3・4前
情報サービス演習Ⅰ			2	2・3・4前	
情報サービス演習Ⅱ			2	2・3・4後	
児童生徒に対する教育支援	学校教育概論	2	教育原理	2	1前
			教育心理学	2	1前
			教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2	1後
			特別支援教育	2	1・2後
	学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	2・3・4前
	読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	2・3・4前

3-3 情報社会学科

(1) 学科の教育方針

① 養成する人材像

地域や企業が抱える様々な課題に対して、デジタル技術を活用して、人間中心の視点からの発想により、新たな解決方策やイノベーションを創出し、デジタル社会の実現に貢献できる人材

② 卒業認定・学位授与の方針と学修目標

【知識・技能】(DP1)

文理融合の実践的総合知をもとに、地域課題解決に資する技能や豊かな語学力を活用したコミュニケーション能力、データサイエンス等の知識や基礎的スキルを身に付け、活用することができる。

▽学修目標 1-1

国内外の文化間の課題や新たな地域づくりに向けたデジタル情報の活用に関して、総合的に理解し、説明することができる。

▽学修目標 1-2

日本語やプログラミング言語を用いて、意図内容を明確にするための知識やスキルを習得している。

▽学修目標 1-3

地域社会の諸課題についてデータ駆動型の解決策を提案するための AI・データサイエンスのスキルを身に付けている。

【思考力・判断力・表現力】(DP2)

地域社会の複合的な諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考やデザイン思考を駆使して検討し、その解決策を多様なツールを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。

▽学修目標 2-1

地域社会の諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考力を科学的根拠にも依拠しつつ発揮し、情報技術を用いた課題解決に向けて思考する力を身に付けている。

▽学修目標 2-2

地域社会の諸課題を俯瞰的に捉え、データやデジタルを活用し、デザイン思考のプロセスを踏まえて解決策を導き出すことができる。

▽学修目標 2-3

イノベーションに向けた思考やビジネスマインドをもち、多様なツールを用いて関係する多様な他者が理解できるよう表現することができる。

【主体性・多様性・協働性】(DP3)

地域社会の国際化や多文化共生、人々の暮らしの質向上に向けたデジタル化の推進に向けて、自ら考え主体的に行動しようとする姿勢を身に付け、文化や価値観の異なる多様な他者との対話を通して、イノベーションを創発するために協働し、学び続けることができる。

▽学修目標 3-1

地域社会のデジタル化推進による新たな地域コミュニティづくりや人々の生活の質向上に向けて、情報文化の視点から自ら考え主体的に行動することができる。

▽学修目標 3-2

地域社会のなかで、文化や価値観の異なる多様な他者を受容し、文系理系の壁を越えた対話を通して多様な意見を仲介し、地域の暮らしのDX推進に向け協働することができる。

▽学修目標 3-3

人々の暮らしの質向上や新たな地域社会づくりに向けて、文化や価値観の異なる多様な他者ととともに、地域社会の豊かな未来の創造のために考えたことを発信し、学び続けることができる。

③コースの概要

情報社会学科では、2つのコースを設けています。コースの概要は以下のとおりです。

それぞれのコースに履修モデルを提示していますので、自らの学び、希望する資格や進路に応じて履修モデルを参考にしながら学修計画を立ててください。

コース名称	概要
情報科学	情報に関して、人工知能、マルチメディアの分析、データサイエンス等に関する学びを通して、情報に関する知識や技術を人々に伝達する能力や、人々や地域の抱える課題を解決することのできる実践力を身に付けます。
社会連携	情報やデータサイエンスに関する技術や知識とともに、まちづくりやコミュニティデザインについての知識や経験を用いて、人々や地域社会にかかわり、情報と人々をつなぐことのできる能力や、地域のより良いあり方を考えられる実践力を身に付けます。

④教育課程編成・実施の方針

情報社会学科の教育目標ならびに卒業認定・学位授与の方針を達成するために、専門教育の教育課程は以下の方針により編成されています。

【教育課程の体系】

情報社会学科の教育課程は、教育課程の編成方針や、卒業時の学位授与方針に基づき、各領域の能力がバランスよく修得できるように、「専門基礎科目（DX推進）」、「学部基幹科目」、「学科基礎科目」、「展開科目」、「実践的統合教育科目」、「関連科目」、「免許資格に関する専門科目」という7つの科目群から構成されています。また、学生が将来の進路を明確にし、主体的に学ぶことができるように、「情報科学」「社会連携」という2つの履修モデルを示しています。「情報科学モデル」では、情報に関して、人工知能、マルチメディア、データサイエンスなどに関する学びを通して、情報に関する知識や技術を人々に伝達する能力や、人々や地域の抱える課題を解決することのできる実践力を身に付けます。「社会連携モデル」では情報やデータサイエンスに関する技術や知識とともに、まちづくりやコミュニティデザインについての知識や経験を用いて、人々や地域社会にかかわり、情報と人々をつなぐことのできる能力や、地域のより良いあり方を考えられる実践力を身に付けます。

3・4年時に提供される「実践的統合教育科目」は、情報社会学科の教育課程で学んだ内容を有機的に統合することを目的としています。

教育課程は、卒業認定・学位授与方針で示している資質・能力をバランスよく修得できるように、順序性と体系性に配慮されています。順序性と体系性については、カリキュラムツリーで示しています。また、卒業時に身に付ける力と科目との関係については、カリキュラムマップに示しています。

希望する学生は、高等学校の情報科教員の免許を取得することができます。

【教育課程の編成】

(専門基礎科目 (DX 推進))

国際文化学部において文理融合・データサイエンス・DX 推進に向けた基礎的な知識・技能を身に付ける科目群です。

(学部基幹科目)

国際関係、日本文化、地域文化、デザイン文化、デザイン思考、コミュニティデザイン、地域学という7つの着眼点を総合していくことで、国際文化学部における専門科目の学修に必要な基礎を築くことができます。

(学科基礎科目)

情報社会学科で求められる基礎的な知識を習得する科目です。「情報」が媒介となって地域社会の様々なネットワークが形成されていく仕組みについて理解を深めていきます。その後、情報収集能力、分析力、データの可視化等、情報社会学を学ぶ上での基礎的な力を身に付けます。さらにチームで課題解決に取り組んでいく際の思考力・判断力・表現力、協調性の習得を目指します。

(展開科目)

情報社会学科で求められる専門的な知識や技能、ならびにデータサイエンスに関わる思考力・判断力・表現力を高めていく科目です。「つなげる」「つくる」「かかわる」の3領域があります。身近な現象をヒントに、地域社会の諸課題を可視化する情報プラットフォームを自ら組み立てられること、的確なモデリングを通し解決の筋道を立てられるようになることを目標とします。そのため、文理融合の視点から、また理論・実践両側面から地域社会形成、ひいてはスマート社会形成について十分な理解を促進する科目を配置しています。

(実践的統合教育科目)

本学での学びを集大成させていく科目です。「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」で学びの端緒に触れ、「DXによる地域課題解決(PBL)Ⅰ・Ⅱ」「専門演習Ⅰ・Ⅱ」「卒業演習Ⅰ・Ⅱ」を受講することによって、それぞれの学科で学んできた専門的な知識や技能、思考力・判断力・表現力を用いて主体性を持って多様な他者と協働して学ぶ態度、地域社会の未来を創造する際に求められる協調性を育みます。

(関連科目)

学科での学びをより充実させるために、それぞれの興味や学習目標にしたがって、幅広い視野に立って知識や技能を養成していく科目です。また、学科で取得できる免許・資格取得に必要な科目も含まれます。

(免許・資格に関する専門科目)

免許・資格に関する専門科目は、教職免許のために必要となる専門的な知識や技能を学ぶ科目で、修得した単位は認定されますが、卒業要件には入らない科目です。

【教育内容・方法】

- ①情報社会で必要となる技術や基本的な知識、情報技術や情報社会に関する専門性を備えた講義を行います。
- ②実際の情報技術を用いて学んでいくために、アクティブ・ラーニングの要素を採り入れています。
- ③情報技術をいかに人や地域社会に活かしていく方法を学ぶために、人文・社会科学に関する専門教育科目を通して知的蓄積を行い、教養を高めます。
- ④基盤教育科目の「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」をはじめとして、課題解決型学習の方法を採用しています。これによって、具体的に学んだ内容を現実社会の中で活かす経験を養います。
- ⑤情報社会学科の学びの集大成として、人間中心の視点からの発想により、地域課題の新たな解決法やイノベーションを創出し、デジタル社会の実現に資する力を養うため、少人数教育による演習を行います。

【学修成果の評価】

- ①成績評価は、各科目の到達目標に基づいて、厳格に行います。成績評価の到達目標項目とその基準を、ルーブリック等で提示する場合があります。
- ②各科目の具体的学習目標に沿って成績の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載します。評価項目の対象は、授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、学期末筆記試験、その他（実技、論文や制作物等の成果物等）となります。
- ③科目によっては、実習先等の評価を参考に成績評価を行うことがあります。

(2)教育課程

①授業科目一覧表及び履修モデル

卒業に必要な科目や単位等を示しています。卒業要件をよく確認の上、授業を履修してください。

なお、資格取得や進路希望を念頭に置いた計画づくりの参考として、履修モデルを用意しています。学修計画を立てる際の参考にしてください。

表1 情報社会学科授業科目一覧表及び履修モデル

下記注意事項を参照のこと。

授業科目	科目ナンバリング	開講期	単位数			備考	履修モデル		YFL		
			必修	選択	自由		卒業要件等	情報科学		社会連携	
(1) 基盤教育科目群											
基盤教育科目群	I群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	AA101aJ	1前	2			◎	◎	*	
		就業体験・インターンシップ	AA102bJ	1・2・3前		2					*
		キャリアデザイン	AA103aJ	3前	1			◎	◎		*
		日本国憲法	AA104aJ	1・2・3・4前・後		2					
		科学と社会	AA105aJ	1・2・3・4前		2		○	○		
		こころの科学	AA106aJ	1・2・3・4後		2		○	○		
		生命と倫理	AA107aJ	1・2・3・4後		2					
		地域共生論	AA108aJ	1・2・3・4後		2		○	○		*
		地域環境論	AA109aJ	1・2・3・4前		2		○	○		*
		社会生活論	AA110aJ	1・2・3・4前		2					*
		生涯学習論	AA111aJ	1・2・3・4後		2					*
		知的財産入門	AA112aJ	1前	1			◎	◎		*
		健康スポーツ理論	AA113aJ	1・2・3・4前・後		2					
		スポーツ実技 I	AA114eJ	1・2・3・4前		1					
		スポーツ実技 II	AA115eJ	1・2・3・4後		1					
		日本の芸術と文化 I	AA116eJ	1・2・3・4前・後		1					
		日本の芸術と文化 II	AA117eJ	1・2・3・4前・後		1					
	山口の芸術と文化	AA118eJ	1・2・3・4前・後		1						
	国際交流 I	AA119bJ	1・2・3・4前・後		2						
	国際交流 II	AA120bJ	1・2・3・4後		2						
	海外語学・文化演習	AA121bJ	1・2・3・4後		2						
	II群 言語コミュニケーション科目	英語 I	AA124aJ	1前	2		英語8単位以上修得 ※ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。	◎	◎		
		英語 II	AA125aJ	1後	2			◎	◎		
		英語 III	AA126aJ	1前	2			◎	◎		
		英語 IV	AA127aJ	1後	2			◎	◎		
		日本語 I	AA128aJ	1前	4						
		日本語 II	AA129aJ	1後	4						
	III群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会 I	AA130aJ	1前	1		必修6単位修得	◎	◎		
		データ科学と社会 II	AA131bJ	1前	1			◎	◎		
		データサイエンス概論	AA132aJ	1前	2			◎	◎		
		データサイエンス演習	AA133bJ	1後	2			◎	◎	*	
	IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクト I	AA134aJ	1前	2		必修4単位修得	◎	◎	*	
		やまぐち未来デザインプロジェクト II	AA135bJ	1後	2			◎	◎	*	
(2) 専門教育科目群											
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX推進)	データ科学のための数学入門	BJ201aJ	1前	2		14単位以上 修得 (必修10単位)	◎	◎		
		データ科学のための基礎数学	BJ202aJ	1後	2			◎	◎		
		DX概論	BJ203aJ	2前	2			◎	◎		
		統計学概論	BJ204aJ	2前	2			◎	◎		
		人工知能概論	BJ205aJ	2後	2			◎	◎		
		プログラミング思考 I	BJ206aJ	2前	2			○	○		
		プログラミング思考 II	BJ207aJ	2後	2						
		AI活用演習	BJ208bJ	2前	2			○	○		
		経営情報マネジメント概論 (実習を含む)	BJ209bJ	3後	2						
	マルチメディア概論 (実習を含む)	BJ210bJ	2後	2							
	学部基幹科目	国際関係論	BJ211aJ	1前	2		必修14単位修得	◎	◎		
		日本文化論	BJ212aJ	1前	2			◎	◎		
		地域文化論	BJ213aJ	1後	2			◎	◎	*	
		デザイン文化論	BJ214aJ	1後	2			◎	◎		
		デザイン思考論	BJ215aJ	2前	2			◎	◎		
		コミュニティデザイン論	BJ216aJ	2後	2			◎	◎		
		地域学	BJ217aJ	2前	2			◎	◎		
	学科基礎科目	情報社会演習	BG201bJ	1後	2		16単位以上 修得 (必修8単位)	◎	◎		
		ウェルビーイング概論	BG202aJ	2前	2			◎	◎		
		科学技術社会論	BG203aJ	2後	2			◎	◎		
		情報倫理	BG204aJ	1前	2			◎	◎		
		情報社会 I (政治)	BG205aJ	1前	2				○		
		情報社会 II (宗教)	BG206aJ	1後	2				○		
		情報社会 III (空間形成)	BG207aJ	1前	2				○		
		情報社会 IV (環境)	BG208aJ	1後	2			○			
		情報社会 V (経済)	BG209aJ	1後	2			○			
		情報社会 VI (地域資源)	BG210aJ	1前	2			○			

専門 教育 科目 群	学科基礎科目	ヒューマンリソース文化論	BG211aJ	2後	2			○	○		
	展開科目	つなげる 領域	サステナビリティ学概論	BG301aJ	2前	2			○	○	
			情報科学概論（実習を含む）	BG302aJ	1後	2			○		
			技術と倫理	BG303aJ	3前	2			○		
			Introduction to Buddhism	BJ301aE	2後	2				○	
			Politics of Japan	BJ302aE	2後	2				○	
			Japanese Economy and Globalization	BJ303aE	2前	2				○	
			グローバルスタンダードと政治	BG304aJ	3後	2				○	
		計量経済学	BG305aJ	3後	2				○		
		ビジネスプランニング論	BJ311aJ	2・3後	2				○		
		かかわる 領域	情報と組織	BG306aJ	3前	2			○		
			企業経営論	BG307aJ	3後	2				○	
			地方財政論	BG308aJ	3前	2				○	
			リスクマネジメント	BG309aJ	2前	2			○	○	
			コミュニティデザイン演習	BG310bJ	3前	2			○	○	
	観光まちづくり論		BJ321aJ	2後	2				○		
	つくる 領域	観光まちづくり演習	BJ322bJ	3前	2				○		
		デジタル技術のための数学	BG311aJ	2前	2			○			
		情報通信ネットワーク概論（実習を含む）	BG312aJ	2前	2			○	○		
		ネットワーク分析論	BG313aJ	2前	2			○			
		サーバ構築演習	BG314bJ	2後	2			○			
		仮想化技術	BG315bJ	3前	2			○			
		ネットワーク構築演習	BG316bJ	2後	2			○			
		AI構築演習	BG317bJ	2前	2			○			
		教育コンテンツ制作（実習を含む）	BG318bJ	1後	2						
		画像情報処理（実習を含む）	BG319bJ	2後	2						
	実践的統合教育科目	自然言語処理システム（実習を含む）	BG320bJ	2後	2			○	○		
		GIS学演習	BG321bJ	3後	2			○			
		DXによる地域課題解決（PBL）Ⅰ	DXによる地域課題解決（PBL）Ⅰ	BJ309dJ	3前	2			◎	◎	
			DXによる地域課題解決（PBL）Ⅱ	BJ310dJ	3後	2			◎	◎	
			専門演習Ⅰ	BJ401bJ	3前	2			◎	◎	*
			専門演習Ⅱ	BJ402bJ	3後	2			◎	◎	*
			卒業演習Ⅰ	BJ403bJ	4前	2			◎	◎	
卒業演習Ⅱ	BJ404bJ	4後	2			◎	◎				
関連科目	情報と職業	BG322aJ	3・4前	2			○				
	コミュニケーション論	BJ218aJ	2前	2			○	○			
	図書館概論	AJ136aJ	1・2前	2							
	日本語学概論	BJ307aJ	2前	2							
	社会調査法入門	BJ219aJ	2後	2			○	○			
	地域デザイン論	BJ320aJ	3前	2			○	○			
	専門インターンシップ	BJ312bJ	3後	2				○	*		

卒業所要単位 計 124 単位（※自由単位は卒業所要単位に含まれない。）

(3) 免許・資格に関する専門科目

免許・資格に関する専門科目	教育の基礎的理解に関する科目等	教育原理	AJ101aJ	1前	2	卒業要件に含まれない。 (1) 高等学校教諭一種免許状（情報）を受ける資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。			
		教職論	AJ102aJ	1前	2				
		教育社会学	AJ103aJ	1後	2				
		教育心理学	AJ104aJ	1前	2				
		特別支援教育	AJ105aJ	1・2後	2				
		道徳教育の指導法	AJ106aJ	2・3後	2				
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	AJ107aJ	2・3後	2				
		教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	AJ108aJ	1後	2				
		生徒指導論	AJ109aJ	2・3前	1				
		進路指導論	AJ110aJ	2・3前	1				
		教育相談	AJ111aJ	2・3前	2				
		教育実習事前事後指導	AJ112aJ	4前	1				
		教育実習Ⅰ	AJ113dJ	4前	2				
		教育実習Ⅱ	AJ114dJ	4前	2				
	教職実践演習（中・高）	AJ115bJ	4後	2					
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	情報科教育法Ⅰ	AJ130aJ	2後	2					
	情報科教育法Ⅱ	AJ131aJ	3前	2					

【注意事項】

- ・履修モデルの◎印は履修を強く推奨する科目、○印は履修を推奨する科目です。卒業要件とは異なりますので注意してください。
- ・履修モデル上では卒業要件以上に○が付いている場合があります。自らの学びに合わせて必要な単位を満たすように履修してください。
- ・YFLについては、第2章2-2 キャリア教育（2）「Yamaguchi Frontier Leader（やまぐち未来創生リーダー）」プログラムのページを参照してください。

②卒業要件

学則第 56 条の規定による卒業に必要な単位は 124 単位です。その内訳は以下のとおりです。

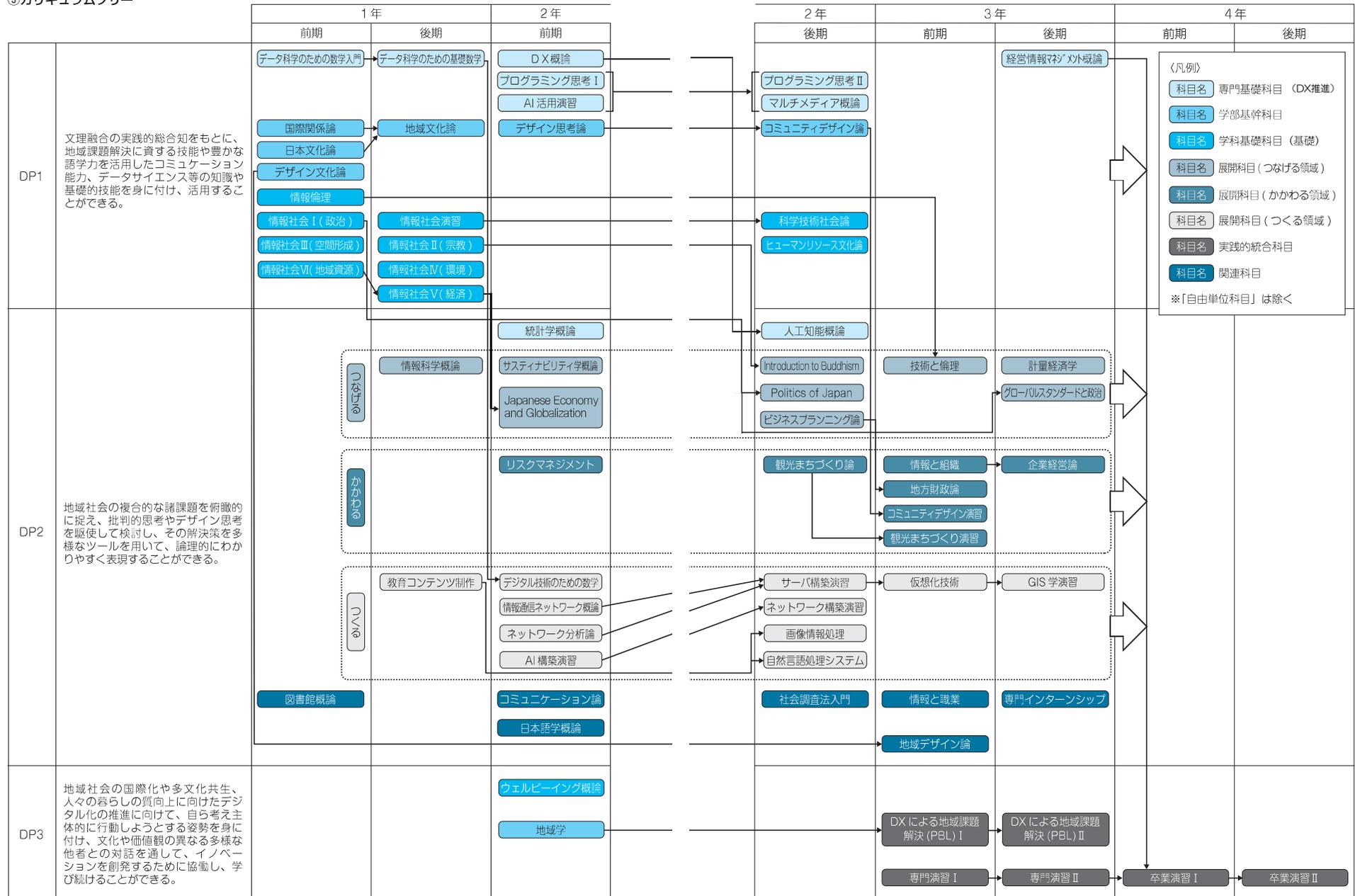
<基盤教育科目群>

区分	卒業単位	備考
I 群 生命・生活・人生を探究する科目	12 単位以上 (必修 4 単位)	
II 群 言語コミュニケーション科目	英語 8 単位	ただし、外国人留学生にあつては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。
III 群 数理・データサイエンス科目	6 単位 (必修 6 単位)	
IV 群 実践的統合教育科目	4 単位 (必修 4 単位)	
計	30 単位以上	

<専門教育科目群>

区分	卒業単位	備考
専門基礎科目 (DX 推進)	14 単位以上 (必修 10 単位)	
学部基幹科目	14 単位 (必修 14 単位)	
学科基礎科目	16 単位以上 (必修 8 単位)	
展開科目	30 単位以上	
実践的統合教育科目	12 単位 (必修 12 単位)	
関連科目	8 単位以上	
計	94 単位以上	
合計	124 単位以上	

③カリキュラムツリー



④カリキュラムマップ

各授業科目はそれらを履修することで学修目標が達成できるよう設けられています。科目と学修目標との関連は以下のとおりです。

【養成する人材像】

地域や企業が抱える様々な課題に対して、デジタル技術を活用して、人間中心の視点からの発想により、新たな解決方策やイノベーションを創出し、デジタル社会の実現に貢献できる人材

		DP1【知識・技能】			
		文理融合の実践的総合知をもとに、地域課題解決に資する技能や豊かな語学力を活用したコミュニケーション能力、データサイエンス等の知識や基礎的技能を身に付け、活用することができる。			
		1-1	1-2	1-3	
		国内外の文化間の課題や新たな地域づくりに向けたデジタル情報の活用に関して、総合的に理解し、説明することができる。	日本語やプログラミング言語を用いて、意図内容を明確にするための知識や技能を習得している。	地域社会の諸課題についてデータ駆動型の解決策を提案するためのAI・データサイエンスの技能を身に付けている。	
専門教育科目群	専門基礎科目 (DX推進)	データ科学のための数学入門		○	
		データ科学のための基礎数学		○	
		DX概論		○	
		統計学概論			
		人工知能概論			
		プログラミング思考Ⅰ		○	
		プログラミング思考Ⅱ		○	
		AI活用演習		○	
	学部基幹科目	国際関係論	○	○	
		日本文化論	○	○	
		地域文化論	○		○
		デザイン文化論	○	○	
		デザイン思考論	○		○
		コミュニティデザイン論	○		○
		地域学			
		情報社会演習	○		
	学科基礎科目	ウェルビーイング概論			
		科学技術社会論	○		
		情報倫理	○		
		情報社会Ⅰ(政治)	○		
		情報社会Ⅱ(宗教)	○		
		情報社会Ⅲ(空間形成)	○		
		情報社会Ⅳ(環境)	○		
		情報社会Ⅴ(経済)	○		
		情報社会Ⅵ(地域資源)	○		
		ヒューマンリソース文化論	○		
	展開科目	しなげる領域	サステナビリティ学概論		○
			情報科学概論(実習を含む)		○
			技術と倫理		○
			Introduction to Buddhism		○
Politics of Japan				○	
Japanese Economy and Globalization				○	

DP2【思考力・判断力・表現力】			DP3【主体性・多様性・協働性】		
地域社会の複合的な諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考やデザイン思考を駆使して検討し、その解決策を多様なツールを用いて、論理的にわかりやすく表現することができる。			地域社会の国際化や多文化共生、人々の暮らしの質向上に向けたデジタル化の推進に向けて、自ら考え主体的に行動しようとする姿勢を身に付け、文化や価値観の異なる多様な他者との対話を通して、イノベーションを創発するために協働し、学び続けることができる。		
2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3
地域社会の諸課題を俯瞰的に捉え、批判的思考力を科学的根拠にも依拠しつつ発揮し、情報技術を用いた課題解決に向けて思考する力を身に付けている。	地域社会の諸課題を俯瞰的に捉え、データやデジタルを活用し、デザイン思考のプロセスを踏まえて解決策を導き出すことができる。	イノベーションに向けた思考やビジネスマインドをもち、多様なツールを用いて関係する多様な他者が理解できるよう表現することができる。	地域社会のデジタル化推進による新たな地域コミュニティづくりや人々の生活の質向上に向けて、情報文化の視点から自ら考え主体的に行動することができる。	地域社会のなかで、文化や価値観の異なる多様な他者を受容し、文系理系の壁を越えた対話を通して多様な意見を仲介し、地域の暮らしのDX推進に向け協働することができる。	人々の暮らしの質向上や新たな地域社会づくりに向けて、文化や価値観の異なる多様な他者とともに、地域社会の豊かな未来の創造のために考えたことを発信し、学び続けることができる。
○					
○					
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
	○				
			○	○	
					○
○					
○					
○					
○					
○					
○					
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			
○	○	○			

⑤教育の特徴、履修上の注意

<教育の特徴>

ア. 実践的統合教育科目」について

実践的統合教育科目は、基盤教育にある「やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ・Ⅱ」やそれぞれの履修モデルで学んできた専門的な知識や技能、思考力・判断力・表現力、更に主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度のすべてを統合し、学部学科での学びのまとめとなる科目です。

「DXによる地域課題解決（PBL）Ⅰ」「DXによる地域課題解決（PBL）Ⅱ」では、やまぐち未来デザインプロジェクトの成果を受けて、デジタル技術を活用した個性豊かな地域づくりについての知識と理解を実践的に深めることを目的として、テクノロジーと人々をつなぐ各種のプロジェクトを行います。

「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」では、地域および世界の各領域における課題を発見し、分析して掘り下げ、異文化の理解や寛容、適応、交流、共生、協働、人や地域の国際化などに向けて貢献する力を身に付け、研究した成果を広く発信するために必要なプレゼンテーションのための知識とスキルを身に付けます。「卒業演習Ⅰ」「卒業演習Ⅱ」では、これまでに修得した地域および世界の専門領域に関わる知識、理解、スキルを駆使して成果物を仕上げ、説得力と応用力がある発信ができるようになることをめざします。

イ. 「展開科目」について

情報社会学科では、人間を尊重する考え方をベースとして、以下の3つの領域の展開科目を開設しています。

- ①テクノロジーの性質を理解して、文化的、倫理的な判断能力を身につける「つなげる領域」
- ②人工知能やデータを理解し活用するための技能を身につける「つくる領域」
- ③新しい形のまちづくりの考え方や、組織づくり、新たなビジネスやサービスの創出方法などを実践的に身につける「かかわる領域」

<履修上の注意>

ア. 実践的統合教育科目「DXによる地域課題解決（PBL）Ⅰ」「DXによる地域課題解決（PBL）Ⅱ」「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「卒業演習Ⅰ」「卒業演習Ⅱ」

履修方法などについては、オリエンテーション等で説明します。学期始めのオリエンテーションに必ず参加するようにしてください。

イ. 高等学校教諭一種免許状（情報）の免許・資格取得希望者

高等学校教諭一種免許状（情報）の免許・資格取得希望者には、学科として必修科目と指定している科目以外に単位取得が必要な科目が存在します。『（3）免許・資格』をしっかりと読んでおいてください。必要要件等に関しては、オリエンテーション等でも説明します。学期始めのオリエンテーションに必ず参加するようにしてください。

ウ. 「情報科学コース」と「社会連携コース」

履修モデルの2つのコースでは、選択する科目が異なっています。カリキュラムマップ等を参考に、4年間で履修する科目を設定するようにしてください。留意点に関しては、オリエンテーション等でも説明します。学期始めのオリエンテーションに必ず参加するようにしてください。

(3)免許・資格

情報社会学科では、卒業に必要な単位 124 単位を修得し、さらに免許・資格取得に必要な要件を満たした場合、以下のような免許・資格を取得することができます。

①高等学校教諭一種免許状（情報）

免許・資格については、単位の履修状況により 4 年間で取得できない場合があります。

免許・資格の種類及び最低修得単位数

教育職員免許	高等学校教諭一種免許状（情報）※		
	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（別表 21）	8 単位	} 59 単位
	教科及び教科の指導法に関する科目（別表 22）	24 単位	
	教育の基礎的理解に関する科目等（別表 23）	23 単位	
	大学が独自に設定する科目（別表 24）	12 単位	

※教育職員免許状取得に係る注意事項

(1)高等学校教諭一種免許状（情報）の資格取得を希望する者は、別表 23 のうち、必修 14 単位以上を修得済であるとともに、別表 22 のうち、「情報科教育法 I」の単位を修得済である必要があります。また以下の①～②の条件を満たさない場合には、関係教職員が面談の上、「教育実習」に行くことの可否を判断します。

- ①実習前年度（3 年生）の 4 月に実習校に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習年度（4 年生）後期終了時に教育職員免許状取得に係るすべての必要単位が修得できる見込であること。
- ②実習前年度（3 年生）後期終了時点で累積 GPA が 2.0 以上であること。

別表 21 から別表 24 に示す必修・選択の分類は、各資格取得のためのものであり、卒業要件の必修・選択とは異なります。

別表 21 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（高等学校教諭一種（情報））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4 前後	
体育	2	健康スポーツ理論		2	1・2・3・4 前後	2 単位以上 選択必修
		スポーツ実技 I		1	1・2・3・4 前	
		スポーツ実技 II		1	1・2・3・4 後	
外国語 コミュニケーション	2	英語 I		2	1 前	2 単位以上 選択必修
		英語 II		2	1 後	
		英語 III		2	1 前	
		英語 IV		2	1 後	
		アドバンス英語 I（他学科授業科目）		4	1 前	
		アドバンス英語 II（他学科授業科目）		4	1 後	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス演習	2		1 後	

別表 22 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種（情報））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科 目	授業科目	単位数		開講期	備 考	
		必修	選択			
教科に関する専門的事項	情報社会（職業に関する内容を含む）・情報倫理	情報倫理	2		1 前	
		情報と職業	2		3・4 前	
	コンピュータ・情報処理	情報科学概論（実習を含む）	2		1 後	
		プログラミング思考Ⅰ		2	2 前	
		プログラミング思考Ⅱ		2	2 後	
		教育コンテンツ制作（実習を含む）		2	1 後	
		デジタル技術のための数学		2	2 前	
	情報システム	経営情報マネジメント概論（実習を含む）	2		3 後	
		自然言語処理システム（実習を含む）		2	2 後	
	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク概論（実習を含む）	2		2 前	
ネットワーク分析論			2	2 前		
マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア概論（実習を含む）	2		2 後		
	GIS 学演習		2	3 後		
	画像情報処理（実習を含む）		2	2 後		
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む）	情報科教育法Ⅰ	2		2 後		
	情報科教育法Ⅱ	2		3 前		

別表 23 教育の基礎的理解に関する科目等（高等学校教諭一種（情報））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科 目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備 考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2		1 前	
		教職論	2		1 前	
		教育社会学	2		1 後	
		教育心理学	2		1 前	
		特別支援教育	2		1・2 後	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	高8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2・3 後	
		教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2		1 後	
		生徒指導論	1		2・3 前	
		教育相談	2		2・3 前	
		進路指導論	1		2・3 前	

教育実践に関する科目	高3	教育実習事前事後指導	1		4前	
		教育実習Ⅰ	2		4前	
		教育実習Ⅱ		2	4前	
	2	教職実践演習(中・高)	2		4後	

別表 24 大学が独自に設定する科目 (高等学校教諭一種 (情報))

免許法施行規則 に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		開講期	備考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法		2	2・3後	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した別表 22 又は別表 23 について、併せて 12 単位以上を修得
	情報社会Ⅰ (政治)		2	1前	
	情報社会Ⅱ (宗教)		2	1後	
	情報社会Ⅲ (空間形成)		2	1前	
	情報社会Ⅳ (環境)		2	1後	
	情報社会Ⅴ (経済)		2	1後	
	情報社会Ⅵ (地域資源)		2	1前	

* 下記のとおり、別表 22、23、24 から 59 単位以上の修得が必要です。

・ 高等学校教諭一種 (情報)

別表 22 - 24 単位 (必修 16 単位 + 選択 8 単位)

別表 23 - 23 単位 (必修)

別表 24 - 「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した別表 22 又は別表 23 における選択単位 12 単位以上

第4章
専門教育
(社会福祉学部)

社会福祉学部

学部の教育目的

地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。(山口県立大学学則第4条第2項(2))

4-1 社会福祉学科

(1) 学科の教育方針

① 養成する人材像

地域共生社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と福祉マインドを基盤として、専門知識と豊かな共感性、想像力を有するとともに、支援を必要とするすべての人々の生活課題の解決に向けて、連帯・協働しながら主体的に考えて行動できる実践力と高い倫理観を有する人材

② 卒業認定・学位授与の方針と学修目標

【知識・技能】(DP1)

地域共生社会における多様な福祉ニーズに対応するために、広い視野と専門的な知識を有し、人々の生活課題の解決に向けて人や環境に働きかける技能を身に付けている。

▽学修目標 1-1

個人・家族・社会の観点から社会における多様な福祉ニーズを理解する知識を身に付けている。

▽学修目標 1-2

人々の生活課題の解決に向けて人や環境に働きかける技能を身に付けている。

【思考力・判断力・表現力】(DP2)

共感性と想像性を備えた柔軟な思考力と、人々の生活課題の発見と解決に向けた判断力を有し、自己の考えを他者に論理的に分かりやすく伝える表現力を身に付けている。

▽学修目標 2-1

人々の生活課題について共感性と想像性をもって柔軟に思考する力を身に付けている。

▽学修目標 2-2

人々の生活課題を発見し、解決に向けて判断する力を身に付けている。

▽学修目標 2-3

人々の生活課題解決について自己の考えを他者に論理的に分かりやすく伝える表現力を身に付けている。

【主体性・多様性・協働性】(DP3)

社会正義を拠り所として、共に生きることができる社会を実現するために、多様な価値観を持つ人々と連帯・協働し、主体的に考えて行動できる実践力と高い倫理観とを身に付けている。

▽学修目標 3-1

多様な価値観を持つ人々を認め、共生して社会をつくる態度を身に付けている。

▽学修目標 3-2

共生社会の実現のために多様な価値観を持つ関連する多職種と協働する力を身に付けている。

▽学修目標 3-3

共生社会の実現のために自ら考え主体的に行動する実践力を身に付けている。

③コースの概要

社会福祉学科では、4つの学修コースを設けています。コースの概要は以下のとおりです。

それぞれの学修コースに履修モデルを提示していますので、自らの学び、希望する資格や進路に応じて履修モデルを参考にしながら学修計画を立ててください。

コース名称	概要
社会福祉	地域共生社会の創造に向けて、人々の生活上の課題を明らかにし、その課題に対して個別的な支援を行い、地域や社会全体の課題解決に関わるソーシャルワーカーを目指します。社会福祉士の資格を活かし、社会福祉施設、社会福祉協議会、医療機関等で活躍できる実践力を身に付けます。
精神保健福祉	精神疾患及び障害により生じる生活課題の解決に向けて、本人やその家族に対する相談支援を行いながら、広く人々のメンタルヘルスの課題に対応するソーシャルワーカーを目指します。社会福祉士の資格を基盤に、精神保健福祉士の資格を活かし、精神科医療機関や障害福祉サービス事業所等で活躍できる実践力を身に付けます。
子ども家庭	子どもの育ちとその家族への相談支援を総合的に担う、子ども家庭支援に関わるソーシャルワーカーを目指します。社会福祉士の資格とともに、高等学校福祉科教員及び特別支援学校教員免許の取得を目指し、高等学校や特別支援学校で活躍できる実践力を身に付けます。
地域社会	社会福祉の知識を活かして、行政機関（公務員）や民間企業等で地域共生社会の構築に貢献することを目指します。社会福祉学部での専門的な学びを基礎としながら、地域社会における多様な福祉ニーズについて深く理解し、それらへ対応する実践力を身に付けます。

※保育士国家試験は子ども家庭コース以外のコースでも受験資格を満たせば受験可能です。

④教育課程編成・実施の方針

社会福祉学科の教育目標ならびに卒業認定・学位授与の方針を達成するために、専門教育の教育課程は以下の方針により編成されています。

【教育課程の体系】

社会福祉学科の教育課程は、卒業認定・学位授与方針に基づき、それぞれの資質・能力がバランスよく身に付けられるように6つの科目群から構成されています。また、学生が将来の進路を明確にし、主体的に学ぶことができるように、社会福祉コース、精神保健福祉コース、子ども家庭コース、地域社会コースの履修モデルを示しています。4コースはいずれも、地域共生社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と福祉マインドを身に付け、希望する卒業後の進路に合わせた学びを得ることができる教育内容になっています。

社会福祉コースでは、卒業後に社会福祉施設、社会福祉協議会、医療機関等で働くことを想定し、地域社会の福祉課題を発見・探求しコミュニティソーシャルワークを実践する能力の涵養に重点を

置いた科目等を履修して、社会福祉士国家試験受験資格取得を目指します。精神保健福祉コースでは、卒業後に精神科医療機関や障害福祉サービス事業所等で働くことを想定し、精神保健福祉領域におけるソーシャルワーク実践能力の涵養に重点を置いた科目等を履修して、社会福祉士国家試験受験資格取得とともに精神保健福祉士国家試験受験資格取得を目指します。子ども家庭コースでは、卒業後に児童福祉施設や家庭福祉の問題に対応する機関等で働くことを想定し、子ども家庭ソーシャルワーク実践能力の涵養に重点を置いた科目等を履修したり、学校で福祉教育・特別支援教育に携ることを想定し、教職科目及び教育の基礎的理解に関する科目等を履修したりして、社会福祉士国家試験受験資格取得とともに高等学校教諭一種免許状（福祉）及び特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）の取得を目指します。地域社会コースでは、卒業後に行政機関（公務員）や民間企業等で働くことを想定し、社会福祉学部における専門的な学びを基礎として、地域社会における多様な福祉ニーズを理解し対応するために必要な力を身に付けます。

履修モデルは、卒業認定・学位授与方針で示している資質・能力をバランスよく修得できるように、順序性と体系性に配慮して示しています。順序性と体系性については、カリキュラムツリーで示しています。

【教育課程の編成】

（専門基礎科目）

専門基礎科目は、社会福祉学の修得に必要な人間と社会の理解に資する基礎的な知識を修得し、地域共生社会の多様な福祉ニーズ・生活課題を広い視野から多角的、多面的に把握し、理解し、その解決策を構想し、実践するのに必要な人間、家族、社会に関する高度で専門的な知識を身に付けることを目指す科目群です。

（基幹科目）

基幹科目は、社会福祉学の基幹となる価値、知識を修得するための科目群です。すべて必修科目です。地域共生社会に生きる一市民として自律的かつ洞察的な判断ができるとともに、自分自身について、また自分と他者・社会との関係について深い理解をし、人と人との関わりを紡ぐしなやかな構え・態度や、多様な価値観を持つ人々を認め、連帯・協働する態度を身に付けることを目指す科目群です。

（展開科目）

展開科目は、基幹科目を具体的に展開する専門教育科目群で、「展開科目Ⅰ」及び「展開科目Ⅱ」から構成されています。社会福祉学を構成する諸専門分野における知的訓練のための科目を配置し、それぞれの専門分野における基礎的な知識、幅広い視野及び複眼的な発想を得て、ソーシャルワークを実践するための礎を確立することを目指す科目群です。社会福祉学の諸分野における幅広い教養と自ら考え主体的に行動する実践力を養うことを目指す科目群でもあります。

（実践的統合教育科目）

実践的統合教育科目は、基幹科目及び展開科目との実践的統合をはかる専門教育科目群で、「実践的統合教育科目Ⅰ」及び「実践的統合教育科目Ⅱ」から構成されています。一市民としての人権感覚を常に磨き、人命・人権の尊重、社会正義の原理に依拠する倫理観と主体的に考えて行動できる実践力を身に付け、生涯にわたる人間の福祉を願いつつ、共に生きることができるとともに、自己成長をはかり、多様な価値観を持つ人々と連帯・協働できる実践力を身に付けることを目指す科目群です。

（関連科目）

関連科目は、基幹科目ならびに展開科目及び実践的統合教育科目を補完する関連領域に関する知識、

技能を修得するとともに、福祉に関する幅広い教養を涵養するための科目群です。人間関係形成のためのコミュニケーション力を養い、人々の持てる力を引き出すことができるよう、生活課題について柔軟に思考する力と、人や環境に働きかけて生活課題を解決できる技能を身に付けることを目指す科目です。

(免許・資格に関する専門科目)

免許・資格に関する専門科目は、社会福祉の学びの中で特に障害分野に特化して学ぶとともに、社会福祉の学びを振り返り深めることを目指す科目群です。また、他学部の専門教育科目群から履修して、学生の多様な学びを促進することを旨とする科目群でもあります。

【教育内容・方法】

- ①入学直後から新入生が円滑に学生生活に入れるように、社会福祉学部での4年間の学びを理解し、各学修コースと卒業後のキャリアイメージについて考えるための初年次教育を行います。
- ②福祉課題を個人・家族・社会からアプローチするために、社会福祉学を学修する基礎として「専門基礎科目」に心理学系・医学系・社会学系の科目を充実させ、教育を行います。
- ③学生の主体的な学びを推進します。特に、「実践統合教育科目」では、学生自身が主体的に社会における課題を発見・探求し、解決する課題解決型の学習方法を取り入れています。
- ④専門教育（演習形態をとる授業）は、少人数教育を行います。
- ⑤4年間の学修を総括する「専門演習」では2年間にわたり福祉課題を探求し、考究することができるよう、特に演習論文の作成にあたっては、指導教員がきめ細かく指導します。

【学修成果の評価】

- ①成績評価は、各科目の到達目標に基づいて、厳格に行います。成績評価の到達目標項目とその基準を、ルーブリック等で提示する場合があります。
- ②各科目の具体的学習目標に沿って成績の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載します。評価項目の対象は、授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、学期末筆記試験、その他（実技、論文や制作物等の成果物等）となります。
- ③科目によっては、配属実習施設等の評価を参考に成績評価を行うことがあります。

(2) 教育課程

①授業科目一覧表及び履修モデル

卒業に必要な科目や単位等を示しています。卒業要件をよく確認の上、授業を履修してください。

なお、資格取得や進路希望を念頭に置いた計画づくりの参考として、履修モデルを用意しています。学修計画を立てる際の参考にしてください。

表1 社会福祉学科授業科目一覧表および履修モデル（2025年度以降）

下記注意事項を参照のこと。

授業科目	科目ナンバリング	開講期	必修	選択	自由	卒業要件	履修モデル						YFL	
							社会福祉	精神保健福祉	子ども家庭			地域社会		
							社会福祉士資格取得のみ	社会福祉士資格+精神保健福祉士	社会福祉士資格取得のみ	社会福祉士資格+高校教免「福祉」	社会福祉士資格+高校教免「福祉」+特別支援学校教免	資格取得なし		
(1) 基盤教育科目群														
基盤教育科目群	I群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	AA101aJ	1前	2		○	○	○	○	○	○		
		就業体験・インターンシップ	AA102bJ	1・2・3前		2	○	○	○	○	○	○		
		キャリアデザイン	AA103aJ	3前		1								
		日本国憲法	AA104aJ	1・2・3・4前・後		2	○	○	○	○	○	○		
		科学と社会	AA105aJ	1・2・3・4前		2								
		こころの科学	AA106aJ	1・2・3・4後		2	○	○	○	○	○	○		
		生命と倫理	AA107aJ	1・2・3・4後		2								
		地域共生論	AA108aJ	1・2・3・4後		2	○	○	○	○	○	○		
		地域環境論	AA109aJ	1・2・3・4前		2						○		
		社会生活論	AA110aJ	1・2・3・4前		2			○	○	○			
		生涯学習論	AA111aJ	1・2・3・4後		2				○	○			
		知的財産入門	AA112aJ	1・2・3・4前		1								
		健康スポーツ理論	AA113aJ	1・2・3・4前・後		2				○	○			
		スポーツ実技 I	AA114eJ	1・2・3・4前		1					○	○		
		スポーツ実技 II	AA115eJ	1・2・3・4後		1					○	○		
	日本の芸術と文化 I	AA116eJ	1・2・3・4前・後		1									
	日本の芸術と文化 II	AA117eJ	1・2・3・4前・後		1									
	山口の芸術と文化	AA118eJ	1・2・3・4前・後		1									
	国際交流 I	AA119bJ	1・2・3・4前・後		2									
	国際交流 II	AA120bJ	1・2・3・4後		2									
	海外語学・文化演習	AA121bJ	1・2・3・4後		2									
	II群 言語コミュニケーション科目	英語 I	AA124aJ	1前		2	英語8単位以上修得※ ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。	○	○	○	○	○	○	
		英語 II	AA125aJ	1後		2		○	○	○	○	○	○	
		英語 III	AA126aJ	1前		2		○	○	○	○	○	○	
		英語 IV	AA127aJ	1後		2		○	○	○	○	○	○	
		日本語 I	AA128aJ	1前		4								
		日本語 II	AA129aJ	1後		4								
	III群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会 I	AA130aJ	1前		1	必修6単位修得	○	○	○	○	○	○	
		データ科学と社会 II	AA131bJ	1前		1		○	○	○	○	○	○	
		データサイエンス概論	AA132aJ	1前		2		○	○	○	○	○	○	
		データサイエンス演習	AA133bJ	1後		2		○	○	○	○	○	○	
	IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクト I	AA134aJ	1前		2	必修4単位修得	○	○	○	○	○	○	
		やまぐち未来デザインプロジェクト II	AA135bJ	1後		2		○	○	○	○	○	○	
	(2) 専門教育科目群													
	専門教育科目群	専門基礎科目	医学一般	CD201aJ	2・3・4後		2	18単位以上修得	○	○	○	○	○	○※5
			精神医学 I	CD202aJ	2前		2		○					
			精神医学 II	CD203aJ	2後		2		○					
			精神保健 I	CD204aJ	3前		2		○					
精神保健 II			CD205aJ	3後		2	○							
心理学と心理的支援			CD206aJ	1前		2	○		○	○	○	○	○※5	
臨床心理学			CD207aJ	2・3前		2	○※4			○※4	○※4	○※4	○※5	
カウンセリング			CD208aJ	2・3後		2	○※4		○	○※4	○※4	○※4	○※5	
発達心理学 I			CD209aJ	2・3前		2	○※4		○	○※4	○※4	○※4	○※5	
発達心理学 II			CD210aJ	2・3後		2	○※4			○※4	○※4	○※4	○※5	
社会学原論			CD211aJ	2後		2	○※4			○※4	○※4	○※4	○※5	
社会福祉の法と制度			CD212aJ	1後		2	○※4		○	○※4	○※4	○※4	○※5	
社会学と社会システム			CD213aJ	1後		2	○		○	○	○	○	○※5	
社会福祉調査			CD214aJ	2前		2	○		○	○	○	○	○※5	
社会保障論 I			CD215aJ	2前		2	○		○	○	○	○	○※5	
社会保障論 II		CD216aJ	2後		2	○	○	○	○	○	○※5			
福祉統計		CD217aJ	2・3後		2	○※4	○	○※4	○※4	○※4	○※5			
基幹科目		福祉文化論	CD218aJ	1前		2	必修14単位修得	○	○	○	○	○	○	
		人間論	CD219aJ	2・3前		2		○	○	○	○	○	○	
		社会福祉原論 I	CD220aJ	1前		2		○	○	○	○	○	○	
		社会福祉原論 II	CD221aJ	3後		2		○	○	○	○	○	○	
		ソーシャルワークの基盤と専門職	CD222aJ	1後		2		○	○	○	○	○	○	
		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	CD223aJ	1後		2		○	○	○	○	○	○	
		共生社会とボランティア	CD224aJ	1前		2		○	○	○	○	○	○	
		展開科目 展開科目 I	ソーシャルワークの理論と方法 I	CD301aJ	2前			2	○	○	○	○	○	○

専門教育科目群

展開科目	展開科目 I	ソーシャルワークの理論と方法 II	CD302aJ	2前	2	14単位以上修得	○	○	○	○	○	○			
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) I	CD303aJ	2後	2		○	○	○	○	○	○			
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) II	CD304aJ	2後	2		○	○	○	○	○	○			
ソーシャルワークの理論と方法 (専門) A		CD305aJ	3後	2			○								
ソーシャルワークの理論と方法 (専門) B		CD306aJ	3後	2			○								
精神保健福祉の原理 I		CD307aJ	3前	2			○								
精神保健福祉の原理 II		CD308aJ	3前	2			○								
公的扶助論		CD309aJ	3・4前	2	○		○	○	○	○	○	○			
社会福祉運営管理論		CD310aJ	3・4後	2	○		○	○	○	○	○	○			
権利擁護と成年後見		CD311aJ	3後	2	○		○	○	○	○	○	○			
地域福祉と包括的支援体制 I		CD312aJ	3前	2	○		○	○	○	○	○	○※7			
地域福祉と包括的支援体制 II		CD313aJ	3後	2	○		○	○	○	○	○	○※7			
ファミリーソーシャルワーク論		CD314aJ	2・3後	2	○※6		○	○	○	○	○	○※7			
展開科目 II		児童・家庭福祉論	CD315aJ	1後	2		○	○	○	○	○	○	○※7		
	高齢者福祉論	CD316aJ	1後	2	○	○	○	○	○	○	○※7				
	障害福祉論	CD317aJ	1後	2	○	○	○	○	○	○	○※7				
	司法福祉論	CD318aJ	2・3・4後	2	○	○	○	○	○	○	○※7				
	医療福祉論	CD319aJ	2後	2	○	○	○	○	○	○	○※7				
	介護福祉論	CD320aJ	2前	2	○※6	○	○	○	○	○	○※7				
	子ども家庭支援論	CD321aJ	3・4前	2	○※6	○	○	○	○	○	○※7				
	地域社会論	CD322aJ	2・3後	2							○				
	精神障害リハビリテーション論	CD323aJ	4前	2		○									
	精神保健福祉制度論	CD324aJ	3後	2		○									
	実践的統合教育科目	実践的統合教育科目 I	ソーシャルワーク演習 I	CD325bJ	2前	2	4単位以上修得 (必修4単位)	○	○	○	○	○	○		
			ソーシャルワーク演習 II	CD326bJ	2前	2		○	○	○	○	○	○		
			ソーシャルワーク演習 III	CD327bJ	2後	4		○	○	○	○	○	○		
			ソーシャルワーク演習 IV	CD328bJ	3後	2		○	○	○	○	○	○		
ソーシャルワーク実習 I			CD329dJ	2後	2	○		○	○	○	○	○			
ソーシャルワーク実習 II			CD330dJ	3前	6	○		○	○	○	○	○			
ソーシャルワーク実習指導 I			CD331dJ	2後	1	○		○	○	○	○	○			
ソーシャルワーク実習指導 II			CD332dJ	3前	1	○		○	○	○	○	○			
ソーシャルワーク実習指導 III			CD333dJ	3前	1	○		○	○	○	○	○			
ヒューマンケアチームアプローチ演習			DJ301bJ	4後	2	○		○	○						
ソーシャルワーク演習 A			CD334bJ	3前	4			○							
ソーシャルワーク演習 B			CD335bJ	4前	2			○							
精神保健福祉総合演習			CD336bJ	4後	2			○							
ソーシャルワーク実習 A			CD337dJ	3後	3			○							
ソーシャルワーク実習 B		CD338dJ	4前	2		○									
ソーシャルワーク実習指導 A		CD339dJ	3後	2		○									
ソーシャルワーク実習指導 B		CD340dJ	4前	1		○									
地域社会演習		CD341bJ	3・4前	2							○				
実践的統合教育科目 II		社会福祉入門	CD342bJ	1後	1	9単位以上修得 (必修9単位)	○	○	○	○	○	○			
		専門演習 I	CD401bJ	3前	2		○	○	○	○	○	○			
		専門演習 II	CD402bJ	3後	2		○	○	○	○	○	○			
		専門演習 III	CD403bJ	4前	2		○	○	○	○	○	○			
		専門演習 IV	CD404bJ	4後	2		○	○	○	○	○	○			
		社会福祉研究 I	CD343bJ	3前	2		○	○	○	○	○	○			
	社会福祉研究 II	CD344bJ	3後	2	○		○	○	○	○	○				
	社会福祉研究 III	CD345bJ	4前	2	○		○	○	○	○	○				
社会福祉研究 IV	CD346bJ	4後	2	○	○	○	○	○	○						
関連科目	福祉社会学	CD347aJ	3・4後	2	4単位以上修得 (必修13単位)	○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	健康福祉論	CD348aJ	3・4後	2		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	国際福祉論	CD349aJ	3・4前	2		○※8	○※9	○※10	○※11	○	○※12				
	介護技術	CD350bJ	2・3・4後	2		○※8		○※10	○	○	○※12				
	老年社会学	CD351aJ	3・4前	2		○※8	○※9	○※10	○※11		○※12				
	哲学的対話	CD352aJ	3・4後	2		○※8		○※10	○※11		○※12				
	障害とコミュニケーション	CD353aJ	2・3・4前	2		○※8	○※9	○※10	○※11	○	○※12				
	視覚障害児・聴覚障害児の理解と支援	CD354aJ	2・3前	2				○※10	○※11	○					
	障害児教育総論	CD355aJ	2・3前	2		○※8		○	○※11	○	○※12				
	知的障害児の理解と支援	CD356aJ	2・3前	1		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	肢体不自由児の理解と支援	CD357aJ	2・3前	1		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	知的障害児の心理	CD358aJ	2・3後	2		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	病弱児の心理	CD359aJ	2・3前	2		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	障害児教育支援法	CD360aJ	2・3・4後	2						○					
	知的障害児の生理・病理	CD361aJ	2・3前	1		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	肢体不自由児の生理・病理	CD362aJ	2・3前	1		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	病弱児の生理・病理	CD363aJ	2・3前	2				○※10		○					
	障害児・者とセラピューティックレクリエーション	CD364aJ	2・3後	2				○※10		○					
	病弱教育	CD365aJ	3・4後	2						○					
	発達障害論	CD366aJ	2・3後	2		○※8		○	○※11	○	○※12				
	発達障害支援論	CD367aJ	3・4前	1		○※8		○※10	○※11	○	○※12				
	障害児教育福祉論	CD368aJ	2・3後	2						○	○※12				
	特別支援教育実習	CD369dJ	4前	2						○					

②卒業要件

学則第 56 条の規定による卒業に必要な単位は 124 単位です。その内訳は以下のとおりです。

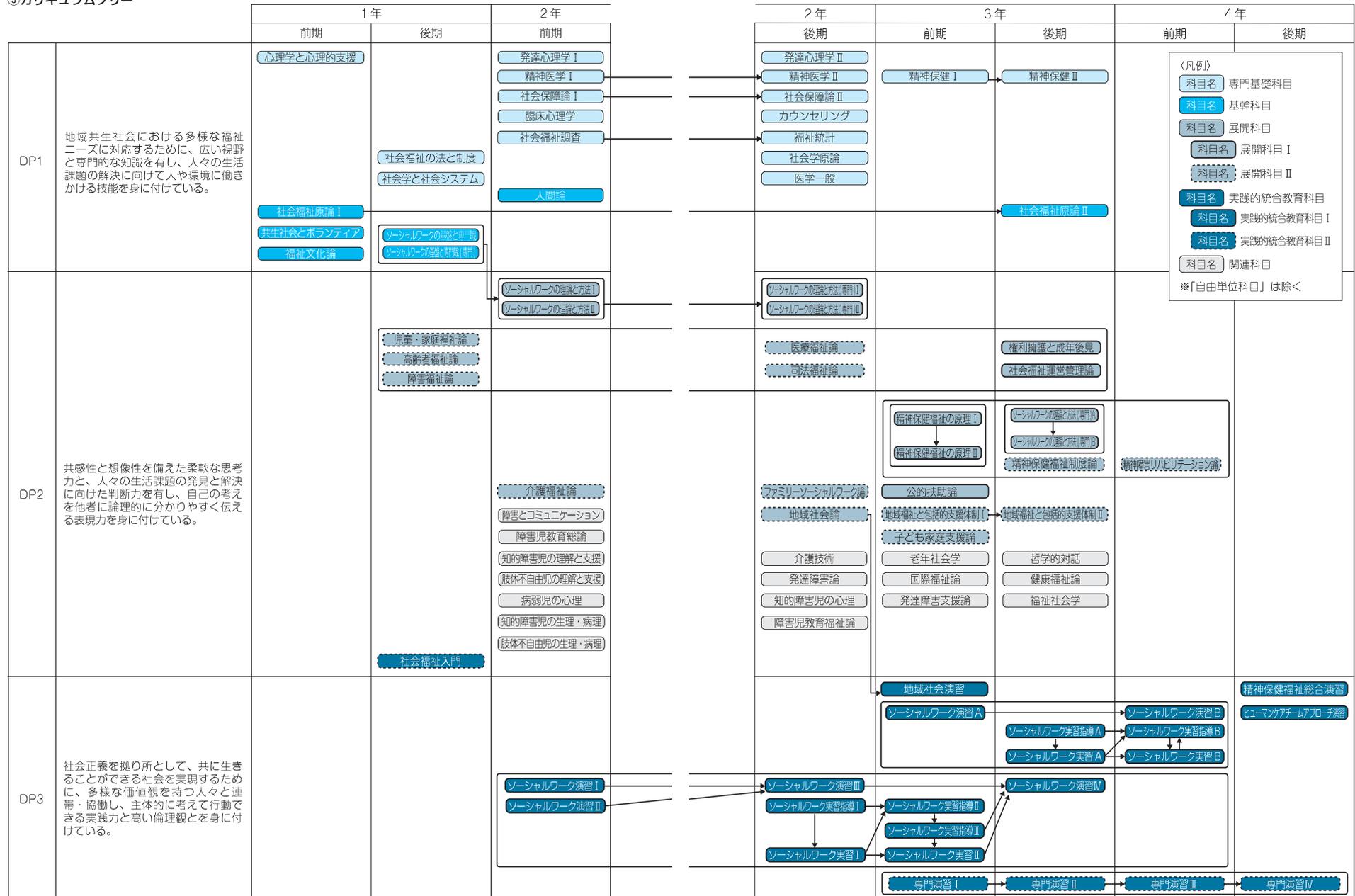
<基盤教育科目群>

区分	卒業単位	備考
I 群 生命・生活・人生を探究する科目	10 単位以上 (必修 2 単位)	
II 群 言語コミュニケーション科目	英語 8 単位	ただし、外国人留学生にあつては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。
III 群 数理・データサイエンス科目	6 単位 (必修 6 単位)	
IV 群 実践的統合教育科目	4 単位 (必修 4 単位)	
計	28 単位以上	

<専門教育科目群>

区分	卒業単位	備考
専門基礎科目	18 単位以上	
基幹科目	14 単位 (必修 14 単位)	
展開科目	展開科目 I	14 単位以上
	展開科目 II	16 単位以上
実践的統合教育科目	実践的統合教育科目 I	4 単位以上 (必修 4 単位)
	実践的統合教育科目 II	9 単位以上 (必修 9 単位)
関連科目	4 単位以上	実践的統合教育科目および関連科目から 34 単位以上修得
計	96 単位以上	
合計	124 単位以上	

③カリキュラムツリー



⑤教育の特徴、履修上の注意

<教育の特徴>

ア. ヒューマンケアチームアプローチ演習

看護栄養学部と合同開講する上級の演習科目です。看護学科・栄養学科の学生とともに、それぞれの専門性に基づいて連携して実践課題に取り組むための学修を行います。

イ. 専門演習

専門演習は、自己の問題意識に基づいて学修の集大成を図り、卒業研究を進めていくための科目であり、「専門演習Ⅰ」（3年前期）、「専門演習Ⅱ」（3年後期）と「専門演習Ⅲ」（4年前期）、「専門演習Ⅳ」（4年後期）からなります。「専門演習Ⅲ」と「専門演習Ⅳ」では、学修の成果を「演習論文」としてまとめます。

ウ. ソーシャルワーク実習

ソーシャルワーク実習は、「ソーシャルワーク演習」「ソーシャルワーク実習」「ソーシャルワーク実習指導」の科目群からなりたっており、社会福祉の実践現場における実習体験を通じて、ソーシャルワーカーとしてふさわしい技能の修得と資質の向上を図るための科目です。

<履修上の注意>

ア. 「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」「専門演習Ⅲ」「専門演習Ⅳ」

- ・「専門演習Ⅰ」「専門演習Ⅱ」と「専門演習Ⅲ」「専門演習Ⅳ」は連続して展開するもので、原則として2年間同じ研究室で学修研究することになります。
- ・専門演習で学修する研究室（指導教員）は、原則として2年次後期に配属を決定します。
- ・専門演習では、社会福祉学に関する基本的な専門知識、援助技術が修得済みであることを前提に、学習研究を進めることとなりますので、2年次までに履修すべき専門科目を十分修得しておくことが求められます。

イ. 「ソーシャルワーク実習Ⅰ」

- ・「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の履修登録をする場合は、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」及び「ソーシャルワーク演習Ⅲ」を併せて履修登録しなければなりません。あるいは単位を修得済みでなければなりません。
- ・「ソーシャルワーク実習Ⅰ」の単位修得にあたっては、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」及び「ソーシャルワーク演習Ⅲ」の単位を修得済みでなければなりません。

ウ. 「ソーシャルワーク実習Ⅱ」

- ・「ソーシャルワーク実習Ⅱ」を履修登録する場合は、「ソーシャルワーク実習指導Ⅰ」「ソーシャルワーク実習Ⅰ」及び「ソーシャルワーク演習Ⅲ」の単位を修得済みでなければなりません。また「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」及び「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」を併せて履修登録しなければなりません。あるいは「ソーシャルワーク実習指導Ⅱ」及び「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」の単位を修得済みでなければなりません。
- ・「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の単位修得にあたっては、「ソーシャルワーク実習指導Ⅲ」の単位を修得済みでなければなりません。
- ・「ソーシャルワーク演習Ⅳ」を履修登録する場合は、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の単位を修得済みでなければなりません。

エ. 「ソーシャルワーク実習 A」

- ・「ソーシャルワーク実習 A」を履修登録する場合は、「ソーシャルワーク実習Ⅱ」の単位を修得済みでなければなりません。また「ソーシャルワーク演習Ⅳ」及び「ソーシャルワーク実習指導 A」を併せて履修登録しなければなりません。あるいは単位を修得済みでなければなりません。
- ・「ソーシャルワーク実習 A」の単位修得にあたっては、「ソーシャルワーク実習指導 A」の単位を修得済みでなければなりません。

オ. 「ソーシャルワーク実習 B」

- ・「ソーシャルワーク実習 B」を履修登録する場合は、「ソーシャルワーク実習 A」及び「ソーシャルワーク実習指導 A」の単位を修得済みでなければなりません。また「ソーシャルワーク実習指導 B」を併せて履修登録しなければなりません。
- ・「ソーシャルワーク実習 B」の単位修得にあたっては、「ソーシャルワーク実習指導 B」の単位を修得済みでなければなりません。
- ・「精神保健福祉総合演習」の履修登録にあたっては、「ソーシャルワーク実習 B」の単位を修得済みでなければなりません。

カ. 「特別支援教育実習」

- ・関連科目のうち、「特別支援教育実習」は、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）取得に関わる学外実習科目です。原則として特別支援教育に関するその他の科目を履修していなければ、本科目を履修することはできません。
- ・実習の事前事後学習の必要により、「特別支援教育実習事前事後指導」とあわせて履修しなければなりません。
- ・特別支援学校教諭一種免許状を取得するためには、高等学校教諭一種免許状（福祉）の取得が前提となっているので、この前提を満たさない場合は履修が認められない場合があります。

(3)免許・資格

社会福祉学部社会福祉学科では所定の科目を履修することにより「社会福祉士国家試験受験資格」、「精神保健福祉士国家試験受験資格」、「社会福祉主事任用資格」、「児童指導員任用資格」や教育職員免許状「高等学校教諭一種免許状（福祉）」及び「特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）」を得ることができます。これらの資格や免許状の取得にあたっては、所定の科目を履修し単位を取得するとともに、適切な手続きをとらなければなりません。

ア. 社会福祉士

「社会福祉士」とは、専門的知識及び技術をもって、身体的、精神的な障害や環境的な理由により日常生活に支障のある人々の福祉について、相談や援助を行う職業に関わる資格で、「社会福祉士」の名称を用いることができるのは「社会福祉士及び介護福祉士法」に規定された所定の登録を受けた者だけです。

本学科では所定の科目を履修することにより、「社会福祉士国家試験」の受験資格を取得することができます。取得に当たっては、「社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）」によって定められた指定科目を履修しなければなりません。文部科学省・厚生労働省令による指定科目と本学開講科目の対照表は以下のとおりです。

なお、国家試験の科目は、筆記試験のみで*付きの19科目です。

別表1 社会福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目－本学開講科目一覧

社会福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第1号）による科目	本学開講科目	単位数
医学概論*	医学一般	2
心理学と心理的支援*	心理学と心理的支援	2
社会学と社会システム*	社会学と社会システム	2
社会福祉の原理と政策*	社会福祉原論Ⅰ	2
	社会福祉原論Ⅱ	2
社会福祉調査の基礎*	社会福祉調査	2
ソーシャルワークの基盤と専門職*	ソーシャルワークの基盤と専門職	2
ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）*	ソーシャルワークの基盤と専門職（専門）	2
ソーシャルワークの理論と方法*	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2
ソーシャルワークの理論と方法（専門）*	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2
地域福祉と包括的支援体制*	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2
福祉サービスの組織と経営*	社会福祉運営管理論	2
社会保障*	社会保障論Ⅰ	2
	社会保障論Ⅱ	2
高齢者福祉*	高齢者福祉論	2
障害者福祉*	障害福祉論	2
児童・家庭福祉*	児童・家庭福祉論	2
貧困に対する支援*	公的扶助論	2
保健医療と福祉*	医療福祉論	2
権利擁護を支える法制度*	権利擁護と成年後見	2
刑事司法と福祉*	司法福祉論	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	6
合 計		69

イ. 精神保健福祉士

「精神保健福祉士」とは、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療・社会福祉等施設において精神障害者の社会復帰に関する相談や援助を行う職業に関わる資格です。「精神保健福祉士」の名称を用いることができるのは「精神保健福祉士法」に規定された所定の登録を受けた者だけです。

本学科では所定の科目を履修することにより、「精神保健福祉士国家試験」の受験資格を取得することができます。取得に当たっては、社会福祉士国家試験の受験資格取得に必要な科目に加え、「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第2号）」によって定められた指定科目を履修しなければなりません。省令による指定科目と本学開講科目の対照表は以下のとおりです。

なお、国家試験の科目は、筆記試験のみで*付きの18科目です。

本学科では、精神保健福祉士国家試験の受験資格を単独で取得することはできません。

別表2 精神保健福祉士国家試験受験資格取得のための指定科目－本学開講科目一覧

精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令の一部を改正する省令（令和2年文部科学省・厚生労働省令第2号）による科目		本学開講科目	単位数
社会福祉士指定科目との共通科目	医学概論*	医学一般	2
	心理学と心理的支援*	心理学と心理的支援	2
	社会学と社会システム*	社会学と社会システム	2
	社会福祉の原理と政策*	社会福祉原論Ⅰ	2
		社会福祉原論Ⅱ	2
	地域福祉と包括的支援体制*	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2
	社会保障*	社会保障論Ⅰ	2
		社会保障論Ⅱ	2
	障害者福祉*	障害福祉論	2
	権利擁護を支える法制度*	権利擁護と成年後見	2
	刑事司法と福祉*	司法福祉論	2
	社会福祉調査の基礎*	社会福祉調査	2
	ソーシャルワークの基盤と専門職*	ソーシャルワークの基盤と専門職	2
ソーシャルワークの理論と方法*	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
精神保健福祉士の専門科目	精神医学と精神医療*	精神医学Ⅰ	2
		精神医学Ⅱ	2
	現代の精神保健の課題と支援*	精神保健Ⅰ	2
		精神保健Ⅱ	2
	精神保健福祉の原理*	精神保健福祉の原理Ⅰ	2
		精神保健福祉の原理Ⅱ	2
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）*	ソーシャルワークの理論と方法（専門）A	2
		ソーシャルワークの理論と方法（専門）B	2
	精神障害リハビリテーション論*	精神障害リハビリテーション論	2
	精神保健福祉制度論*	精神保健福祉制度論	2
	ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2
		ソーシャルワーク演習Ⅲ	4
		ソーシャルワーク演習Ⅳ	2
		ソーシャルワーク演習A	4
		ソーシャルワーク演習B	2
	ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ	1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ	1
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1
		ソーシャルワーク実習指導A	2
		ソーシャルワーク実習指導B	1
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	6	
	ソーシャルワーク実習A	3	
	ソーシャルワーク実習B	2	
合 計			87

ウ. 社会福祉主事任用資格

「社会福祉主事」は、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村等に置かれる職です。社会福祉主事になるための資格は、年齢が 18 歳以上の地方公共団体の事務職員又は技術職員であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ社会福祉に関する所定の科目を修得したととされています。社会福祉主事任用資格は、福祉事務所の職員（ケースワーカー）として任用される要件を満たすものであり、任用以外の面で特に資格の特典というものはありません。しかし、社会福祉分野の行政に携わる公務員として、一定の専門性を裏付けるものとして位置付けられています。

社会福祉主事の任用資格を得るための要件の一つに「大学等において社会福祉に関する科目を 3 科目以上修めて卒業した者」があります。本学科では、卒業生（見込を含む）で以下の指定科目を 3 科目以上取得した人が希望すれば、「社会福祉主事任用資格（見込）証明書」を発行しています。

＜指定科目＞（令和 2 年 3 月 6 日社援発 0306 第 28 号より本学開講科目を抜粋）

「社会福祉原論Ⅰ・Ⅱ」、「ソーシャルワークの基盤と専門職」・「ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)」・「ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ」・「ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ・Ⅱ」の 4 科目、「社会福祉調査」、「社会保障論Ⅰ・Ⅱ」、「公的扶助論」、「児童・家庭福祉論」、「障害福祉論」または「精神保健Ⅰ・Ⅱ」または「精神医学Ⅰ・Ⅱ」から 1 科目、「高齢者福祉論」、「医療福祉論」、「地域福祉と包括支援体制Ⅰ・Ⅱ」、「心理学と心理的支援」、「社会学と社会システム」、「医学一般」または「介護福祉論」※同じ科目でⅠとⅡがあるものは全ての科目を履修することで 1 科目とみなす。

エ. 児童指導員任用資格

「児童指導員」とは、多くの児童福祉施設で生活する子どもたちを援助、育成する職です。児童指導員の職場は、児童養護施設、母子生活支援施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設などがあげられます。

児童指導員の任用資格を得るための要件の一つに「大学の学部で心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者」があります。本学科では、卒業生（見込を含む）で希望すれば、「児童指導員任用資格（見込）証明書」を発行しています。

本任用資格を得るために、「児童・家庭福祉論」や「ファミリーソーシャルワーク論」のほかにも、児童や障害児の理解を深めるために「発達心理学Ⅰ・Ⅱ」「障害福祉論」「障害児の心理」「発達障害論」「発達障害支援論」「病弱教育」等の科目を積極的に履修しておくことが望まれます。

オ. 教育職員免許状の取得

- 1) 社会福祉学科において教育職員免許状を取得しようとする者は、本学を卒業し、かつ「教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）」で定められたものに対応する科目を履修し所定の単位を修得する必要があります。
- 2) 社会福祉学科において取得できる免許状は、「高等学校教諭一種免許状（福祉）」と「特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）」です。
ただし、「特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）」を取得するには基礎免許として「高等学校教諭一種免許状（福祉）」の取得が必要です。既に幼稚園、小・中・高等学校の教員免許状を持っている人は特別支援教育に関する科目の履修と単位取得のみで「特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）」を取得することができます。
- 3) 別表 5 の科目区分「教育実践に関する科目」に含まれる授業科目を履修するためには、別表 5 のうち、必修 14 単位以上を修得済であるとともに別表 4 のうち、「福祉科教育法Ⅰ」の単位を修得済である必要があります。

なお、高等学校教諭一種免許状（福祉）に加えて、特別支援学校教諭一種免許状の取得を希望する学生は、「特別支援教育実習」を行うまでに修得が可能な「特別支援教育に関する科目」に係る必要単位をすべて修得してください。

また以下の①～⑤の条件を満たさない場合には、関係教職員が面談の上、「教育実習」及び「特別支援教育実習」に行くことの可否を判断します。

- ①実習前年度（3年生）の4月に実習校に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習年度（4年生）後期終了時に教育職員免許状取得に係るすべての必要単位が修得できる見込であること。
- ②特別支援学校教諭一種免許状の取得を希望する学生は、実習前年度（3年生）後期終了時に「特別支援教育に関する科目」のうち、「障害者教育総論」「障害児教育支援法」を含む18単位を修得していること。
- ③実習前年度（3年生）後期終了時点で累積GPAが2.0以上であること。
- ④学部で実施される「教職課程生対象ガイダンス」に出席し、必要に応じて個別指導を受けること。
- ⑤ソーシャルワーク実習及びソーシャルワーク実習事後指導を教育実習前年度に修得しておくこと。

●高等学校教諭一種免許状（福祉）

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（別表3）	8単位	
教科及び教科の指導法に関する科目（別表4）	24単位	}
教育の基礎的理解に関する科目等（別表5）	23単位	
大学が独自に設定する科目（別表6）	12単位	
		59単位

●特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）

（原則として高等学校教諭一種免許状（福祉）取得が必要） 特別支援教育に関する科目（別表7）	26単位
--	------

別表3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目					
		科目	単位数	単位数		開講期	備考
				必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4前後		
体育	2	健康スポーツ理論		2	1・2・3・4前後	2単位以上 選択必修	
		スポーツ実技Ⅰ		1	1・2・3・4前		
		スポーツ実技Ⅱ		1	1・2・3・4後		
外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	1前	2単位以上 選択必修	
		英語Ⅱ		2	1後		
		英語Ⅲ		2	1前		
		英語Ⅳ		2	1後		
		アドバンス英語Ⅰ（他学科授業科目）		4	1前		
		アドバンス英語Ⅱ（他学科授業科目）		4	1後		
数理、データ活用 及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス演習	2		1後		

別表4 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種（福祉））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
		科目	授業科目	単位数		開講期
必修	選択					
教科に関する専門的事項	社会福祉学 (職業指導を含む。)	社会福祉原論Ⅰ	2		1前	卒業必修
		社会福祉原論Ⅱ	2		3後	卒業必修
		福祉文化論	2		1前	卒業必修
		地域福祉と包括的支援体制Ⅰ		2	3前	
		地域福祉と包括的支援体制Ⅱ		2	3後	
		社会保障論Ⅰ		2	2前	
		社会保障論Ⅱ		2	2後	
	高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	2		1後	
		児童・家庭福祉論	2		1後	
		障害福祉論	2		1後	
	社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基盤と専門職	2		1後	卒業必修
		ソーシャルワークの基盤と専門職(専門)	2		1後	卒業必修
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ		2	2前	
		ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ		2	2前	
		ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅰ		2	2後	
		ソーシャルワークの理論と方法(専門)Ⅱ		2	2後	
介護理論・介護技術	介護技術	2		2・3・4後		
社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2		2前	卒業必修	
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2		2前	卒業必修	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4		2後		
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		2	3後		
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		2	2後		
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		6	3前		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1	2後		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	3前		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1	3前		
人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	医学一般	2		2・3・4後		
加齢に関する理解・障害に関する理解	介護福祉論	2		2前		
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	福祉科教育法Ⅰ	2		3前		
	福祉科教育法Ⅱ	2		3後		

別表5 教育の基礎的理解に関する科目（高等学校教諭一種（福祉））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2		1 前	
		教職論	2		1 前	
		教育社会学	2		1 後	
		教育心理学	2		1 前	
		特別支援教育	2		1・2 後	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2・3 後	
		教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2		1 後	
		生徒指導論	1		2・3 前	
		教育相談	2		2・3 前	
		進路指導論	1		2・3 前	
教育実践に関する科目	3	教育実習事前事後指導	1		4 前	
		教育実習Ⅰ	2		4 前	
		教育実習Ⅱ		2	4 前	
	2	教職実践演習（中・高）	2		4 後	

別表6 大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種（福祉））

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		開講期	備考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法		2	2・3 後	「道徳教育の指導法」又は最低修得単位を超えて履修した別表4又は別表5について、併せて12単位以上を修得

* 下記のとおり、別表4、5、6から59単位以上の修得が必要です。

別表4 - 34単位（必修）（このうち10単位は別表6へ加算される。）

別表5 - 23単位（必修）

別表6 - 「道徳教育の指導法」、別表4又は別表5における選択単位2単位以上

別表 7 特別支援教育に関する科目（特別支援学校教諭一種）

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目					
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考	
			必修	選択			
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2	障害児教育総論	2		2・3前	
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	知的障害児の理解と支援	1		2・3前	
			肢体不自由児の理解と支援	1		2・3前	
			知的障害児の心理	2		2・3後	
			病弱児の心理	2		2・3前	
			知的障害児の生理・病理	1		2・3前	
			肢体不自由児の生理・病理	1		2・3前	
			病弱児の生理・病理	2		2・3前	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	16	障害児教育支援法	2		2・3・4後	
			障害児・者とセラピューティックレクリエーション	2		2・3後	
			病弱教育	2		3・4後	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	5	発達障害論	2		2・3後		
		障害児教育福祉論		2	2・3後		
		発達障害支援論	1		3・4前		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5	視覚障害児・聴覚障害児の理解と支援	2		2・3前		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	特別支援教育実習	2		4前		
		特別支援教育実習事前事後指導	1		4前		

第5章

専門教育

(看護栄養学部)

- 1 看護学科
- 2 栄養学科

看護栄養学部 学部の教育目的

生命や人間性を尊重する精神に基づく看護あるいは栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。(山口県立大学学則第4条第2項(3))

5-1 看護学科

(1) 学科の教育方針

① 養成する人材像

少子・超高齢社会において、地域のあらゆる人々の健康の維持・増進と生活の質の向上を推進するために、確かな基礎看護力を基盤とした課題解決のための思考力と多職種協働力を備えた質の高い専門性を有する看護人材

② 卒業認定・学位授与の方針

【知識・技能】(DP1)

生命の尊厳と人間性の尊重に基づき、人々の健康の維持増進と生活の質の向上に向けた看護を実践できる専門知識・技術を身に付けている。

▽学修目標 1-1

看護に必要な生命の尊厳と人間性の尊重について理解し、説明できる。

▽学修目標 1-2

人々の健康の維持増進と生活の質の向上に向けた看護の実践に必要な専門知識について述べることができる。

▽学修目標 1-3

人々の健康の維持増進と生活の質の向上に向けた看護を積極的に実施できる。

【思考力・判断力・表現力】(DP2)

根拠に基づく看護実践と看護学の発展に向けた課題解決のための思考力を身に付け、自分の考えを適切に表現できる。

▽学修目標 2-1

看護現象（看護実践に関連する健康の側面）について、根拠に基づいて筋道を立てて考えることができる。

▽学修目標 2-2

看護における課題を見出し、幅広い視野で探求できる。

▽学修目標 2-3

看護に対する自分の考えを適切に表現できる。

【主体性・多様性・協働性】(DP3)

多職種や地域の人々と協働する姿勢のもとに、看護実践能力の向上に向けて、生涯にわたって主体的に学び続ける態度を身に付けている。

▽学修目標 3-1

多職種と連携、協働する態度を身に付けている。

▽学修目標 3-2

地域の多様な人々と協働し、健康問題に取り組む態度を身に付けている。

▽学修目標 3-3

看護実践能力の向上に向けて、主体的に学ぶ態度を身に付けている。

③コースの概要

看護学科では、3つの学修コースを設けています。コースの概要は以下のとおりです。

それぞれの学修コースに履修モデルを提示していますので、自らの学び、希望する資格や進路に応じて履修モデルを参考にしながら学修計画を立ててください。

コース名称	概要
看護探求	地域に根差した看護を実践するために必要な知識や技術、態度を身に付けます。地域で暮らす人々を生活者として理解するとともに、他学科の学生と共に学ぶことで多職種と協働する力を培います。講義・演習・実習を通して、臨床上の問題を解決するための思考過程や、生涯にわたり看護を探求する力を身に付けます。
公衆衛生看護	保健師としての基礎的な力を養います。事例を用いた少人数ゼミ形式の授業を多く取り入れ、根拠に基づき自ら考え、判断して動くことができる力を身に付けます。また、臨地実習や地域における保健医療福祉の支援チームを想定したグループ学習等を通して、保健師に求められる役割を理解し、多職種と協働の関係を構築する力を身に付けます。
養護教育	養護教諭として必要な高いアセスメント力と対人関係力を看護学臨地実習を通して身に付けます。また、他学科との合同の授業を通して多職種と連携する力を身に付けます。

④教育課程編成・実施の方針

看護学科の教育目標ならびに卒業認定・学位授与の方針を達成するために、専門教育の教育課程は以下の方針により編成されています。

【教育課程の体系】

看護学科の教育課程は、卒業認定・学位授与方針に基づき、それぞれの資質・能力がバランスよく身に付けられるように6つの科目群から構成されています。また、学生が将来の進路を明確にし、主体的に学ぶことができるように、看護探求コース、公衆衛生看護コース及び養護教育コースの履修モデルを示しています。3つのコースともに看護学の学びを基礎として、看護師国家試験受験資格を取得することができる教育内容となっています。

看護探求コースでは、臨床判断能力、看護実践能力を強化した教育内容となっています。公衆衛生看護コースは、公衆衛生看護学の教育内容が充実しており、保健師国家試験受験資格を取得することができます。養護教育コースは、看護学科の専門科目とともに教職科目を履修し、養護教諭一種免許状を取得できる教育内容となっています。

履修モデルは、卒業認定・学位授与方針で示している資質・能力をバランスよく修得できるように、順序性と体系性に配慮されています。切れ目なく対象者理解とケアの学習を積み重ねるために、講義と実習がリンクした教育課程を備え、かつ1年後期から4年前期にかけて継続的に実習を行っています。順序性と体系性については、カリキュラムツリーで示しています。

【教育課程の編成】

(専門基礎科目)

専門基礎科目は、看護学を履修する上で基礎となる「人のからだと行動の仕組み」、「病態生理と治療」、「ひとの生活と社会」を理解するための科目を配置しています。人体の構造と機能や疾病構造、社会を支える保健医療制度を理解することで人々の健康の維持増進と生活の質の向上に向けた看護を実践できるための基礎を養います。主に1年生、2年生で履修します。

(基幹科目)

基幹科目は、看護学の基本となる重要な科目です。看護の場の理解、看護の対象の理解を通じ、看護を実践するために必要な基礎的な知識・技術を修得できる科目を配置しています。実践的に論理的思考力、課題解決能力を身に付けるため実習科目を配置しています。

(展開科目)

展開科目は、様々な発達段階、健康段階にある看護の対象と、その人々が生活・療養する多様な場における看護展開のプロセスの理解を通じ、根拠に基づいたよりよい看護を実践し、看護学の発展に向けた課題解決のための思考力を身に付け、自分の考えを適切に表現するための論理的思考力、課題解決能力、表現能力を身に付けるための科目です。また、学内で学んだ知識、技術を用いて実際に看護実践を通じて看護ケア力を高め、自ら積極的に学習していく態度を身に付けることができるように臨地実習科目を配置しています。

(実践的統合教育科目)

実践的統合教育科目は、多職種や地域の人々と協働する視点を重視しながら主体的に学ぶ態度を身に付け、これまでの学びを統合し、多角的な視点から、自らの課題を探究していくことができるための科目です。看護専門職として課題解決能力を向上させ、将来的な看護研究活動の基盤をつくるために、看護研究の基本を学ぶとともに、看護研究を実践する演習科目を配置しています。また、自らの選択したコースでの専門性を高めるためのテーマ別実習を設定しています。

(関連科目)

関連科目は、既習の看護学の知識を更に発展させていくための、基礎的能力を身に付けるための科目です。看護探求コースでは高度で実践的な臨床看護に関する科目を配置しています。公衆衛生看護コースでは地域の健康課題を考えるための科目を配置しています。養護教育コースでは学校における子どもの健康に関する科目を配置しています。

(免許・資格に関する専門科目)

免許・資格に関する専門科目は、専門職として、確実な知識・技術を定着し、資格を取得するための科目です。公衆衛生看護コースでは、保健師国家試験受験資格を取得するための科目を、養護教育コースでは養護教諭一種免許状取得のための科目を配置しています。

【教育内容・方法】

- ①多様な対象者像を理解し、アセスメント力を身に付けるために、事例を用いた課題学習を取り入れています。
- ②対人援助や協働する力を養うために、自分の意見をまとめ、他者の意見を尊重することを重視したグループディスカッションを取り入れています。
- ③積極的な多職種連携を学ぶために、他学部との共同の講義・演習を設けています。
- ④実習施設と連携を取りながら、実習先での臨床経験と振り返りを重視した実践教育を行っています。
- ⑤卒業後においても、看護の課題を探求し研究の視点を持ち続けるために、少人数制（ゼミ）による研究指導を行っています。

【学修成果の評価】

- ①成績評価は、各科目の到達目標に基づいて、厳格に行います。
- ②各科目の具体的学習目標に沿って成績の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載します。評価項目の対象は、授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、学期末筆記試験、その他（実技、論文や制作物等の成果物等）となります。
- ③実習科目は、実習指導者の評価を参考に成績評価を行うことがあります。

(2)教育課程

①授業科目一覧表及び履修モデル

卒業に必要な科目や単位等を示しています。卒業要件をよく確認の上、授業を履修してください。

なお、資格取得や進路希望を念頭に置いた計画づくりの参考として、履修モデルを用意しています。学修計画を立てる際の参考にしてください。

表1 看護学科授業科目一覧表及び履修モデル

下記注意事項を参照のこと。

授業科目	科目 ナンバリング	開講期	単位数			時間	備考	履修モデル						YFL		
			必修	選択	自由			看護 探求コース			公衆衛生 看護コース		養護 教育 コース			
								実践力 重視	地域貢 献	国際関 心	保健師 と養護 教諭二 種免許 状希望 者	養護教 育				
(1) 基礎教育科目群																
基礎 教育 科目 群	I群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	AA101aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○	○	*	
		就業体験・インターンシップ	AA102bJ	1・2・3前		2										*
		キャリアデザイン	AA103aJ	3前		1										*
		日本国憲法	AA104aJ	1・2・3・4前・後		2					○	○	○			
		科学と社会	AA105aJ	1・2・3・4前		2			○							
		こころの科学	AA106aJ	1・2・3・4後		2		○						○		
		生命と倫理	AA107aJ	1・2・3・4後	2			○	○	○	○	○	○			
		地域共生論	AA108aJ	1・2・3・4後		2			○		○	○				*
		地域環境論	AA109aJ	1・2・3・4前		2			○	○						*
		社会生活論	AA110aJ	1・2・3・4前		2										*
		生涯学習論	AA111aJ	1・2・3・4後		2		○			○					*
		知的財産入門	AA112aJ	1・2・3・4前		1										*
		健康スポーツ理論	AA113aJ	1・2・3・4前・後		2		○				○※1	○※1			
		スポーツ実技 I	AA114eJ	1・2・3・4前		1						○※1	○※1			
		スポーツ実技 II	AA115eJ	1・2・3・4後		1						○※1	○※1			
	日本の芸術と文化 I	AA116eJ	1・2・3・4前・後		1											
	日本の芸術と文化 II	AA117eJ	1・2・3・4前・後		1											
	山口の芸術と文化	AA118eJ	1・2・3・4前・後		1											
	国際交流 I	AA119bJ	1・2・3・4前・後		2				○							
	国際交流 II	AA120bJ	1・2・3・4後		2				○							
	海外語学・文化演習	AA121bJ	1・2・3・4後		2											
	II群 言語コミュニケー ション科目	英語 I	AA124aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○	○		
		英語 II	AA125aJ	1後	2			○	○	○	○	○	○	○		
		英語 III	AA126aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○	○		
		英語 IV	AA127aJ	1後	2			○	○	○	○	○	○	○		
	III群 数理・データサイ エンス科目	データ科学と社会 I	AA130aJ	1前	1			○	○	○	○	○	○	○		
		データ科学と社会 II	AA131bJ	1前	1			○	○	○	○	○	○	○		
		データサイエンス概論	AA132aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○	○		
		データサイエンス演習	AA133bJ	1後	2			○	○	○	○	○	○	○	*	
	IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクト I	AA134aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○	○	*	
		やまぐち未来デザインプロジェクト II	AA135bJ	1後	2			○	○	○	○	○	○	○	*	
	(2) 専門教育科目群															
	専門 教育 科目 群	専門基礎科目	人体構造機能学 I	DE201aJ	1前	1	30		○	○	○	○	○	○	○	
人体構造機能学 II			DE202aJ	1後	2	60		○	○	○	○	○	○	○		
健康体力科学			DE203aJ	1後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
生化学			DE204aJ	1前	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
基礎栄養学			DE205aJ	2前	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
臨床栄養学			DE206aJ	3前	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
病理学			DE207aJ	1後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
微生物学			DE208aJ	1後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
薬理学			DE209aJ	2後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
臨床病態学 I			DE210aJ	2前	2	30		○	○	○	○	○	○	○		
臨床病態学 II			DE211aJ	3前	2	30		○	○	○	○	○	○	○		
臨床病態学 III			DE212aJ	3後	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
精神保健学			DE213aJ	2後	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
人間発達学			DE214aJ	1前	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
社会福祉学			DE215aJ	2前	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
公衆衛生学		DE216aJ	2前	2	30		○	○	○	○	○	○	○			
保健医療福祉システム論		DE217aJ	3後	2	30		○	○	○	○	○	○	○			
基幹科目		対人援助技術論 I	DE218aJ	1前	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
		対人援助技術論 II	DE219aJ	1後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
		看護学原論 I	DE220aJ	1前	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
		看護学原論 II	DE221aJ	1後	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
		看護技術論	DE222aJ	1後	2	30		○	○	○	○	○	○	○		
		医療と安全	DE223aJ	1後	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
		アセスメント技術	DE224bJ	1後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
		看護過程	DE225bJ	2後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
		基礎看護技術 I	DE226bJ	2前	2	60		○	○	○	○	○	○	○		
		基礎看護技術 II	DE227bJ	2前	1	30		○	○	○	○	○	○	○		
		看護倫理	DE228aJ	3後	1	15		○	○	○	○	○	○	○		
		基礎看護学実習 I	DE229dJ	1後	1	45		○	○	○	○	○	○	○		
		基礎看護学実習 II	DE230dJ	2前	1	45		○	○	○	○	○	○	○		
		基礎看護学実習 III	DE231dJ	2後	2	90		○	○	○	○	○	○	○		
		展開科目	成人看護学 I	DE301aJ	2前	2	30		○	○	○	○	○	○	○	
成人看護学 II (慢性期)			DE302aJ	2後	1	30		○	○	○	○	○	○	○		

②卒業要件

学則第 56 条の規定による卒業に必要な単位は 124 単位です。その内訳は以下のとおりです。

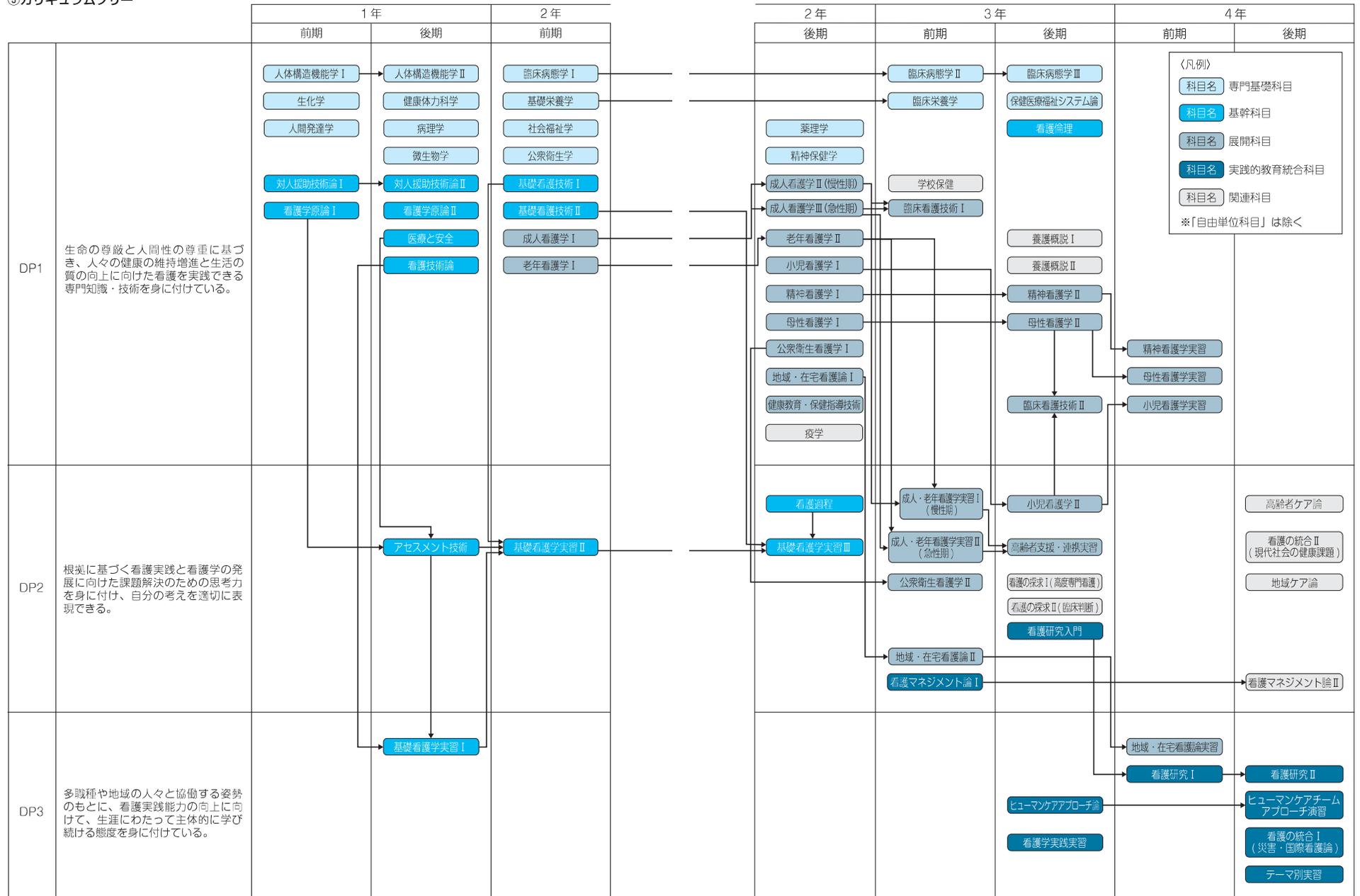
<基盤教育科目群>

区分	卒業単位	備考
I 群 生命・生活・人生を探究する科目	10 単位以上 (必修 4 単位)	
II 群 言語コミュニケーション科目	8 単位 (必修 8 単位)	
III 群 数理・データサイエンス科目	6 単位 (必修 6 単位)	
IV 群 実践的統合教育科目	4 単位 (必修 4 単位)	
計	28 単位以上	

<専門教育科目群>

区分	卒業単位	備考
専門基礎科目	22 単位 (必修 22 単位)	
基幹科目	17 単位 (必修 17 単位)	
展開科目	42 単位 (必修 42 単位)	
実践的統合教育科目	11 単位 (必修 11 単位)	
関連科目	4 単位以上	
計	96 単位以上	
合計	124 単位以上	

③カリキュラムツリー



科目区分		科目名	DP1			
			1-1	1-2	1-3	
			生命の尊厳と人間性の尊重に基づき、人々の健康の維持増進と生活の質の向上に向けた看護を実践できる専門知識・技術を身に付けている。			
			看護に必要な生命の尊厳と人間性の尊重について理解し、説明できる。	人々の健康の維持増進と生活の質の向上に向けた看護の実践に必要な専門知識について述べるができる。	人々の健康の維持増進と生活の質の向上に向けた看護を積極的に実施できる。	
専門教育科目群	展開科目	小児看護学Ⅰ		○	○	
		小児看護学Ⅱ		○		
		母性看護学Ⅰ	○	○		
		母性看護学Ⅱ		○	○	
		精神看護学Ⅰ		○		
		精神看護学Ⅱ			○	
		公衆衛生看護学Ⅰ		○		
		公衆衛生看護学Ⅱ				
		地域・在宅看護論Ⅰ	○	○		
		地域・在宅看護論Ⅱ			○	
		臨床看護技術Ⅰ			○	
		臨床看護技術Ⅱ		○	○	
		健康教育・保健指導技術		○	○	
		成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	○		○	
		成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	○		○	
		高齢者支援・連携実習	○			
		小児看護学実習	○		○	
		母性看護学実習	○		○	
		精神看護学実習	○		○	
	地域・在宅看護論実習	○		○		
	実践的統合教育科目	看護マネジメント論Ⅰ		○		
		看護研究入門				
		看護研究Ⅰ				
		看護研究Ⅱ				
		ヒューマンケアアプローチ論		○		
		ヒューマンケアチームアプローチ演習				
		看護の統合Ⅰ（災害・国際看護論）		○		
		看護学実践実習	○		○	
		テーマ別実習	○		○	
		関連科目	疫学		○	
			看護の探求Ⅰ（高度専門看護）			
看護の探求Ⅱ（臨床判断）						
学校保健			○	○		
養護概説Ⅰ			○			
養護概説Ⅱ			○	○		
高齢者ケア論						
看護の統合Ⅱ（現代社会の健康課題）						
地域ケア論						
看護マネジメント論Ⅱ			○			

DP2			DP3		
2-1	2-2	2-3	3-1	3-2	3-3
根拠に基づく看護実践と看護学の発展に向けた課題解決のための思考力を身に付け、自分の考えを適切に表現できる。			多職種や地域の人々と協働する姿勢のもとに、看護実践能力の向上に向けて、生涯にわたって主体的に学び続ける態度を身に付けている。		
看護現象（看護実践に関連する健康の側面）について、根拠に基づいて筋道を立てて考えることができる。	看護における課題を見出し、幅広い視野で探求できる。	看護に対する自分の考えを適切に表現できる。	多職種と連携、協働する態度を身に付けている。	地域の多様な人々と協働し、健康問題に取り組み態度を身に付けている。	看護実践能力の向上に向けて、主体的に学ぶ態度を身に付けている。
		○			
○		○			
	○				
○			○		
	○			○	
	○		○	○	
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○
○					○

⑤教育の特徴、履修上の注意

<履修上の注意>

看護学科のカリキュラムは、系統的に構成されています。科目には順序性があり、一つの科目の単位を落としたことで、次の学年でその関連科目の単位がとれなくなることもあります。また、時間割の関係で、再履修が難しくなることがあります。

一つ一つの学修の積み重ねが重要です。毎日の予習復習をこまめにし、小テストや中間テスト、レポート提出などもまじめにとりくみ、確実に知識や技術を身に付け、履修すべき学年で単位を落とさないようにしてください。

看護学実習の履修には、前提となる科目があります。別表1、2に前提科目として記載している科目の履修状況によっては、記載の実習科目を履修できないことがあります。配当学年で前提科目の単位修得ができなかった場合には、早めにチューターまたは学科教務委員に相談してください。

別表1 看護学実習の履修における前提科目（講義・演習）

授業科目	前提科目
基礎看護学実習Ⅱ	看護技術論、アセスメント技術、基礎看護技術Ⅰ*
基礎看護学実習Ⅲ	看護過程*、基礎看護技術Ⅱ
成人・老年看護学実習Ⅰ（慢性期）	成人看護学Ⅰ、成人看護学Ⅱ（慢性期）、老年看護学Ⅰ、老年看護学Ⅱ、臨床看護技術Ⅰ*
成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	成人看護学Ⅰ、成人看護学Ⅲ（急性期）、老年看護学Ⅰ、老年看護学Ⅱ、臨床看護技術Ⅰ*
高齢者支援・連携実習	老年看護学Ⅰ、老年看護学Ⅱ、臨床看護技術Ⅰ
看護学実践実習	看護マネジメント論Ⅰ
小児看護学実習	小児看護学Ⅰ、小児看護学Ⅱ、臨床看護技術Ⅱ
母性看護学実習	母性看護学Ⅰ、母性看護学Ⅱ、臨床看護技術Ⅱ
精神看護学実習	精神看護学Ⅰ、精神看護学Ⅱ
地域・在宅看護論実習	地域・在宅看護論Ⅰ、地域・在宅看護論Ⅱ

*当該看護学実習と開講時期が同じ科目

別表2 公衆衛生看護コース：看護学実習の履修における前提科目（講義・演習）

授業科目	前提科目
公衆衛生看護学実習Ⅰ	公衆衛生看護技術論、公衆衛生看護技術
公衆衛生看護学実習Ⅱ	地域診断論*
公衆衛生看護学実習Ⅲ	公衆衛生看護管理論*

*当該看護学実習と開講時期が同じ科目

ア. 基盤教育科目群

基盤教育科目群のⅠ群の科目の配当年次は、1～4年となっているものが多いですが、看護学科では、2年次以降は多くの必修の専門教育科目を履修しなければならないため、時間割上、基盤教育科目の履修が制限されます。1年生のうちに履修できる基盤教育科目はすべて修得しておくように努めてください。

イ. 教育の基礎的理解に関する科目等

教育の基礎的理解に関する科目等には、配当学年が1・2年になっているものがあります。養護教育コース（養護教諭一種免許状を取得すること）の選択を少しでも考えている人は、必要な科目を配当年次に必ず履修してください。

教育の基礎的理解に関する科目等のうち、「養護実習事前事後指導」、「養護実習」、「教職実践演習（養護教諭）」の3科目は、原則として、養護教育コースの学生を対象としています。

ウ. 保健師に関する専門科目

保健師国家試験受験資格取得のための科目群です。原則として、公衆衛生看護コースの学生を対象としています。

エ. 科目別注意事項

●「看護研究入門」

15回の授業のうち前半は共通ゼミとして看護研究の基本的な講義を行い、後半は教員ごとのゼミに分かれて演習を行います。

この科目は、4年次開講科目の「看護研究Ⅰ」「看護研究Ⅱ」の前提となる科目です。次年度卒業が見込まれない学生は、事前にチューターまたは学科教務委員に相談して下さい。「看護研究入門」の開講時期は3年次後期ですが、3年次4月にゼミ担当教員を決定するためのオリエンテーションを行います。ゼミ開講日については担当教員の指示があります。

●「看護研究Ⅰ・Ⅱ」

3年次の「看護研究入門」での学びを土台として、研究計画を作成、それに基づきデータ収集、分析を行い、研究論文（卒業研究）を作成し、12月に学内で行う卒業研究発表会で発表します。原則として、「看護研究入門」で選択したゼミ担当教員が、指導教員となり、卒業研究の指導を行います。

●「疫学」

保健師国家試験受験資格科目履修生の選考試験に必要な科目で、公衆衛生看護コースでは必修科目となります。コース選択前の2年後期に開講されますので、公衆衛生看護コース（保健師国家試験受験資格を取得すること）の選択を少しでも考えている人は、「疫学」を履修してください。

●「テーマ別実習」

実践的統合教育科目で、最後の看護学実習となります。自己の看護課題に基づいて主体的に行う実習です。自己の看護課題を追求するためのフィールド、実習内容、実習方法を学生自ら企画し実習します。フィールド選択の方法等の詳細は3年後期にオリエンテーションを行います。

(3)免許・資格

学生の関心領域や将来の進路によって、以下の受験資格や免許を得ることができます。

ア. 看護師

看護師国家試験受験資格は、卒業に必要な単位を修得することで取得できます。

イ. 保健師（別表3）

1) 保健師国家試験受験資格を取得するには、看護師国家試験受験資格取得のための卒業要件を満たすとともに、以下の科目の単位を修得することが義務づけられていますので、注意してください。

なお、養護教諭二種免許状希望者は、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（142ページの別表5参照）を履修し、単位を修得する必要があります。また、関連科目のうち、「学校保健」、「養護概説Ⅱ」を履修することが望ましいです。

2) 「保健師国家試験受験資格取得科目履修生」の定員は15名で、2年生の希望者を対象に選考試験を行います。毎年12月に翌年度の「保健師国家試験受験資格取得科目履修生募集」の公示を行いますので、選考試験についての詳細は、掲示及びYPUポータルで確認してください。

3) 「保健師国家試験受験資格取得科目履修生」に出願するためには、看護学科2年生で、次の①～④を満たす必要がありますのでご注意ください。

※①～③において、必要な単位を修得見込で出願した者のうち、出願年度内に修得できない科目がある者は、「保健師国家試験受験資格取得科目履修生」の合格を取り消します。

①基盤教育科目群の卒業要件を満たしていること、または2年次修了時に満たす見込であること。

②専門教育科目群の2年次までに配当されている必修科目を修得していること、あるいは修得見込であること。

③「疫学」を履修しており、単位を修得見込であること。

④卒業後、保健師として従事する意思があること。

別表3 保健師養成に関する専門科目

科目の名称		単位数	開講期
基盤教育科目群	データサイエンス演習※	2	1後
専門基礎科目	公衆衛生学※	2	2前
	保健医療福祉システム論※	2	3後
展開科目	公衆衛生看護学Ⅰ※	2	2後
	公衆衛生看護学Ⅱ※	2	3前
	健康教育・保健指導技術※	1	3前
実践的統合教育科目	ヒューマンケアチームアプローチ演習※	2	4後
関連科目	疫学	2	2後
	養護概説Ⅰ	1	3後
	地域ケア論	1	4後
保健師に関する専門科目	地域診断論	2	3後
	公衆衛生看護学Ⅲ	1	3後
	公衆衛生看護技術論	2	3前
	公衆衛生看護技術	1	3前
	公衆衛生看護管理論	2	4前
	保健行政論	1	4後
	公衆衛生看護学実習Ⅰ	1	3後
	公衆衛生看護学実習Ⅱ	2	3後
公衆衛生看護学実習Ⅲ	2	4前	

※看護学科の必修科目

ウ. 養護教諭一種免許状（別表4）

1) 看護学科において教育職員免許状（以下、免許状）を取得しようとするものは、本学を卒業し、かつ教育職員免許法施行規則で定められたものに対応する科目を履修し、所定の単位を修得する必要があります。

2) 看護学科において取得できる免許状の種類は養護教諭一種免許状です。看護師国家試験受験資格取得のための卒業要件を満たすとともに、以下の別表4の科目の修得が必要となりますので、注意してください。なお、教育職員免許法施行規則に定める科目は、別表5～7に示しています。

3) 別表6の科目区分「教育実践に関する科目」に含まれる授業科目を履修するには、別表6のうち12単位以上を修得済みであるとともに、別表7のうち、「学校保健」「養護概説Ⅰ」「養護概説Ⅱ」の単位を修得済みである必要があります。

また、以下の①～②の条件を満たさない場合には、関係教職員が面談の上、「養護実習」に行くことの可否を判断します。

①実習前年度（3年生）の4月に実習校に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習年度（4年生）後期終了時に教育職員免許状取得に係るすべての必要単位が修得できる見込であること。

②実習前年度（3年生）後期終了時点で累積GPAが2.0以上であること。

●養護教諭一種免許状

教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（別表5）	8単位	} 56単位
教育の基礎的理解に関する科目等（別表6）	21単位	
養護に関する科目（別表7）	28単位	
大学が独自に設定する科目（別表8）	7単位	

別表4 養護教諭（一種）養成に関する科目（別表5～7から、看護師養成科目のうち必修科目を除いたもの）

科目の名称		単位数	開講期
基盤教育科目群	日本国憲法	2	1・2・3・4前後
	健康スポーツ理論	2単位 選択必修	1・2・3・4前後
	スポーツ実技Ⅰ		1・2・3・4前
	スポーツ実技Ⅱ		1・2・3・4後
看護学科 専門教育科目群	学校保健		2
	養護概説Ⅰ	1	3後
	養護概説Ⅱ	1	3後
教育の基礎的理解に 関する科目等	教育原理	2	1前
	教職論	2	1前
	教育社会学	2	1後
	教育心理学	2	1前
	特別支援教育	2	1・2後
	道徳教育の指導法	2	2・3後
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2・3後
	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2	1後
	生徒指導論	1	2・3前
	教育相談	2	2・3前
	養護実習事前事後指導	1	4前
	養護実習	4	4前
	教職実践演習（養護教諭）	2	4後

別表5 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4前後	
体育	2	健康スポーツ理論		2	1・2・3・4前後	2単位以上 選択必修
		スポーツ実技Ⅰ		1	1・2・3・4前	
		スポーツ実技Ⅱ		1	1・2・3・4後	
外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	1前	2単位以上 選択必修
		英語Ⅱ		2	1後	
		英語Ⅲ		2	1前	
		英語Ⅳ		2	1後	
		アドバンス英語Ⅰ(他学科授業科目)		4	1前	
		アドバンス英語Ⅱ(他学科授業科目)		4	1後	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	2	データサイエンス演習	2		1後	

※開講期が「1・2・3・4」となっている科目は1～2年次で履修することが望ましい科目です。

別表6 教育の基礎的理解に関する科目等(養護教諭一種)

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	8	教育原理	2		1前	
		教職論	2		1前	
		教育社会学	2		1後	
		教育心理学	2		1前	
		特別支援教育	2		1・2後	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	6	道徳教育の指導法	2		2・3後	
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2・3後	
		教育方法・教育課程論(情報通信技術の活用含む)	2		1後	
		生徒指導論	1		2・3前	
		教育相談	2		2・3前	
教育実践に関する科目	5	養護実習事前事後指導	1		4前	
		養護実習	4		4前	
	2	教職実践演習(養護教諭)	2		4後	

※「養護実習事前事後指導」、「養護実習」、「教職実践演習(養護教諭)」以外は2年次までに履修することが望ましい科目です。

別表 7 養護に関する科目（養護教諭一種）

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
衛生学・公衆衛生学 （予防医学を含む。）	4	公衆衛生学	2		2前	
		保健医療福祉システム論	2		3後	
		公衆衛生看護学Ⅰ	2		2後	
		健康体力科学	1		1後	
学校保健	2	学校保健	2		3前	
養護概説	2	養護概説Ⅰ	1		3後	
		養護概説Ⅱ	1		3後	
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	対人援助技術論Ⅰ	1		1前	
		健康教育・保健指導技術	1		3前	
栄養学（食品学を含む。）	2	基礎栄養学	1		2前	
		臨床栄養学	1		3前	
解剖学・生理学	2	人体構造機能学Ⅰ	1		1前	
		人体構造機能学Ⅱ	2		1後	
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	病理学	1		1後	
		微生物学	1		1後	
		薬理学	1		2後	
精神保健	2	精神保健学	1		2後	
		人間発達学	1		1前	
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	看護学原論Ⅰ	1		1前	
		看護技術論	2		1後	
		アセスメント技術	1		1後	
		看護過程	1		2後	
		基礎看護技術Ⅰ	2		2前	
		臨床看護技術Ⅰ	1		3前	
		精神看護学Ⅱ	2		3後	
		小児看護学Ⅰ	2		2後	
		小児看護学Ⅱ	1		3後	
		基礎看護学実習Ⅰ	1		1後	
		成人・老年看護学実習Ⅱ（急性期）	3		3前	
		小児看護学実習	2		4前	

別表8 大学が独自に設定する科目（養護教諭一種）

免許法施行規則に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	進路指導論		1	最低修得単位を超えて履修した別表6又は別表7について、併せて7単位以上を修得

* 下記のとおり、別表6、7、8から56単位以上の修得が必要です。

別表6 - 26単位（必修）（このうち6単位は別表8へ加算される。）

別表7 - 42単位（必修）（このうち14単位は別表8へ加算される。）

別表8 - 別表6、別表7を超えて修得した単位により条件を満たす。

工. 第一種衛生管理者免許及び養護教諭二種免許状

第一種衛生管理者免許及び養護教諭二種免許状取得については、保健師免許取得の後、申請によって取得できます。申請の問い合わせは、衛生管理者免許は居住地の労働基準監督署が、養護教諭二種免許は居住地の教育委員会が窓口となります。

ただし、養護教諭二種免許状は、在学中に、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（142ページの別表5参照）を履修し、単位を修得しておく必要があります。

5-2 栄養学科

(1) 学科の教育方針

①養成する人材像

少子・超高齢社会において、地域のあらゆる人々の健康と生活の質の向上を積極的に推進するために、対人援助力、課題解決志向力及び多職種協働力を備えた質の高い専門性を有する管理栄養士

②卒業認定・学位授与の方針

【知識・技能】(DP1)

科学的な根拠に基づいて栄養学を正しく理解し、栄養管理を実践するための基本的な知識や技能を身に付けている。

▽学修目標 1-1

公衆衛生、身体の仕組みや機能、食べ物や調理など、栄養管理を実践するための基本的な知識を身に付け、説明することができる。

▽学修目標 1-2

公衆衛生、身体の仕組みや機能、食べ物や調理など、栄養管理を実践するための基本的な技能を身に付け、活用することができる。

【思考力・判断力・表現力】(DP2)

栄養学の知識や技能を統合・活用して、課題を発見し、解決に向けた思考判断と実践ができるとともに、人々の健康増進や生活の質を向上させるための方法を分かりやすく説明することができる。

▽学修目標 2-1

健康や栄養状態に関連する知識や技能を統合し、課題を発見する力を身に付けている。

▽学修目標 2-2

健康や栄養状態に関連する課題解決に向けて、適切な戦略を立て、実践することができる。

▽学修目標 2-3

対象者の行動変容を促せるよう、健康増進や生活の質を向上させる方法を分かりやすく説明することができる。

【主体性・多様性・協働性】(DP3)

管理栄養士として関連する多職種及び地域社会の人々と協働し、対人援助を通じてチームの一員として活躍するために自律的に学ぶことができる。

▽学修目標 3-1

多様化する社会に対応できるよう、専門性を高めるために主体的に学ぶことができる。

▽学修目標 3-2

管理栄養士としての倫理観や職業観を持ち、課題解決に向けて主体的に行動することができる。

▽学修目標 3-3

実践的な実習や専門研究を通して、多職種や地域社会の人々と協働する態度を身に付けている。

③コースの概要

栄養学科では、3つの学修コースを設けています。コースの概要は以下のとおりです。

それぞれの学修コースに履修モデルを提示していますので、自らの学び、希望する資格や進路に応じて履修モデルを参考にしながら学修計画を立ててください。

コース名称	概要
臨床栄養	急性期・慢性期の病院や高齢者福祉施設等の多様な臨床現場との関わりを重視した実習を通して、病院や社会福祉施設等の医療・福祉の現場で働く管理栄養士に必要な実践力を身に付けます。
食環境マネジメント	先端の大量調理技術やその安全性を検証する実習を通して、ヘルスケア企業等で食から健康を支える管理栄養士、検疫所や地方自治体における食品衛生監視員など、食の安全・安心を守るスペシャリストとして働くために必要な実践力を身に付けます。
食育実践	各ライフステージにおける栄養教育の実習を通して、栄養教諭、家庭科教員（高校）、保育所・認定こども園や行政（市町保健センター）等の管理栄養士として働くために必要となる実践力を身に付けます。

④教育課程編成・実施の方針

栄養学科の教育目標ならびに卒業認定・学位授与の方針を達成するために、専門教育の教育課程は以下の方針により編成されています。

【教育課程の体系】

栄養学科の教育課程は、卒業認定・学位授与方針に基づき、それぞれの資質・能力がバランスよく身に付けられるように6つの科目群から構成されています。また、学生が将来の進路を明確にし、主体的に学ぶことができるように、臨床栄養コース、食環境マネジメントコース、食育実践コースの履修モデルを示しています。3つのコースともに栄養学の専門的な学びを基礎として、管理栄養士国家試験受験資格を取得することができる教育内容となっています。

臨床栄養コースは、傷病者や要介護者に対する栄養管理・栄養ケア能力を強化する内容となっています。食環境マネジメントコースは、健康な食生活を支援するための食環境づくりを多面的に考える能力を強化する内容となっています。食育実践コースは児童・生徒を対象とした栄養教育の能力を強化し、栄養教諭や高校家庭科教諭の免許取得に役立つ内容となっています。

履修モデルは、卒業認定・学位授与方針で示している資質・能力をバランスよく修得できるように、順序性と体系性に配慮されています。順序性と体系性については、カリキュラムツリーで示しています。

【教育課程の編成】

(専門基礎科目)

専門基礎科目は、栄養学を学ぶ上での基礎となる知識や栄養管理を遂行するために必要な技能を習得するための科目群です。内容としては、公衆衛生、身体の仕組みや機能、食べ物や調理等を学ぶ科目を配置しています。

(基幹科目)

基幹科目は、栄養学科で学ぶすべての科目の基本となる科目群です。内容としては、食べ物と健康の関連、栄養と栄養素等のはたらき、疾病の成り立ち、栄養管理の基本等を配置し、健康や栄養状態に関連する幅広い知識を修得する科目群です。

(展開科目)

展開科目は、基幹科目にしたがって、特定の分野や学習範囲に特化し、発展的に深める科目群です。内容としては、給食経営管理の理解、ライフステージ別の栄養管理・栄養教育、公衆栄養活動、疾病の成り立ち及び傷病者や要介護者の栄養管理等を学ぶ科目を配置しています。健康や栄養状態に関連する知識や技能を統合することで、課題を発見し、適切な戦略を立て、課題解決に向けた思考判断と実践ができる能力を修得する科目群です。また、健康増進や生活の質を向上させるための方法を分かりやすく説明できる力も身に付けます。

(実践的統合教育科目)

実践的統合教育科目は、これまでの専門的な学びを統合し、管理栄養士として関連する多職種及び地域社会の人々と協働し、対人援助を通じてチームの一員として活躍するために自律的に学ぶことができる能力を身に付けるための科目群です。内容としては、実践的な栄養管理を学ぶ臨地実習、より専門性を高める3つのコース別の実践実習、栄養管理総合演習、ヒューマンケアチームアプローチ演習、専門研究等を配置しています。臨床栄養コースの実践実習では臨床栄養実践実習を選択することになります。食環境マネジメントコースの実践実習では食環境マネジメント実践実習を選択することになります。食育実践コースの実践実習では食育実践実習を選択することになります。

(関連科目)

関連科目は、既習の栄養学の知識を更に発展させ、幅広い知識、思考判断、態度を身に付けるための科目群であり、コース別に選択を推奨する科目を配置しています。臨床栄養コースでは臨床治療学、地域ケア論、高齢者ケア論等の科目の選択を推奨しています。食環境マネジメントコースでは分析化学、食品加工学等の科目の選択を推奨しています。食育実践コースでは被服造形論及び実習、居住環境論、保育学、家族と生活、学校栄養教育論Ⅰ、学校栄養教育論Ⅱ等の科目の選択を推奨しています。

(補習科目)

補習科目は、管理栄養士国家試験に向けて学習を補うための科目を配置しています。

【教育内容・方法】

- ①専門領域につながる知の基盤を確実に構築できるよう、複数の教員が科目内及び科目間の連携をとりながら、学習の振り返りと定着を支援する、少人数制の教育体制を充実させています。
- ②講義や演習科目では、より能動的に学習できるように双方向の授業を展開し、学生の理解度に応じた学習支援をしています。実験や実習では、その内容を現実のものとして捉え理解を深められるように理論と実践を連結する工夫をしています。
- ③食や健康を取り巻く様々な状況や予知できない事象に対し、最適な支援ができる対応力が身に付けられるように、4年間を通して課題解決や現場対応能力を培えるよう、アクティブラーニングを実施しています。
- ④各コースの専門インターンシップとしての実習科目では、なりたい自身の専門職を実現できるように、社会における役割や専門職として活躍する意義が実感できるような学習の機会とし、特に興味を持った課題について、専門職の視点をもって探究できるよう、専門研究での指導体制を整備しています。
- ⑤専門的な免許や資格を目指せるよう、管理栄養士国家試験対策や栄養教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状（家庭）、食品衛生監視員及び食品衛生管理者（任用資格）に必要な授業科目は、専門科目の授業内容を深められるような開講年次としています。配当年次以上の学年であれば、他のコースの資格も目指すことができます。

【学修成果の評価】

- ①成績評価は、各科目の到達目標に基づいて、厳格に行います。成績評価の到達目標項目とその基準を、ルーブリック等で提示する場合があります。
- ②各科目の具体的学習目標に沿って成績の評価項目とその割合を定め、シラバスに記載します。評価項目の対象は、授業態度、小テスト、自主学習態度、レポート、プレゼンテーション、学期末筆記試験、その他（実技、論文や制作物等の成果物等）となります。
- ③科目によっては、配属実習施設等の成績を参考に成果物も含め総合的に成績評価を行うことがあります。

(2)教育課程

①授業科目一覧表及び履修モデル

卒業に必要な科目や単位等を示しています。卒業要件をよく確認の上、授業を履修してください。

なお、資格取得や進路希望を念頭に置いた計画づくりの参考として、履修モデルを用意しています。学修計画を立てる際の参考にしてください。

表1 栄養学科授業科目一覧表及び履修モデル

下記注意事項を参照のこと。

授業科目	科目ナンバリング	開講期	単位数			備考	履修モデル						YFL		
			必修	選択	自由		時間数	卒業要件等	臨床栄養コース		食環境マネジメントコース			食育実践コース	
									医療機関・社会福祉施設志望	食品衛生監視員・食品衛生管理者志望	給食会社・食品会社志望	栄養教諭志望		高等学校教諭(家庭)志望	保健センター・認定こども園志望
(1) 基盤教育科目群															
基盤教育科目群	I群 生命・生活・人生を 探求する科目	ライフデザイン	AA101aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○	*	
		就業体験・インターンシップ	AA102bJ	1・2・3前		2			○※1	○※1					*
		キャリアデザイン	AA103aJ	3前		1									*
		日本国憲法	AA104aJ	1・2・3・4前・後		2		○※1	○※1		○	○	○※1		
		科学と社会	AA105aJ	1・2・3・4前		2		○※1	○※1	○※1	○※2	○※3	○※1		
		こころの科学	AA106aJ	1・2・3・4後		2		○※1			○※2	○※3	○※1		
		生命と倫理	AA107aJ	1・2・3・4後		2		○※1	○※1	○※1	○※2	○※3	○※1		
		地域共生論	AA108aJ	1・2・3・4後		2									*
		地域環境論	AA109aJ	1・2・3・4前		2			○※1	○※1	○※2	○※3	○※1		*
		社会生活論	AA110aJ	1・2・3・4前		2		○※1	○※1	○※1	○※2	○	○※1		*
		生涯学習論	AA111aJ	1・2・3・4後		2									*
		知的財産入門	AA112aJ	1・2・3・4前		1									*
		健康スポーツ理論	AA113aJ	1・2・3・4前・後		2		○※1	○※1	○※1	○※4	○※4	○※1		
		スポーツ実技 I	AA114eJ	1・2・3・4前		1		○※1	○※1	○※1	○※4	○※4	○※1		
		スポーツ実技 II	AA115eJ	1・2・3・4後		1		○※1	○※1	○※1	○※4	○※4	○※1		
	日本の芸術と文化 I	AA116eJ	1・2・3・4前・後		1										
	日本の芸術と文化 II	AA117eJ	1・2・3・4前・後		1										
	山口の芸術と文化	AA118eJ	1・2・3・4前・後		1										
	国際交流 I	AA119bJ	1・2・3・4前・後		2		○※1	○※1	○※1	○※2	○※3	○※1			
	国際交流 II	AA120bJ	1・2・3・4後		2										
	海外語学・文化演習	AA121bJ	1・2・3・4後		2										
	II群 言語コミュニケーション 科目	英語 I	AA124aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○		
		英語 II	AA125aJ	1後	2			○	○	○	○	○	○		
		英語 III	AA126aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○		
		英語 IV	AA127aJ	1後	2			○	○	○	○	○	○		
III群 数理・データ サイエンス 科目	データ科学と社会 I	AA130aJ	1前	1			○	○	○	○	○	○			
	データ科学と社会 II	AA131bJ	1前	1			○	○	○	○	○	○			
	データサイエンス概論	AA132aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○			
	データサイエンス演習	AA133bJ	1後	2			○	○	○	○	○	○	*		
IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクト I	AA134aJ	1前	2			○	○	○	○	○	○	*		
	やまぐち未来デザインプロジェクト II	AA135bJ	1後	2			○	○	○	○	○	○	*		
(2) 専門教育科目群															
専門教育科目群	専門基礎科目	管理栄養士基礎演習	DF201bJ	2前	1		15		○	○	○	○	○	○	*
		公衆衛生学 (栄養)	DF202aJ	1後	2		30		○	○	○	○	○	○	
		健康管理学	DF203aJ	2前	2		30		○	○	○	○	○	○	
		公衆衛生学実習	DF204dJ	2前	1		45		○	○	○	○	○	○	
		人体の構造と機能 I	DF205aJ	1前	2		30		○	○	○	○	○	○	
		人体の構造と機能 II	DF206aJ	1後	2		30		○	○	○	○	○	○	
		人体の構造と機能実験	DF207cJ	2前	1		45		○	○	○	○	○	○	
		生化学 I	DF208aJ	1前	2		30		○	○	○	○	○	○	
		生化学 II	DF209aJ	1後	2		30		○	○	○	○	○	○	
		生化学実験	DF210cJ	1後	1		45		○	○	○	○	○	○	
		食品科学	DF211aJ	1前	2		30		○	○	○	○	○	○	
		食品科学実験	DF212cJ	1後	1		45		○	○	○	○	○	○	
		調理学	DF213aJ	1前	2		30		○	○	○	○	○	○	
		調理学実習	DF214dJ	1後	1		45		○	○	○	○	○	○	
		基幹科目	食事設計論	DF215aJ	1後	2		30		○	○	○	○	○	○
	食事設計論実習		DF216dJ	2前	1		45		○	○	○	○	○	○	
	基礎病態学		DF217aJ	2前	2		30		○	○	○	○	○	○	
	基礎病態学実験		DF218cJ	2後	1		45		○	○	○	○	○	○	
	臨床医学入門		DF219aJ	2前	2		30		○	○	○	○	○	○	
	臨床病態学		DF220aJ	2後	2		30		○	○	○	○	○	○	
	食品機能学		DF221aJ	1後	2		30		○	○	○	○	○	○	
	食品機能学実験		DF222cJ	2前	1		45		○	○	○	○	○	○	
	食品衛生学		DF223aJ	2後	2		30		○	○	○	○	○	○	
	食品衛生学実験		DF224cJ	3前	1		45		○	○	○	○	○	○	
	基礎栄養学 I		DF225aJ	1後	2		30		○	○	○	○	○	○	
	基礎栄養学 II		DF226aJ	2前	2		30		○	○	○	○	○	○	
	基礎栄養学実験		DF227cJ	2後	1		45		○	○	○	○	○	○	
	応用栄養学		DF228aJ	2前	2		30		○	○	○	○	○	○	
	保健医療福祉論		DF229aJ	3前	2		30		○	○	○	○	○	○	
	栄養教育論	DF230aJ	2後	2		30		○	○	○	○	○	○		
	展開科目	ライフステージ栄養学 I	DF301aJ	2後	2		30		○	○	○	○	○	○	
		ライフステージ栄養学 II	DF302aJ	3前	2		30		○	○	○	○	○	○	
		栄養アセスメント実習	DF303dJ	2後	1		45		○	○	○	○	○	○	
		給食経営管理論 I	DF304aJ	2後	2		30		○	○	○	○	○	○	
		給食経営管理実習 I	DF305dJ	3前	1		45		○	○	○	○	○	○	

専 門 教 育 科 目 群	展 開 科 目	給食経営管理論Ⅱ	DF306aJ	3前	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎						
		給食経営管理実習Ⅱ	DF307dJ	3後	1		45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		栄養カウンセリング論	DF308aJ	3前	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		栄養教育論演習	DF309bJ	3前	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		栄養教育論実習	DF310dJ	3後	1		45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		公衆栄養学Ⅰ	DF311aJ	2後	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		公衆栄養学Ⅱ	DF312aJ	3前	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				*	
		公衆栄養学実習	DF313dJ	3前	1		45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		臨床医学入門実習	DF314dJ	3前	1		45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		臨床栄養学Ⅰ	DF315aJ	2後	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		臨床栄養学実習Ⅰ	DF316dJ	3前	1		45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		臨床栄養学Ⅱ	DF317aJ	3前	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		臨床栄養学実習Ⅱ	DF318dJ	3後	1		45	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		栄養ケアマネジメント論	DF319aJ	3後	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		栄養ケアマネジメント演習	DF320bJ	3後	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
		実 践 的 統 合 教 育 科 目	公衆栄養学臨床実習	DF321dJ	3前		2	90	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	*
			臨床栄養学臨床実習	DF322dJ	3後		2	90	◎	○	○	◎	○	○	◎	○	◎	○	◎	*
			給食経営管理臨床実習（給食の運営を含む）	DF323dJ	3後	2		90	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
			栄養管理総合演習Ⅰ	DF324bJ	3後	1		15	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
	栄養管理総合演習Ⅱ		DF325bJ	4前	1		15	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	ヒューマンケアチームアプローチ演習		DJ301bJ	4後	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				*	
	専門研究入門		DF326bJ	3後	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	専門研究Ⅰ		DF401bJ	4前	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	専門研究Ⅱ		DF402bJ	4後	2		30	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					
	臨床栄養実践実習		DF327dJ	4前		1	45	◎											*	
	食環境マネジメント実践実習		DF328dJ	4前		1	45	◎											*	
	食育実践実習	DF329dJ	4前		1	45	◎											*		
	関 連 科 目	基礎化学	DF330aJ	1前			2	30												
		分析化学	DF331aJ	2後			2	30												
		食品加工学	DF332aJ	3後			2	30												
		臨床治療学	DF333aJ	3後			2	30												
		ヒューマンケアアプローチ論	DE328aJ	3後			1	15												
		地域ケア論	DE340aJ	4後			1	15												
		高齢者ケア論	DE338aJ	4後			1	15												
		被服造形論及び実習	DF337aJ	2・3・4前			3	75												
		居住環境論	DF338aJ	2・3・4後			2	30												
		保育学	DF339aJ	2・3・4前			2	30												
		家族と生活	DF340aJ	2・3・4前			2	30												
		学校栄養教育論Ⅰ	DF342aJ	3前			2	30												
		学校栄養教育論Ⅱ	DF343bJ	3後			2	30												
	補 習 科 目	管理栄養士総合演習Ⅰ	DF344bJ	4前			2	30												
		管理栄養士総合演習Ⅱ	DF345bJ	4後			2	30												
		栄養調理関係法規	DF346aJ	4後			1	15												

卒業所要単位 計124単位（※自由単位は卒業所要単位に含まれない。）

(3) 免許・資格に関する専門科目

免 許 ・ 資 格 に 関 する 専 門 科 目	教 育 の 基 礎 的 理 解 に 関 する 科 目 等	教育原理	AJ101aJ	1前			2												
		教職論	AJ102aJ	1前			2												
		教育社会学	AJ103aJ	1後			2												
		教育心理学	AJ104aJ	1前			2												
		特別支援教育	AJ105aJ	1・2後			2												
		道徳教育の指導法	AJ106aJ	2・3後			2												
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	AJ107aJ	2・3後			2												
		教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	AJ108aJ	1後			2												
		進路指導論	AJ109aJ	2・3前			1												
		生徒指導論	AJ110aJ	2・3前			1												
		教育相談	AJ111aJ	2・3前			2												
		教育実習事前事後指導	AJ112aJ	4前			1												
		教育実習Ⅰ	AJ113dJ	4前			2												
		教育実習Ⅱ	AJ114dJ	4前			2												
	教職実践演習（中・高）	AJ115bJ	4後			2													
	栄養教育実習事前事後指導	AJ119aJ	4前			1													
	栄養教育実習	AJ120dJ	4前			1													
	教職実践演習（栄養教諭）	AJ121bJ	4後			2													
	各 教 科 の 指 導 法 （情 報 通 信 技 術 の 活 用 を 含 む。）	家庭科教育法Ⅰ	AJ132aJ	3前			2												
家庭科教育法Ⅱ		AJ133aJ	3後			2													
学校経営と学校図書館		AJ150aJ	1・2前			2													
学校図書館メディアの構成		AJ151aJ	2・3・4後			2													
学習指導と学校図書館		AJ152aJ	2・3・4前			2													
司 書 教 諭 に 関 する 専 門 科 目	読書と豊かな人間性	AJ153aJ	2・3・4前			2													
	情報メディアの活用	AJ154aJ	2・3・4後			2													

【注意事項】

- 履修モデルの◎印は履修を強く推奨する科目、○印は履修を推奨する科目です。卒業要件とは異なりますので注意してください。
- 履修モデル上では卒業要件以上に○が付いている場合があります。自らの学びに合わせて必要な単位を満たすように履修してください。
- YFLについては、第2章2-2キャリア教育（2）「Yamaguchi Frontier Leader（やまぐち未来創生リーダー）」プログラムのページを参照してください。
 - ※1から8単位以上履修してください。
 - ※2から4単位以上履修してください。
 - ※3から2単位以上履修してください。
 - ※4から2単位以上履修してください。

②卒業要件

学則第 56 条の規定による卒業に必要な単位は 124 単位です。その内訳は以下のとおりです。

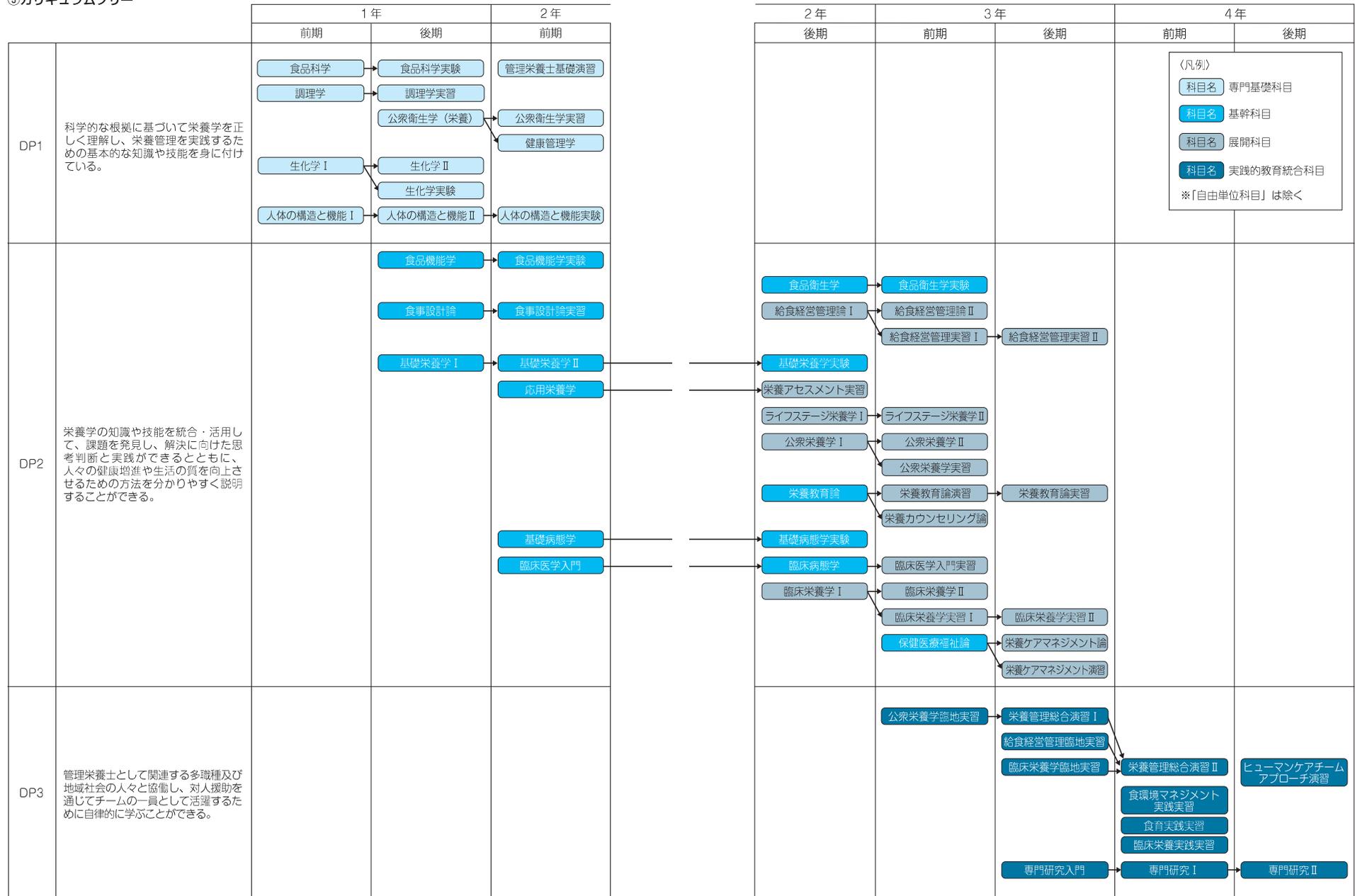
<基盤教育科目群>

区分	卒業単位	備考
I 群 生命・生活・人生を探究する科目	10 単位以上 (必修 2 単位)	
II 群 言語コミュニケーション科目	8 単位 (必修 8 単位)	
III 群 数理・データサイエンス科目	6 単位 (必修 6 単位)	
IV 群 実践的統合教育科目	4 単位 (必修 4 単位)	
計	28 単位以上	

<専門教育科目群>

区分	卒業単位	備考
専門基礎科目	22 単位 (必修 22 単位)	
基幹科目	27 単位 (必修 27 単位)	
展開科目	32 単位 (必修 32 単位)	
実践的統合教育科目	15 単位以上 (必修 12 単位)	「公衆栄養学臨地実習」「臨床栄養学臨地実習」から 2 単位以上修得すること。 「臨床栄養実践実習」「食環境マネジメント実践実習」「食育実践実習」から 1 単位修得すること。
関連科目		
計	96 単位以上	
合計	124 単位以上	

③カリキュラムツリー



⑤教育の特徴、履修上の注意

<教育の特徴>

ア. 管理栄養士基礎演習

【目的】

本科目の目的は、管理栄養士を目指す「導入教育」として、管理栄養士等が「栄養・食を通じて、人々の健康と幸福に貢献する」職種であることを認識し、様々な人々の健康並びに広義の well-being に寄与する専門職であることを、理解することにあります。

【構成】

- 1) 管理栄養士基礎演習は、1単位となります。
- 2) 管理栄養士基礎演習は、(病院、介護保険施設、福祉施設、学校、企業等)の分野別の希望調査を行い、1か所の見学実習先を決定し、学内での調べ学習を経て、見学実習を行います。
- 3) 管理栄養士基礎演習は、必修科目となります。

イ. 臨地実習

【目的】

臨地実習の目的は、学内の専門基礎科目及び専門科目で修得した知識や技術を実習施設の実践の場面に適用し、理論と実践を結びつけて理解することにあります。

【構成】

- 1) 臨地実習は、「公衆栄養学臨地実習」、「臨床栄養学臨地実習」、「給食経営管理臨地実習（給食の運営を含む）」の3科目から構成され、それぞれ2単位となります。
- 2) 1単位は45時間（1週間以上）で、各科目90時間（2週間以上）の実習となります。
- 3) 「給食経営管理臨地実習（給食の運営を含む）」は必修、「公衆栄養学臨地実習」と「臨床栄養学臨地実習」はいずれか又は両科目の選択となります。管理栄養士免許取得のためには、必修を含めて合計4単位以上の履修が必要です。

科目	実習施設	開講期	単位数	履修区分
公衆栄養学臨地実習	市町村保健センター等	3年前期	2	選択
臨床栄養学臨地実習	病院・介護老人保健施設等	3年後期	2	選択
給食経営管理臨地実習 (給食の運営を含む)	病院・福祉施設等	3年後期	2	必修

- 「公衆栄養学臨地実習」は、3年次に開講され、地域への各種保健サービス事業と公衆栄養行政における企画、実施、評価を通じたマネジメントを実践的に実習します。
- 「臨床栄養学臨地実習」は、3年次に開講され、病院等の医学的管理がなされている施設において、傷病者を対象に集団及び個別の病態や栄養状態に応じた適切な栄養ケアマネジメントを実践的に実習します。
- 「給食経営管理臨地実習（給食の運営を含む）」は、3年次に開講され、特定給食施設の給食現場において給食計画立案能力、給食における調理技術を含めた給食の運営に必要な基本業務及び給食業務全般のマネジメントを行う給食経営管理の業務を実践的に実習します。

ウ. 臨床栄養実践実習、食環境マネジメント実践実習、食育実践実習

【目的】

管理栄養士になるために必要な授業科目を学ぶとともに、それぞれの希望する専門分野のプロフェッショナルとして社会で活躍するための実践実習科目を4年次前期に履修します。各自の目指すコースの専門的実習を通して、現場を想定した学びを深めることにあります。

【構成】

- 1) 実践実習は、「臨床栄養実践実習」、「食環境マネジメント実践実習」、「食育実践実習」の3科目から構成され、3科目のうちいずれか1科目の選択となります。
 - 2) 3科目それぞれ1単位となり、1単位は45時間の実習となります。
- 「臨床栄養実践実習」では、医療・福祉の現場で働く管理栄養士に必要となる実践力を高めます。急性期・慢性期の病院や高齢者福祉施設等の多様な臨床現場との関りを重視した実習を通して、病院や社会福祉施設等の医療・福祉の現場で働く管理栄養士に必要となる実践力を身に付けます。
 - 「食環境マネジメント実践実習」では、食の安全・安心を守るスペシャリストとして働くために必要となる実践力を高めます。先端の大量調理技術やその安全性を検証する実習を通して、ヘルスケア企業等で食から健康を支える管理栄養士、検疫所や地方自治体における食品衛生監視員など、食の安全・安心を守るスペシャリストとして働くために必要な実践力を身に付けます。
 - 「食育実践実習」では、各ライフステージに応じた栄養教育に必要となる実践力を高めます。各ライフステージにおける栄養教育の実習を通して、栄養教諭、家庭科教員（高校）、保育所・認定こども園や行政（市町保健センター）等の管理栄養士として働くために必要となる実践力を身に付けます。

<履修上の注意>

ア. 栄養学科の実習の履修における前提科目

栄養学科のカリキュラムは、系統的に構成されています。科目には順序性があり、一つの科目を受講しない、また単位を落としたことで、次の学年でその関連科目の履修ができなくなることもあります。また、時間割の関係で、再履修が難しくなることがあります。

一つ一つの学修の積み重ねが重要です。毎日の予習復習をこまめにし、小テストや中間テスト、レポート提出などもまじめにとりくみ、確実に知識や技術を身に付け、履修すべき学年で単位を落とさないようにしてください。

栄養学科の実習の履修には、前提となる科目があります。別表に前提科目として記載している科目の履修状況によっては、記載の実習科目を履修できないことがあります。配当学年で前提科目の単位修得ができなかった場合には、早めにチューターまたは学科教務委員に相談してください。

別表 栄養学科の実習の履修における前提科目

授業科目	前提科目
食事設計論実習	調理学、調理学実習、食事設計論
臨床医学入門実習	臨床医学入門、臨床病態学
臨床栄養学実習Ⅰ	臨床栄養学Ⅰ、臨床医学入門実習*
臨床栄養学実習Ⅱ	臨床栄養学Ⅰ、臨床栄養学Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ、臨床医学入門実習
公衆栄養学臨地実習	公衆栄養学Ⅰ・Ⅱ、公衆栄養学実習
給食経営管理臨地実習	給食経営管理論Ⅰ・Ⅱ、給食経営管理実習Ⅰ・Ⅱ
臨床栄養学臨地実習	臨床栄養学Ⅰ・Ⅱ、臨床栄養学実習Ⅰ・Ⅱ、臨床医学入門実習
臨床栄養実践実習	臨床栄養学臨地実習

* 当該栄養学科の実習と開講時期が同じ科目

イ. 「専門研究入門」「専門研究Ⅰ」「専門研究Ⅱ」「臨床栄養実践実習」「食環境マネジメント実践実習」「食育実践実習」

履修方法などについては、オリエンテーション等で説明します。

ウ. 「管理栄養士基礎演習」「公衆栄養学臨地実習」「臨床栄養学臨地実習」「給食経営管理臨地実習（給食の運営含む）」「臨床栄養実践実習」「食環境マネジメント実践実習」「食育実践実習」

病気その他やむを得ない事由で欠席、遅刻、早退した場合は、速やかにその旨を担当教員に連絡してください。

また、実習に係る各種検査費、予防接種費用等は、原則として受講生の自己負担となります。

なお、入学時に加入した学生教育研究災害障害保険（学研災）及び学研災付帯賠償責任保険（学研賠）が本演習・実習にも適用されます。実習施設への往復、実習施設内での事故（物損・自損・他損）のないように、細心の注意を払って責任ある行動をとるように心がけてください。

(3)免許・資格

栄養学科に在学し、所定の科目の単位を修得した場合に取得できる免許・資格には、栄養士免許、管理栄養士国家試験受験資格、食品衛生監視員の任用資格、食品衛生管理者の任用資格、栄養教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状（家庭）、司書教諭資格があります。

ア. 栄養士免許及び管理栄養士国家試験受験資格について

栄養学科に在学し、卒業に必要な単位をすべて修得した場合、「別表9 管理栄養士国家試験受験資格取得のための科目一覧」（管理栄養士学校指定規則別表第1）及び「別表10 栄養士免許取得のための科目一覧」（栄養士法施行規則別表第1）に示されている必要単位もすべて修得することができ、栄養士免許及び管理栄養士国家試験受験資格を得ることができます。なお、管理栄養士国家試験を受験し、合格することで管理栄養士免許を取得できます。

別表9 管理栄養士国家試験受験資格取得のための科目一覧

管理栄養士学校 指定規則別表第1 に掲げる教育内容		単位数		本学の授業科目	単位数		
		講義 又は演習	実験 又は実習		講義 又は演習	実験 又は実習	
専門基礎分野	社会・環境と健康	6	10	公衆衛生学（栄養）	2	1	
				公衆衛生学実習			
				健康管理学	2		
				保健医療福祉論	2		
				社会・環境と健康の小計	6		1
	人体の構造と機能及び疾病の成り立ち	14	10	人体の構造と機能Ⅰ	2	4	
				人体の構造と機能Ⅱ	2		
				人体の構造と機能実験			1
				生化学Ⅰ	2		
				生化学Ⅱ	2		
食べ物と健康	8	10	生化学実験		1		
			基礎病態学	2			
			基礎病態学実験		1		
			臨床医学入門	2			
			臨床医学入門実習		1		
専門基礎分野合計	28	10	臨床病態学	2			
			人体の構造と機能及び疾病の成り立ちの小計	14	4		
			食品科学	2	5		
			食品科学実験			1	
			食品機能学	2			
			食品機能学実験			1	
			調理学	2			
			調理学実習			1	
			食事設計論	2			
			食事設計論実習			1	
食品衛生学	2						
食品衛生学実験		1					
食べ物と健康の小計	10	5					
専門基礎分野合計	28	10	専門基礎分野の小計	30	10		

別表9 (つづき)

管理栄養士学校 指定規則別表第1 に掲げる教育内容		単位数		本学の授業科目	単位数		
		講義 又は演習	実験 又は実習		講義 又は演習	実験 又は実習	
専門分野	基礎栄養学	2	8	基礎栄養学Ⅰ 基礎栄養学Ⅱ 基礎栄養学実験	2 2	1	
	基礎栄養学の小計				4	1	
	応用栄養学	6		応用栄養学 ライフステージ栄養学Ⅰ ライフステージ栄養学Ⅱ 栄養アセスメント実習	2 2 2	1	
	応用栄養学の小計				6	1	
	栄養教育論	6		栄養教育論 栄養カウンセリング論 栄養教育論演習 栄養教育論実習	2 2 2	1	
	栄養教育論の小計				6	1	
	臨床栄養学	8		臨床栄養学Ⅰ 臨床栄養学実習Ⅰ 臨床栄養学Ⅱ 臨床栄養学実習Ⅱ 栄養ケアマネジメント論 栄養ケアマネジメント演習	2 2	1 1	
	臨床栄養学の小計				8	2	
	公衆栄養学	4		公衆栄養学Ⅰ 公衆栄養学Ⅱ 公衆栄養学実習	2 2	1	
公衆栄養学の小計				4	1		
給食経営管理論	4	給食経営管理論Ⅰ 給食経営管理実習Ⅰ 給食経営管理論Ⅱ 給食経営管理実習Ⅱ	2 2	1 1			
給食経営管理論の小計				4	2		
総合演習	2	栄養管理総合演習Ⅰ 栄養管理総合演習Ⅱ	1 1	—			
総合演習の小計				2	—		
臨地実習	—	4	給食経営管理臨地実習（給食の運営を含む）※1 臨床栄養学臨地実習※2 公衆栄養学臨地実習※2		2 (2) (2)		
臨地実習の小計				—	4		
専門分野合計		32	12	専門分野の小計		34	12
合計		60	22	合計		64	22

※1 給食の運営に係る校外実習

※2 臨床栄養学臨地実習、公衆栄養学臨地実習は選択必修科目（どちらか2単位修得）

別表 10 栄養士免許取得のための科目一覧

栄養士法施行規則 別表第1に掲げる 教育内容	単位数		本学の授業科目	単位数	
	講義 又は演習	実験 又は実習		講義 又は演習	実験 又は実習
社会生活 と健康	4		公衆衛生学（栄養）	2	
			公衆衛生学実習		1
			健康管理学	2	
			保健医療福祉論	2	
			社会生活と健康の小計	6	1
人体の構造 と機能	8	4	人体の構造と機能Ⅰ	2	
			人体の構造と機能Ⅱ	2	
			人体の構造と機能実験		1
			生化学Ⅰ	2	
			生化学Ⅱ	2	
			生化学実験		1
			基礎病態学	2	
			基礎病態学実験		1
			臨床医学入門	2	
			臨床医学入門実習		1
			臨床病態学	2	
			人体の構造と機能の小計	14	4
食品と衛生	6		食品科学	2	
			食品科学実験		1
			食品機能学	2	
			食品機能学実験		1
			食品加工学※1	(2)	
			食品衛生学	2	
			食品衛生学実験		1
			食品と衛生の小計	6又は8	3
栄養と健康	8	10	基礎栄養学Ⅰ	2	
			基礎栄養学Ⅱ	2	
			基礎栄養学実験		1
			応用栄養学	2	
			ライフステージ栄養学Ⅰ	2	
			ライフステージ栄養学Ⅱ	2	
			栄養アセスメント実習		1
			臨床栄養学Ⅰ	2	
			臨床栄養学実習Ⅰ		1
			臨床栄養学Ⅱ	2	
			臨床栄養学実習Ⅱ		1
			栄養ケアマネジメント論	2	
			栄養ケアマネジメント演習	2	
			臨床栄養学臨地実習※2		(2)
			栄養と健康の小計	18	4又は6

別表 10 (つづき)

栄養士法施行規則 別表第 1 に掲げる 教育内容	単位数		本学の授業科目	単位数	
	講義 又は演習	実験 又は実習		講義 又は演習	実験 又は実習
栄養の指導	6	10	栄養教育論	2	
			栄養カウンセリング論	2	
			栄養教育論演習	2	
			栄養教育論実習		1
			公衆栄養学Ⅰ	2	
			公衆栄養学実習		1
			公衆栄養学Ⅱ	2	
			公衆栄養学臨地実習※ 2		(2)
栄養の指導の小計			10	2又は4	
給食の運営	4	10	調理学	2	
			調理学実習		1
			食事設計論	2	
			食事設計論実習		1
			給食経営管理論Ⅰ	2	
			給食経営管理実習Ⅰ		1
			給食経営管理論Ⅱ	2	
			給食経営管理実習Ⅱ		1
給食経営管理臨地実習（給食の運営を含む）		2			
給食の運営の小計			8	6	
合計	36	14	合計	64 (62)	22

※ 1 食品加工学は自由科目

※ 2 臨床栄養学臨地実習、公衆栄養学臨地実習は選択必修科目（どちらか 2 単位修得）

イ. 食品衛生監視員及び食品衛生管理者について

栄養学科では、卒業に必要な単位を修得し、更に別表 11 の所定の単位を修得した人は、食品衛生監視員の任用資格及び食品衛生管理者の任用資格を得ることができます。なお、食品衛生監視員及び食品衛生管理者養成施設以外で修得された単位（既修得単位）は認定されませんので、本学で開講される食品衛生監視員及び食品衛生管理者資格取得に必要な授業科目を履修してください。

* 食品衛生監視員は、食品を製造又は加工する施設に対し、食品衛生に関する監視又は指導を行います。また、全国の海港・空港の検疫所で輸入食品の安全監視や指導を行います。食品衛生監視員になるには、国又は地方自治体の食品衛生監視員採用試験に合格する必要があります。

* 食品衛生管理者は、食肉製品、乳製品、食用油脂などを製造・加工する施設において、衛生管理を行います。食品衛生管理者になるには、食品衛生管理者を置く義務のある会社に採用されることが必要です。

別表 11 食品衛生監視員及び食品衛生管理者資格取得に必要な科目一覧

基準科目	左記科目に対応する開設授業科目					
区 分	科 目	授業科目	開講期	単位数	卒業要件における必修 選択自由別	合計 単位数
A 群 化学	無機化学、有機化学 分析化学	基礎化学 分析化学	1 前 2 後	2 2	自由 自由	4
B 群 生物化学	生物化学 生物化学 生物化学 食品化学 食品分析学 生理学 生理学	生化学 I 生化学 II 生化学実験 食品科学 食品科学実験 人体の構造と機能 I 人体の構造と機能 II	1 前 1 後 1 後 1 前 1 後 1 前 1 後	2 2 1 2 1 2 2	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修	12
C 群 微生物学	微生物学 微生物学 食品保存学、食品製造学	基礎病態学 基礎病態学実験 食品加工学	2 前 2 後 3 後	2 1 2	必修 必修 自由	5
D 群 公衆衛生学	公衆衛生学 公衆衛生学 食品衛生学 食品衛生学	公衆衛生学（栄養） 公衆衛生学実習 食品衛生学 食品衛生学実験	1 後 2 前 2 後 3 前	2 1 2 1	必修 必修 必修 必修	6
E 群 その他の 関連科目	医学概論 医学概論 医学概論 栄養学 栄養学 栄養学 食品理化学 食品理化学	臨床医学入門 臨床病態学 臨床医学入門実習 基礎栄養学実験 基礎栄養学 I 基礎栄養学 II 食品機能学 食品機能学実験	2 前 2 後 3 前 2 後 1 後 2 前 1 後 2 前	2 2 1 1 2 2 2 1	必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修 必修	13
合 計						40
履修方法	A 群、B 群、C 群、D 群の各区分から 1 科目以上履修し計 22 単位以上、かつ A 群～E 群の科目を含めて合計 40 単位以上履修する。					

ウ. 教育職員免許状及び資格の取得について

栄養学科では、卒業に必要な単位を修得し、更に各々の免許・資格に必要な所定の単位を修得すると栄養教諭一種免許状、高等学校教諭一種免許状（家庭）、司書教諭資格を取得することができます。ただし、司書教諭資格を取得するには、高等学校教諭一種免許状（家庭）の取得が必要です。既に小・中・高等学校教諭の免許状を持っている人は、司書教諭に関する科目（別表 18）の修得のみで資格を取得することができます。

* 栄養教諭は、児童・生徒に対する「食に関する指導」と「学校給食の管理」を一体的に行い、担任や教科担当の先生と連携しながら「学校における食育」を進める仕事をします。

各免許状及び資格の取得に必要な科目と単位数は別表 12～別表 18 のとおりです。

1) 栄養教諭一種免許状

- ・別表 12 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 8 単位
- ・別表 13 教育の基礎的理解に関する科目等 (栄養教諭一種) 23 単位
- ・別表 14 栄養に係る教育に関する科目 (栄養教諭一種) 4 単位

[注意事項]

別表 13 の科目区分「教育実践に関する科目」に含まれる授業科目を履修するには、別表 13 のうち、12 単位以上を修得済みであるとともに、別表 14 のうち、「学校栄養教育論 I」の単位を修得済みである必要があります。

また、以下の①～②の条件を満たさない場合には、関係教職員が面談の上、「栄養教育実習」に行くことの可否を判断します。

①実習前年度 (3 年生) の 4 月に実習校に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習年度 (4 年生) 後期終了時に教育職員免許状取得に係るすべての必要単位が修得できる見込であること。

②実習前年度 (3 年生) 後期終了時点で累積 GPA が 2.0 以上であること。

2) 高等学校教諭一種免許状 (家庭)

- ・別表 12 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目 8 単位
 - ・別表 15 教育の基礎的理解に関する科目等 (高等学校教諭一種 (家庭)) 23 単位
 - ・別表 16 教科及び教科の指導法に関する科目 (高等学校教諭一種 (家庭)) 24 単位
 - ・別表 17 大学が独自に設定する科目 12 単位
- } 59 単位

[注意事項]

別表 15 の科目区分「教育実践に関する科目」に含まれる授業科目を履修するためには、別表 15 のうち、必修 14 単位以上を修得済みであるとともに、別表 16 のうち、「家庭科教育法 I」の単位を修得済みである必要があります。

また、以下の①～②の条件を満たさない場合には、関係教職員が面談の上、「教育実習」に行くことの可否を判断します。

①実習前年度 (3 年生) の 4 月に実習校に対して内々諾及び内諾の連絡をする時点で、実習年度 (4 年生) 後期終了時に教育職員免許状取得に係るすべての必要単位が修得できる見込であること。

②実習前年度 (3 年生) 後期終了時点で累積 GPA が 2.0 以上であること。

3) 司書教諭資格

- ・別表 18 司書教諭に関する専門科目 10 単位

別表 12 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目（栄養教諭・高等学校教諭一種（家庭））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
日本国憲法	2	日本国憲法	2		1・2・3・4前後	
体育	2	健康スポーツ理論		2	1・2・3・4前後	2単位以上 選択必修
		スポーツ実技Ⅰ		1	1・2・3・4前	
		スポーツ実技Ⅱ		1	1・2・3・4後	
外国語 コミュニケーション	2	英語Ⅰ		2	1前	2単位以上 選択必修
		英語Ⅱ		2	1後	
		英語Ⅲ		2	1前	
		英語Ⅳ		2	1後	
		アドバンス英語Ⅰ(他学科授業科目)		4	1前	
		アドバンス英語Ⅱ(他学科授業科目)		4	1後	
数理、データ活用及び 人工知能に関する科目 又は情報機器の操作	2	データサイエンス演習	2		1後	

別表 13 教育の基礎的理解に関する科目等（栄養教諭一種）

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に 関する科目	8	教育原理	2		1前	
		教職論	2		1前	
		教育社会学	2		1後	
		教育心理学	2		1前	
		特別支援教育	2		1・2後	
道徳、総合的な学習の時 間等の内容及び生徒指導、 教育相談等に関する科目	6	道徳教育の指導法	2		2・3後	
		特別活動及び総合的な学習の 時間の指導法	2		2・3後	
		教育方法・教育課程論（情報 通信技術の活用含む）	2		1後	
		生徒指導論	1		2・3前	
		教育相談	2		2・3前	
教育実践に関する科目	5	栄養教育実習事前事後指導	1		4前	
		栄養教育実習	1		4前	
	2	教職実践演習（栄養教諭）	2		4後	

別表 14 栄養に係る教育に関する科目（栄養教諭一種）

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
栄養に係る教育に関する科目	4	学校栄養教育論Ⅰ	2		3前	
		学校栄養教育論Ⅱ	2		3後	

別表 15 教育の基礎的理解に関する科目等（高等学校教諭一種（家庭））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目				
科目	単位数	授業科目	単位数		開講期	備考
			必修	選択		
教育の基礎的理解に関する科目	10	教育原理	2		1前	
		教職論	2		1前	
		教育社会学	2		1後	
		教育心理学	2		1前	
		特別支援教育	2		1・2後	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		2・3後	
		教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）	2		1後	
		生徒指導論	1		2・3前	
		教育相談	2		2・3前	
		進路指導論	1		2・3前	
教育実践に関する科目	3	教育実習事前事後指導	1		4前	
		教育実習Ⅰ	2		4前	
		教育実習Ⅱ		2	4前	
	2	教職実践演習（中・高）	2		4後	

別表 16 教科及び教科の指導法に関する科目（高等学校教諭一種（家庭））

免許法施行規則に定める科目区分等		対応する開設授業科目			
科目	授業科目	単位数		開講期	備考
		必修	選択		
教科に関する専門的事項	家庭経営学 (家族関係学及び家庭経済学を含む。)	社会生活論	2		1・2・3・4前
		家族と生活	2		2・3・4前
	被服学 (被服実習を含む。)	被服造形論及び実習	3		2・3・4前
	食物学 (栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	基礎栄養学Ⅰ	2		1後
		応用栄養学	2		2前
		栄養教育論	2		2後
		栄養教育論実習	1		3後
		ライフステージ栄養学Ⅰ	2		2後
		ライフステージ栄養学Ⅱ	2		3前
		臨床栄養学Ⅰ	2		2後
		臨床栄養学Ⅱ	2		3前
		食品機能学	2		1後
		食品機能学実験	1		2前
		食品科学	2		1前
		食品科学実験	1		1後
		食品衛生学	2		2後
		食品衛生学実験	1		3前
		調理学	2		1前
		調理学実習	1		1後
	食事設計論	2		1後	
食事設計論実習	1		2前		
公衆衛生学(栄養)	2		1後		
住居学	居住環境論	2		2・3・4後	
保育学	保育学	2		2・3・4前	
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	家庭科教育法Ⅰ	2		3前	
	家庭科教育法Ⅱ	2		3後	

別表 17 大学が独自に設定する科目（高等学校教諭一種（家庭））

免許法施行規則 に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		開講期	備考
		必修	選択		
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法		2	2・3後	「道徳教育の指導法」又は最低 修得単位を超えて履修した別 表 15 又別表 16 について、併 せて 12 単位以上を修得

* 下記のとおり、別表 15、16、17 から 59 単位以上の修得が必要です。

別表 15 - 23 単位（必修）

別表 16 - 47 単位（必修）（このうち 23 単位は別表 17 へ加算される。）

別表 17 - 別表 15、16 を超えて修得した単位により条件を満たす。

表 18 司書教諭に関する専門科目

免許法施行規則 に定める科目区分	単位数	開講期	備考
	必修		
学校経営と学校図書館	2	1・2前	
学校図書館メディアの構成	2	2・3・4後	
学習指導と学校図書館	2	2・3・4前	
読書と豊かな人間性	2	2・3・4前	
情報メディアの活用	2	2・3・4後	

第6章

学則・規程関係

6-1 山口県立大学学則

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 1 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日
 平成 21 年 4 月 1 日 平成 21 年 6 月 1 日
 平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日
 平成 24 年 4 月 1 日 平成 26 年 4 月 1 日
 平成 27 年 4 月 1 日 平成 27 年 9 月 1 日
 平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日
 平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日
 令和 2 年 4 月 1 日 令和 3 年 4 月 1 日
 令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日
 令和 6 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日
 令和 8 年 4 月 1 日

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条–第 14 条)
- 第 2 章 学年、学期、休業日及び授業期間(第 15 条–第 18 条)
- 第 3 章 修業年限及び在学期間(第 19 条・第 20 条)
- 第 4 章 入学、休学、退学、転学及び除籍(第 21 条–第 37 条)
- 第 5 章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生、短期国際交流生及び委託生(第 38 条–第 43 条)
- 第 6 章 教育課程、単位数及び履修方法等(第 43 条の 2–第 55 条)
- 第 7 章 卒業及び学位等(第 56 条–第 58 条)
- 第 8 章 資格(第 59 条)
- 第 9 章 賞罰(第 60 条・第 61 条)
- 第 10 章 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料(第 62 条)
- 第 11 章 補則(第 63 条)
- 附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 山口県立大学(以下「本学」という。)は、地域における知の拠点として、住民の健康の増進及び個性豊かな地域文化の進展に資する専門の学術を深く教授研究するとともに、高度な知識及び技能を有する人材の育成並びに研究成果の社会への還元によ

る地域貢献活動を積極的に展開し、もって人々が生き生きと暮らす社会の形成に資する人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第 2 条 本学は、本学における教育研究水準の向上を図るとともに、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 自己点検評価の実施について必要な事項は、別に定める。

(地域貢献)

第 3 条 本学は、本学の教育研究機能を活用し、地域と密接に連携し、地域の諸課題の解決について実践的に取り組み、地域への貢献を果たすものとする。

2 地域貢献について必要な事項は、別に定める。

(学部)

第 4 条 本学に国際文化学部、社会福祉学部及び看護栄養学部を置く。

2 学部に係る人材の育成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 国際文化学部 国際的視点を持ち、地域の諸課題に対応できる教養及び技能を備え、地域の国際化と情報化、個性豊かな地域文化の振興と創造、人々の暮らしの質向上に資する人材の育成を目的とする。
- (2) 社会福祉学部 地域社会における多様な福祉ニーズに対応できる広い視野と専門知識を有するとともに、福祉に関する問題解決に向けた実践力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。
- (3) 看護栄養学部 生命や人間性を尊重する精神に基づく看護あるいは栄養の専門知識と技術を有するとともに、保健、医療、福祉等の様々な分野の人々との連携のもとに地域の人々の健康増進及び疾病予防の援助並びに療養上の支援ができる人材の育成を目的とする。

3 学部に属する学科及び学生定員は、次のとおりとする。

学部	学科	学生定員	
		入学定員	収容定員
国際文化学部	国際文化学科	50 人	200 人
	文化創造学科	45 人	180 人
	情報社会学科	40 人	160 人
社会福祉学部	社会福祉学科	87 人	348 人
看護栄養学部	看護学科	55 人	220 人
	栄養学科	42 人	168 人

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院について必要な事項は、別に定める。

(別科助産専攻)

第6条 本学に別科助産専攻を置く。

2 別科助産専攻は、地域の周産期医療及び母子保健の発展と向上に資する専門職としての知識と技能を有し、助産及び女性の生涯にわたる健康保持を支援できる実践能力を備えた自律した助産師の育成を目的とする。

3 別科助産専攻の入学定員及び収容定員は、8人とする。

(特別の課程)

第7条 本学は、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(図書館及びセンター)

第8条 本学に次の施設を置く。

- (1) 図書館
- (2) 郷土文学資料センター
- (3) 教職センター
- (4) 地域共生センター
- (5) 看護研修センター
- (6) 健康サポートセンター
- (7) グローバルセンター
- (8) キャリアサポートセンター
- (9) 基盤教育センター

2 前各号に掲げる施設について必要な事項は、別に定める。

(厚生施設等)

第9条 本学に厚生施設及び課外活動施設を置く。

2 前項に定めるもののほか、厚生施設及び課外活動施設について必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 本学の事務局は、公立大学法人山口県立大学が別に定める事務局組織とする。

(職員)

第11条 本学に次に掲げる職員を置く。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐

(4) 教授

(5) 准教授

(6) 講師

(7) 助教

(8) 助手

(9) 事務職員

2 前項に掲げるもののほか、特任教員、非常勤講師その他必要な職員を置くことができる。

(各組織の長)

第12条 本学に次に掲げる長を置く。

(1) 学部に学部長を置き、その学部の教授をもって充てる。

(2) 学部の学科に学科長を置く。

(3) 研究科に研究科長を置き、その研究科の教授をもって充てる。

(4) 研究科の専攻に専攻長を置く。

(5) 別科助産専攻に別科長を置き、別科助産専攻の教授をもって充てる。

(6) 図書館に館長を置く。

(7) 第8条第1項第2号から第9号までに規定する各センターに、それぞれセンター長を置く。

(名誉教授)

第13条 本学に学長、副学長、教授、准教授又は講師として勤務した者であって、教育上又は学術上特に功績のあった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号を授与することについて必要な事項は、別に定める。

(教授会等)

第14条 学部、研究科及び別科に教授会を置く。

2 教授会は、その置かれる組織の教授、准教授、常勤の講師及び助教で組織する。

3 教授会は、その置かれる組織に係る重要な事項を審議し、並びに大学に関する法令の規定及びこの学則並びに公立大学法人山口県立大学が定める規則及び規程の規定によりその権限に属させられた事項を行う。

4 研究科相互の連携及び調整を図るため、大学院運営会議を置く。

5 前各項に定めるもののほか、教授会、大学院運営会議の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日及び授業期間

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第 16 条 学年を分けて、次の 2 学期とする。

前期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後期 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(開学記念日)

第 16 条の 2 本学の開学記念日は、5 月 15 日とする。

(休業日)

第 17 条 次に掲げる日は、授業を行わない日(以下「休業日」という。)とする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時休業をすることができる。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(2) 春季休業日

(3) 夏季休業日

(4) 冬季休業日

2 前項第 2 号から第 4 号までの各号に掲げる休業日の期間は、年度の初めに学長が定める。

3 学長は、教育上特に必要があると認めるときは、前 2 項の規定にかかわらず、臨時に授業を行うことができる。

(授業期間)

第 18 条 1 年間の授業を行う期間は、35 週を原則とする。

2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、15 週その他の本学が定める期間を単位として行うものとする。

第 3 章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第 19 条 学部の修業年限は、4 年とする。

2 別科助産専攻の修業年限は、1 年とする。

(在学期間)

第 20 条 在学期間は、学部にあつては 8 年を、別科助産専攻にあつては 2 年を超えることができない。

第 4 章 入学、休学、退学、転学及び除籍

(入学の時期)

第 21 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 学長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て、学期の区分に従い、学年の中途において入学を許可することができる。

(入学資格)

第 22 条 本学の学部に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 中等教育学校を卒業した者

(3) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(4) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 専修学校の高等課程(修業年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条に規定する廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(9) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

2 本学の別科助産専攻に入学することができる者は、次の各号のすべてに該当する者でなければならない。

(1) 学校教育法第 90 条第 1 項に規定する大学入学資格を有する者

(2) 入学時において看護師国家試験受験資格又は看護師免許を有する者(入学志願手続)

第 23 条 本学へ入学しようとする者(以下「入学志願者」という。)は、指定する期日までに、入学願書に入学試験料を添えて学長に提出しなければならない。

(入学試験)

第 24 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 入学試験について必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

(合格者の決定)

第 25 条 学長は、教授会の選考を経て入学試験の合格者を定め、当該合格者にその旨を通知する。

(入学手続及び入学の許可)

第 26 条 前条の規定による通知を受けた者は、指定する期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(休学)

第 27 条 学生は、病気その他やむを得ない理由により、引き続き 3 月以上修学することができないときは、休学願(病気を理由とする休学願については医師の診断書を添付したものを、留学を理由とする休学願については海外活動計画書を添付したものを)を学長に提出し、その許可を受けて休学することができる。

2 学長は、病気のため修学が困難と認められる学生に対し、休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1 年を超えることができない。ただし、学部在籍する外国人留学生であって学長が特に考慮すべき事情があると認めるときは、連続して 2 年の休学期間を認めることができる。

4 学長が特別な理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。ただし、いかなる場合も、学部において連続して 2 年(学部在籍する外国人留学生であって、前項の規定により連続して 2 年の休学期間を認めた場合には 3 年)、通算して 4 年を、別科助産専攻にあつては通算して 1 年を超えることはできない。

5 休学期間は、第 20 条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第 28 条 学生は、休学期間の満了のとき、又は休学期間中でもその理由が消滅したときは、復学願(病気が治癒したことを理由とする復学願については、医師の診断書を添付したものを)を学長に提出し、その許可を受けて復学することができる。

(退学)

第 29 条 学生は、病気その他やむを得ない理由のため退学しようとするときは、退学願(病気を理由とする退学願については、医師の診断書を添付したものを)を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(転学)

第 30 条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、転学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第 31 条 学生は、学長の許可を受けて、外国の大学に留学をすることができる。

(除籍)

第 32 条 学長は、次の各号のいずれかに該当する学生を、教授会の議を経て除籍(第 29 条に規定する退学願の提出がなくとも学長が強制的に退学させることをいう。以下同じ。)することができる。ただし、死亡の場合は、教授会の議を経ることを要しない。

(1) 第 27 条第 4 項に規定する休学期間を経過してもなお復学又は退学しないとき。

(2) 第 20 条に定める在学期間を経過したとき。

(3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。

(4) 死亡又は行方不明になったとき。

2 除籍について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第 33 条 次に掲げる者で退学又は除籍前と同一学部同一学科に再入学しようとするものは、再入学願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 第 29 条の規定により退学した者

(2) 前条第 1 項第 1 号の規定により除籍された者

(3) 前条第 1 項第 3 号の規定により除籍された者で、除籍の日から起算して 2 年以内に未納の授業料を納入したもの

2 再入学の願は、退学又は除籍の日から起算して 3 年以内に限り、することができる。

(転入学)

第 34 条 他の大学から本学に転入学しようとする者は、転入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(編入学)

第 35 条 次に掲げる者で本学の学部及び学科に編入学しようとするものは、編入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者

(4) 短期大学を卒業した者

(5) 高等専門学校を卒業した者

(6) 専修学校の専門課程(修業年限が 2 年以上であり、かつ、課程の修了に必要な総授業時数が 1700 時間以上であるものに限る。)を修了した者(同法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)

(7) 外国において学校教育における 14 年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者

(8) 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の専攻科の課程のうち、修業年限が 2 年以上で、文部科学大臣の定める基準を満たす課程を修了した者(同法第 90 条第 1 項に規定する者に限る。)

2 本学の学部編入学しようとする者は、編入学願に入学試験料を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(再入学者等の選考及び入学手続)

第 36 条 学長は、教授会の選考を経て再入学、転入学又は編入学をさせようとする者を定め、当該者にその旨を通知する。

2 第 26 条の規定は、前項の通知を受けた者について準用する。

(転学部等)

第 37 条 本学の学部の学生で、他の学部の学科又は同一学部の他の学科に転学部又は転学科をしようとするものは、転学部願又は転学科願を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、関係教授会の議を経て行う。

第 5 章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生、短期国際交流生及び委託生

(科目等履修生)

第 38 条 本学の授業科目の一部を履修しようとする者(次条第 1 項の規定に該当する者を除く。)については、学長は、教授会の選考を経て科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として入学を志願する者は、科目等履修願を学長に提出しなければならない。

(特別聴講生)

第 39 条 他の大学又は短期大学(外国の大学又は短期大学を含む。以下この項において同じ。)の学生で、本学の授業科目の一部を履修しようとするものについては、学長は、当該他の大学又は短期大学と協議し、かつ、教授会の選考を経て特別聴講生として入学を許可することができる。

2 特別聴講生として入学を志願する者は、特別聴講願を学長に提出しなければならない。

(研究生)

第 40 条 本学において、特別の事項について研究しようとする者については、学長は、教授会の選考を経て研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学を志願する者は、研究願を学長に提出しなければならない。

(外国人留学生)

第 41 条 大学において教育を受ける目的をもって入国した外国人が本学に入学を志願したときは、学長は、教授会の選考を経て外国人留学生として、入学を許可することができる。

2 外国人留学生として入学を志願する者は、入学願を学長に提出しなければならない。

(短期国際交流生)

第 41 条の 2 外国の高等教育機関等から、その所属する学生又は職員の教育、研修又は研究を目的とする派遣の願い出があったときは、学長は、教授会の議を経て当該者を短期国際交流生として受入れを許可することができる。

(委託生)

第 42 条 官公庁、団体、学校等から、その所属する職員の研修を目的とする委託の申出があったときは、学長は、教授会の議を経て当該者を委託生として入学を許可することができる。

2 前項の申出をしようとする者は、委託願に委託生になろうとする者の履歴書を添えて、学長に提出しなければならない。

(その他)

第 43 条 この章に定めるもののほか、科目等履修生、特別聴講生、研究生、外国人留学生、短期国際交流生及び委託生について必要な事項は、別に定める。

第 6 章 教育課程、単位数及び履修方法等

(教育課程の編成)

第 43 条の 2 本学は、学部及び別科助産専攻の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 44 条 学部の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

2 別科助産専攻の授業科目、単位数及び履修方法は、別に定める。

(授業の方法等)

第 44 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用によりおこなうものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項に規定する授業方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

4 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。第 2 項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

5 第 1 項の授業は、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(連携開設科目)

第 44 条の 3 学部及び学科の教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、大学設置基準(昭和 31 年文部省令第 28 号)第 19 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する大学等連携推進法人の認定を受けた一般社団法人やまぐち共創大学コンソーシアムの社員が設置する他の大学が本学と連携して開設する授業科目(以下「連携開設科目」という。)を本学において開設したものとみなすことができる。

(1 単位当たりの授業時間数)

第 45 条 学部の授業科目の 1 単位当たりの授業時間数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 講義及び演習 15 時間(看護栄養学部にあつては、15 時間から 30 時間までの範囲内で学長が定める時間)
 - (2) 実験、実習及び実技 30 時間(看護栄養学部にあつては、30 時間から 45 時間までの範囲内で学長が定める時間)
- 2 別科助産専攻の授業科目の 1 単位当たりの授業時間数は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 講義 15 時間
 - (2) 演習 30 時間
 - (3) 実習 45 時間
- (履修科目の届出)
- 第 46 条 学生は、学期の始めに、履修しようとする授業科目について、指定の期日までに学部長又は別科長に届け出なければならない。
- (履修科目の単位数の上限)
- 第 47 条 学部の学生は、1 年間又は 1 学期間において履修することができる授業科目の単位数の上限として別に定める単位数を超えて、授業科目を履修することはできない。
- (所属学科以外の授業科目の履修)
- 第 48 条 学部の学生は、他の学部の学科又は同一学部の他の学科の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により、他の学部の学科の授業科目を履修しようとするときは所属する学部の学部長を経て当該他の学部の学部長の許可を、同一学部の他の学科の授業科目を履修しようとするときは学部長の許可を受けなければならない。
- 3 本学大学院へ進学を希望する学部の学生は、所属学部において教育上有益等と認められる場合には、別に定めるところにより、本学大学院研究科の授業科目を履修することができる。
- (単位の修得の認定)
- 第 49 条 授業科目の単位の修得の認定は、試験その他本学が別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。
- (連携開設科目に係る単位の認定)
- 第 49 条の 2 学生が他の大学において履修した連携開設科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
- 2 卒業に必要な所定の単位数のうち、前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は、30 単位を超えないものとする。
- (試験及び成績の評価)
- 第 50 条 試験は、学期又は学年の終わりに、その学期又は学年中に履修した授業科目について筆記試験、口述試験、論文提出等の方法によって行う。

- 2 成績は、秀、優、良、可、不可の標語及び一定期間において履修した各授業科目の成績に係る評点に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をもって示す。
 - 3 単位の修得は、可以上の成績の場合とする。
 - 4 成績は、教育上特に必要があると認められるときは、前 2 項の規定にかかわらず、合格と不合格の標語をもって示すことができる。
- (入学前に修得した単位の取扱い)
- 第 51 条 本学の学部の学生(本学の学部にも再入学、転入学又は編入学をした者を除く。)が本学の学部に入學する前に本学又は他の大学若しくは短期大学若しくは高等専門学校若しくは専修学校の専門課程(これらに相当する外国の教育機関を含む。以下「他の大学等」という。)において修得した単位(大学において科目等履修生として修得した単位を含む。)については、別に定めるところにより、本学の教育課程において修得したものと認定することができる。
- 2 本学の学部の学生(本学の学部にも再入学、転入学又は編入学した者を除く。)が本学に入學する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 3 前 2 項の規定により認定又は与えることができる単位については、第 53 条第 2 項及び第 54 条第 2 項の規定により認定された単位を含め 60 単位を超えないものとする。(既に履修した授業科目の取扱い等)
- 第 52 条 第 33 条から第 37 条までの規定により、再入学、転入学、編入学、転学部又は転学科を許可された者に係る既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに修業年限及び在学期間については、教授会の議を経て学長が決定する。
- 2 本学の学部にも転入学又は編入学を許可された者が本学の学部に入學する前に他の大学等において修得した単位については、卒業の要件に必要な単位数の 3 分の 2 を超えない範囲で、本学において修得した単位として認定することができる。
- (他の大学等の授業科目の履修等)
- 第 53 条 学部の学生は、学長の許可を受けて、他の大学等の授業科目を履修することができる。
- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、別に定めるところにより、第 51 条第 1 項及び第 2 項並びに第 54 条第 2 項の規定により認定された単位を含め 60 単位を超えない範囲内で、本学において修得したものと認定することができる。
- (他の教育施設等における学修)

第 54 条 学部が学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、別に定めるところにより、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位については、第 51 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 2 項の規定により認定された単位を含め 60 単位を超えないものとする。
(その他)

第 55 条 この章の定めるもののほか、授業科目の履修方法、試験、成績の評価等について必要な事項は、別に定める。

第 7 章 卒業及び学位等

(卒業及び学位)

第 56 条 本学の学部で 4 年(再入学、転入学又は編入学をした者)にあつては、第 52 条の規定により決定した修業年限)以上在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。ただし、第 32 条第 1 項第 3 号に定める場合は学長が卒業を認定しないことがある。また、同号の事由による除籍の場合において、同条第 2 項にいう別に定められた手続により学長が除籍された者の卒業又は修了を認定するときは、改めて教授会の議を経ることを要しない。(以下第 57 条第 1 項において同じ。)

2 学長は、前項の規定により卒業を認定された者に卒業証書を授与する。

3 本学の学部を卒業した者に学士の学位を授与する。

(別科助産専攻の修了)

第 57 条 本学の別科助産専攻に在学し、所定の授業科目を履修しその単位を修得した者に対して、教授会の議を経て学長が課程の修了を認定する。

2 学長は、前項の規定により修了を認定された者に修了証書を授与する。

(学位に関する必要な事項)

第 58 条 本学において授与する学位の種類、論文審査の方法、試験等、学位について必要な事項は、別に定める。

第 8 章 資格

(取得できる資格)

第 59 条 学科において取得できる資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 247 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部科学省令第 26 号)に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる免許状を受ける資格を取得することができる。

学科	免許状の種類
国際文化学部国際文化学科	中学校教諭 1 種免許状(英語)
	高等学校教諭 1 種免許状(英語)
国際文化学部文化創造学科	中学校教諭 1 種免許状(国語)
	高等学校教諭 1 種免許状(国語)
国際文化学部情報社会学科	高等学校教諭 1 種免許状(情報)
社会福祉学部社会福祉学科	高等学校教諭 1 種免許状(福祉)
	特別支援学校教諭 1 種免許状(知的障害者)(肢体不自由者)(病弱者)
看護栄養学部看護学科	養護教諭 1 種免許状
看護栄養学部栄養学科	高等学校教諭 1 種免許状(家庭)
	栄養教諭 1 種免許状

(2) 次の表の左欄に掲げる学科において、前項の免許状を受ける資格(栄養教諭 1 種免許状を除く。)を取得するもので、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる修了証書を受ける資格を取得することができる。

学科	資格の種類
国際文化学部国際文化学科 国際文化学部文化創造学科	司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号))
看護栄養学部栄養学科	司書教諭(学校図書館法(昭和 28 年法律第 185 号))

(3) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得することができる。

学科	資格の種類
国際文化学部国際文化学科 国際文化学部文化創造学科	司書(図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)) 学芸員(博物館法(昭和 26 年法律第 285 号))

(4) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、同表の右欄に掲げる免許を受ける資格を取得することができる。

学科	免許の種類
看護栄養学部栄養学科	栄養士(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号))

(5) 次の表の左欄に掲げる学科の課程を修了した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

学科	試験の種類
看護栄養学部看護学科	看護師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))
看護栄養学部栄養学科	管理栄養士国家試験(栄養士法(昭和 22 年法律第 245 号))

(6) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる試験を受験することができる。

学科	試験の種類
国際文化学部国際文化学科	日本語教員試験(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和 5 年法律第 41 号))
国際文化学部文化創造学科	
社会福祉学部社会福祉学科	社会福祉士国家試験(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号))
	精神保健福祉士国家試験(精神保健福祉法(平成 9 年法律第 131 号))
看護栄養学部看護学科	保健師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))

(7) 次の表の左欄に掲げる学科において、卒業要件単位を修得するほか、同表の右欄に掲げる法令等に定める所定の授業科目を履修し、その単位を修得した者は、それぞれ同表の右欄に掲げる資格を取得する。

学科	資格の種類
社会福祉学部社会福祉学科	社会福祉主事(社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号))
	児童指導員(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号))
看護栄養学部栄養学科	食品衛生管理者(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号))
	食品衛生監視員(食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号))

2 別科助産専攻の所定の授業科目を履修し、課程を修了した者は、助産師国家試験(保健師助産師看護師法(昭和 23 年法律第 203 号))を受験することができる。

第 9 章 賞罰

(表彰)

第 60 条 学長は、特に他の模範となる学生に対し、教育研究評議会の議を経て表彰することができる。

2 表彰について必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 61 条 学長は、学則その他本学の定める諸規程を遵守せず、又は学生の本分に反する行為のあった学生に対し、教授会の議を経て、懲戒として訓告、停学又は退学の処分をすることができる。

2 退学の処分は、次の各号の一に該当するときにすることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由がなく出席常でないとき。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反したとき。

3 前 2 項に定めるもののほか、懲戒について必要な事項は、別に定める。

第 10 章 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料

(入学試験料等)

第 62 条 入学試験料、入学料、授業料及び科目等履修料等は、別に定めるところにより納入しなければならない。

第 11 章 補則

(補則)

第 63 条 この規程に定めるもののほか、本学の管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 18 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、平成 18 年 4 月 1 日以後も引き続き公立大学法人山口県立大学が設置する山口県立大学に在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法(以下「授業科目等」という。)は、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 18 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学又は編入学する者に係る授業科目等は、別表 1 から別表 3 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

4 平成 18 年度前期の授業料の納付の時期は、第 70 条第 2 項の規定にかかわらず、理事長が別に定める日までとする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 生活科学部及び看護学部は、改正後の山口県立大学学則(以下「改正後の学則」という。)第 2 条の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 健康福祉学研究科生活健康科学専攻は、改正後の学則第 3 条第 7 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 平成 19 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者(以下「在学者」という。)に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法(以下「資格等」という。)は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 19 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、第 65 条、別表 1 及び別表 2 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

ただし、生活科学部栄養学科に編入学する者は、生活科学部栄養学科における所定の授業科目を履修し、その単位を修得するほか、食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号)に定める必要な授業科目を履修し、その単位を修得した場合に限り、食品衛生管理者及び食品衛生監視員の資格を取得する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成 21 年 3 月 31 日に社会福祉学部、看護栄養学部看護学科及び看護学部在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法(以下「授業科目等」という。)は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 21 年 4 月 1 日以後に看護栄養学部看護学科に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、別表第 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成 21 年 6 月 1 日)

(施行期日)

1 この規則は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の山口県立大学学則第 15 条の 2 の規定は、平成 22 年度以降に入学する者について適用し、平成 21 年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成 23 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者(以下「在学者」という。)に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 23 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る通算の休学期間は、改正後の学則第 27 条第 5 項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る通算の休学期間と同様とする。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成 24 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者(以下「在学者」という。)に係る取得できる資格並びに授業科目、単位数及び履修方法(以下「資格等」という。)は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成 24 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る資格等は、改正後の学則第 64 条、別表 1 及び別表 4 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る資格等と同様とする。

附 則(平成 26 年 4 月 1 日)

(施行期日)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者(以下「在学者」という。)に係る授業科目、単位数及び履修方法(以下「授業科目等」という。)は、

改正後の第46条の2、別表第1及び別表第1の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第46条の2、別表第1及び別表第1の2の規定にかかわらず、その者の所属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

4 平成27年3月31日に山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 平成27年4月1日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成27年9月1日)

(施行期日)

1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成24年3月31日に社会福祉学部で在学し、平成24年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第64条第5項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成28年4月1日)

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成27年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成29年4月1日)

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成29年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成29年4月1日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成30年4月1日)

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日以後に山口県立大学に再入学、転入学及び編入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(平成31年4月1日)

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、平成31年4月1日以後に履修するものについては、改正前の別表第1の「教育哲学」を「教育原理」に、「教育方法学」を「教育方法・教育課程論」にそれぞれ読み替えて適用する。

附 則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日)

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の山口県立大学学則第60条第1項ただし書きの規定は、令和3年度以後に在学する者について適用し、令和2年度以前に除籍となった者については、なお従前の例による。

3 令和3年3月31日に社会福祉学部で在学し、令和3年4月1日以後も引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法は、改正後の山口県立大学学則第64条第1項、第5項及び別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和4年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和4年3月31日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第1、別表第4及び削除後の第46条の2、別表第1の2の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和4年4月1日以後に履修するものについては、改正前の別表第1の「教育方法・教育課程論」を「教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）」に読み替えて適用する。
- 3 令和4年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1、別表第4及び削除後の第46条の2、別表第1の2の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。
- 4 令和4年3月31日に山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「大学院在学者」という。）に係る授業科目等は、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 令和4年4月1日以後に山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第2及び別表第3の規定にかかわらず、その者の所属する年次の大学院在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和5年4月1日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和5年3月31日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の第44条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和5年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の第44条の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和6年4月1日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年4月1日)

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
(経過措置)

- 2 第4条第3項の規定にかかわらず、令和7年度から令和9年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	令和7年度	令和8年度	令和9年度
国際文化学部	国際文化学科	236人	224人	212人
	文化創造学科	201人	194人	187人
	情報社会学科	40人	80人	120人
社会福祉学部	社会福祉学科	396人	380人	364人
看護栄養学部	看護学科	220人	220人	220人
	栄養学科	168人	168人	168人

附 則(令和8年4月1日)

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

6-2 教務に関する諸規程

(1) 山口県立大学授業科目履修規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-3 号)

改正	平成 19 年 4 月 1 日	平成 20 年 4 月 1 日
	平成 21 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日
	平成 23 年 4 月 1 日一部改正	平成 23 年 7 月 20 日
	平成 24 年 4 月 1 日	平成 27 年 4 月 1 日
	平成 28 年 4 月 1 日	平成 28 年 5 月 16 日
	令和 2 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日
	令和 6 年 4 月 1 日	令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。)第 44 条及び第 55 条並びに山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号。以下「大学院学則」という。)第 28 条及び第 37 条の規定に基づき、授業科目の履修方法等について必要な事項を定めるものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第 1 条の 2 学部の授業科目は次のように区分し、区分ごとの授業科目、単位数及び履修方法は別表第 1 のとおりとする。

- (1) 学部又は学科の教育上の目的を達成するために必要な科目
 - (2) 教職に関する専門科目
 - (3) 司書に関する専門科目
 - (4) 司書教諭に関する専門科目
 - (5) 学芸員に関する専門科目
 - (6) 登録日本語教員養成課程に関する専門科目
 - (7) 社会福祉士養成に関する科目
 - (8) 精神保健福祉士養成に関する科目
 - (9) 保健師養成に関する科目
 - (10) 学校司書に関する専門科目
- 2 別科助産専攻の授業科目は、別表第 2 のとおりとする。
 - 3 修士課程及び博士前期課程の授業科目は、別表第 3 のとおりとする。
 - 4 博士後期課程の授業科目は、別表第 4 のとおりとする。

(多様なメディアを高度に利用する授業)

第 1 条の 3 大学学則第 44 条の 2 第 2 項、第 4 項及び第 5 項に規定する多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業、外国におい

て履修させる授業、校舎及び附属施設以外の場所で行う授業については、毎年度のシラバスにおいてその旨を明記する。

(授業科目の履修届)

第 2 条 学生は、毎学期授業開始後 2 週間以内に、指定された方法により、履修しようとする授業科目の履修の届出を行わなければならない。

- 2 履修の届出がされていない授業科目については、単位の修得を認めない。
- 3 学部の学生に係る各学期に履修できる科目に係る単位数の合計(卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。)は、原則として次の表の単位数を超えることができない。

学 部	学 科	上限単位数
国際文化学部	国際文化学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
	文化創造学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
	情報社会学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
社会福祉学部	社会福祉学科	25 単位 (ただし年間 49 単位以下)
看護栄養学部	看護学科	26 単位
	栄養学科	25 単位

- 4 前項の規定は、3 年次編入学生、休学者又はその他やむを得ない事由のある者については、適用しない。

(履修の中止)

第 3 条 学生は、授業科目の履修を取り止めるときは、各学期の授業開始の日から 4 週間以内に、チューター教員又は指導教員を経由して教育研究支援部長に履修の中止を届け出るものとする。

(学業成績)

第 4 条 学業成績は、試験及び平素の成績による。

(学業成績の判定区分及びグレード・ポイント)

第 5 条 学業成績は「秀(100~90)」「優(89~80)」「良(79~70)」「可(69~60)」「不可(59~0)」の 5 区分で判定する。

- 2 グレード・ポイント及びグレードポイント・アベレージの運用については、別に定める。

(出席要件)

第 6 条 所定の授業時間の 3 分の 2 以上出席していない授業科目は、成績にかかわらず、単位の修得を認めない。

(修得単位の取扱)

第 7 条 修得した単位は、原則として放棄できない。

(試験)

第 8 条 試験は、定期試験及び平素の試験からなる。

2 定期試験は、各学期の終わりに期間を定めて行う。

3 定期試験は、実施の 2 週間前までにその日程並びに再試験の実施の有無、日程、方法等を掲示する。

4 定期試験の結果は、試験終了後 1 週間以内に発表する。

(試験時の不正行為)

第 9 条 試験において不正行為を行い、大学学則第 61 条の規定により懲戒を受けた学生については、当該不正行為を行った試験の単位だけでなく、その学期に関わるすべての履修科目の単位の修得を認めない。

(追試験)

第 10 条 病気その他やむを得ない事由により定期試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。

2 追試験を受けようとする者は、原則として当該科目の試験開始時刻までにその事由を教育研究支援部教務部門に申し出るものとする。

3 前項の規定により申出をした者は、原則として当該授業科目の定期試験終了後教育研究支援部長が定める日までに、追試験願を学部長、研究科長又は別科長（以下「学部長等」という。）に提出するものとする。

4 追試験は、原則として欠席事由の消滅後 1 週間以内に行うものとする。ただし、4 年次の授業科目の追試験については、定期試験期間終了後 1 週間以内に行う。

5 追試験の成績は、定期試験に準じる。

(再試験)

第 11 条 再試験を実施する授業科目の定期試験または追試験を受験し、成績評価が「不可」となった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、再試験願を学部長等に提出しなければならない。

3 再試験願の提出期限は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める期日とする。

4 再試験の実施及び結果の確定は、原則として試験終了後教育研究支援部長が定める日までに進行。

5 再試験に基づく学業成績は、「可」又は「不可」とする。

(再履修)

第 12 条 単位の修得ができなかった授業科目については、再履修することができる。

2 再履修の届出は、通常の履修の届出と同一期間中に授業科目履修届を用いて行う。

(進級制限)

第 13 条 学部の学生については、次の各学年に進級基準の単位数（卒業に必要な単位として計算されない科目に係る単位数を除く。）を設ける。

1 年次終了時 25 単位以上

2 年次終了時 55 単位以上

3 年次終了時 85 単位以上

2 前項に規定する単位数に達していない者には、原則として進級を認めない。

(学習支援及び退学勧告)

第 14 条 正当な理由なく、2 年間の在学期間終了時に 40 単位未満、4 年間の在学期間終了時に 80 単位未満の単位修得しかできない者で、3 学期連続して学期 GPA が 2.00 に達しない学部学生については、必要な学習支援を行うものとする。

2 前項の学習支援を行ったにもかかわらず成業の見込みがないと認められる場合には、学長は、大学学則第 61 条第 2 項第 2 号の定めるところにより、本人及び保護者に対して退学を勧告することができる。

(所属学科以外の授業科目の履修)

第 15 条 大学学則第 48 条の規定に基づき所属学科以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他学部(学科)授業科目受講願を所属する学部の学部長に提出しなければならない。

(所属専攻以外の授業科目の履修)

第 16 条 大学院学則第 31 条の規定に基づき所属専攻以外の授業科目の履修の許可を受けようとする者は、他研究科(学部) 授業科目受講願を所属する研究科の研究科長に提出しなければならない。

(他の大学等の授業科目の履修)

第 17 条 大学学則第 53 条及び大学院学則第 36 条の規定に基づく他の大学等の授業科目の履修については、山口県立大学他の大学等の授業科目の履修等に関する規程による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 平成 16 年 4 月 1 日以降に転入、編入学又は再入学した学生については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 19 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 21 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 4 月 1 日一部改正)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 20 日)

この規程は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の山口県立大学授業科目履修規程第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 5 月 16 日)

この規程は、平成 28 年 5 月 16 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 5 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第 1 から別表第 4 までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 令和 5 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学する者に係る授業科目等は、改正後の山口県立大学授業科目履修規程別表第 1 から第 4 までの規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 6 年 3 月 31 日に山口県立大学社会福祉学部 に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 令和 6 年 3 月 31 日に山口県立大学看護栄養学部栄養学科に在学し、引き続き在学する者に係る授業科目等は、別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、令和 6 年 4 月 1 日以後に履修する「家庭電気・機械」及び「情報と社会」については、改正前の別表第 1 の 2 (3) ⑥の必修科目から別表第 1 の 2 (4) ②の選択科目に改めて適用する。

- 4 令和 6 年 4 月 1 日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第 1 の 1 の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 3 月 31 日に山口県立大学又は山口県立大学大学院に在学し、引き続き在学する者（以下「在学者」という。）に係る授業科目、単位数及び履修方法（以下「授業科目等」という。）は、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 令和7年4月1日以後に山口県立大学に再入学及び転入学をする者又は山口県立大学大学院に再入学及び転入学をする者に係る授業科目等は、改正後の別表第1の1の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る授業科目等と同様とする。

別表第1(第1条の2第1項関係)

学部又は学科の教育上の目的を達成するために必要な科目

(1) 国際文化学部国際文化学科

授業科目		単位数		履修方法	
		必修	選択自由		
基盤教育科目群	ライフデザイン	2		基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて124単位以上を修得すること。	
	就業体験・インターンシップ		2		
	キャリアデザイン	1			1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から30単位以上を修得すること。
	日本国憲法		2		(1) I群 生命・生活・人生を探究する科目から必修4単位を含め12単位以上修得すること。
	科学と社会		2		(2) II群 言語コミュニケーション科目から英語8単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。
	こころの科学		2		(3) III群 数理・データサイエンス科目6単位は必修とする。
	生命と倫理		2		(4) IV群 実践的統合教育科目4単位は必修とする。
	地域共生論		2		2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて94単位以上を修得すること。
	地域環境論		2		
	I群 生命・生活・人生を探究する科目		2		(1) 専門基礎科目(DX推進)から必修10単位を含め14単位以上修得すること。
	社会生活論		2		
	生涯学習論		2		
	知的財産入門	1			
	健康スポーツ理論		2		
	スポーツ実技Ⅰ		1		
	スポーツ実技Ⅱ		1		
	日本の芸術と文化Ⅰ		1		
	日本の芸術と文化Ⅱ		1		
	山口の芸術と文化		1		
	国際交流Ⅰ		2		
国際交流Ⅱ		2			
海外語学・文化演習		2			
II群	アドバンス英語Ⅰ		4		

言語コミュニケーション科目	アドバンス英語Ⅱ		4	と。 (2) 学部基幹科目14単位は必修とする。 (3) 学科基礎科目基礎から必修6単位を含め10単位以上修得すること。 (4) 学科基礎科目初修言語及び日本語から8単位以上修得すること。ただし、母語は履修できない。また、「実践日本語Ⅰ」「実践日本語Ⅱ」の単位認定は外国人留学生に限る。 (5) 展開科目から28単位以上修得すること。 (6) 実践的統合教育科目12単位は必修とする。 (7) 関連科目から8単位以上修得すること。	
	日本語Ⅰ		4		
	日本語Ⅱ		4		
	III群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会Ⅰ	1		
	データ科学と社会Ⅱ	1			
	データサイエンス概論		2		
	データサイエンス演習		2		
IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトⅠ		2		
	やまぐち未来デザインプロジェクトⅡ		2		
小計(31科目)		14	47		
専門教育科目群	データ科学のための数学入門		2	3 免許・資格等 (1) 中学校教諭一種免許状(英語)若しくは高等学校教諭一種免許状(英語)を受ける資格又は司書、司書教諭若しくは学芸員の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (3) 学校司書モデルカリキュラムを修得しようとする者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。	
	データ科学のための基礎数学		2		
	DX概論		2		
	統計学概論		2		
	人工知能概論		2		
	専門基礎科目(DX推進)	プログラミング思考Ⅰ			2
		プログラミング思考Ⅱ			2
		AI活用演習			2
		経営情報マネジメント概論(実習を含む)			2
		マルチメディア概論(実習を含む)			2
小計(10科目)		10	10		

学部基幹 科目	国際関係論	2		
	日本文化論	2		
	地域文化論	2		
	デザイン文化論	2		
	デザイン思考論	2		
	コミュニティデザイン論	2		
	地域学	2		
	小計 (7科目)	14		
学科 基礎 科目	国際文化演習	2		
	コミュニケーション論	2		
	社会調査法入門	2		
	基礎 英語学概論 I	2		
	異文化交流論	2		
	欧米社会・文化論	2		
	アジア社会・文化論	2		
	グローバル英語 I	2		
	グローバル英語 II	2		
	初 修 言 語	中国言語文化 I	2	
中国言語文化 II		2		
中国言語文化 III		2		
中国言語文化 IV		2		
韓国言語文化 I		2		
韓国言語文化 II		2		
韓国言語文化 III		2		
日 本 語	実践日本語 I	2		
	実践日本語 II	2		
	小計 (19科目)	6	32	
展 英	英語学概論 II	2		

開 科 目	語	アカデミック英語 I	4	
		アカデミック英語 II	4	
		アカデミック英語 III	4	
		アカデミック英語 IV	4	
		ディベート	2	
		Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	2	
		英米文学	2	
		英米文学史	2	
		英語音声学	2	
		英語史	2	
		The Influence of Zen on Japanese Culture	2	
		The Foundations of Japanese Society and Pop Culture	2	
		Introduction to Buddhism	2	
		Politics of Japan	2	
		Japanese Economy and Globalization	2	
		Introduction to Comparative Education	2	
		Introduction to Linguistics	2	
		Yamaguchi History and Culture	2	
		Issues in Japan and South East Asia	2	
多		中国言語文化 V	2	

文化共生	中国言語文化Ⅵ	2	
	韓国言語文化Ⅴ	2	
	韓国言語文化Ⅵ	2	
	異文化コミュニケーション論	2	
	多文化社会と言語政策	2	
	多言語文化論	2	
	日本語教育入門	2	
	社会言語学	2	
	言語学概論	2	
	第二言語習得論	2	
日本語学概論	2		
日本語音声学	2		
共通	グローバル言語研修Ⅰ	2	
	グローバル言語研修Ⅱ	2	
	グローバル言語研修Ⅲ	2	
	グローバル言語研修Ⅳ	2	
	グローバル言語研修Ⅴ	2	
	グローバル言語研修Ⅵ	2	
	グローバル文化研修Ⅰ	2	
	グローバル文化研修Ⅱ	2	
	グローバル文化研修Ⅲ	2	

	グローバル文化研修Ⅳ	2		
	グローバル文化研修Ⅴ	2		
	グローバル文化研修Ⅵ	2		
	グローバル交流研修Ⅰ	2		
	グローバル交流研修Ⅱ	2		
	グローバル交流研修Ⅲ	2		
	グローバル交流研修Ⅳ	2		
	小計 (49 科目)	106		
	実践的統合教育科目	DX による地域課題解決 (PBL) Ⅰ		2
		DX による地域課題解決 (PBL) Ⅱ		2
専門演習Ⅰ		2		
専門演習Ⅱ		2		
卒業演習Ⅰ		2		
卒業演習Ⅱ		2		
小計 (6 科目)	12			
関連科目	イギリス文学講読Ⅰ	2		
	イギリス文学講読Ⅱ	2		
	アメリカ文学講読Ⅰ	2		
	アメリカ文学講読Ⅱ	2		
	C-カルチャー論Ⅰ	2		
	C-カルチャー論Ⅱ	2		
	K-カルチャー論Ⅰ	2		
	K-カルチャー論Ⅱ	2		

ビジネスプランニング論	2	
専門インターンシップ	2	
日本語教授法	2	
日本語教育実践演習	2	
図書館概論	2	
図書館情報資源概論	2	
現代日本語文法	2	
日本語史	2	
スペイン語 I	2	
スペイン語 II	2	
小計 (18 科目)	36	
合計 (140 科目)	56	231

(2) 国際文化学部文化創造学科

授業科目	単位数			履修方法
	必修	選択	自由	
基盤教育科目群 I 群 生命・生活・人生を探究する科目	ライフデザイン	2		基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。 1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 30 単位以上を修得すること。 (1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 1 2 単位以上修得すること。 (2) II 群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に
	就業体験・インターンシップ	2		
	キャリアデザイン	1		
	日本国憲法	2		
	科学と社会	2		
	こころの科学	2		
	生命と倫理	2		
	地域共生論	2		
	地域環境論	2		
	社会生活論	2		

生涯学習論	2		限る。 (3) III 群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) IV 群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。 2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 94 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目 (DX 推進) から必修 10 単位を含め 14 単位以上修得すること。 (2) 学部基礎科目 14 単位は必修とする。 (3) 学科基礎科目から必修 6 単位を含め 14 単位以上修得すること。 (4) 展開科目から必修 2 単位を含め 32 単位以上修得すること。 (5) 実践的統合教育科目 12 単位は必修とする。 (6) 関連科目から 8 単位以上修得すること。	
知的財産入門	1			
健康スポーツ理論	2			
スポーツ実技 I	1			
スポーツ実技 II	1			
日本の芸術と文化 I	1			
日本の芸術と文化 II	1			
山口の芸術と文化	1			
国際交流 I	2			
国際交流 II	2			
海外語学・文化演習	2			
II 群 言語コミュニケーション科目	英語 I 英語 II 英語 III 英語 IV 日本語 I 日本語 II	2 2 2 2 4 4		3 免許・資格等 (1) 中学校教諭一種免許状 (国語) 若しくは高等学校一種免許状 (国語) を受ける資格又は司書、司書教諭若しくは学芸員の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目
III 群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会 I データ科学と社会 II データサイエンス概論 データサイエンス演習	1 1 2 2		について所定の単位を修得すること。 (2) 日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。 (3) 学校司書モデルカリキュラムを修得しようとする者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。

IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来 デザインプロジェクトⅠ	2		
	やまぐち未来 デザインプロジェクトⅡ	2		
小計 (33 科目)		14	47	
専門教育科目群	データ科学のための数学入門	2		
	データ科学のための基礎数学	2		
	DX 概論	2		
	統計学概論	2		
	人工知能概論	2		
	プログラミング思考Ⅰ		2	
	プログラミング思考Ⅱ		2	
	AI 活用演習		2	
	経営情報マネジメント概論 (実習を含む)		2	
	マルチメディア概論 (実習を含む)		2	
小計 (10 科目)		10	10	
学部基幹科目	国際関係論	2		
	日本文化論	2		
	地域文化論	2		

		デザイン文化論	2	
		デザイン思考論	2	
		コミュニティデザイン論	2	
		地域学	2	
		小計 (7 科目)	14	
学科基礎科目		文化創造論	2	
		文化創造演習	2	
		文化創造ワークショップ	2	
		デザイン概論	2	
		美術史概論	2	
		デザイン史概論	2	
		日本史学概論	2	
		日本語学概論	2	
		日本文学概論	2	
		図書館概論	2	
		小計 (10 科目)	6	14
展開科目	文化創造	やまぐちの歴史	1	
		やまぐちの文学	1	
		図書館情報資源概論	2	
		図書館情報技術論	2	
		デジタルクリ	2	

		エイション基礎		
		デジタルクリエイション I (CG)	2	
		デジタルクリエイション II (メディア)	2	
		ビジネスプランニング論	2	
		ビジネスプランニング演習	2	
		地域デザイン論	2	
		地域デザイン実習	2	
	デザイン	デザイン基礎	2	
		デザイン文化演習	2	
		デザイン I (グラフィック)	2	
		デザイン II (メディア)	2	
		デザイン III (プロダクト)	2	
		デザイン IV (ファッション)	2	
		色彩表現論	2	
		メディア表現論	2	

		服飾文化論	2	
	日本文化	日本文化実習	2	
		日本史概説	2	
		日本語表現学	2	
		日本語音声学	2	
		日本文学講読 I	2	
		日本文学講読 II	2	
		日本文学講読 III	2	
		日本文学講読 IV	2	
		古典文芸論	2	
		歴史資料論	2	
		古典資料論	2	
		近代文学資料論	2	
	小計 (32 科目)	2	60	
	実践的統合教育科目	DX による地域課題解決 (PBL) I	2	
		DX による地域課題解決 (PBL) II	2	
		専門演習 I	2	
		専門演習 II	2	
		卒業演習 I	2	
		卒業演習 II	2	
	小計 (6 科目)	12		

関連科目	写真概論	2	
	コミュニケーション論	2	
	社会調査法入門	2	
	観光まちづくり論	2	
	観光まちづくり演習	2	
	書道	2	
	現代日本語文法	2	
	日本語史	2	
	日本文学史Ⅰ	2	
	日本文学史Ⅱ	2	
	日本文学史Ⅲ	2	
	中国文学	2	
	中国文学史	2	
	博物館概論	2	
	社会言語学	2	
	専門インターンシップ	2	
小計 (16科目)	32		
合計 (114科目)	58163		

(3) 国際文化学部情報社会学科

授業科目	単位数			履修方法
	必修	選択	自由	
基Ⅰ群 生命・生活・人生	2			基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて124単位以上を修得すること。
ライフデザイン 就業体験・インターンシップ		2		

育を探究する科目群	キャリアデザイン	1	<p>1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から30単位以上を修得すること。 (1)Ⅰ群 生命・生活・人生を探究する科目から必修4単位を含め12単位以上修得すること。 (2)Ⅱ群 言語コミュニケーション科目から英語8単位修得すること。ただし、外国人留学生にあつては、英語に代えて「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」を修得すること。なお、「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」の履修は外国人留学生に限る。 (3)Ⅲ群 数理・データサイエンス科目6単位は必修とする。 (4)Ⅳ群 実践的統合教育科目4単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて94単位以上を修得すること。 (1)専門基礎科目(DX推進)から必修10単位を含め14単位以上修得すること。 (2)学部基幹科目14単位は必修とする。 (3)学科基礎科目から必修8単位を含め16単位以上修得すること。 (4)展開科目から30単位以上修得すること。 (5)実践的統合教育科目12単位は必修とする。 (6)関連科目から8単位以上修得すること。</p> <p>3 免許・資格等 高等学校教諭一種免許状(情報)を受ける</p>
	日本国憲法	2	
	科学と社会	2	
	こころの科学	2	
	生命と倫理	2	
	地域共生論	2	
	地域環境論	2	
	社会生活論	2	
	生涯学習論	2	
	知的財産入門	1	
	健康スポーツ理論	2	
	スポーツ実技Ⅰ	1	
	スポーツ実技Ⅱ	1	
	日本の芸術と文化Ⅰ	1	
	日本の芸術と文化Ⅱ	1	
	山口の芸術と文化	1	
国際交流Ⅰ	2		
国際交流Ⅱ	2		
海外語学・文化演習	2		
Ⅱ群 言語コミュニケーション科目	英語Ⅰ	2	
	英語Ⅱ	2	
	英語Ⅲ	2	
	英語Ⅳ	2	
	日本語Ⅰ	4	
日本語Ⅰ	4		
Ⅲ群 数理・データサイエンス科	データ科学と社会Ⅰ	1	
	データ科学と社会Ⅱ	1	

目	データサイエンス概論	2	資格を希望する者は、必要な授業科目について所定の単位を修得すること。
	データサイエンス演習	2	
	IV群 実践的統合教育科目	2	
	やまぐち未来デザインプロジェクト I	2	
	やまぐち未来デザインプロジェクト II	2	
小計 (33 科目)		14	47
専門教育科目群	データ科学のための数学入門	2	
	データ科学のための基礎数学	2	
	DX 概論	2	
	統計学概論	2	
	人工知能概論	2	
	プログラミング思考 I	2	
	プログラミング思考 II	2	
	AI 活用演習	2	
	経営情報マネジメント概論 (実習を含む)	2	
	マルチメディア概論 (実習を含む)	2	
小計 (10 科目)		10	10
学部基幹科目	国際関係論	2	
	日本文化論	2	
	地域文化論	2	

	デザイン文化論	2	
	デザイン思考論	2	
	コミュニティデザイン論	2	
	地域学	2	
小計 (7 科目)		14	
学科基礎科目	情報社会演習	2	
	ウェルビーイング概論	2	
	科学技術社会論	2	
	情報倫理	2	
	情報社会 I (政治)	2	
	情報社会 II (宗教)	2	
	情報社会 III (空間形成)	2	
	情報社会 IV (環境)	2	
	情報社会 V (経済)	2	
	情報社会 VI (地域資源)	2	
	ヒューマンリソース文化論	2	
小計 (11 科目)		8	14
展開科目	つなげる領域	サステナビリティ学概論	2
		情報科学概論 (実習を含む)	2
		技術と倫理	2
		Introduction to	2

	Buddhism		
	Politics of Japan	2	
	Japanese Economy and Globalization	2	
	グローバルスタンダードと政治	2	
	計量経済学	2	
	ビジネスプランニング論	2	
	小計 (9科目)	18	
かかわる領域	情報と組織	2	
	企業経営論	2	
	地方財政論	2	
	リスクマネジメント	2	
	コミュニティデザイン演習	2	
	観光まちづくり論	2	
	観光まちづくり演習	2	
小計 (7科目)	14		
つくる領域	デジタル技術のための数学	2	
	情報通信ネットワーク概論 (実習を含む)	2	
	ネットワーク分析論	2	
	サーバ構築演習	2	
	仮想化技術	2	
	ネットワーク構築	2	

	演習		
	AI 構築演習	2	
	教育コンテンツ制作 (実習を含む)	2	
	画像情報処理 (実習を含む)	2	
	自然言語処理システム (実習を含む)	2	
	GIS 学演習	2	
	小計 (11科目)	22	
実践的統合教育科目	DX による地域課題解決 (PBL) I	2	
	DX による地域課題解決 (PBL) II	2	
	専門演習 I	2	
	専門演習 II	2	
	卒業演習 I	2	
	卒業演習 II	2	
	小計 (6科目)	12	
関連科目	情報と職業	2	
	コミュニケーション論	2	
	図書館概論	2	
	日本語学概論	2	
	社会調査法入門	2	
	地域デザイン論	2	
	専門インターンシップ	2	
小計 (7科目)	14		
合計 (101科目)	58	139	

(4) 社会福祉学部社会福祉学科

授業科目		単位数		履修方法
		必修	自由	
基盤教育科目群	ライフデザイン	2		<p>基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。</p> <p>1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。</p> <p>(1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 2 単位を含め 10 単位以上を修得すること。 (2) II 群 言語コミュニケーション科目から英語 8 単位修得すること。ただし、外国人留学生にあっては、英語に代えて「日本語 I」「日本語 II」を修得すること。なお、「日本語 I」「日本語 II」の履修は外国人留学生に限る。 (3) III 群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。 (4) IV 群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。 (1) 専門基礎科目から 18 単位以上修得すること。 (2) 基幹科目 14 単位は必修とする。 (3) 展開科目 I から 14 単位以上修得すること。 (4) 展開科目 II から 16 単位以上修得すること。 (5) 実践的統合教育科目 I から必修 4 単位を含め 4 単位以上を修得すること。 (6) 実践的統合教育科目 II から必修 9 単位を含め 9 単位以上修得すること。</p>
	就業体験・インターンシップ	2		
	キャリアデザイン	2		
	日本国憲法	2		
	科学と社会	2		
	こころの科学	2		
	生命と倫理	2		
	地域共生論	2		
	I 群 地域環境論	2		
	生命・生活・人生を探究する科目	2		
	社会生活論	2		
	生涯学習論	2		
	知的財産入門	1		
	健康スポーツ理論	2		
	スポーツ実技 I	1		
	スポーツ実技 II	1		
日本の芸術と文化 I	1			
日本の芸術と文化 II	1			
山口の芸術と文化	1			
国際交流 I	2			

	国際交流 II	2		(7) 関連科目から 4 単位以上を修得すること。 (8) 実践的統合教育科目及び関連科目から必修 13 単位を含め 34 単位以上を修得すること。
	海外語学・文化演習	2		
II 群 言語コミュニケーション科目	英語 I	2		
	英語 II	2		
	英語 III	2		
	英語 IV	2		
	日本語 I	4		
	日本語 II	4		
III 群 数理・データサイエンス科目	データ科学と社会 I	1		
	データ科学と社会 II	1		
	データサイエンス概論	2		
	データサイエンス演習	2		
	小計 (33 科目)	12	49	
IV 群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクト I	2		
	やまぐち未来デザインプロジェクト II	2		
	小計 (33 科目)	12	49	
	専門教育科目群 専門基礎科目	医学一般	2	
		精神医学 I	2	
		精神医学 II	2	
精神保健 I		2		
精神保健 II		2		
心理学と心理的支援		2		
	臨床心理学	2		

	カウンセリング	2	
	発達心理学 I	2	
	発達心理学 II	2	
	社会学原論	2	
	社会福祉の法と制度	2	
	社会学と社会システム	2	
	社会福祉調査	2	
	社会保障論 I	2	
	社会保障論 II	2	
	福祉統計	2	
	小計 (17 科目)	34	
基幹科目	福祉文化論	2	
	人間論	2	
	社会福祉原論 I	2	
	社会福祉原論 II	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	2	
	共生社会とボランティア	2	
	小計 (7 科目)	14	
展 開	展 開	ソーシャルワークの理論と	2

科目	科目 I	方法 I		
		ソーシャルワークの理論と方法 II	2	
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) I	2	
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) II	2	
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) A	2	
		ソーシャルワークの理論と方法 (専門) B	2	
		精神保健福祉の原理 I	2	
		精神保健福祉の原理 II	2	
		公的扶助論	2	
		社会福祉運営管理論	2	
		権利擁護と成年後見	2	
	小計 (11 科目)	22		
展 開 科		地域福祉と包括的支援体制 I	2	

	目	II 地域福祉と包 括的支援体制 II	2	
		ファミリーソ ーシャルワー ク論	2	
		児童・家庭福 祉論	2	
		高齢者福祉論	2	
		障害福祉論	2	
		司法福祉論	2	
		医療福祉論	2	
		介護福祉論	2	
		子ども家庭支 援論	2	
		地域社会論	2	
		精神障害リハ ビリテーショ ン論	2	
		精神保健福祉 制度論	2	
		小計 (13 科目)	26	
実 践 的 統 合 教 育 科 目	実 践 的 統 合 科 目 I	ソーシャルワ ーク演習 I	2	
		ソーシャルワ ーク演習 II	2	
		ソーシャルワ ーク演習 III	4	
		ソーシャルワ ーク演習 IV	2	
		ソーシャルワ ーク実習 I	2	
		ソーシャルワ ーク	6	

		ーク実習 II					
		ソーシャルワ ーク実習指導 I			1		
		ソーシャルワ ーク実習指導 II			1		
		ソーシャルワ ーク実習指導 III			1		
		ヒューマンケ アチームアプ ローチ演習			2		
		ソーシャルワ ーク演習 A			4		
		ソーシャルワ ーク演習 B			2		
		精神保健福祉 総合演習			2		
		ソーシャルワ ーク実習 A			3		
		ソーシャルワ ーク実習 B			2		
		ソーシャルワ ーク実習指導 A			2		
		ソーシャルワ ーク実習指導 B			1		
		地域社会演習			2		
		小計 (18 科目)			4	37	
		実 践			社会福祉入門	1	
					専門演習 I	2	

統 合 教 育 科 目 II	専門演習Ⅱ	2	2	8	
	専門演習Ⅲ	2			
	専門演習Ⅳ	2			
	社会福祉研究Ⅰ	2			
	社会福祉研究Ⅱ	2			
	社会福祉研究Ⅲ	2			
	社会福祉研究Ⅳ	2			
	小計 (9科目)	9			8
	関 連 科 目	福祉社会学			2
健康福祉論		2			
国際福祉論		2			
介護技術		2			
老年社会学		2			
哲学的対話		2			
障害とコミュニケーション		2			
視覚障害児・聴覚障害児の理解と支援		2			
障害児教育総論		2			
知的障害児の理解と支援		1			
肢体不自由児の理解と支援		1			
知的障害児の心理		2			
病弱児の心理		2			

障 害 児 教 育 支 援 法	知的障害児の生理・病理	1	2		
	肢体不自由児の生理・病理	1			
	病弱児の生理・病理	2			
	障害児・者とセラピューティックレクリエーション	2			
	病弱教育	2			
	発達障害論	2			
	発達障害支援論	1			
	障害児教育福祉論	2			
	特別支援教育実習	2			
	特別支援教育実習事前事後指導	1			
	小計 (24科目)	29		13	
	合計 (132科目)	39		19	21

(5) 看護栄養学部看護学科

授業科目			単位数			履修方法
			必修	選択	自由	
基盤教育科目群	I群 生命・生活・人生を探究する科目	ライフデザイン	2			基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて124単位以上を修得すること。
		就業体験・インターンシップ		2		

	ブ キャリアデザイン 日本国憲法 科学と社会 こころの科学 生命と倫理 地域共生論 地域環境論 社会生活論 生涯学習論 知的財産入門 健康スポーツ 理論 スポーツ実技 I スポーツ実技 II 日本の芸術と 文化 I 日本の芸術と 文化 II 山口の芸術と 文化 国際交流 I 国際交流 II 海外語学・文 化演習	1 2 2 2 2 2 2 2 2 1 2 1 1 1 1 1 2 2 2	1 2 2 2 2 2 2 1 2 1 1 1 1 1 2 2 2	<p>1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。</p> <p>(1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必修 4 単位を含め 10 単位以上を修得すること。</p> <p>(2) II 群 言語コミュニケーション科目 8 単位は必修とする。</p> <p>(3) III 群 数理・データサイエンス科目 6 単位は必修とする。</p> <p>(4) IV 群 実践的統合教育科目 4 単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 96 単位以上を修得すること。</p> <p>(1) 専門基礎科目 22 単位は必修とする。</p> <p>(2) 基幹科目 17 単位は必修とする。</p> <p>(3) 展開科目 42 単位は必修とする。</p> <p>(4) 実践的統合教育科目 11 単位は必修とする。</p> <p>(5) 関連科目から 4 単位以上を修得すること。</p> <p>3 免許・資格等 養護教諭一種免許状を受ける資格又は保健師国家試験の受験資格取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p>
II 群 言語コ ミュニケーシ ョン科目	英語 I 英語 II 英語 III 英語 IV	2 2 2 2		

	III 群 数理・ データサイエ ンス科目	データ科学と 社会 I データ科学と 社会 II データサイエ ンス概論 データサイエ ンス演習	1 1 2 2		
	IV 群 実践的 統合教育科目	やまぐち未来 デザインプロ ジェクト I やまぐち未来 デザインプロ ジェクト II	2 2		
	小計 (31 科目)		22	31	
専門 教育 科目 群	専門基礎科目	人体構造機能 学 I 人体構造機能 学 II 健康体力科学 生化学 基礎栄養学 臨床栄養学 病理学 微生物学 薬理学 臨床病態学 I 臨床病態学 II 臨床病態学 III 精神保健学 人間発達学 社会福祉学	1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1		

	公衆衛生学	2		
	保健医療福祉システム論	2		
	小計 (17 科目)	22		
基幹科目	対人援助技術論 I	1		
	対人援助技術論 II	1		
	看護学原論 I	1		
	看護学原論 II	1		
	看護技術論	2		
	医療と安全	1		
	アセスメント技術	1		
	看護過程	1		
	基礎看護技術 I	2		
	基礎看護技術 II	1		
	看護倫理	1		
	基礎看護学実習 I	1		
	基礎看護学実習 II	1		
	基礎看護学実習 III	2		
小計 (14 科目)	17			
展開科目	成人看護学 I	2		
	成人看護学 II (慢性期)	1		

	成人看護学 III (急性期)	1		
	老年看護学 I	2		
	老年看護学 II	1		
	小児看護学 I	2		
	小児看護学 II	1		
	母性看護学 I	2		
	母性看護学 II	1		
	精神看護学 I	1		
	精神看護学 II	2		
	公衆衛生看護学 I	2		
	公衆衛生看護学 II	2		
	地域・在宅看護論 I	2		
	地域・在宅看護論 II	1		
	臨床看護技術 I	1		
	臨床看護技術 II	1		
	健康教育・保健指導技術	1		
	成人・老年看護学実習 I (慢性期)	3		
	成人・老年看護学実習 II (急性期)	3		
	高齢者支援・連携実習	2		

	小児看護学実習	2		
	母性看護学実習	2		
	精神看護学実習	2		
	地域・在宅看護論実習	2		
	小計 (25 科目)	42		
実践的統合教育科目	看護マネジメント論 I	1		
	看護研究入門	1		
	看護研究 I	1		
	看護研究 II	1		
	ヒューマンケアアプローチ論	1		
	ヒューマンケアチームアプローチ演習	2		
	看護の統合 I (災害・国際看護論)	1		
	看護学実践実習	2		
	テーマ別実習	1		
	小計 (9 科目)	11		
関連科目	疫学		2	
	看護の探求 I (高度専門看護)		1	

	看護の探求 II (臨床判断)	1		
	学校保健	2		
	養護概説 I	1		
	養護概説 II	1		
	高齢者ケア論	1		
	看護の統合 II (現代社会の健康課題)	1		
	地域ケア論	1		
	看護マネジメント論 II	1		
	小計 (10 科目)	12		
補習科目	看護総合演習 I		2	
	看護総合演習 II		1	
	小計 (2 科目)		3	
合計 (108 科目)		114	43	3

(6) 看護栄養学部栄養学科

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択自由	
基盤教育科目群	2		基盤教育科目群及び専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて 124 単位以上を修得すること。
I 群 生命・生活・人生を探究する科目		2	1 基盤教育科目群 基盤教育科目群から 28 単位以上を修得すること。
		1	(1) I 群 生命・生活・人生を探究する科目から必
		2	

	科学と社会	2	<p>修2単位を含め10単位以上を修得すること。</p> <p>(2) II群 言語コミュニケーション科目8単位は必修とする。</p> <p>(3) III群 数理・データサイエンス科目6単位は必修とする。</p> <p>(4) IV群 実践的統合教育科目4単位は必修とする。</p> <p>2 専門教育科目群 専門教育科目群の必修科目と選択科目から、あわせて96単位以上を修得すること。</p> <p>(1) 専門基礎科目22単位は必修とする。</p> <p>(2) 基幹科目27単位は必修とする。</p> <p>(3) 展開科目32単位は必修とする。</p> <p>(4) 実践的統合教育科目から必修12単位を含め15単位以上修得すること。なお、「公衆栄養学臨地実習」「臨床栄養学臨地実習」から2単位以上を修得し、「臨床栄養実践実習」「食環境マネジメント実践実習」「食育実践実習」から1単位修得すること。</p> <p>3 免許・資格等 高等学校教諭一種免許状(家庭)若しくは栄養教諭一種免許状を受ける資格又は司書教諭の資格の取得を希望する者は、それぞれ必要な授業科目について所定の単位を修得すること。</p>
	こころの科学	2	
	生命と倫理	2	
	地域共生論	2	
	地域環境論	2	
	社会生活論	2	
	生涯学習論	2	
	知的財産入門	1	
	健康スポーツ理論	2	
	スポーツ実技I	1	
	スポーツ実技II	1	
	日本の芸術と文化I	1	
	日本の芸術と文化II	1	
	山口の芸術と文化	1	
	国際交流I	2	
	国際交流II	2	
	海外語学・文化演習	2	
II群	英語I	2	
	言語コミュニケーション	2	
	英語II	2	
	英語III	2	
	英語IV	2	
III群	データ科学	1	
	数理・データ科学I		

データサイエンス科目	データ科学	1		
	と社会II			
IV群 実践的統合教育科目	データサイエンス概論	2		
	データサイエンス演習	2		
IV群 実践的統合教育科目	やまぐち未来デザインプロジェクトI	2		
	やまぐち未来デザインプロジェクトII	2		
小計(31科目)		20	33	
専門教育科目群	管理栄養士基礎演習	1		
	公衆衛生学(栄養)	2		
	健康管理学	2		
	公衆衛生学実習	1		
	人体の構造と機能I	2		
	人体の構造と機能II	2		
	人体の構造と機能実験	1		
	生化学I	2		
	生化学II	2		
	生化学実験	1		
	食品科学	2		
食品科学実	1			

	験			
	調理学	2		
	調理学実習	1		
	小計 (14 科目)	22		
基幹科目	食事設計論	2		
	食事設計論 実習	1		
	基礎病態学	2		
	基礎病態学 実験	1		
	臨床医学入門	2		
	臨床病態学	2		
	食品機能学	2		
	食品機能学 実験	1		
	食品衛生学	2		
	食品衛生学 実験	1		
	基礎栄養学 I	2		
	基礎栄養学 II	2		
	基礎栄養学 実験	1		
	応用栄養学	2		
保健医療福祉論	2			
栄養教育論	2			
	小計 (16 科目)	27		
展開科目	ライフステージ栄養学	2		

	I			
	ライフステージ栄養学	2		
	II			
	栄養アセスメント実習	1		
	給食経営管理理論 I	2		
	給食経営管理実習 I	1		
	給食経営管理理論 II	2		
	給食経営管理実習 II	1		
	栄養カウンセリング論	2		
	栄養教育論 演習	2		
	栄養教育論 実習	1		
	公衆栄養学 I	2		
	公衆栄養学 II	2		
	公衆栄養学 実習	1		
	臨床医学入門実習	1		
	臨床栄養学 I	2		
	臨床栄養学 実習 I	1		
	臨床栄養学	2		

	Ⅱ			
	臨床栄養学 実習Ⅱ	1		
	栄養ケアマ ネジメント 論	2		
	栄養ケアマ ネジメント 演習	2		
	小計 (20 科目)	32		
実践的統 合教育科 目	公衆栄養学 臨地実習	2		
	臨床栄養学 臨地実習	2		
	給食経営管 理臨地実習 (給食の運 営を含む)	2		
	栄養管理総 合演習Ⅰ	1		
	栄養管理総 合演習Ⅱ	1		
	ヒューマン ケアチーム アプローチ 演習	2		
	専門研究入 門	2		
	専門研究Ⅰ	2		
	専門研究Ⅱ	2		
	臨床栄養実 践実習	1		
食環境マネ	1			

	ジメント実 践実習			
	食育実践実 習		1	
	小計 (12 科目)	12	7	
関連科目	基礎化学			2
	分析化学			2
	食品加工学			2
	臨床治療学			2
	ヒューマン ケアアプロ ーチ論			1
	地域ケア論			1
	高齢者ケア 論			1
	被服造形論 及び実習			3
	居住環境論			2
	保育学			2
	家族と生活			2
	学校栄養教 育論Ⅰ			2
学校栄養教 育論Ⅱ			2	
小計 (13 科目)				24
補習科目	管理栄養士 総合演習Ⅰ			2
	管理栄養士 総合演習Ⅱ			2
	栄養調理関 連法規			1
小計 (3 科目)				5

合計 (109 科目)	113	40	29
-------------	-----	----	----

2 教職に関する専門科目

教育職員免許法第 5 条別表に定める科目区分等		別表第 1			別表第 2	別表第 2 の 2	
免許種		中学校教諭一種	高等学校教諭一種	特別支援学校教諭一種	養護教諭一種	栄養教諭一種	
本学における最低所要単位数(教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める最低所要単位数)	教科及び教職に関する科目	英語	59 (59)	59 (59)	-	-	-
		国語	59 (59)	59 (59)	-	-	-
		情報		59 (59)			
		福祉	-	59 (59)	-	-	-
		家庭	-	70 (59)	-	-	-
	特別支援教育に関する科目	-	-	26 (26)	-	-	
	養護及び教職に関する科目	-	-	-	69 (56)	-	
	栄養に係る教育及び教職に関する科目	-	-	-	-	28 (22)	
	教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目	8 (8)	8 (8)	-	8 (8)	8 (8)	
	合計	英語 67 国語 67 情報 67 福祉 67 (67)	英語 67 国語 67 情報 67 福祉 67 家庭 78	26 (26)	77 (64)	36 (30)	

			(67)			
--	--	--	------	--	--	--

(1) 教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目

教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目区分	本学の授業科目	単位数 必修	履修方法等
日本国憲法	日本国憲法	2	中学校教諭一種免許状(英語、国語)、高等学校教諭一種免許状(英語、国語、情報、福祉、家庭)、養護教諭一種免許状又は栄養教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、8 単位以上を修得すること。 (1)日本国憲法から 2 単位を修得すること。 (2)体育から 2 単位以上を修得すること。 (3)外国語コミュニケーションから 2 単位以上を修得すること。 (4) 数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作から 2 単位を修得すること。
体育	健康スポーツ理論	2	
	スポーツ実技 I	1	
外国語コミュニケーション	スポーツ実技 II	1	
	英語 I	2	
	英語 II	2	
	英語 III	2	
	英語 IV	2	
数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作	アドバンス英語 I	4	
	アドバンス英語 II	4	
	データサイエンス演習	2	
合計 (11 科目)		4	20

(2) 教育の基礎的理解に関する科目等

①中学校教諭

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数 必修 選択 修択	履修方法等
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	1 中学校教諭一種免許状(英語、国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修27単位を修得すること。 (1)科目区分「教育実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、必修16単位以上を修得済であるとともに、教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「英語科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅱ」(英語の場合)「国語科教育法Ⅰ」「国語科教育法Ⅱ」(国語の場合)の単位を修得済であること。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	-	-	
	道徳、総合	道徳の理論及び道徳教育の指導	2	

的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な学習の時間の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2
	特別活動の指導法	教育の方法及び技術	2
	教育の方法及び技術	教育方法・教育課程論(情報通信技術の活用含む)(※「教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)」を含む。)	2
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	教育相談	2
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論	1
	教育実践に関する科目	教育実習	教育実習事前事後指導 教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ
	教職実践演習	教職実践演習(中・高)	2
合計(15科目)			27

②高等学校教諭

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分		大学の授業科目	単位数	履修方法等
			必修 選択 修	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	高等学校教諭一種免許状(英語、国語、情報、福祉、家庭)を受ける資格の取得を希望する者は、必修23単位を含め23単位以上を修得すること。なお、23単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数を含む。 (1) 科目区分「教育実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、必修14単位以上を修得済であるとともに、教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「英語科教育法Ⅰ」（英語の場合）「国語科教育法Ⅰ」（国語の場合）「情報科教育法Ⅰ」（情報の場合）「福祉科教育法Ⅰ」（福祉の場合）「家庭科教育法Ⅰ」（家庭の場合）の単位を修得済であること。
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	-	-	
	道徳、総合	総合的な探究の特別活動及び総	2	

的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	時間の指導法	合的な学習の時間の指導法			
	特別活動の指導法	教育方法及び技術	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む） （※「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。）	2	
教育実践に関する科目	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む） （※「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。）		2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論		1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談		2	
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	進路指導論		1	
	教育実習	教育実習	教育実習事前事後指導		1
			教育実習Ⅰ 教育実習Ⅱ		2
教職実践演習	教職実践演習（中・高）			2	
合計（14科目）			23	2	

③養護教諭

教育職員免許法施行規則第9	大学の授業科目	単位	履修方法等
---------------	---------	----	-------

条に定める科目区分			数	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	2	<p>養護教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を修得すること。</p> <p>なお、21 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。</p> <p>(1) 科目区分「養護実習」「教職実践演習」に含まれる授業科目を履修するには、12 単位以上を修得済であるとともに、養護に関する科目のうち、「学校保健」「養護概説Ⅰ」「養護概説Ⅱ」の単位を修得済であること。</p>
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	教職論	2	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	教育社会学	2	
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	教育心理学	2	
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	特別支援教育	2	
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	-	-	
	道徳、総合的な学習の時間等の内	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間	2	

内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	時間並びに特別活動に関する内容	指導法		
教育実践に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育方法・教育課程論（情報通信技術の活用含む）（※「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む。）	2	
	生徒指導の理論及び方法	生徒指導論	1	
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	教育相談	2	
教育実践に関する科目	養護実習	養護実習事前事後指導 養護実習	1 4	
	教職実践演習	教職実践演習（養護教諭）	2	
合計（13 科目）			26	

④ 栄養教諭

教育職員免許法施行規則第 10 条に定める科目区分	大学の授業科目	単位数	必修	選択	履修方法等
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2	2		1 栄養教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修 24 単位を修得すること。

	教職の意義及び 教員の役割・職 務内容（チーム 学校運営への対 応を含む。）	教職論	2			と。 (1) 科目区分「栄養教育実 習」「教職実践演習」に含ま れる授業科目を履修するに は、12単位以上を修得済であ るとともに、栄養に係る教育 に関する科目のうち、「学校 栄養教育論Ⅰ」の単位を修得 済であること。
	教育に関する社 会的、制度的又 は経営的事項 （学校と地域と の連携及び学校 安全への対応を 含む。）	教育社会学	2			
	幼児、児童及び 生徒の心身の発 達及び学習の過 程	教育心理学	2			
	特別の支援を必 要とする幼児、 児童及び生徒に 対する理解	特別支援教育	2			
	教育課程の意義 及び編成の方法 （カリキュラ ム・マネジメン トを含む。）	-	-	-	-	
道徳、総合 的な学習の 時間等の内 容及び生徒 指導、教育 相談等に関 する科目	道徳、総合的な 学習の時間及び 総合的な探究の 時間並びに特別 活動に関する内 容	道徳教育の指導法 特別活動及び総合 的な学習の時間の 指導法	2 2			
	教育の方法及び 技術（情報機器 及び教材の活用	教育方法・教育課 程論（情報通信技 術の活用含む）	2			

	を含む。）	（※「教育課程の 意義及び編成の方 法（カリキュラ ム・マネジメント を含む。）」を含 む。）			
	生徒指導の理論 及び方法	生徒指導論	1		
	教育相談（カウ ンセリングに関 する基礎的な知 識を含む。）の 理論及び方法	教育相談	2		
教育実践に 関する科目	栄養教育実習	栄養教育実習事前 事後指導 栄養教育実習	1 1		
	教職実践演習	教職実践演習（栄 養教諭）	2		
	合計（13科目）		23		

(3) 教科及び教科の指導法に関する科目

①中学校教諭一種（英語）

教育職員免許法施行 規則第4条に定める 科目区分			本学の授業科目	単位 数	履修方法等
				必 選 修 択	
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	教科に 関する 専門的 事項	英語	英語学概論Ⅰ	2	中学校教諭一種免許状(英語)を受け る資格の取得を希望する者は、必修 30単位を含め30単位以上を修得す ること。なお、28単位を超えて修得 した単位数は、「大学が独自に設定 する科目」の所要単位数に含む。
		英語	英語学概論Ⅱ	2	
		英語	英語史	2	
		英語	英語音声学	2	
	英語	英米文学	2		
	英語	英米文学史	2		
	英語	イギリス文学講読Ⅰ	2		
	英語	イギリス文学講読Ⅱ	2		

		アメリカ文学講読 I	2	
		アメリカ文学講読 II	2	
	英語 コミ ユニ ケー シヨ ン	アカデミック英語 I	4	
		アカデミック英語 II	4	
		アカデミック英語 III	4	
		アカデミック英語 IV	4	
		ディベート	2	
	異文 化理 解	Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	2	
		欧米社会・文化論	2	
	各教科の指導 法（情報通信 技術の活用を 含む。）	異文化交流論	2	
		英語科教育法 I	2	
		英語科教育法 II	2	
		英語科教育法 III	2	
		英語科教育法 IV	2	
合計（22 科目）			30	22

②中学校教諭一種（国語）

教育職員免許法施行規則第 4 条 に定める科目区分			本学 の授 業科 目	単位 数 必 選 修 択	履修方法等
教科及 び教科 の指導 法に関 する科 目	教科 に関 する 専門 的事 項	国語学（音声言 語及び文章表現 に関するものを 含む。）	日本語学 概論 日本語表 現学 日本語音 声学	2 2 2	

		日本語史 現代 日本語文 法	2	
	国文学（国文学 史を含む。）	日本文学 史 I	2	
		日本文学 史 II	2	
		日本文学 史 III	2	
		日本文学 概論	2	
		日本文学 講読 I	2	
		日本文学 講読 II	2	
		日本文学 講読 III	2	
		日本文学 講読 IV	2	

		古典資料論	2	
		近代文学資料論	2	
		古典文芸論	2	
	漢文学	中国文学	2	
		中国文学史	2	
	書道（書写を中心とする。）	書道	2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	国語科教育法 I	2	
		国語科教育法 II	2	
		国語科教育法 III	2	
		国語科教育法 IV	2	
合計(23 科目)			26	20

③高等学校教諭一種（英語）

教育職員免許法施行規則第 5 条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英語学概論 I	2		高等学校教諭一種免許状(英語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。なお、24 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数を含む。
		英語学概論 II	2		
		英語史	2		
		英語音声学	2		
	英米文学	英米文学	2		
		英米文学史	2		
		英語文学			
	教科に関する専門的事項	イギリス文学講読 I	2		
		イギリス文学講読 II	2		
		アメリカ文学講読 I	2		
		アメリカ文学講読 II	2		
	英語コミュニケーション	アカデミック英語 I	4		
		アカデミック英語 II	4		
アカデミック英語 III		4			
アカデミック英語 IV		4			
異文化理解	ディベート	2			
	Critical Perspectives on Contemporary Japanese Society	2			
異文化理解	欧米社会・文化論	2			
	異文化交流論	2			
各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	英語科教育法 I	2			
	英語科教育法 II	2			
合計 (20 科目)			26	22	

④高等学校教諭一種（国語）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分			本学の授業科目	単位数 必修 選択	履修方法等
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	日本語学概論	2	高等学校教諭一種免許状(国語)を受ける資格の取得を希望する者は、必修20単位を含め24単位以上を修得すること。なお、24単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			日本語表現学	2	
			日本語音声学	2	
			日本語史	2	
			現代日本語文法	2	
			日本文学史Ⅰ	2	
			日本文学史Ⅱ	2	
	国文学（国文学史を含む。）	日本文学史Ⅲ	2		
		日本語学概論	2		
		日本語学	2		
		日本文学史Ⅲ	2		
		日本文学概論	2		
		日本文学	2		
		日本語学	2		

		漢文学	文学講読Ⅰ	2			
			日本文学講読Ⅱ	2			
			日本文学講読Ⅲ	2			
			日本文学講読Ⅳ	2			
			古典資料論	2			
			近代文学資料論	2			
			古典文芸論	2			
		中国文学	中国文学	2			
			中国文学史	2			
			中国文学史	2			
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）				国語科教育法Ⅰ	2

		国語 科教育法 II	2	
合計 (20 科目)			20	20

⑤高等学校教諭一種 (情報)

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	情報社会 (職業に関する内容を含む。)・情報倫理	情報倫理	2		高等学校教諭一種免許状(情報)を受ける資格の取得を希望する者は、必修16単位を含め24単位以上を修得すること。なお、24単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数を含む。
		情報と職業	2		
	コンピュータ・情報処理	情報科学概論 (実習を含む)	2		
		プログラミング思考I	2		
		プログラミング思考II	2		
		教育コンテンツ制作 (実習を含む)	2		
		デジタル技術のための数学	2		
	情報システム	経営情報マネジメ	2		

		ント概論 (実習を含む) 自然言語処理システム (実習を含む)	2	
情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク	情報通信ネットワーク概論 (実習を含む)	2	
		ネットワーク分析論	2	
マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア表現・マルチメディア技術	マルチメディア概論 (実習を含む)	2	
		GIS学演習 画像情報処理 (実習を含む)	2	
教科及び教科の指導法に関する科目における複数の事項を合わせた内容に係る科目		-	-	-
各教科の指導法 (情報通信技術の活用を含む。)	情報科教育法 I 情報科教育法 II	情報科教育法 I	2	
		情報科教育法 II	2	

合計 (16 科目)	16	16
------------	----	----

⑥高等学校教諭一種 (福祉)

教育職員免許法施行規則第 5 条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数	履修方法等	
			必修 選択		
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	社会福祉学 (職業指導を含む。)	社会福祉原論 I	2	高等学校教諭一種免許状(福祉)を受ける資格の取得を希望する者は、必修 34 単位を含め 34 単位以上を修得すること。なお、24 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数に含む。
			社会福祉原論 II	2	
			福祉文化論	2	
			地域福祉と包括的支援体制 I	2	
			地域福祉と包括的支援体制 II	2	
			社会保障論 I	2	
			社会保障論 II	2	
			高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉	高齢者福祉論	
		児童・家庭福祉論		2	
		障害福祉論		2	
		社会福祉援助技術	ソーシャルワークの基盤と	2	

		専門職 ソーシャルワークの基盤と 専門職(専門)	2	
		ソーシャルワークの理論と 方法 I	2	
		ソーシャルワークの理論と 方法 II	2	
		ソーシャルワークの理論と 方法(専門) I	2	
		ソーシャルワークの理論と 方法(専門) II	2	
	介護理論・介護技術	介護技術	2	
	社会福祉総合実習 (社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。)	ソーシャルワーク演習 I	2	
		ソーシャルワーク演習 II	2	
		ソーシャルワーク	4	

		演習Ⅲ		2	
		ソーシャルワーク演習Ⅳ		2	
		ソーシャルワーク実習Ⅰ		6	
		ソーシャルワーク実習Ⅱ		1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1	
		ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		2	
	人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解	医学一般		2	
	加齢に関する理解・障害に関する理解	介護福祉論		2	
	各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）	福祉科教育法Ⅰ		2	
		福祉科教育法Ⅱ		2	
合計（30科目）				34	29

⑦高等学校教諭一種（家庭）

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分		本学の授業科目	単位数		履修方法等
			必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する専門的科目	教科に関する専門的事項	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	社会生活論	2	高等学校教諭一種免許状(家庭)を受ける資格の取得を希望する者は、必修47単位を修得すること。なお、24単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数を含む。
			家族と生活	2	
		被服学（被服実習を含む。）	被服造形論及び実習	3	
			基礎栄養学Ⅰ	2	
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	応用栄養学	2	
			栄養教育論	2	
			栄養教育論実習	1	
			ライフステージ栄養学Ⅰ	2	
			ライフステージ栄養学Ⅱ	2	
			臨床栄養学Ⅰ	2	
臨床栄養学Ⅱ	2				

		食品機能学	2	
		食品機能学実験	1	
		食品科学	2	
		食品科学実験	1	
		食品衛生学	2	
		食品衛生学実験	1	
		調理学	2	
		調理学実習	1	
		食事設計論	2	
		食事設計論実習	1	
		公衆衛生学(栄養)	2	
	住居学	居住環境論	2	
	保育学	保育学	2	
	各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)	家庭科教育法I	2	
		家庭科	2	

		教育法II	
合計(26科目)		47	

(4) 大学が独自に設定する科目

① 中学校教諭一種

教育職員免許法施行規則第4条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	-	-	-	最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて4単位以上を修得

② 高等学校教諭一種(英語、国語、福祉、家庭)

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法	2		「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得
合計(1科目)		2		

③ 高等学校教諭一種(情報)

教育職員免許法施行規則第5条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	

大学が独自に設定する科目	道徳教育の指導法	2	「大学が独自に設定する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて12単位以上を修得
	情報社会Ⅰ（政治）	2	
	情報社会Ⅱ（宗教）	2	
	情報社会Ⅲ（空間形成）	2	
	情報社会Ⅳ（環境）	2	
	情報社会Ⅴ（経済）	2	
	情報社会Ⅵ（地域資源）	2	
合計（7科目）		14	

④養護教諭一種

教育職員免許法施行規則第9条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数	必修	選択	履修方法等
------------------------	---------	-----	----	----	-------

大学が独自に設定する科目	進路指導論	1	最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて7単位以上を修得
合計（1科目）		1	

(5) 特別支援教育に関する科目

教育職員免許法施行規則第7条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数	履修方法等
		必修	
特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害児教育総論	2	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）を受ける資格の取得を希望する者は、必修26単位を含め26単位以上を修得すること。ただし、所定の基礎資格が必要。
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害児の理解と支援	1
		肢体不自由児の理解と支援	1
		知的障害児の心理	2
		病弱児の心理	2
		知的障害児の生理・病理	1
		肢体不自由児の生理・病理	1
		病弱児の生理・病理	2
		障害児教育支援法	2
		障害児・者とセラピュ	2

	関する科目	一ティック レクリエー ション 病弱教育	2	
免許状に定め られることと なる特別支援 領域以外の領 域に関する科 目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	発達障害論 障害児教育 福祉論	2	2
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	発達障害支援論	1	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害 児・聴覚障 害児の理解 と支援	2	2
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援教育実習		2	
	特別支援教育実習事前事後指導		1	
合計 (17 科目)			26	2

(6) 養護に関する科目

教育職員免許法施行 規則第 9 条に定める 科目区分	本学の授業 科目	単位 数	履修方法等
		必 選	

			修 択	
養護に 関 する 科 目	衛生学・公衆 衛生学（予防 医学を含 む。）	公衆衛生学	2	養護教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修 42 単位を修得すること。なお、28 単位を超えて修得した単位数は、「大学が独自に設定する科目」の所要単位数を含む。
		保健医療福祉システム論	2	
		公衆衛生看護学 I	2	
		健康体力科学	1	
	学校保健	学校保健	2	
	養護概説	養護概説 I	1	
		養護概説 II	1	
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	対人援助技術論 I	1	
		健康教育・保健指導技術	1	
	栄養学（食品学を含む。）	基礎栄養学	1	
		臨床栄養学	1	
	解剖学・生理学	人体構造機能学 I	1	
		人体構造機能学 II	2	
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	病理学	1	
微生物学		1		
薬理学		1		
精神保健	精神保健学	1		
	人間発達学	1		
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	看護学原論 I	1		
	看護技術論	2		
	アセスメン	1		

	ト技術		
	看護過程	1	
	基礎看護技術 I	2	
	臨床看護技術 I	1	
	精神看護学 II	2	
	小児看護学 I	2	
	小児看護学 II	1	
	基礎看護学実習 I	1	
	成人・老年看護学実習 II (急性期)	3	
	小児看護学実習	2	
合計 (30 科目)		42	

(7) 栄養に係る教育に関する科目

教育職員免許法施行規則第 10 条に定める科目区分	本学の授業科目	単位数		履修方法等
		必修	選択	
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2		栄養教諭一種免許状を受ける資格の取得を希望する者は、必修 4 単位を修得すること。
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項	2		

	食に関する指導の方法論 II に関する事項		
合計 (2 科目)		4	

3 司書に関する専門科目

授業科目	単位数	必修 選択	履修方法
	図書館概論	2	
	図書館制度・経営論	2	
	図書館情報技術論	2	
	図書館サービス概論	2	
	情報サービス論	2	
	児童サービス論	2	
	情報サービス演習 I	2	
	情報サービス演習 II	2	
	図書館情報資源概論	2	
	情報資源組織論	2	
	情報資源組織演習 I	2	
	情報資源組織演習 II	2	
選	図書館サービ	1	

択	ス特論			
科	図書館情報資		1	
目	源特論			
	図書・図書館史		1	
	図書館実習		1	
計 (17 科目)		26	4	

4 司書教諭に関する専門科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
司書学校経営と学校図書館	2		司書教諭の資格の取得を希望する者は、必修 10 単位のほか所定の教職に関する専門科目の必要単位を修得すること。
教諭学校図書館メディアの構成	2		
専門科目 学習指導と学校図書館	2		
読書と豊かな人間性	2		
情報メディアの活用	2		
計 (5 科目)		10	

5 学芸員に関する専門科目

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
学生涯学習論	2		学芸員の資格の取得を希望する者は、必修 19 単位を修得すること。
芸博物館概論	2		
員博物館経営論	2		
専博物館資料論	2		

門	博物館資料保存論	2	
科	博物館展示論	2	
目	博物館教育論	2	
	博物館情報・メディア論	2	
	博物館学内実習 I	1	
	博物館学内実習 II	1	
	博物館実習	1	
計 (11 科目)		19	

6 登録日本語教員養成課程に関する専門科目

(1) 国際文化学部国際文化学科

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
社会・文化・地域に関わる科目	異文化交流論	2	日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。
	国際関係論	2	
	日本文化論	2	
	多文化社会と言語政策	2	
言語と社会に関わる科目	社会言語学	2	
	多言語文化論	2	
言語と心理に関わる科目	第二言語習得論	2	
	異文化コミュニケーション論	2	
言語と教育に関わる科目	日本語教育入門	2	
	日本語教授法	2	
	日本語教材・教具論	2	
	日本語教育実習	2	
	日本語教育実践演習	2	

	日本語教育評価法	2	
言語に関わる科目	現代日本語文法	2	
	日本語学概論	2	
	日本語音声学	2	
	言語学概論	2	
	コミュニケーション論	2	
合計 (19 科目)	26	12	

(2) 国際文化学部文化創造学科

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
社会・文化・地域に関わる科目	異文化交流論	2	日本語教員試験受験資格の取得を希望する者は、必修 26 単位を含め 26 単位以上を修得すること。
	国際関係論	2	
	日本文化論	2	
	多文化社会と言語政策	2	
言語と社会に関わる科目	社会言語学	2	
	多言語文化論	2	
言語と心理に関わる科目	第二言語習得論	2	
	異文化コミュニケーション論	2	
言語と教育に関わる科目	日本語教育入門	2	
	日本語教授法	2	
	日本語教材・教具論	2	
	日本語教育実習	2	

	日本語教育実践演習	2	
	日本語教育評価法	2	
言語に関わる科目	現代日本語文法	2	
	日本語学概論	2	
	日本語音声学	2	
	言語学概論	2	
	コミュニケーション論	2	
合計 (19 科目)	26	12	

7 社会福祉士養成に関する科目

授業科目		単位数		履修方法等
		必修	選択	
医学概論	医学一般	2		社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修 69 単位を修得すること。
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2		
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2		
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論 I	2		
	社会福祉原論 II	2		
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2		
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	2		
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法 I	2		
	ソーシャルワークの	2		

	理論と方法Ⅱ		
ソーシャルワークの理論と方法（専門）	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ	2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
	地域福祉と包括的支援体制Ⅱ	2	
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論	2	
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
高齢者福祉	高齢者福祉論	2	
障害者福祉	障害福祉論	2	
児童・家庭福祉	児童・家庭福祉論	2	
貧困に対する支援	公的扶助論	2	
保健医療と福祉	医療福祉論	2	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2	
刑事司法と福祉	司法福祉論	2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
ソーシャルワーク演習（専門）	ソーシャルワーク演習Ⅱ	2	
	ソーシャルワーク演習Ⅲ	4	
	ソーシャルワーク演習Ⅳ	2	
ソーシャルワーク実	ソーシャルワーク実	1	

習指導	習指導Ⅰ	1	
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ	1	
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習Ⅰ	2	
	ソーシャルワーク実習Ⅱ	6	
合計（33科目）		69	

8 精神保健福祉士養成に関する科目

授業科目		単位数	履修方法等
		必修 選択 修 択	
医学概論	医学一般	2	精神保健福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修68単位を修得すること。 ただし、別表第1「8精神保健福祉士養成に関する科目」に加え、別表第1「7社会福祉士養成に関する科目」のソーシャルワーク演習（専門）、ソーシャルワーク実習指導及びソーシャルワーク実習に掲げる授業科目を履修し、その単位を修得すること。
心理学と心理的支援	心理学と心理的支援	2	
社会学と社会システム	社会学と社会システム	2	
社会福祉の原理と政策	社会福祉原論Ⅰ	2	
	社会福祉原論Ⅱ	2	
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉と包括的支援体制Ⅰ	2	
	地域福祉と包括的支援体制	2	

	Ⅱ		
社会保障	社会保障論Ⅰ	2	
	社会保障論Ⅱ	2	
障害者福祉	障害福祉論	2	
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2	
刑事司法と福祉	司法福祉論	2	
社会福祉調査の基礎	社会福祉調査	2	
精神医学と精神医療	精神医学Ⅰ	2	
	精神医学Ⅱ	2	
現代の精神保健の課題と支援	精神保健Ⅰ	2	
	精神保健Ⅱ	2	
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワークの基盤と専門職	2	
精神保健福祉の原理	精神保健福祉の原理Ⅰ	2	
	精神保健福祉の原理Ⅱ	2	

ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ	2	
	ソーシャルワークの理論と方法Ⅱ	2	
ソーシャルワークの理論と方法(専門)	ソーシャルワークの理論と方法(専門)A	2	
	ソーシャルワークの理論と方法(専門)B	2	
精神障害リハビリテーション論	精神障害リハビリテーション論	2	
精神保健福祉制度論	精神保健福祉制度論	2	
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	2	
ソーシャルワーク演習(専門)	ソーシャルワーク演習A	4	
	ソーシャルワーク演習B	2	

ソーシャルワーク 実習指導	ソーシャルワーク 実習指導 A	2	
	ソーシャルワーク 実習指導 B	1	
ソーシャルワーク 実習	ソーシャルワーク 実習 A	3	
	ソーシャルワーク 実習 B	2	
合計 (33 科目)		68	

9 保健師養成に関する科目

授業科目	単位数	履修方法等	
		必修	選択
基盤 教Ⅲ群 育 数理・データサイ エンス科目 群	データサイエンス演習	2	保健師国家試験受験資格の取得を希望する者は、必修 31 単位を修得すること。
	小計(1 科目)	2	
専 門 教 育 科 目 群	公衆衛生学	2	
	保健医療福祉システム論	2	
	小計(2 科目)	4	
展 開 科 目	公衆衛生看護学 I	2	
	公衆衛生看護学 II	2	

群	健康教育・保健指導 技術	1	
	小計(3 科目)	5	
実践的統合教育 科目	ヒューマンケアチー ムアプローチ演習	2	
	小計(1 科目)	2	
関連科目	疫学	2	
	養護概説 I	1	
	地域ケア論	1	
小計(3 科目)		4	
保健師に関する 専門科目	地域診断論	2	
	公衆衛生看護学Ⅲ	1	
	公衆衛生看護技術論	2	
	公衆衛生看護技術	1	
	公衆衛生看護管理論	2	
	保健行政論	1	
	公衆衛生看護学実習 I	1	
	公衆衛生看護学実習 II	2	
	公衆衛生看護学実習 III	2	
	小計(9 科目)	14	
合計(19 科目)		31	

10 学校司書に関する専門科目

授業科目	単位数	履修方法	
		必修	選択
学 校 司 書 概 論	学校図書館 学校経営と学校図書館	2	学校司書のモデルカリキュラムを修得しようとする者は、必修 32 単位を修得すること。
司 書 概 論	図書館情報 書技術論	2	

モ デ ル リ キ ユ ム	図書館情報 資源概論	図書館情報資源概論	2		
	情報資源組 織論	情報資源組織論	2		
	情報資源組 織演習	情報資源組織演習 I	2		
		情報資源組織演習 II	2		
	学校図書館 サービス論	学校図書館サービス論	2		
	学校図書館 情報サービ ス論	情報サービス論	2		
		情報サービス演習 I	2		
		情報サービス演習 II	2		
	学校教育概 論	教育原理		2	
		教育心理学		2	
		教育方法・教育課程論 (情報通信技術の活用 含む)		2	
		特別支援教育		2	
	学習指導と 学校図書館	学習指導と学校図書館	2		
	読書と豊か な人間性	読書と豊かな人間性	2		
	合計 (16 科目)			32	

別表第 2(第 1 条の 2 第 2 項関係)

別科助産専攻

授業科目		単位数	履修方法等
		必修	
助 産 の 基 礎 理 論 演 習	助産学概論	1	必修 33 単位を修得すること。
	周産期学 I	2	
	周産期学 II	2	
	生命倫理	1	
	母子と健康	1	
	助産文献講読	1	

域 習 専 門 助 産 科 の 実 践 領 域	助産研究演習	1		
	小計(7 科目)		9	
	専 門 助 産 科 の 実 践 領 域	助産診断・技術学 I (妊娠)	1	
		助産診断・技術学 II (分娩)	2	
		助産診断・技術学 III (産褥・新生児)	2	
		助産診断・技術学演習 I (助産実践演習)	2	
		助産診断・技術学演習 II (健康教育)	1	
		助産管理論	2	
		地域母子保健学	2	
		小計(7 科目)		12
		助産学実習 I (妊娠)	3	
		助産学実習 II (分娩・産褥)	5	
		助産学実習 III (継続事例)	1	
		助産学実習 IV (ハイリスク)	2	
	地域母子保健実習	1		
	小計(5 科目)		12	
	合計(19 科目)		33	

別表第 3(第 1 条の 2 第 3 項関係)

1 国際文化学研究科国際文化学専攻修士課程

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
共通科目	生命と生活の質特 論	2	必修 14 単位を含め 30 単位以上を 修得すること。
	小計 (1 科目)	2	
基礎科目	文化マネジメント 特論	2	
	国際文化学研究法	2	
	情報文化リテラシ ー特論	2	
	文化マネジメント 実習	2	

		小計 (4 科目)	4	4	
専門 科目	文化の融合をめざす分野	国際文化特講 I		2	
		国際文化特講 II		2	
		国際文化特講 III		2	
		国際文化特講 IV		2	
	文化の交流をめざす分野	言語文化特講 I		2	
		言語文化特講 II		2	
		言語文化特講 III		2	
		言語文化特講 IV		2	
	文化の再発見をめざす分野	地域文化特講 I		2	
		地域文化特講 II		2	
		地域文化特講 III		2	
		地域文化特講 IV		2	
	文化の創造をめざす分野	地域デザイン特講 I		2	
		地域デザイン特講 II		2	
		地域デザイン特講 III		2	
		地域デザイン特講 IV		2	
		小計 (16 科目)		32	
特別研究		国際文化化学研究 I	8		
		国際文化化学研究 II		2	
		国際文化化学研究 III		2	
		小計 (3 科目)	8	4	
合計 (24 科目)			14	40	

2 健康福祉学専攻科健康福祉学専攻博士前期課程

授業科目	単位数		履修方法
	必修	選択	
共通科 生命と生活の質特論	2		必修 16 単位を含め 30 単位以上を修得する

目	小計 (1 科目)	2	こと。
基礎科 目	健康福祉学特論	2	
	健康福祉学特論演習	2	
	健康福祉学研究法特論	2	
	健康福祉学基礎特論 I	2	
	健康福祉学基礎特論 II	2	
	健康福祉学基礎特論 III	2	
	小計 (6 科目)	6	6
専門科 目	生命・生活系専門特論 I		2
	生命・生活系専門特論 II		2
	生命・生活系専門特論 III		2
	地域・社会系専門特論 I		2
	地域・社会系専門特論 II		2
	地域・社会系専門特論 III		2
	地域・社会系専門特論 IV		2
	実践・臨床系専門特論 I		2
	実践・臨床系専門特論 II		2
	実践・臨床系専門特論 III		2
	実践・臨床系専門特論 IV		2
	実践・臨床系専門特論演習		2

	小計 (12 科目)		24
特別研究	健康福祉学研究Ⅰ	8	
	健康福祉学研究Ⅱ		2
	健康福祉学研究Ⅲ		2
	小計 (3 科目)	8	4
合計 (22 科目)		16	34

特別研究	健康福祉学特別研究Ⅰ	12	
	健康福祉学特別研究Ⅱ		2
	健康福祉学特別研究Ⅲ		2
	小計 (3 科目)	12	4
合計 (14 科目)		14	24

別表第4(第1条の2第4項関係)

健康福祉学研究科健康福祉学専攻博士後期課程

授業科目		単位数		履修方法
		必修	選択	
基礎講 究	健康福祉学講究 大学教育・運営系基礎 講究	2		必修 14 単位を含め 22 単位以上を修得すること。
	健康福祉学基礎講究Ⅰ		2	
	健康福祉学基礎講究Ⅱ		2	
	小計 (4 科目)	2	6	
	生命・生活系専門講究 Ⅰ		2	
専門講 究	生命・生活系専門講究 Ⅱ		2	
	生命・生活系専門講究 Ⅲ		2	
	地域・社会系専門講究 Ⅰ		2	
	地域・社会系専門講究 Ⅱ		2	
	実践・臨床系専門講究 Ⅰ		2	
	実践・臨床系専門講究 Ⅱ		2	
	小計 (7 科目)		14	

(2)山口県立大学試験実施要綱

(平成 21 年 4 月 1 日要綱第 21-1 号)

改正 平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 7 月 20 日

平成 24 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、山口県立大学学則（平成 18 年規程第 1 号）第 55 条及び山口県立大学大学院学則（令和 5 年規程第 1-2 号）第 37 条の規定に基づき、定期試験、追試験及び再試験の実施について必要な事項を定めるものとする。

(受験資格)

第 2 条 定期試験の受験者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たしていなければならない。

- (1) 授業科目の履修登録をしていること。
- (2) 授業科目の所定授業時間数の 3 分の 2 以上授業に出席していること。

(定期試験会場)

第 3 条 定期試験は、原則として当該授業を行った同じ曜日の同じ時限に同じ教室で行うものとする。

(試験監督)

第 4 条 定期試験、追試験及び再試験（以下「試験」と総称する。）の監督者（以下「試験監督者」という。）は、原則として当該授業科目の担当教員がこれに当たるものとする。

2 受験者が 100 人以上となる試験については、担当教員の申出により他の教員等を監督補助者として置くことができる。

(受験上の注意)

第 5 条 試験の受験者は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 学生証を携行し、机上に提示すること。なお、学生証を携行していない者は、教育研究支援部教務部門において所定の手続きを行った上、仮学生証の発行を受けること。
- (2) 試験に必要な筆記用具及び許可されたもの以外の所持品は机上に置かないこと。
- (3) 試験開始後 30 分以上遅刻した場合は、試験を受験することができないこと。
- (4) 試験開始後 30 分を経過するまでは、試験室から退室することはできないこと。
- (5) 答案用紙は必ず提出することとし、これを持ち帰ることはできないこと。

(不正行為の報告及び処分)

第 6 条 試験監督者は、試験中に不正行為が行われたと判断した場合には、当該不正行為を行った学生の受験を停止させ、学生証、答案用紙及び証拠となる物件を押収し、試験終了後に当該学生を同行して、当該学生の所属する学部、研究科又は別科の長（以下「所属学部長等」という。）に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた所属学部長等は、直ちにその状況を学長に報告するものとする。

3 報告後の懲戒手続については、「山口県立大学学生懲戒規程」の定めに基づいて行うものとする。

4 懲戒を受けた学生については、当該懲戒を受けた学期に履修した授業科目の全てについて単位の修得を認めない。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 7 月 20 日)

この要綱は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(3)山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-4 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日

平成 28 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号)第 55 条及び山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号)第 37 条の規定に基づき、グレード・ポイント(以下「GP」という。)及びグレードポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

(成績評価及び GP)

第 2 条 学期ごとに当該学期に履修した授業科目について 5 段階で評価し、当該評価に対し次のとおり GP を付与する。

成績評価	秀	優	良	可	不可
GP	4.00	3.00	2.00	1.00	0.00

(GPA の種類と計算方法)

第 3 条 GPA とは、一定期間において履修した各授業科目の成績に係る GP に当該授業科目の単位数を乗じて得た数値の総和を履修した各授業科目の単位数の総和で除して得た数値をいう。なお、数値の小数点第 3 位以下は切り捨てるものとする。

2 GPA は、学期ごとに算出する学期 GPA と在学中の各学期を通算して算出する累積 GPA の 2 種類とする。

3 次の各号に掲げる科目は、第 1 項の規定にかかわらず、GPA の算定には含めない。

- (1) 合格及び不合格で成績を表示する科目
- (2) 自由科目
- (3) 履修を中止した科目
- (4) 編入学及び転入学における単位認定科目
- (5) 再入学における単位認定科目
- (6) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (7) 他の大学等で修得した単位認定科目

4 前項第 1 号に規定する科目は、教授会の議を経て教育研究支援部長があらかじめ公示する。

5 放棄された科目は、GPA の算定に含めるものとし、当該科目の成績は不可とみなす。

6 累積 GPA の算定に当たり再履修科目が含まれている場合は、当初の履修登録による修得単位数及び取得 GP を算定から除外する。

(学期 GPA 及び累積 GPA の管理)

第 4 条 学期 GPA 及び累積 GPA に係る評価及び管理は、教育研究支援部において行う。

(苦情等の処理)

第 5 条 GPA に関する苦情、申立て等については、教育研究支援部長が所属学部長、所属研究科長又は別科長と協議して処理するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 16 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学 GPA 運用規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 16 年 4 月 1 日以降に転入、編入学又は再入学した学生については、改正後の山口県立大学 GPA 運用規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者と同様とする。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学した学生については、改正後の山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 22 年 4 月 1 日以降に転入、編入学又は再入学をする者に係るグレードポイントアベレージ等については、改正後の山口県立大学グレードポイントアベレージ運用規程の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係るグレードポイントアベレージ等と同様とする。

附 則(平成 24 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(4)山口県立大学入学前既修得単位認定規程

(平成 22 年 4 月 1 日規程第 6-57 号)

改正 平成 28 年 4 月 1 日 平成 28 年 9 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則（平成 18 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。）第 51 条及び山口県立大学大学院学則（令和 5 年規程第 1-2 号。以下「大学院学則」という。）第 34 条の規定に基づき、本学の学部又は大学院に入学する前に修得した単位を本学の教育課程における単位として認定すること（以下「既修得単位の認定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(単位認定の申請)

第 2 条 既修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を所属する学部長又は研究科長（以下「学部長等」という。）に提出しなければならない。

- (1) 入学前既修得単位認定申請書（別記様式）
- (2) 本学又は他の大学等が発行した成績証明書
- (3) 本学又は他の大学等で単位を修得した授業科目に係るシラバス又は授業の内容を記載した書類

(単位認定の審査)

第 3 条 学部長は、前条の規定により認定の申請があった授業科目のうち、基盤教育科目群及び免許・資格科目群に係るもの（教職に関する専門科目は除く）については基盤教育センターに、教職に関する専門科目については教職センターに単位認定の審査を付託するものとする。

2 学部の専門教育科目群又は大学院の科目については、既修得単位の認定を受けようとする者が属する学部又は研究科の教務調整会議員が単位認定の審査を行う。

(基盤教育科目群等の審査)

第 4 条 学部長は、基盤教育センター又は教職センターに審査を付託しようとするときは、入学前既修得単位認定申請書に成績証明書等（第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げるものをいう。）を添付しなければならない。

2 基盤教育センターは、前項の規定により審査を付託されたときは、科目連絡会議等の科目責任者（以下「科目責任者」という。）に審査を要請することができる。

3 科目責任者は、前項の審査を行うに当たり必要と認めるときは、既修得単位の認定を受けようとする者が属する学部の教務調整会議員の意見を聴くことができる。

4 基盤教育センター長は基盤教育センター会議の議を経て、教職センター長は教職センター部会の議を経て審査結果を学部長に報告するものとする。

(審査基準)

第 5 条 既修得単位の認定の審査は、本学又は他の大学等で単位を修得した授業科目が、本学の開設授業科目と単位数が同等以上で、名称又は内容に類似性があり、本学の開設授業科目として読替えが可能であるかどうかを基準に行うものとする。

(単位の認定)

第 6 条 学部長等は、教授会の議を経て既修得単位の認定を行うものとする。

(認定の通知)

第 7 条 学部長等は、前条の規定により既修得単位の認定を行ったときは、既修得単位認定通知書により申請者に通知しなければならない。

(成績の評価表記)

第 8 条 前条の規定により認定を行った授業科目の成績評価は、大学学則第 50 条第 2 項及び大学院学則第 33 条第 2 項の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、既修得単位の認定について必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 山口県立大学他大学等既修得単位認定要領（平成 18 年 4 月 1 日要領第 18-7 号）は、廃止する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(5)大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-5 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日
令和 4 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日
令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則（平成 18 年規程第 1 号）第 51 条及び第 54 条の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定（以下「単位認定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(単位認定の対象)

第 2 条 単位認定ができる検定試験は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 独立行政法人国際交流基金及び公益財団法人日本国際教育支援協会が主催する日本語能力試験（以下「日本語能力試験」という。）
- (2) 公益財団法人日本漢字能力検定協会が主催する BJT ビジネス日本語能力テスト（以下「ビジネス日本語能力テスト」という。）

(授業科目、単位数及び成績評価)

第 3 条 認定する授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

2 認定した単位の成績評価は「秀」とする。

(単位認定の申請)

第 4 条 単位認定を受けようとする者は、各学期の指定する期間に、次に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

(1) 大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別記第 1 号様式）（以下「申請書」という。）

(2) 認定証又は得点証明書等の原本（以下「認定証等」という。）

2 新たに認定基準を満たした者は、既に認定した授業科目以外の授業科目に限り申請できるものとする。

3 所定の認定基準を満たした日から 2 年を経過したものは、これを申請することができない。

(単位認定)

第 5 条 学部長は、教授会の議を経て単位の認定を行わなければならない。

(認定の通知)

第 6 条 学部長は、前条の規定により認定を行ったときは、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知しなければならない。

(その他)

第 7 条 この規程で定めるもののほか、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に必要な事項は、教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学者から適用する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、平成 16 年度入学者から適用する。

附 則(平成 21 年 4 月 1 日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行日において平成 21 年 3 月 31 日以前から引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日)

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 21 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 22 年 4 月 1 日以後に転入、編入学又は再入学をする者に係る単位の認定等については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る単位の認定等と同様とする。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

(施行期日)

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 27 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成 27 年 4 月 1 日以後に転入、編入学又は再入学をする者に係る単位の認定等については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学

修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る単位の認定等と同様とする。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 4 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 4 年 4 月 1 日以後に転入学又は再入学をする者に係る単位の認定等については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る単位の認定等と同様とする。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和 7 年 3 月 31 日に山口県立大学に在学し、引き続き在学する者については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和 7 年 4 月 1 日以後に転入学又は再入学をする者に係る単位の認定等については、改正後の大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定に関する規程にかかわらず、その者の属する年次の在学者に係る単位の認定等と同様とする。

別表(第 3 条関係)

日本語能力試験	N1	実践日本語 I	2
ビジネス日本語能力テスト	J1+	実践日本語 I 実践日本語 II	4

(6)山口県立大学他の大学等の授業科目の履修等に関する規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 6-8 号)

改正 平成 19 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年規程第 1 号。以下「大学学則」という。)第 53 条及び山口県立大学大学院学則(令和 5 年規程第 1-2 号。以下「大学院学則」という。)第 36 条の規定により本学の学生が他の大学等の授業科目を履修する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(他の大学等との協議)

第 2 条 学長は、学生が他の大学等の授業科目を履修することを認めようとするときは、次に掲げる事項について、教育研究評議会の議を経て、他の大学等と協議するものとする。

- (1) 学生の身分取扱
- (2) 履修することができる授業科目及び修得することができる単位数
- (3) 履修期間
- (4) 受入手続
- (5) 対象とする学生数
- (6) 修得した単位の取扱
- (7) 授業科目の履修等に要する費用の取扱
- (8) その他必要な事項

2 学長は、前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、協議を行っていない他の大学等の授業科目を学生が履修することを認めることができる。

(履修することができる授業科目)

第 3 条 学長は、毎学期のはじめに本学の学生が履修できる他の大学等の授業科目等について公表する。

(履修願)

第 4 条 他の大学等の授業科目を履修しようとする学生は、所定の期日までに、次に掲げる書類により学長に願い出なければならない。

- (1) 他の大学等の授業科目履修願
- (2) その他指定する書類

(履修の許可)

第 5 条 学長は、前条の規定による願い出があったときは、教授会の議を経て当該他の大学等の授業科目の履修を許可するものとする。

(履修期間)

第 6 条 他の大学等の授業科目を履修する期間は、1 年以内とする。

(履修許可の取消し等)

第 7 条 学長は、他の大学等の授業科目の履修の許可を受けた学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該他の大学等と協議し、教授会の議を経て、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 学生としての本分に反する行為のあったとき。
- (3) その他授業科目の履修が困難と認められる事情が生じたとき。

(受入大学等での履修方法等)

第 8 条 他の大学等の授業科目の履修方法、試験、成績評価等については、原則として当該他の大学等の定めるところによる。

(他の大学等で修得した単位の認定)

第 9 条 大学学則第 53 条第 2 項又は大学院学則第 36 条第 2 項の規定による認定については、教授会において別に定める。

(協定書等の遵守義務)

第 10 条 他の大学等との協定書等に定められた事項は、遵守しなければならない。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、本学の学生が他の大学等の授業科目を履修する場合の取扱について必要な事項は、教授会において定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(7)山口県立大学他大学等修得単位認定規程

(平成 22 年 4 月 1 日規程第 6-58 号)

改正 平成 28 年 4 月 1 日 平成 28 年 9 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 令和 4 年 4 月 1 日

令和 5 年 4 月 1 日 令和 7 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則（平成 18 年規程第 1 号。以下「学則」という。）

第 53 条の規定に基づき、他の大学等において修得した単位を本学の単位として認定すること（以下「修得単位の認定」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(単位認定の申請)

第 2 条 修得単位の認定を受けようとする者は、所定の期日までに、次の各号に掲げる書類を学部長に提出しなければならない。

- (1) 他大学等修得単位認定申請書（別記様式）
- (2) 他の大学等が発行した成績証明書
- (3) 他の大学等で単位を修得した授業科目に係るシラバス又は授業の内容を記載した書類

(単位認定の審査)

第 3 条 学部長は前条の規定により認定の申請があった授業科目のうち基盤教育科目群及び免許・資格科目群に係るもの（教職に関する専門科目は除く）については基盤教育センターに、教職に関する専門科目については教職センターに単位認定の審査を付託するものとする。

2 専門教育科目群の授業科目については、修得単位の認定を受けようとする者が属する学部の教務調整会議員が単位認定の審査を行う。

(基盤教育科目群等の審査)

第 4 条 学部長は、基盤教育センター又は教職センターに審査を付託しようとするときは、修得単位認定申請書に成績証明書等（第 2 条第 2 号及び第 3 号に掲げるものをいう。）を添付しなければならない。

2 基盤教育センターは、前項の規定により審査を付託されたときは、科目連絡会議等の科目責任者（以下「科目責任者」という。）に審査を要請することができる。

3 科目責任者は、前項の審査を行うに当たり必要と認めるときは、修得単位の認定を受けようとする者が属する学部の教務調整会議員の意見を聴くことができる。

4 基盤教育センター長は基盤教育センター会議の議を経て、教職センター長は教職センター部会の議を経て審査結果を学部長に報告するものとする。

(審査基準)

第 5 条 修得単位の認定の審査は、他の大学等で単位を修得した授業科目が、本学の開設授業科目と単位数が同等以上で、名称又は内容に類似性があり、本学の開設授業科目として読替えが可能であるかどうかを基準に行うものとする。

(単位の認定)

第 6 条 学部長は、教授会の議を経て修得単位の認定を行うものとする。

(認定の通知)

第 7 条 学部長は、前条の規定により修得単位の認定を行ったときは、修得単位認定通知書により申請者に通知しなければならない。

(成績の評価表記)

第 8 条 前条の規定により認定を行った授業科目の成績評価は、学則第 50 条第 2 項の規定にかかわらず、「認定」と表記する。

(その他)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、修得単位の認定について必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 山口県立大学他大学等既修得単位認定要領（平成 18 年 4 月 1 日要領第 18-7 号）は、廃止する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 1 日)

この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 4 月 1 日)

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

6-3 山口県立大学学生懲戒規程

(平成 23 年 7 月 20 日規程第 8-14 号)

改正 平成 24 年 4 月 1 日 平成 28 年 4 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日 令和 5 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山口県立大学学則(平成 18 年 4 月 1 日規程第 1 号。以下「大学学則」という。)第 61 条第 3 項の規定に基づき、学生の懲戒について必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第 2 条 懲戒は、懲戒対象行為の内容及びその影響等を総合的に判断し、教育的配慮を加えて行うものとする。

2 懲戒により学生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な範囲を限度とする。

(懲戒の内容)

第 3 条 大学学則第 61 条第 1 項に定める懲戒の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訓告は、文書により注意を喚起し、将来を戒めるものとする。
- (2) 停学は、一定の期間、大学への登校を禁止するものとする。
- (3) 退学は、学生としての身分をはく奪するものとする。

(懲戒の区分の判断基準)

第 4 条 前条の懲戒の区分については、懲戒対象行為の悪質性及び結果の重大性を総合的に判断して決定する。

(教育的措置)

第 5 条 第 3 条に規定する懲戒のほか、教育的措置として、口頭又は文書による厳重注意を行うことができる。

2 過去に厳重注意を受けた学生が再度同様の行為を行ったときは、懲戒の対象とすることができる。

(懲戒の効果等)

第 6 条 懲戒を受けた学生(以下「懲戒学生」という。)は、本学の学生表彰、授業料の免除及び各種奨学金の推薦の対象とならないものとする。

2 懲戒を行ったときは、懲戒学生の学籍簿にその内容を記載する。ただし、成績証明書等、懲戒学生及び大学関係者以外の者が閲覧する可能性のあるものには、その内容を記載しない。

(懲戒対象行為の報告)

第 7 条 教職員は、学生に大学学則第 61 条第 1 項に該当する懲戒対象行為があったと認められるときは、直ちに学生の所属する学部、研究科又は別科の長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた学部、研究科又は別科の長(以下「所属学部長等」という。)は、直ちにその状況を学長に報告するものとする。

(学生の自宅待機の取扱い)

第 8 条 所属学部長等は、懲戒が決定するまでの間、学生に自宅待機を命ずることができる。

(懲戒手続)

第 9 条 学長は、第 7 条第 2 項の報告を受けたときは、所属学部長等に対して事実関係の調査及び懲戒の要否を教授会で審議するよう指示することができる。

2 所属学部長等は、前項の規定による指示があったときは、直ちに調査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の設置)

第 10 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所属学部長等
- (2) 学部、研究科、別科から選出された委員 2 人
- (3) 所属学部長等が指名する者

2 委員会に委員長を置き、前項第 1 号に掲げる者をもって充てる。

3 委員会は、直ちに事実関係を調査し、その結果を所属学部長等に報告する。

(弁明の機会)

第 11 条 委員会は、調査に当たっては、懲戒対象行為を行ったと認められる学生(以下「当該学生」という。)に、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。

2 弁明の機会を与えられたにもかかわらず、当該学生が正当な理由なく欠席したとき、又は弁明に関する文書を指定の期日までに提出しなかったときは、弁明の機会を放棄したものとみなす。

(審議結果の報告)

第 12 条 所属学部長等は、委員会の調査結果に基づき、懲戒の要否について、教授会において審議する。

2 所属学部長等は、教授会での審議結果を学長に報告する。

3 学長は、前項の審議結果について必要があると認めるときは、所属学部長等に再調査を求めることができる。

(懲戒処分の決定)

第 13 条 学長は、前条の報告を受けたときは、懲戒処分の要否及び区分を決定する。

- 2 学長は、懲戒処分を決定したときは、当該学生に懲戒処分通知書(別記様式第1号)により通知しなければならない。
- 3 前項の規定により通知した場合は、当該学生の保護者又は保証人に当該通知書の写しを送付する。
- 4 懲戒処分を行ったときは、学生の所属、処分の内容、理由及び年月日を、別記様式第2号により学内に告示する。

(停学)

第14条 停学は、無期停学又は有期停学とする。

- 2 無期停学の期間は、6月以上とする。
- 3 有期停学の期間は、6月未満とする。
- 4 停学の期間は、大学学則第20条又は山口県立大学大学院学則(令和5年規程第1-2号。以下「大学院学則」という。)第6条に規定する在学期間に算入する。ただし、3月以上の停学については、大学学則第19条又は大学院学則第4条に規定する修業年限に算入しない。

(停学処分中の指導)

第15条 所属学部長等は、停学処分中の学生(以下「停学学生」という。)に対して、定期的に面接及び指導を行うものとする。

(無期停学の解除)

第16条 所属学部長等は、無期停学の処分を受けた学生について、その発効日から起算して6月を経過した後、その反省の程度、生活態度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分の解除が適当であると認めるときは、教授会の議を経て学長に停学の解除を申請することができる。

- 2 学長は、前項の申請が適当と認めるときは、停学の解除を決定する。
- 3 学長は、前項の規定により停学の解除を決定したときは、停学学生に懲戒処分解除通知書(別記第3号様式)により通知するとともに、停学学生の保護者又は保証人に当該通知書の写しを送付する。

(再審査)

第17条 懲戒学生は、懲戒処分通知書を受理した日から30日以内に、学長に再審査を請求することができる。

- 2 学長は、前項の請求を受けたときは、速やかに懲戒学生が所属する学部又は研究科の教授会の議を経て、再審査の可否を決定する。
- 3 学長は、再審査の必要があると認めるときは、直ちに所属学部長等に調査等を行わせるものとする。この場合の手続は、第9条から第12条の規定に基づき行うものとする。
- 4 学長は、再審査の必要がないと認めるときは、直ちにその旨を懲戒学生に通知するものとする。

(事務)

第18条 学生の懲戒に関する事務は、教育研究支援部において処理する。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、学生の懲戒について必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則(平成24年4月1日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。